

令和3年第1回定例会

(3月11日招集)

山都町議会会議録

令和3年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

○3月11日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	4
日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について	7
日程第7 議案第37号 工事請負変更契約の締結について	10
日程第8 議案第41号 物品売買契約の締結について	13
日程第9 議案第5号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	16
日程第10 議案第6号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	17
日程第11 議案第7号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	19
日程第12 議案第8号 山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	21
日程第13 議案第9号 山都町行政区設置条例の一部改正について	22
日程第14 議案第10号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	23
日程第15 議案第11号 山都町道路占用料徴収条例の一部改正について	26
日程第16 議案第12号 山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	27
日程第17 議案第13号 山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	30
日程第18 議案第14号 山都町営住宅を山都町復興一般住宅に建替える場合等の入居の特例に関する条例の制定について	31
散会	33

○3月16日（第2号）

出席議員	34
------	----

欠席議員	34
説明のため出席した者の職氏名	34
職務のため出席した事務局職員	35
開議	35
日程第1 一般質問	35
1番 眞原 誠議員	35
9番 吉川美加議員	47
7番 甲斐重昭議員	62
10番 藤原秀幸議員	76
散会	90

○3月17日（第3号）

出席議員	91
欠席議員	91
説明のため出席した者の職氏名	91
職務のため出席した事務局職員	92
開議	92
日程第1 一般質問	92
3番 中村五彦議員	92
2番 西田由未子議員	104
日程第2 議案第15号 山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について	118
日程第3 議案第16号 山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について	118
日程第4 議案第17号 山都町井無田高原キャンプ場条例の一部改正について	118
日程第5 議案第18号 山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部改正について	118
日程第6 議案第19号 山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について	123
日程第7 議案第20号 山都町町道維持管理基金条例の制定について	125
日程第8 議案第21号 山都町介護保険条例の一部改正について	127
日程第9 議案第22号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例等の一部改正について	128
散会	130

○3月18日（第4号）

出席議員	131
欠席議員	131
説明のため出席した者の職氏名	131
職務のため出席した事務局職員	132

開議	132
日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について	132
日程第2 発委第2号 山都町議会広報の発行に関する規則の一部改正について	132
日程第3 発委第3号 山都町議会会議規則の一部改正について	132
日程第4 発委第4号 山都町議会タブレット端末運用に関する規則の制定について	132
日程第5 議案第23号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第12号）について	135
日程第6 議案第24号 令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） について	152
日程第7 議案第25号 令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）につい て	153
日程第8 議案第26号 令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につい て	157
日程第9 議案第27号 令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	158
日程第10 山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙	161
散会	162

○3月19日（第5号）

出席議員	163
欠席議員	163
説明のため出席した者の職氏名	163
職務のため出席した事務局職員	163
開議	163
日程第1 議案第28号 令和3年度山都町一般会計予算について	164
散会	245

○3月24日（第6号）

出席議員	246
欠席議員	246
説明のため出席した者の職氏名	247
職務のため出席した事務局職員	247
開議	247
日程第1 行政報告	247
日程第2 議案第29号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計予算について	248
日程第3 議案第30号 令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算について	253
日程第4 議案第31号 令和3年度山都町介護保険特別会計予算について	254
日程第5 議案第32号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計予算について	260

日程第6	議案第33号	令和3年度山都町簡易水道特別会計予算について……………	261
日程第7	議案第34号	令和3年度山都町水道事業会計予算について……………	263
日程第8	議案第35号	令和3年度山都町病院事業会計予算について……………	267
日程第9	議案第38号	町有財産の無償貸付について……………	271
日程第10	議案第39号	町有の組合委託林立木の処分について……………	274
日程第11	議案第42号	財産の取得について……………	276
日程第12	議案第40号	緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について……………	278
日程第13	同意第1号	山都町監査委員の選任について同意を求める件……………	283
日程第14	同意第2号	山都町教育長の任命について同意を求める件……………	284
日程第15	同意第3号	山都町教育委員の任命について同意を求める件……………	284
日程第16	議員派遣の件……………		286
日程第17	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について……………	286
閉会……………			287

3 月 11 日（木曜日）

令和3年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年3月11日午前10時0分招集
2. 令和3年3月11日午前10時03分開会
3. 令和3年3月11日午後0時08分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について
 - 日程第7 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
 - 日程第8 議案第41号 物品売買契約の締結について
 - 日程第9 議案第5号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第6号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第7号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
 - 日程第12 議案第8号 山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第9号 山都町行政区設置条例の一部改正について
 - 日程第14 議案第10号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
 - 日程第15 議案第11号 山都町道路占用料徴収条例の一部改正について
 - 日程第16 議案第12号 山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について
 - 日程第17 議案第13号 山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第18 議案第14号 山都町営住宅を山都町復興一般住宅に建替える場合等の入居の特例に関する条例の制定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠 | 6番 藤川 多美 |

7番 甲斐重昭	8番 飯開政俊	9番 吉川美加
10番 藤原秀幸	11番 後藤壽廣	12番 藤川憲治
13番 藤澤和生	14番 工藤文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開会・開議 午前10時03分

○議長(工藤文範君) ただいまから令和3年第1回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(工藤文範君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、中村五彦君、4番、矢仁田秀典君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長(工藤文範君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの16日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月26日までの16日間とすることを決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおります。

次に、本日までに受理した陳情は、陳情等文書表のとおり処理しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第4、行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、お手元に山都町国民保護計画の修正についてという資料が配付してあるというふうに思いますので、それに従いまして、御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、資料の1ページでございますが、山都町国民保護計画ということにつきまして、若干御説明申し上げます。

記載がございますが、政府が定める武力攻撃事態など、国民の保護に関する基本的な指針に基づいて、地方公共団体が作成する計画というものでございます。住民の保護のための措置を行う実施体制、住民避難や救援などに関する事柄、それから平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたものでございます。

次に、真ん中、中ほどの図を御覧いただきたいというふうに思います。国から県を通じて、町への国民保護の流れを示しているところでございます。大きく分けまして、避難、救援、対処というふうに区別されております。町が果たすべき役割は、図の右の欄の赤い丸で囲んだ部分でございます。

また、町は町民に対する警報の伝達、避難指示の伝達を行うということとされております。その内容につきましては、一つの参考としては、東日本大震災規模、あるいは南海トラフ等、大規模かつ予測できない震災クラスの災害の発生を想定しております防災計画を武力攻撃という事態に置き換えながら作成したものと言えるものでございます。

資料の5ページ目が、山都町国民保護計画、既に作成してありますが、その資料ということで、平成19年の第2回定例会、6月議会で報告がなされているというものでございます。

また、当該計画の変更の手続きでございますが、町国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法の規定に基づきまして、町国民保護協議会や知事との協議を経て、議会に報告し、公表するということとされているものでございます。

次の2ページをお願いします。

これまで、町は国からの指示や地域防災計画に準ずる措置に関するものや、経年変化による修正を行っております。それぞれ三つの図で示しているというところでございますが、今回、議会での報告に至りました経緯は、資料5ページにありました当初の策定以降、議会での修正報告、並びに公表がないというのが判明したものでございます。

さて、今後につきましては、経年変化等の軽微なもの以外の修正につきましては、適宜、議会での報告を行いまして、資料3ページに、案としておりますが、4月1日付でホームページ上にも公表する手順を進めているところでございます。

実際の保護計画というのは、私が持参しておりますが、約100ページになりますので、今回は議員の皆さんには配付はしておりませんが、ホームページ上で公表するという事で手順をさせていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、山都町国民保護計画に関する報告を終わりたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

令和3年第1回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど議長からありましたとおり、「ゆたかなまちづくり」をスローガンに掲げました、さきの町長選挙におきまして皆様からの多大な御支援をいただき、2期目の町政運営をお許しいたできました。ありがとうございます。

熊本地震及び豪雨災害復旧と復興の総仕上げ、総合体育館の建設、矢部インターチェンジ周辺の整備、また、九州中央自動車道矢部一蘇陽間の早期事業化と沿線の整備などの重要な課題を抱え、改めて責任の重さを感じて、身の引き締まる思いであります。

御支援をいただきました多くの町民の皆様からの御期待に応えるとともに、御批判をいただきました皆様の御意見も真摯に受け止めながら、2期目の運営に当たってまいります。

さて、今年の冬は例年になく厳しいものとなりました。幸い、町内では積雪の被害や凍結による大きな生活基盤への影響はありませんでしたが、北日本では豪雪等による車両の渋滞や除雪作業中の事故等で尊い命が失われました。

また、昨年1月に国内で初めて発生が確認されました新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束が見えない状況ですが、ようやく医療関係者を皮切りにワクチンの接種が始まりました。国際的なワクチン争奪戦が懸念される中、国内での接種計画にも遅れが生じています。町では円滑なワクチン接種に向けた準備を整え、町民の皆様へ周知を行いながら、丁寧に進めてまいります。

それでは、12月定例会以降の町政等について御報告申し上げます。

まず、介護保険料に関しまして、不適正な事務処理は多くの町民の皆様へ御負担を強いる結果

となりました。誠に申し訳なく思っております。町行政の責任者として深くおわびを申し上げます。再発防止はもちろんですが、業務体制の見直しを指示し、一日も早い行政への信頼回復を皆様にお誓いいたします。

また、1月に第4回子ども議会を開催し、次の世代を担う中学生の皆様から、町を様々な角度から見つめ、熱い思いがこもった提案をいただきました。早速、実現に向けて調査・検討を指示いたしました。

さて、大矢野原演習場での訓練中、着弾地付近で発生しました火災につきましては、周辺住民の皆様には特に御心配をおかけしました。町への連絡体制の不備、対応の遅延に対しまして、自衛隊側に強く抗議をいたしました。後日、業務隊長から、非常時における迅速かつ確実な状況の報告及び連絡体制について、再確認の報告及びおわびを受けたところであります。

次に、鶴底地区と下矢部東部地区におきまして、農事組合法人が誕生しました。農林業の担い手が不足し、基幹産業の衰退はもとより地域運営にも支障を来す大きな問題です。地域における危機感の共有が法人化への舵を切られたものと理解しております。法人の運営につきましても、未知の領域や、さらなる課題があると存じますが、町としましても積極的な支援をしながら、他地域への広がり期待しております。

有機農業の振興に関しましては、熊本グリーン農業表彰を矢部、長田の西山様と山都町が受賞をしました。有機農業日本一の町にふさわしい農業経営と活動が認められたものであり、今後もさらなる飛躍を期待するところです。

農産加工品では、菅尾の山の未来舎様が金賞の県知事賞、そして馬見原の岩永製茶園様がジャパンプレミアムティーコンテスト2020で最高の五つ星、国産紅茶グランプリ2020で銀賞を受賞されるなど、山都ブランドの質の高さを全国に発信されました。

また、町の防災力向上に関しまして、日常及び非常時への備えを強化するために、JA上益城、日本郵政グループ及び生活協同組合くまもとなどの団体と見守り活動や災害時応援等の協定を結びました。設備面では、防衛省の民生安定施設整備事業補助金を活用し、町の防災行政無線のデジタル化を行い、より便利な機能を有する戸別受信機の整備に着手しました。令和3年度の完了を目指します。そのほか、防衛省関連の交付金につきましても、有効に活用するため基金条例を今回提案しております。

最後に、町では新型コロナウイルス感染症対策として、国や県の交付金に加え、町財源を活用し、町民生活はもとより、経済活動を支援するための独自の施策を実施してまいりました。一定の効果は見られましたが、昨年からの第3波と称される、さらなる感染拡大は、回復傾向にありました地域経済に再び深刻な影響を及ぼす事態となりました。今後も注意深く情勢を見極めながら、適時、的確な対策を実施することで影響を最小限に食い止めたい、また食い止める必要があります。

これからも与えられました任期の中で、様々な町政の課題に全力で取り組んでまいりますので、今後も町民の皆さんの御理解と御支援を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は39件で、条例18件、補正予算5件、当初予算8件、その他8件です。

議案第5号から第22号は、それぞれ必要な条例の一部改正及び新たに条例を制定するものです。

議案第23号から第27号は、令和2年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第28号から第35号は、令和3年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の当初予算に関するものです。

議案第36号と第37号は工事請負契約に関するもの、議案第38号と第39号は町有財産の処分に関するもの、議案第40号は指定管理者の指定に関するものです。

同意第1号は、監査委員が本年3月28日をもって任期満了となりますので、監査委員の選任について同意を求めるものです。

同意第2号は、教育長が本年3月31日をもって任期満了となりますので、教育長の任命について同意を求めるものです。

同意第3号は、教育委員4名のうち1名が本年3月25日をもって任期満了となりますので、教育委員の任命について同意を求めるものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6……。

（「すみません、言い間違えられたのか、ここに書いてあるのかどうなのか。見せてもらっていいですか」と呼ぶ者あり）

銀賞、銅賞でしょう、はい。

町長、お茶のあれを銅賞って言いなばってんが、それには銀賞って書いてある。どっちが。銀賞。銀賞が正解だそうです。

（「せっかく出ましたので、もう一つ。今の表彰のところで、菅尾の「やまのみらいしゃ」と読まれましたが、「やまのみるくしゃ」でございますので、そこも併せて訂正された方がいいかと思います」と呼ぶ者あり）

分かりました。総務課長、あそこは「やまのみるくしゃ」だけん。2か所訂正です。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） それでは、発言の訂正をさせていただきます。

農産加工品での菅尾の山の未来舎様というのを間違った発言をいたしましたので、申し訳ございません。訂正させていただきます。

それから、岩永製茶園様がジャパンプレミアムティーコンテスト2020で最高の五つ星と国産紅茶グランプリ2020で銀賞を受賞されたというようなことでございますので、そのような形で訂正をさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第36号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） おはようございます。それでは、議案第36号について御説明いたします。

議案第36号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、工事請負契約を締結することとする。

令和3年3月11日提出、山都町長。

工事番号、山健ほ工第3号。

工事名、矢部保健福祉センター千寿苑空調設備更新工事。

工事場所、山都町千滝地内。

契約金額、5,637万5,000円、税込みです。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町南田289、西邦電気工事株式会社、山都営業所、所長、上田勝徳。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

工事契約仮契約の写しです。

- 1、工事番号、山健ほ工第3号。
- 2、工事名、矢部保健福祉センター千寿苑空調設備更新工事。
- 3、工事場所、山都町千滝地内。
- 4、工期、令和3年3月22日から令和3年3月31日まで。
- 5、請負代金額、5,637万5,000円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者西邦電気工事株式会社山都営業所は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月3日。発注者、山都町長、梅田穰。受注者、熊本県上益城郡山都町南田289、西

邦電気工事株式会社、山都営業所、所長、上田勝徳。

次のページをお願いします。

工事請負契約概要でございます。

工事番号から工事場所につきましては、先ほど申し上げましたので、省略いたします。

入札年月日、令和3年2月25日。

工事概要です。矢部保健福祉センター千寿苑の空調設備は設置より約23年経過しており、今後故障した場合には、修繕部品の調達も難しい状況にあります。今後も町民の集いの場として、災害時には避難所として、良好な環境を保つために空調設備の更新を行うものです。

主な機器、数量につきましては、記載のとおりでございます。指名業者につきましては、記載の9社です。

次のページをお願いします。

入札の結果になります。2月25日に開札を行いまして、予定価格は税抜で5,227万5,000円です。最低制限価格は税抜で4,704万7,500円です。9社を指名し、6社が辞退、3社からの応札がっております。その結果、西邦電気工事株式会社山都営業所が落札しているところでございます。

次に、図面の御説明を申し上げます。

まず、千寿苑の施設概要としまして、平成9年に完成し、今年で建築から24年目となります。建物の構造は鉄骨造りの平屋で、延べ床面積は2,367平方メートルとなっています。図面の説明の際は、図面右下の図面番号を申し上げます。

まず、図面番号Aの04を御覧ください。平面図になります。玄関から見て左側が福祉センターゾーン、右側が保健センターゾーンになります。

次のページをお願いします。

図面番号Mの15です。福祉センター側の改修前の機械の撤去図です。改修に伴い、まず現在についている機械の撤去が必要となります。撤去する物にはバツ印をつけています。バツ印一つが1台です。更新に伴い、室内機31台、室外機6台を撤去します。室内機には大きく二つのタイプがあり、役場の庁舎にも使われている天井カセット4方向というタイプと、吸い込み口と送り出す部分が別で、本体を天井の中に収める天井埋め込み型の二つのタイプがあります。図面では、室内機は四角で表示しており、塗り潰した四角が天井カセット4方向というタイプで、塗り潰していない長方形が天井埋め込み型になります。室外機は黒い丸で表示しています。

次のページをお願いします。

図面番号Mの16です。こちらは保健センター側の改修前の機械の撤去図です。保健センター側では、室内機20台、室外機6台の撤去を行います。図面の中央やや下の集団検診室に、バツ印のついてない四角が四つございます。この4台は撤去を行わないこととしています。この4台は平成26年頃から故障しており、設置場所がアーチ状の天井の最上部にあるため、メンテナンスができずにそのままになっています。そのため、平成27年に他の施設で使わなくなった空調機械2台を同じ部屋の壁際に設置しており、今回はその2台を新たなものに更新します。

次のページをお願いします。

図面番号Mの12です。この図面は、撤去及び取付けに伴い、天井を開口する必要のある部分を示しています。基本的に、天井カセット型は機械を入れ替えるだけで交換ができますが、天井埋め込み型の場合は、機械が見えないようにプラスターボード等の天井材で覆われているため、機械を取り出すことができる大きさを天井材を撤去する必要があります。福祉センター側は天井埋め込み型の機械が多いため、天井の開口と補修が必要となる箇所が19か所となっています。

次のページをお願いします。

図面番号Mの13です。同様に、天井の開口が必要になる箇所を表示しています。保健センター側は1か所ですが、こちらは新たに天井カセット型を設置するためのものになっております。

次のページをお願いします。

図面番号Mの06です。こちらは福祉センター側の改修後の平面図になります。

次のページをお願いします。

図面番号Mの07です。保健センター側の改修後の平面図です。図面中央やや下の中央の集団検診室については、天井からつるすタイプの室内機2台の能力の見直しを行い、今回2台から3台に増やし、天井カセット型1台を設置しております。保健センター側では、室内機22台、室外機4台の設置となります。

また、図面には表示されておりませんが、多目的ホールと集団検診室の2か所は、収容人員が多く、天井が高いため、冬は空調を入れても温かい空気が天井付近に滞留し、いつまでも暖まらない状況にあります。そのため、空気循環用のサーキュレーターを多目的ホールに12台、集団検診室に6台、天井へ取付けを行うことで、空気の循環、換気を行えるようにいたします。感染防止と温かい空気を下に吹き降ろすことで、利用する方々に良好な環境を提供していきたいと思っております。

次のページ以降は、更新の対象となる機器類の写真です。併せてごらんください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 大規模な更新なんですけど、工期が9日間でございますが、撤去から設置まで、とても無理じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） おっしゃるとおり、とても年度内には行えないです。令和3年度に繰り越すこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） およそ、どのくらいの期間で終了予定でしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

7月ぐらいまでを見込んでおります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） この工事に対する予算額はお幾らだったでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 補正で、全部で5,780万5,000円を計上しております。その部分で、今回この工事に入ります前に、設計委託料を含んでおりますので、設計委託料を除いた額を今回計上させていただきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） すいません、入札関係の指名業者関係について、お知らせください。業者さんが、見てみますと、どうしてもちょっと、空調をされるような業者なのかなというところがちょっと疑問があります。どういう資格を持ったところで指名をされておるのかお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 町の指名願に提出されまして、管工事の部分の町のランクにおきまして、指名競争入札というところございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 工事請負変更契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第37号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第37号について御説明いたします。

議案第37号、工事請負変更契約の締結について。

令和2年第3回定例会において議決された水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債）のうち、契約金額6,094万円を6,333万1,796円に変更することとする。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負変更契約の概要でございます。

工事番号、民安2国第2号。

工事名、水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債）。

工事場所、山都町北中島地内。

当該契約年月日、令和2年9月3日。

工事内容、施工延長、L167メートルです。主な工種、数量については、記載のとおりでございます。

契約の相手方、上益城郡山都町千滝222の1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

次のページをお願いいたします。

変更数量の増減表でございます。主な変更としましては、施工延長173.6メートルを167メートルへ、6.6メートルの減でございます。のり面保護工526平米を995平米、469平米の増でございます。下層路盤工、延長減に伴い、32平米の減でございます。コンクリート舗装工を新たに49平米追加するものでございます。

次のページを御覧ください。

公共工事請負変更仮契約の写しでございます。

工事番号から工事場所については、先ほど説明しましたので、省略させていただきます。

4、変更契約事項、工事変更契約、増額239万1,796円。

令和2年9月3日付で請負契約を締結した上記工事については、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を経た得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和3年2月22日、発注者、山都町長、梅田穰。受注者、熊本県上益城郡山都町千滝222の1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

次のページをお願いいたします。

工事箇所的位置図になります。

次のページをお願いいたします。

工事の平面図でございます。真ん中の赤色で着色した部分が、今回工事の範囲でございます。また、赤色の右側に青で着色をしている部分でございますけれども、この部分は山から流れ込む沢がありまして、のり面を掘削した場合、その沢の流れを阻害する恐れがあるため、延長を6.6メートル短くするところでございます。また、黄色で着色しているところにつきましては、雨に

よるのり面の侵食を防止するため、植生マットによるのり面保護と、左側の取付け道路につきましては、昨年の工事区間でございますが、地元からの舗装の要望がございますので、新たにコンクリート舗装をそれぞれ追加して行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

横断図になります。山側を掘削して、道路を拡幅するものでございます。下の横断図ナンバー62につきましては、大型ブロックを施工し、その上部のり面に植生マットを施工するものでございます。また、上のナンバー67の断面につきましては、道路に面した部分のり面を保護するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今、説明の中で、図面の右側のほうのところ、沢の水で影響があるから、そこは短くしてということですが、じゃあ、その区間はどのような改良を考えておられるのですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） この部分につきましては、ちょうど、平面図で見ますと、上のほうの山から道路に面して沢が下りてきております。その沢が今回改良予定の道路の下を暗渠で通っておりまして、河川のほうに流れ込んでおると。ただ、この部分を改良工事しますと、今回金額のほうが相当かかるということでございますので、その部分を来年度以降の工事で予定しているということで、今回は延長を減らしたということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） すいません、工期がちょっと明示されてなかったの、教えてください。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 工期につきましては、昨年の9月から今年の7月30日までとして、発注をしておるところでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 物品売買契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第41号「物品売買契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和3年3月11日提出、山都町長。

- 1、番号、学備第2号。
- 2、品名、小中学校用パソコン。
- 3、台数、73台。
- 4、納入場所、中島小学校外7校。
- 5、契約金額、703万4,280円、税込みです。
- 6、契約の相手方、熊本市西区上熊本1丁目2番6号、株式会社レイメイ藤井、代表取締役、藤井章生。
- 7、入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

物品売買契約概要です。

- 1から4は割愛させていただきます。
- 5、納入期限、令和3年3月31日。
- 6、入札年月日、令和3年3月3日。
- 7、指名業者、下記の表の10社でございます。
- 8、落札価格、639万4,800円、消費税抜き。
- 9、契約額、703万4,280円、消費税込み。
- 10、事業概要、新型コロナウイルス感染防止対策による分散授業や休校時の遠隔授業等に使用する教師用パソコンの購入事業でございます。

次のページでございます。

納入物品の型番及び主な仕様は、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

入札結果です。3月3日の開札で、予定価格、税抜727万2,728円。10社指名、6社が辞退、4社の応札で、株式会社レイメイ藤井が税抜639万4,800円で落札しております。

次のページをお願いいたします。

仮契約書です。

山都町（以下甲という）と株式会社レイメイ藤井（以下乙という）とは、小中学校用パソコンを乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

契約の要項。

第1条、この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 番号、学備第2号。
- (2) 品名、型番、富士通製ノートパソコン、以下、省略します。
- (3) 数量、73台。
- (4) 売買代金、703万4,280円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額63万9,480円。
- (5) 納入期限、令和3年3月31日。
- (6) 納入場所、中島小学校外7校、以下、第11条まで割愛させていただきます。

次のページの第11条の下の行でございます。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月3日。

甲、上益城郡山都町浜町6番地。山都町長、梅田穰。

乙、熊本市西区上熊本1丁目2番6号。株式会社レイメイ藤井、代表取締役、藤井章生。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 2点お願いします。

まずは、納入場所が中島小学校外7校ということは8校ですけど、山都町には9校学校があると思うんですが、その内訳をお願いします。

それと、授業内容として、新型コロナウイルス感染防止対策による分散授業、それから、休校時の遠隔授業等に使用する教師用のパソコンの購入事業、これをもって、分散授業や遠隔授業に関わるいろんな必要なものは全部そろったということになるのでしょうか。

それを2点お願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。

まず、納品の学校ごとの内訳をお答え申し上げます。

中島小8台、潤徳小8台、清和小8台、蘇陽小15台、蘇陽南小7台、矢部中8台、清和中5台、蘇陽中14台の合計73台でございます。

なお、矢部小については今回は購入いたしません。御岳小との統合の際に比較的新しいパソコンを矢部小に持ち込んだため、遠隔授業等に対応できる状態でございます。

今後の遠隔授業等に対応するICT機器の状況についてのお尋ねに回答したいと思います。おおむね納品が完了しました。タブレットについても3月9日に全学校に納品が完了しております。今後は実際に使いながら、必要性に応じて、対応、検討していきたいと思っております。

本パソコンでICTへの対応は終わります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 入札の結果、開札調書の結果なんですけど、2番目の第一事務機が予定価格の800万円を超えておりますが、やはり入札順位としては4位に入るのでしょうか。失格とかではないのか、お尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 大変失礼しました。失格という表示が漏れておるようでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 今の件ですけれども、物品の場合は予定価格は公表してないんじゃないでしょうかね。

それからもう一つ、仮契約書、これは仮契約書であっても、印紙を貼っておくべきというふうに思いますけれども、総務課長、見解をよろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 途中ですが、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。

物品の場合には、印紙は不要ということで確認ができました。

それから、予定価格については、物品の場合には公表しておりません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君）　ということは、先ほど答弁されました第一事務機が駄目っておっしゃいましたよね。これはオッケーということですよ。それを訂正していただきたいというふうに思います。要するに、予定価格を公表しとらんならば、これはこれでいいわけですよ。失格じゃないはずですよ。

○議長（工藤文範君）　総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君）　やはり、失格の印鑑は漏れているというところで、確認しております。

○議長（工藤文範君）　7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君）　失格の根拠は。これは、自分とこの予定価格ですよ。以下であれば失格ってやつは出てきますけどですね、予定価格であれば上限のところを取れないというだけで、失格という形にはならないと思いますけどね。どうなんですか。入とらんというだけですよ。順番……、ああそうか。予定価格に自分とこの、公表しとらんけどもということですよ。分かりました。大丈夫です。

○議長（工藤文範君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君）　これで質疑を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「物品売買契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君）　日程第9、議案第5号「山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君）　それでは、説明いたします。

議案第5号、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。職員の結核性疾患に係る休暇等の特例規定を廃止するため、山都町職員の勤務

時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

5枚目の添付資料をお願いしたいというふうに思います。

まず、1の改正の概要としましては、結核性疾患につきましては、いわゆる、り患率の低下、治療法の確立により、他の疾病と異なる取扱いをする必要がないことから、国に準じて特例規定を廃止するものでございます。

2のところは現在の特例規定の内容を、右から2番目に結核性疾患の特例ということで記載しているというところでございます。

3に入りまして、特例規定の廃止に伴いまして、改正が必要な例規などを示しております。条例関係で申しますと、①と②というところでございます。また、3の②の改正に伴いまして、条例引用箇所の改正が必要な例規等を4ということに示しております。4の①につきましても、この改正によって、改正する必要、影響が出てくる条例ということでございます。

それでは、2枚目をお願いします。

条例の改正文でございます。

第1条と第2条で、関係する条例の改正を行うものでございます。

附則です。第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2条では、本則第2条での改正に伴いまして、条例引用箇所と併せて行います条例も記載しているというところでございます。

3枚目以降の新旧対照表で、それぞれ関係する条例の改正内容について御確認をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第6号「山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第6号、山都町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について。

山都町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

（「育児休業です」と呼ぶ者あり）

すみません、失礼しました。育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長です。

提案理由です。育児休業をすることができない職員を新たに加える必要があるため、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例を提出する理由でございます。

2枚目の改正文をお願い申し上げます。2枚目の改正文でございます。

現行では、育児休業を取得することができない職員としまして、職員の育児休業に伴い採用した任期付職員、いわゆる代替の職員、それから再任用職員、それから条件を満たさない非常勤職員というふうにあります。これに加えまして、今回、第2条中新たに第3号を加えたものでございます。山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により、任期を定めて採用された短時間勤務職員というふうでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

具体的には、職員が部分的な育児休業取得に伴いまして採用した任期付きの短時間勤務の職員を加えたということでございます。

3ページ目のほうに新旧対照表がありますので、確認いただきたいというふうに思います。

なお、本件につきましては、熊本県で昨年実施されました勤務条件等に関する調査におきまして、改善を要する事項として、熊本県から指導、助言を受けた事項でございます。山都町含めまして、県内で11自治体が対象となった事案でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 御説明をいただいた育児休業を取れない職員さんの方については、分からないでもないんですけども、育休取得を進めるという世の中の流れからいくと逆行するような気がいたします。

たとえ、育休代替……、今、育休代替の職員って、育休を取った方の代替の職員の方がまずおられるのでしょうか。おられるのならそれはすごくいいことだと思うんですけども。

それと、育児休業を取られるのは、男性でも取ることができますけど、妊娠した方の出産においては、育児休業の前には産前産後休暇というのがあると思うんですけども、妊娠というのは、

計画的にできるものではないところがありますよね。この育休代替の職員が女性だった場合、職務中におめでたになるということだってあるだろうし、任期付きの短時間勤務の方でも、そういうことになる可能性はあると思うので、何と言いますかね、これを規則上、指導を受けた中身でされるということに対して、何か議論というか、これをすることによって育休取得の妨げにならないかとか、そういう議論を経た上にこれはされたのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 特に議論の余地の有無につきましては分かりませんが、熊本県の指導によりますと、山都町の今の条例にはこれを加える必要があるということで助言を受けて、我々はこの今回の改正に至ったというところでございます。

特に代替の実績というものはございません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第7号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

提案理由の説明の前に、先ほどの議案に対する訂正がありますので、訂正をしていただきます。

○健康ほけん課長（河野君代君） 先ほど工事契約の件で、西田議員の質問にお答えした件で、ちょっと訂正させていただきます。

工事の当初予算はということ聞かれて、当初予算5,780万5,000円ですということをお答えしました。委託料のことを言ったんですけども、委託料はもう全く関係ございませんということで、純粋に工事請負費の当初予算でございますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議案第7号について御説明いたします。

議案第7号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整理について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことから、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページが改め文でございます。

改正の内容を関係する条例それぞれに示しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2により、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして法の規定を適用してきましたが、令和3年2月3日、感染症法において、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症と位置づけ、感染症法及び新型インフルエンザ等対策措置法の規定を直接適用できることとする改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除され、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に記載する改正が行われたものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

下線部分が、今回改正する部分でございます。左側が現行、右側が改正後でございます。山都町税等の減免に関する条例附則第4項第1号中、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症を、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。次号において同じ。）に改めるということでございます。

次ページ以降につきましては、関係する条例について、同様の改正をしております。

改め文を御覧ください。

第1条で山都町税の減免に関する条例、第2条で山都町国民健康保険条例、第3条で山都町介護保険条例、それぞれについて同様に改正しております。

附則です。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 確認ですけど、新たに新型コロナウイルス感染症の定義を入れられたということだと思うんですけど、これに書いてあるので、私が解釈すると、中国由来でないものはそれに当たらないということになるのかな。今、変異株とかいろいろ言われていますよね。それに対するものも同じような扱いになるのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 議員おっしゃるとおり、今、イギリス株とか、南アフリカとか出てきております。そちらにつきましては、まだ具体的な国の通知がございませんので、ちょっと分からないところがございます。申し訳ございません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第8号「山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第8号、山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について。

山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。長期継続契約を締結することができる契約に「ソフトウェアの使用許諾契約」を加えるため、山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

山都町におきましては、現在、長期継続契約ができる業務として、現行のアからコまでに示しておりますが、この契約の性質上、翌年度以降も契約しなければ、事務の取扱い等に支障を及ぼすものを定めているというものでございます。

町におきましても、事務機器、情報処理機器、それから庁舎清掃管理、あるいは電気系統の管理関係ということで長期継続契約を結んでいるわけですが、このような中におきまして、昨年12

月22日付で、総務省より、ソフトウェアのライセンス契約についても役務の提供に該当するという部分の通知がございましたので、今回追加するというものでございます。

山都町におきます、この具体例の一つとしては、ウイルスバスター等のライセンス契約が挙げられるというふうに思っております。

2枚目をお願いします。

条例の改正文です。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 山都町行政区設置条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第9号「山都町行政区設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第9号、山都町行政区設置条例の一部改正について。

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。行政区等の統合に伴い、山都町行政区設置条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3枚目の新旧対照表で説明をいたします。

現行の行政区北中島第1を構成いたします区域で、地域からの申出によりまして、下線部に1区長畑、1区瀬戸とございますが、これを1区瀬戸長畑に統合するものでございます。

それから、菅尾1、2、3、4を菅尾、それから、伊勢、長谷、玉目を長谷というふうにございますが、菅尾と長谷につきましては、実は平成28年4月に統合がなされておりましたが、条例

改正がなされていないことが判明したので、今回改正をいたしたいというふうに思うものでございます。

2枚目に戻っていただきたいと思えます。

改正文でございます。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） すいません、質疑ということでもございませませんが、今ちょっと気になったのは、28年に統合が行われたにもかかわらず、改正がまだであったという御説明です。今日の新聞でしたか、菊地のほうで施設の料金の改正が数年間怠っていたということで、非常にやっぱり町民にも御迷惑かけたというふうな記事が載っておりました。こういったところは本当に非常に気をつけながら、見直しを逐次やっていただくように要望いたします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「山都町行政区設置条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第14、議案第10号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。議案第10号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11提出、山都町長です。

提案理由です。平成29年6月の地方自治法の一部改正により、町長や職員、行政委員会の委員等の職務行為について善意かつ重大な過失がない場合に、条例において賠償の限度額を定めて、

損害賠償の一部を免責することができることとされました。同法の施行を受けて、この条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

まず、平成29年6月の地方自治法の改正について御説明をしたいというふうに思います。

いわゆる住民訴訟におきまして、組織の責任を個人の責任として追及するものである以上、軽過失においても、数億、数十億円など、膨大な個人責任が追及されることがございますが、国の第31次地方制度調査会において、直近3件の最高裁判決及び同裁判官の補足意見における問題提起を踏まえまして、住民訴訟制度における損害賠償責任の見直し等についての議論がなされた経緯がございます。

その中で、一つ目に、膨大な個人責任が追及される状況が首長等の柔軟な職務執行に対する萎縮効果を招きかねないという弊害。

二つ目に、国家賠償法において、不法行為における個人責任の追及要件が故意または重大な過失に限って規定されていることと著しい不均衡があること。

三つ目に、議会における損害賠償請求権の法規の議決の問題が課題であるとの答申がなされたものでございます。

これを受けまして、国の住民訴訟制度の見直しに関する懇談会において議論の末、このたびの改正に至ったものでございます。

それでは、条例案について説明をいたしたいというふうに思います。

第2条の部分が損害賠償責任の一部免責についての規定でございますので、配付している資料を御覧いただきたいというふうに思います。

資料で表しております、区分に上げております町長をはじめとした町の職員について、それぞれ基準給与年額に、この表の一番右にありますそれぞれの係数を掛けて得られた額を本来の賠償額から控除して得た額を限度として免責させるという内容でございます。

基準給与年額につきましては、資料のほうに記載しておりますが、月の給料と、それから期末勤勉手当等ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、それぞれ町長をはじめとした職員に係る計数や計算法につきましては、地方自治法施行令第173条において規定されておまして、これを参酌して、同様に条例を定めているというものでございます。

また、この計数につきましては、会社法等におきましても、代表取締役が6とか、次の役職は4ということでございますので、そういった例も参考にして記載をしているというところでございます。

最後に、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

例えば、町長個人が1億円の損害賠償責任を負う場合に、仮に町長の基準給与年額が1,000万円と仮定した場合に、計数6を掛けますと6,000万円となります。

よって、この場合ですと、損害賠償責任額の1億円から6,000万円を引いた4,000万円が免責額になるというものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第10号の説明が終わりました。

本案については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議会は本条例制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされています。

監査委員から、本条例制定に係る意見書が提出されておりますが、事務局から一部訂正がありますので、事務局お願いします。

○議会事務局長（坂本靖也君） 訂正をお願いいたします。

お手元のほうに、監査委員のほうから、条例案に関する意見について（回答）という1枚の文書をお配りしていると思いますけれども、本日お配りしたものでございます。お手元にありますでしょうか。本日お配りしております。よろしいでしょうか。

この中で、1、条例案題名、議案第10号のところの題といたしまして、山都町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてと書いておりますが、この議案書によりますと、「山都」という書き出しがありませんので、この「山都」の部分の削除をお願いしたいと思いません。大変申し訳ございません。

○議長（工藤文範君） ただいまから意見書の報告を求めます。

代表監査委員、志賀美枝子君。

○監査委員（志賀美枝子君） それでは、意見書を読み上げて、報告とさせていただきます。

山都町議会議長、工藤文範様。山都町監査委員、志賀美枝子。山都町監査委員、藤川多美。条例案に関する意見について（回答）。

令和3年3月4日付、山議第464号にて照会がありました、このことについて、地方自治法第243条の2第3項の規定により回答いたします。

記。

1、条例案題名、議案第10号、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について。

2、意見、上記条例案の内容については、関係法令の制度趣旨に沿ったものであり、損害賠償に係る責任負担限度額も政令に定める参酌基準を適用しており、条例案は適正であると認めます。

○議長（工藤文範君） 意見書の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） すみません、先ほど事務局長が訂正しましたけども、「一部の免責」と書いてある「の」も抹消したんですかね。先ほどの訂正です。「山都」を外して、一部の免責とそんなどが書いてあるとの「の」はないんですね。そこも外したんでしょうね。意味は分かりましたか。先ほど事務局長が修正した。

○議長（工藤文範君） 坂本事務局長。

○議会事務局長（坂本靖也君） 失礼いたしました。先ほど申し上げました、1、条例案題名のところの条文の中で「一部の免責」となっておりますが、この「の」は要りませんので、削除で訂正をお願いいたします。

失礼いたしました。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 非常に分かりにくかったので、質問いたします。町長の年間もらうのが1,000万円だったとしたら、6,000万円までは免責がないということですか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 山都町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第15、議案第11号「山都町道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、説明いたします。

議案第11号、山都町道路占用料徴収条例の一部改正について。

山都町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。道路法の一部改正等に伴い、道路占用物件を追加する必要があるため、山都町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

令和2年11月に道路法の一部が改正されまして、自動運転を補助します磁気マーカ等が新たに自動運転補助施設として道路の占用物件に追加されました。これに伴い、条例の改正を行うものでございます。

2枚目及び3枚目につきましては、改め文でございます。

4枚目をお願いいたします。

4枚目から、条例の新旧対照表を付けております。新旧対照表のページ、3ページを御覧ください。

右の表の中で下に線を引いております自動運転補助施設にかかる占用料を新たに追加するもの
でございます。

なお、占用料につきましては、道路法施行令の別表において定められた金額となっております。

また、4ページ以降につきましては、今回改正されました道路法施行令の条文番号との整合を
図るため、併せて改正を行うものでございます。

戻りまして、3枚目をお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 自動運行補助施設って初めて聞く名称なんですが、こういった類いの
ものでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 施設でございますけれども、道路の下に磁力を発するマーカーを
埋め込みます。それを今度は上を走る道路の下につけた磁力を受信する部分で、受信しながら、
自分も認識して走行するために、マーカー等を埋める、そういった施設でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「山都町道路占用料徴収条例の一部改正について」は、原案のとおり
可決されました。

日程第16 議案第12号 山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改 正について

○議長（工藤文範君） 日程第16、議案第12号「山都町が管理する町道の構造の技術的基準等
に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第12号を説明いたします。

議案第12号、山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について。

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。道路構造令の一部改正において、交通安全施設の追加等がなされたことに伴い、同令を参酌して定めた山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目につきましては、条例の公布文でございます。

最後に添付しております資料のほうを御覧ください。今回改正する点につきましては、2点ございます。

一つ目は、先ほどの第11号議案でも重なりますけれども、道路構造令で定めております交通安全施設の中に自動運転を補助する磁気マーカー等が新たに追加されたこと。

二つ目につきましては、歩行者利便増進道路としまして、道路管理者が道路の構造を勘案し、ベンチ等を設置するなど、歩行者の滞留用に供する部分を確保した道路、通称ほこみちが新たに追加されたものでございます。

裏面にそれぞれイメージ等を添付しておりますので、御覧ください。

上のイメージ図につきましては、先ほど御質問がありました磁気マーカーになります。先ほど説明しましたとおり、車両の底部分に取り付けた磁気センサーを使って、道路に敷設されている磁気マーカー等の磁力を感知し、車両の位置を認識して、自動で走行するための装置となります。下の部分は、歩行者利便増進道路になります。歩道の中に歩行者が滞留する空間や施設を設け、にぎわいを創出した道路になります。

1枚戻りまして、新旧対照表のほうをお願いいたします。

一番下の第28条に、自動運転補助施設を新たに追加をしております。

裏面をお願いいたします。

第39条に、歩行者利便増進道路を新たに追加するものでございます。

1枚戻りまして、公布文でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） すいません、単純なことを伺います。もちろん、こういうことが今からの世の中、無人自動車とか、いろいろそういう運行に対して、こういう施設が必要になってくるんだろうなということは非常に未来的な思考でいいかと思うんですが、実際にこれを敷設するというか、そういう人たちは一体どこなんですか。国がやるんですか。先ほど使用料の点もありましたが、一体どこが負担してこの工事をやってくれるのかということをお伺いします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。

今回、条例を新たに改正しますけれども、本町においては、すぐすぐ磁気マーカーを埋めて運行する部分はありません。どういった方たちがそういう事業をするのかということでございますけれども、現在、国のほうでJR西日本であったり企業と連携しながら、まずはバスの自動運転に向けた実証試験がされております。

また、いろんな施設で、公園の中で、実証試験ということで、レールを使って自動運転とか、マーカーを使って自動運転ということでございますけれども、それはそれぞれそういった方たちの事業者のほうで設置されて、うちは改めてそれに占用料を取るといような形でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 新たに歩行者利便増進道路というのを規定されたということですが、山都町の町道を想像したときに、ここの絵に描いてあるようなところはないよね、ないんじゃないかなと。大体それを、今々のことではないということだろうと思うんですけども、どういところを想定されているのかなと。町道が狭くて、救急車も通らないところをどうにかしなくちゃいけないという実情であるので、どういう想定をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。

まず、どういうところを想定されているかということでございますけれども、例えば、今から新しく道路を造る場合に、歩道の幅は規格で決まっておりますけれども、それプラス、そういったベンチを設置する歩道まで含めて、道路を拡張する、そういうことが今後出てくる可能性もございます。

現在、国のほうで認可を受けて設置しておりますのが、大阪と神戸、それと姫路のほうで3か所指定されております。調べてみますと、それぞれ歩道が相当、7メートル、8メートル確保されておまして、障害者の方が通る部分の点字ブロックとかを十分確保して、余裕があるところにそういったベンチを設置されているということでございます。本町においては、すぐすぐそういう道路はございませんので。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第17、議案第13号「山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第13号を説明いたします。

議案第13号、山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。熊本県が御船町に建設した木造応急仮設住宅を山都町城平（大川町団地）及び南田団地へ移築することに伴い、町営の復興一般住宅として管理するために、山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

御船町、南木倉地区に建設されておりました応急仮設住宅の有効利用を図るため、熊本県から無償譲渡を受け、大川町団地に一戸建て3棟、南田団地に一戸建て2棟、2戸建て2棟、6戸、計9戸を建設する予定でございます。現在、小原地区で建設しております住宅と同じく、復興一般住宅として管理するために、条例の一部を改正するものでございます。

次のページを御覧ください。条例の公布文です。

第3条と第6条を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

右が改正後の案でございます。第3の表に南田団地、山都町南田156番1、及び大川町団地、山都町城平876番1をそれぞれ追加するものでございます。

裏面をお願いいたします。

第6条に、入居者の選考として、町長は入居の申込みをした者の数が募集する一般住宅及び復興一般住宅の戸数を超える場合において、現に同居し、または同居しようとする親族がある者を優先しなければならないと、条文を新たに定めるものでございます。

1枚戻りまして、改め文でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 山都町営住宅を山都町復興一般住宅に建替える場合等の入居の特例に関する条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第18、議案第14号「山都町営住宅を山都町復興一般住宅に建替える場合等の入居の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 説明いたします。

議案第14号、山都町営住宅を山都町復興一般住宅に建替える場合等の入居の特例に関する条例の制定について。

山都町営住宅を山都町復興一般住宅に建替える場合等の入居の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。町営住宅を復興一般住宅に建替えることに伴い退去した者について、当該復興一般住宅への優先入居等に関し特例として取り扱うには、条例を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

美里町及び御船町のほうから譲り受けました住宅につきましては、現在、小原住宅で建設を進めております。あとは、今後、大川町団地、南田団地を建てる予定でございますけれども、今回の住宅建設につきましては、公営住宅法に基づく建て替えではないということでございますので、今入っている方が新しい住宅に移ることができません。このため、改めて一般住宅の復興住宅ということで、改めて条例をつくるものでございます。

2枚目を御覧ください。公布文でございます。

第2条に、新たに整備される住宅への入居として、事業により建替え対象となる町営住宅の最終入居者が、新たに整備される復興一般住宅に入居を希望する旨を申し出たときは、当該住宅に優先的に入居させることができる。

第3条、移転の補償として、事業により町有住宅を退去する入居者が住居を移転した場合は、

その者に対して、移転に伴う経費を補償することができる。

第4条、家賃の減額。第2条で優先的に入居させる者が、新たに入居する復興一般住宅の家賃が従前の町営住宅の最終家賃を超える場合、家賃を減額できる。

裏面を御覧ください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 老朽化した町営住宅、危険も伴うような町営住宅をこの復興一般住宅として建て替えるということは経費的にも抑えられて、いい方法だというふうに思っています。

ただ、そのときに、特例が設けられているように、やはり今まで安い家賃で入居されていたところについては、家賃が10倍ぐらいになるというお話も聞いていますので、それで第4条で、家賃の減額というのが設けられていると思うんですけども、それも大変いいことだと思います、年金で暮らされている方にとっては、やはりとても、10倍ぐらいになる家賃というのは大変なので、いいことだと思います。

ただ、お尋ねしたいのが、第3条で、退去して、新しい復興住宅には入りませんと言う方に対しても、移転に伴う経費の補償というのは具体的にはどのようなものかというのと、家賃の減額についての、そういう詳しいことはまた規則で決められるということになるんでしょうかね、具体的なことについては。

それと、すいません、もう一つは、現在その入居されている方で、特に家賃等のことでお困りの方、次どうしようかと思われている方に対しての丁寧な対応というか、それはどの辺まで進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 確かに、今、議員が言われましたとおり、新しい住宅になった場合は、従前の家賃から相当上がります。これにつきましては、南田の入居者の方、大川町の入居者の方、それぞれ説明して了解をいただいたところでございます。

ただ、減額のやり方としましては、法令でいきますと、5年間で緩和を終えて、6年目に本来の住宅の家賃に持っていくということで予定をしておるところでございます。

また、二つ目の退去した後、再度住宅に入らなかった方の移転についてはどうなのかということでございますけれども、これにつきましては、町のほうが、建て替えるということで退去をお願いするものですから、それについては、移転については補助をするということでございます。

また、今現在の家賃の負担についての御相談等でございますけれども、数件御相談があった部分については、減免並びに軽減策を取るということで、家賃の軽減を行っているところでございます。

また、その他詳細につきましては、別途定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「山都町営住宅を山都町復興一般住宅に建替える場合等の入居の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時08分

3 月 16 日（火曜日）

令和3年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年3月11日午前10時0分招集
2. 令和3年3月16日午前10時0分開議
3. 令和3年3月16日午後3時18分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日) (第2号)

日程第1 一般質問

- 1番 眞原 誠議員
- 9番 吉川美加議員
- 7番 甲斐重昭議員
- 10番 藤原秀幸議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 栢 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 12番 藤川 憲治 | 13番 藤澤 和生 |
| 14番 工藤 文範 | | |

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 11番 後藤 壽廣

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|---------|-------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副町長 | 能登 哲也 |
| 教 育 長 | 井手 文雄 | 総務課長 | 荒木 敏久 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 |
| 会計管理者 | 木 實 春美 | 企画政策課長 | 藤原 千春 |
| 税務住民課長 | 田上 るみ子 | 健康ほけん課長 | 河野 君代 |
| 福祉課長 | 渡辺 八千代 | 環境水道課長 | 高橋 季良 |
| 農林振興課長 | 片倉 城司 | 建設課長 | 山本 敏朗 |
| 山の都創造課長 | 藤原 章吉 | 地籍調査課長 | 藤岡 勇 |
| 学校教育課長 | 嶋田 浩幸 | 生涯学習課長 | 上田 浩 |
| そよう病院事務長 | 藤嶋 厚美 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

先日の答弁について、総務課長から発言の申出がありましたので、これを許します。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。答弁の修正をお願いをしたいというふうに思います。

まず、議案第6号の中の質疑の中で、町職員の育児休業に伴います代替職員の雇用につきまして、私は実績はないということで申したと思いますが、職員のほうから指摘がございまして、平成30年に1名あったというものでございますので、訂正をいたします。

なお、育児部分休業に伴う代替職員の実績はございません。

次に、議案第41号の物品売買契約に係る開札調書の件でございます。入札結果自体に影響を及ぼすものではございませんが、予定価格以上の入札を行ったものに順番を振ってしまったことで、また、予定価格以上の入札を行ったものについて、備考欄に予定価格超過と記載をしないまま担当課に開札調書を返したことにより疑義を招いたものでございます。

予定価格を公表するものにあつては、予定価格以上の額をもって入札することは通常考えられませんので、その者については失格という表記を行います。予定価格を公表しないものについては、予定価格以上の額をもって入札させることはあり得るものでございますので、失格の表記は行わないものでございます。おわびして訂正を申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

6人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日2人としたいと思います。順番に発言を許します。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） おはようございます。1番、眞原誠です。マスクは外させていただきます。

今年もいよいよ残すところ、あと半月となりました。コロナ、コロナで1年間があつという間に過ぎてしまいました。本年度は、新型コロナウイルス感染症を軸に世の中が動いた年度だったと言ってよいと思います。

ここ山都町の一般会計予算は、本定例会で補正予算の第12号が上がっております。例年3月の定例会で提出される一般会計補正予算は第5号とか6号とかでしたが、今年度は12号ということで、多くなっております。学校へのタブレット導入や、それから、そよ風パークの早期開催に向

けた動きなどもありましたが、やはりコロナ対策が大きく影響していると思われます。

今回の補正予算を合わせますと、今年度の一般会計の歳出債務総額が169億1,400万円となっております。およそ170億円ということで、私が議員になって以降、最高の額だったろうと思います。

行政支出は有効需要の一部になりますので、これが大きいということは山都町の経済にとってはプラスですので、私は素直に喜ばしく思っておりますけれども、歳入に占める起債の割合が増え過ぎますと、これは財政状況を悪化させますので、そこは注意が必要ですが、そこにつきましても財政係のほうでしっかりと計上されていると思います。

来年度の一般会計も、さきの町長選挙の影響で、骨格編成とは言いましても例年とはあまり変わらない当初予算の額になっていましたが、来年度の一般会計予算の総額も増加の傾向なのかもしれないと思ったところです。

何度も申し上げますが、町の経済にとっては、行政の歳出が多いということは好ましい状況だということはあると思いますが、ただ、予算が大きいということは、単純に考えれば行政事務が増えるということにつながるかと思います。合併以降の計画的な職員の減員に対しまして、事務の効率化というものは、これは今、一生懸命になって取り組んでもらっているところで、そのような中で、新型コロナ対策関連をはじめとする行政事務の増加というのは、職員の皆さんの心身、その健康面に相当な圧力がかかるのではないかと懸念しているところでもあります。

まさに国難の状況と言える今、多大なそうした苦難を乗り越えながら、まちづくりを推進していくために、まさに今が正念場ということで、町長を先頭に、町民の皆さん、役場職員の皆さん、そして、私たち議員が力を合わせながら前に向かって進んでいきたいと、そう思う次第です。

本日は、テーマを絞り込んではおりますが、その辺りを意識しながら、質問をしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） まずは九州中央道の矢部までの開通について質問していきたいと思っております。

梅田町長、先月の町長選挙、大変お疲れ様でした。選挙の期間中、私は遊説に随行しながら、これから4年間の町長のまちづくりの方針を拝聴しておりました。また同時に、山都町各地の皆様様の町政に対する御期待、御希望を伺いながら、大変に深いものがあると改めて感じ取ってまいりました。

さて、その中で梅田町長が繰り返し訴えていらっしゃったのが、高速道路の開通を見据えたまちづくりというものでした。高速道路の開通を見据えるということはどういうことなのか。改めて考えてみたのですが、開通の効果、これを見据えた中でまちづくりということだろうと思ったわけですが、そこで、梅田町長に質問いたします。矢部までの高速道路が開通することによって、実際にこの山都町にどのような効果が発生してくるとお考えなのか、お聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。今、眞原議員からありました矢部までの高速道

路の開通がもう間近に迫ったところで、開通の効果はというようなことでございます。3年ちょっと前に、山都中島西が開通しまして、同じような効果だったという思いであります。時間がまずは短縮をされました。そしてまた、救急搬送等々につきましても、快適な道路環境の中で搬送ができた。また、農産物等の物流につきましても、時間の短縮ができたなというような、いろんな部分が今現在でも起きておりますので、これが矢部インターチェンジまで開通をしますれば、それがさらに加速していく。また、今後の山都町のいろんな物流はもとよりでございますが、観光であったり、産業の振興に格段の効果があるという思いであります。

そしてまた、予想されます南海トラフ地震等々の、山都町も震度5以上の地域にはなっておりますが、海岸部がないというようなことでもありますので、宮崎であったり、大分であったり、太平洋沿岸への避難であったり、物流の大動脈となるのが間違いないのが九州中央自動車道だという思いであります。

そしてまた、山都町から熊本市都市圏への通勤、通学、また、反対にそういう方々の利便性が格段に増していくインターチェンジの開通だという思いであります。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 住民の皆様の生活の利便性であったりですとか、あと、今、御答弁いただきました物流や防災などへの大動脈としての効果ということでお伺いをいたしました。非常に幅広い効果があるのだなというふうに感じております。

今、御答弁いただいたような効果を見据えまして、まちづくりに取り組まれるということですが、これまで行われてきている事業、あるいは、これから取り組もうとなさる事業、関連する事業は多種多様にあるかと思われまます。その中でも、特に取り組まれる事業の中で影響が大きい、この効果に対して影響が大きい、あるいは、ダイレクトに効果そのものを取り込むと、そういうことを目的とする事業があれば、御説明いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

一つ目に、町では山都町グランドデザイン事業に掲げます三つの事業を実施しているところでございます。矢部インターチェンジ出口付近の整備、通潤橋周辺整備、中央グラウンド周辺整備を進めておまして、その着実な推進により、地域のにぎわい創出と地域活性化を目指していきたいと思っております。

二つ目に、地域資源を生かした観光まちづくりです。人の流れをインターチェンジから町なかへ、また通潤橋から清和文楽、馬見原町歩き、蘇陽峡といった本町の歴史文化や自然環境を生かしながら、回遊性を高めまして、滞在時間を伸ばす取組が必要であると考えております。

また、先日、そよ風パークのレストランがオープンいたしまして、土日には多くのお客様に思い出いただきました。

今後、さらに三つの道の駅の特色を生かした連携事業につきましても検討を進めてまいります。併せて観光協会や関係団体と連携して、受入れ態勢、おもてなしやサービスの向上などの強化を図っていきたくと思っております。

三つ目に、定住対策です。矢部インターチェンジ開通により、嘉島ジャンクションから矢部インターまでの距離が約23キロとなります。熊本都市圏への移動距離、移動時間短縮によりまして、救急医療はもとより通勤圏の拡大につながることから、定住策としまして若者のニーズに合った住宅整備として、若者向け定住促進住宅の建設を進めております。

また、町有地を分譲用宅地として整備しました山都テラスは、10戸全区画完売いたしましたところ
です。

今後におきましても、遊休地等を活用しまして、分譲用宅地の提供など定住対策を進めてまい
りたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） まさしく、あらゆるジャンルに及んでいると、住民の皆様の利便性が
向上することによって、若者の定住を図れるように住宅整備が行われるということも非常に頼も
しく感じておるところです。

では、続きまして、今、御答弁の中にもありました通潤橋周辺の再開発について質問いたしま
す。町営プールと、それから高齢者生産センター、これが解体されまして、現在、五老ヶ滝川沿
いに広い敷地が広がっております。また、通潤橋横の通称城山の中腹にありました通潤橋見学に
支障を来していた大木、これの伐採も進んでおりまして、もう終わったぐらいかもしれませんが、
あと、それから竹林の整備も予定されています。民俗資料館のかやぶき屋根のふき替えもこれも
工事が完了しておりまして、美しい屋根に生まれ変わっております。1歩1歩着実に整備が進ん
でいることが伺えます。

通潤橋周辺の整備は山都町ランドデザインとして、そのほかの事業と併せた包括的な事業と
して計画されていますが、まずはその事業の目的、通潤橋周辺の開発の事業目的についてお伺い
しようと思えます。ランドデザインではコンセプトとして、通潤橋見学客の滞在時間を長くす
ると記載がありました。確かに、滞在時間が長くなるというよいイメージがありますけれども、
実際に訪れたお客様の滞在時間が長くなることによって、山都町にとってどのような暮らしの影
響、これが見込めるのか。その辺りを少し詳しくお聞かせ願えればと思います。町長、よろしく
お願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、通潤橋の周辺整備のことについてでございますが、通潤橋の持つ
意味のすごさは、去年の7月からの放水開始から大変なものだという思いでおります。しかしな
がら、通潤橋周辺整備をするのは、滞留時間を長くしてもらいたいというようなことの一つのコ
ンセプトがあるわけでございますが、その一つはやはり経済効果がある、お金を落としてもらい
たいという思いでおります。

今まで通潤橋につきましては、昔は3,000円から5,000円ほどの放水の手数料等々も頂いとった
わけでございますが、今、完全な無料化の中で、曜日を決めながら、今、放水をして観光客の
方々に喜んでいただいておりますが、やはり滞留時間を長くするためには、五老ヶ滝周辺を回っていただいたり、棚田を回っていただいたり、城山周辺にも登っていただくよう

な環境整備が大事だという思いの中で、周辺整備、そしてまた、今空き地になっております高齢者センター、プール跡地等の有効利用を活用したいし、また、新しい体育館ができますれば、今の体育館を解体をし、その跡地の利用も考えたいという思いでおります。

そのためには、先ほどありました資料館が先般きれいなかやぶきになりましたし、御小屋につきましても、今、教育委員会のほうで文化庁との協議をしながら、整備の方向であります。ほかの分については、今、順次、先ほど委員が言われたような形の中で整備をして、やはり来ていただいた方にゆっくり楽しめる施設をと、公園をとという思いでおります。そしてまた、通潤山荘であったり、また、前にあります石橋であったり、そしてまた、町内にぜひ来ていただいた中で、町内を周遊していただきながら、造り物小屋であったり、文化の森であったりを周遊していただき、町内の商店街を利用していただくようなまちづくりをまずはしていただきたいという思いでおります。そして、昼食等々終わった後、清和でも蘇陽でもとまたずっと、あと観光につきましては後でも述べますが、そういう形の中で、まずは通潤橋の整備については、そのような思いの中で進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、町長からの御答弁にもありましたように、もちろん滞在時間を長くしていただいて、経済効果を狙っていくというところ、まさしくそこかなと私も思っております。

去年から放水が再開されておる通潤橋ですけれども、ちょっと確認しましたところ、令和2年の日帰りの見学者がおよそ10万人だったということでした。放水が再開される前は12万人台だったかと思えますけれども、数字は確かに減っているんですが、しかしながら、令和2年というのはコロナで、御存じのとおり観光客がほとんど足を止めてしまった時期にもかかわらず、約2割減というところでとどまっているということは、やはり通潤橋の放水が人を呼ぶ力がどれだけあるのかということを表しているのかなというふうにも考えたところです。

こうしたお客様の消費の拡大、消費行動を促すのは、山都町の経済にとって非常に重要であるとも私考えるわけですが、それらは確かにお店の方々、事業を営む方々の創意工夫と頑張りということで変わってくるのだらうと思えますけれども、ただ一方で、公益的な行政にしかできない取組というものもあるのじゃないかなと思っております。

例えば、一般的な話ですと、歩道の拡幅、歩道を広げたい、歩きやすくするですとか、あるいは駐車場の整備とか、そういったものも一般の商店の方々にはできない事業で、典型的な形だらうと思えますし、あとは商業エリアのイメージアップ戦略の展開、そういったものですとか、あと誘導サインですかね、看板の設置。そういったものに町のイメージとして、商店街のイメージとして統一させていくというのは、そういう作業も公益事業として進めるほうがいいのかというふうにも思います。

そういう類いの事業で、今現在、滞在時間を長くして経済効果につなげていくことにつながるような具体的な計画ですとか、あるいは既に取り組んでいらっしゃるような事業、そういうのがあれば教えていただきたいと思うんですが、よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。

滞在時間の延長によって、町内に経済的利益がつながる取組についてでございますけれども、まず、観光文化交流館、やまと文化の森での様々なイベント等の開催を切れ目なくといいますか、行っているところでございます。それと、八朔祭、大造り物小屋の整備については、現在7基整備をしております、造り物の常設展示を行っております。また、昨年のお盆や行楽シーズンには、通潤橋放水前の時間帯に道の駅の駐車場が満車となりまして、渋滞が発生して警察への苦情もあったところから、下市の町有地ですとか、役場の駐車場を活用した、試験的に臨時駐車場を設けさせていただいて、実証実験を行う計画でございます。あわせて、来町者への行動履歴などのアンケート調査も行う予定です。

そのほか、町のほうでは、新たに起業をしようとする方に対して起業支援事業補助金、店舗の改修等が必要な方については、にぎわい再生事業補助金というのを用意しております。商店街のにぎわいや事業者の支援をそういった形で支援をしているところです。個人の事業主の事業展開の支援になっているというふうに考えております。

先ほど町長からもございましたとおり、高齢者活動センターですとか、町営プールの跡地についても、子育て世代や若者が集える公園ということで整備を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今現在いろいろと計画が進んでいるということで、よろしくお願ひします。期待したいと思ひます。

では、続きまして、九州中央道、仮称矢部インターチェンジの付近に新しい道の駅を整備するという計画が進んでいますので、そこに関しまして質問をいたします。

道の駅といいますと、皆さんは道路沿いの物産館というイメージが強いですけれども、改めてその定義を私も確認してみようと思ひまして、道の駅連絡会が作っております公式ホームページを確認しに行つたんですけれども、そこの中には、道の駅というものができた当初よりも、さらに機能といいますか、期待される機能が増えた記載が書いてありました。

道の駅は、三つの機能を備えているということになっています。一つが道路利用者の方々の休憩施設で、24時間無料で使用できる駐車場やトイレ。それから、次が情報提供機能、道路情報ですとか、観光情報、緊急医療情報、こういった情報を提供する機能。それから、地域連携機能というのがうたわれてました。地域連携機能は、文化教養施設、観光、レクリエーション施設などの地域振興施設で、地域と交流を図るということになっています。駅ごとに地方の特色や個性を表現し、文化などの情報発信や様々なイベントを開催することで、利用者が楽しめるサービスも提供していますというふうにホームページではうたわれています。

道の駅が提供する機能というのは、改めて何といいますか、機能的というか、幅広く捉えてあるんだなというふうに感じたところです。

そういったところを踏まえまして、町長にお伺ひしたいんですけれども、今回新しく整備を進

めていこうとなさっている道の駅、その目的というものをお聞かせ願いたいんですが、道路利用者にとっては、インターチェンジ付近にそうした道の駅があれば便益が上がるというのは間違いないところなんですけれども、ここ山都町、この地域に住む住民、あるいはその町にとってはどうなのか。整備することで、どのような町の状況になることを御期待なさっての事業なのか。その辺りをお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 道の駅につきましては、九州中央自動車道につきましては、熊本から延岡間約95キロの道路でございますが、その間にサービスエリアといろんな通行される方への施設を造らない高速道路というようなことでありまして、国交省のほうからも、ぜひインターチェンジ付近にそういう施設、先ほどありましたガソリンスタンドであったり、休憩施設であったり、いろんな施設を造ってほしいという要望があったのも事実であります。

また、山都町には今三つの道の駅があるわけでありまして、今、機能を果たしているという思いしております。特に、道の駅通潤橋につきましては、コンセプトは多くの方々が町内を通過して、通潤橋前の道の駅に立ち寄っていただいて、町の活性化に役立てばという思いの中で作られた道の駅で、非常に珍しい型の道の駅だと、私もそういう認識の中で今までしてきたところがございますので、大変これを二つ、なかなか同じところに二つは難しいというふうなことがありまして、移転という形を取らせていただきました。

その一つは、先ほども議員が言われたとおり、休憩施設であったり、駐車場の機能であったり、いろんな機能の部分と、先ほどありますように、地域住民の方々との交流というような部分については、今、あの地域にスーパーが2店舗と電気屋さん、そしてスタンド等々があります。そして、これらの方々との有機的な結合をすることによって、町内の方はもちろんでございますが、利用される方々と町民の方の協力、融和なり、交流ができる施設になればなという思いであります。

また、なかなか多くの方との協議が進んでおらない部分はありますが、早急に進めながら、商工会、観光協会とも進めながら、また、皆さんの御意見等もいただきながら、進めていきたい思いしております。やはり全ての施設がそうですが、まずは地域の方々が利用していただくような施設を、そして多くの方々に、来町される方々が施設を利用していただくような施設をという思いで、今回建設を進めたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） まさに今、御答弁の中でも表れたかと思えます地域連携機能、ここを一番の重点として整備計画が進んでいるというふうな受け止めました。

それでは、そうした今、梅田町長のほうで御答弁いただきました地域に対する期待を実現するために、どのような機能、どのような施設を整備していくべきなのか。その判断のよりどころとなるデータの収集、あるいは分析が行われていると思います。九州には137、熊本だけで35、ここ山都町にも三つの道の駅がもう既にありまして、立地条件や運営方法、それから実績など、多種多様なデータを集めることができるだろうと思います。昨年度の事業だったと思いますが、基

本計画策定委託料として予算が計上されて、近い動きが実施されていると思いますけれども、その結果も含めたところで、リサーチの方法や、あとは結果の内容、この辺りを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えいたします。

どのようなリサーチをしているかということでございますけれども、先ほどの県内の道の駅について、全て調査をしたということではございませんで、県内の道の駅については、物産販売施設もトイレ、駐車場等々の整備もできております。ほとんどそういった地域の特産ですとか、そういった販売施設も併設をされているところでもあります。

今回の事業でのリサーチについては、県外の二つの施設についてリサーチをしております。

1か所目は人口7,500人の小さな町の道の駅でございます。面積が1万6,500平米で従業員が24名、うち正社員は4名ということです。直売所、レストランも設置をしております。年間来場者数が50万から60万人、年間売り上げ4億円、指定管理料が2,000万円というところでした。ここについては売上げの一部を町のほうに納入して、2,000万円の納入をされているというところでした。それと、駐車場については、大型車24台、小型84台の施設が整備をされております。販売方法については、棚を造作し、売場面積、売場の効率を最大化していると。野菜とか果物は屋外で販売をしている状況です。それと、商品開発について積極的に行われておまして、3分の1が自社商品というような施設でございました。あと、食堂が60席あるということです。

それと、2か所目については、面積が1万6,800平米ということで、今回予定している道の駅よりも少し大きい面積になります。従業員については25名で、正規社員が3名、あとはパートということです。施設については、直売所、レストランを運営されているところです。ここも年間来場者数については、40万から50万人ということでした。年間売上げも4億円で、300万円の指定管理料を受けていると。これについては、併設される公園の管理料ということで300万円の指定管理料を受けられております。先ほどと同じように売上げに応じた納入金も納付をされるということです。駐車場については、大型5台、小型52台、身障者、妊婦用2台ということです。この特産品が本ワサビ、シイタケが特産ということで、商品開発が難しいとされる本ワサビの商品開発をしていらっしゃるということでございました。接客については、社員以外は地域雇用ということで、従業員は生き生きと働かれており、接客も丁寧、働きたい職場として地域雇用創出に貢献をされているというようなところです。

二つの施設の総括として、商品の見せ方ですとか、商品の展示、写真の使い方、そういったものが大変がうまいと、購買意欲をかき立てるような、そういう施設の整備をされておる。それと、新たに造られた道の駅であったために、指定管理予定者を先に決めて、施設を整備する前にそういった指定管理予定者の意見も入れながら建築計画を作っていたというようなところでございました。それと、自社製品を多く開発しておられましたので、利益率が当然高くなるというところのメリットも大きいというようなお話でございました。

以上が施設の概要として報告をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 大変具体的に、詳細にありがとうございます。

面積といいますか、年商というか、売上げの金額をお伺いしただけでも非常に大きいなと思いますし、ちょっと二つの比較の中で特徴があるなと思ったのは、駐車場というか、駐車スペースの台数が最初に御紹介いただいた事例と二つ目、差があるにもかかわらず、年商1年間の売上げの金額はそんなに変わっていないというところが、一つ注目すべき点かなと思いました。

あと、もう一つが従業員数ですね。どちらも24名、25名と。私からすれば多くなって感じる人数だなと思います、敷地面積の割にはですね。そういうところが何というんでしょうか、従業員の皆様も生き生きと働いていらっしゃるということで、地域連携機能というところはそういうところでも出てくるのかなというふうにも思います。商品開発なんかもそうですね。やはり今の御答弁を聞いておりますと、地元の皆さんと一緒に造り上げて、一緒になって運営していく施設を目指すということが非常に大事なのかなというふうにも感じたところでした。

ということで言えば、やはり町が進めていきますそうした大型プロジェクト、これの成否というのが多くの町民の皆さんであったり、また、民間事業者の理解や後押し、そういったものにかかってくると思っています。整備後10年、20年と運営していくわけですので、成果を持続させていくためには、計画段階において、今、山の都創造課長からの御答弁にもありましたとおり、計画の段階において、できるだけ具体的に先を見通していきながら、皆さんの意見も取り込みながらやっていくのが大事なだろうと。長く経営していけば、5年前の震災だったりですとか、あとは今回のコロナ禍のように、そういった苦難に直面する、経営が難しくなることもあるかと思われまふけれども、そうした際に行政と町民がまた一丸となって、それを乗り越えようとする。そういう施設に対するチーム意識というのが重要なのかなというふうにも思います。

選挙の最中、町長もおっしゃってたかと思えますけれども、町民と一体となった中でまちづくりというのは、まさにそういったことかなとも思っております。

そのためには、この道の駅の事業には、近隣住民や、あとは事業者ですね。それから、近隣でなくとも、業種的に関係する町内の事業者の方々のアイデアですとか、あとは危惧する点、こういったところの意見がとても重要だと考えるわけなんですけれども、山都町グランドデザインの中で、この新しい道の駅を含んで発表されてから1年と8か月たっていると思えますけれども、割と長い期間がたっております。その間、どのような意見が寄せられているのか。また、そういった意見の中で計画に取り入れられているものがあるのか。先ほど、これからだというお話もいただいておりますが、今、既に寄せられている御意見とかがあれば、お聞かせ願えればと思います。お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えいたします。

道の駅の整備に関しまして、中心市街地活性化協議会実行委員会というのがございますが、こちらのほうに説明会を行っております。それと、道の駅周辺の地域でございます片平地区、下大川地区の皆さんへの説明会を実施をしたところでございます。計画に対する反対という意見は特

にございませんでしたけれども、主な意見につきまして少し申し上げますと、浜町商店街へのアクセス道路はぜひ必要ではないかという御意見。それと、敷地内の公園は通潤橋周辺にできれば集約してほしいというような御意見。それと、高速バスの乗り入れを実現してほしいと。それと、道の駅の建物デザインは魅力的なものにしてほしいという御意見。それと、町民が行きたくなるような施設を望むという御意見。最後に、ちょうど浜町下名連石線から、商店街のほうから歩いていけるような歩道の整備をお願いしたいというような御意見が出たところです。計画に盛り込んでいる部分もございませけれども、これから実施設計に入る段階で盛り込む部分もございませ。業種的に関連する事業者への意見聴取というのは特に行っておりませけれども、隣接する事業者との交渉の中では、いろいろ御意見を伺っているところございませ。

以上ございませ。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） やはり様々に御意見が寄せられているんだなというふうに思いながら聞かせていただきました。

特に施設そのものに対する御意見のほかにも、その周辺ですか、施設を利用するためのさらなるその周辺の整備の意見もあるのかなというふうに聞きました。まさに道の駅に向かうための歩道の整備とかですね。そういったものは地域連携機能という道の駅の機能の大きなポイントにもなるのかなとも思いますし、町長が先ほど御答弁いただいたような町の方々に利用していただく施設を目指すということであれば、ぜひ御計画を進めていただければと思います。

建物のデザインを魅力的にというのも、これは施設そのものに対しての御意見だなというふうに伺いましたけれども、やはりイメージ戦略といいますか、そういったものも大事なかなと思いますので、そういったところも重要なかなと思います。

これから具体的な詳細な計画が進んでいくわけですので、様々な御意見がまた寄せられるとは思いますが、そうやって、いろいろ広がった意見を一つ一つ集約させていくと、さらにいいものになっていくと思いますので、粘り強く事業に当たっていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ってまいります。高速道路の開通を見据えたまちづくりということで、交流人口の増加、これを狙ったまちづくりを進めていくときに、先ほど質問をいたしました通潤橋周辺の整備ですとか、あるいは新道の駅の整備のように、観光客を意識した事業というのが非常に大きな割合を占めているわけですが、そこには山都町の観光産業を発展させんとする意図がはっきりと見て取れると思っております。

日本は2003年、小泉政権のときだったと思いますが、観光立国宣言をしていますけれども、それ以来、特に海外からの観光客を意識した取組というのが進んでおりまして、山都町もそうした潮流に、海外に限らずですけども、山都町の場合は、観光を進めていこうという、そういう潮流に乗るということだろうと思いますし、また、高速道路というインフラの活用としては当然の戦略だろうと、そういうふうに思っております。

ハード事業については、ここまでの質問である程度理解はしたところですが、それでは、ソフ

ト事業、これについてはどうでしょうかということで質問していきます。数年前からDMOという言葉をよく耳にします。DMOですね。デスティネーション・マネージメント／マーケティング・オーガニゼーションの略ということで、最近よく新しい言葉はよくこうやってアルファベット何文字かになったりしますけれども、僕もちょっと大概にしてほしいなという思いもあるんですが、分かりにくい、非常にですね。観光庁のホームページを見に行きますと、DMO、観光地域づくり法人というふうに訳されておりました。非常に分かりやすいですね。観光地域づくり法人だそうです。内容はといいますと、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的なアプローチを取り入れた観光地域づくりのかじ取り役となる法人と書かれています。特徴的だなと思ったのは、科学的なアプローチを取り入れたって書かれているところだろうと思うんですね。観光地域づくりのかじ取り役ですので、まさに先頭に立って進んでいく法人と。そういう話だろうと。

具体的にどういうことをするのかなと少し思いを巡らせてみましたら、例えば国や県の施策だったりですか、あとは世界の観光の潮流、こういったものを察知しながら、例えばここ山都町でしたら、山都町の観光産業をそれらに適応させて、町に経済効果をもたらす仕組みづくり、これを検討して実践していく。あるいは、その地域のイメージアップのための例えば情報発信のような、その取組自体は収益にはならないんですけども、ただ、その先で、町内の民間事業者の営利活動が有利になると。そういったような事業推進だったり、あるいは民間事業者同士を連携させて、違う業種の民間事業者たちの連携事業を作り上げたりして、その相乗効果を図っていく。そうした作業を戦略的に包括的に行っていくと。そういうことなのかなというふうに想像しています。まさに、こういったことは非常に専門的な知識が必要な部分だろうと思ったりもしています。観光先進国の欧米、ここにももちろんDMO、あるいは観光協会という組織がありまして、そういった地域も積極的に動いているようです。そういう法人がですね。

そこで、前置きがちょっと長くなっちゃったんですけども、町長にお伺いしたいんですが、ここ山都町にも、今、役場では山の都創造課の観光係のほうで頑張ってるやっという感じが思いますが、ほかに観光協会やまちづくりやべさん、馬見原ですと、まちづくり協議会ですとか、いろんな団体がそれぞれに活動していると思うんですが、今申し上げたように、全体を見渡しながら包括的に、専門的に観光振興の作業を進めていく、そういう団体が必要ではないかなと思うんですが、その辺りに関しまして、町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） まちづくりもそうですが、やはり観光という非常に我々素人には難しい部分を今言われるようなDMOという組織を立ち上げてはどうかというようなことでございますが、今、熊本には熊本県と肥後銀行さんで設置された、くまもとDMCという組織があると、何回も私もお会いしたり、お邪魔をしました。そのとき当時は海外からの観光客の誘致が一番だというふうな思いの中でずっとされて、今もそのような形で活動をしていただいているという思いでおりますが、そういう分の山都版はどうかというような今提案でございますが、今、山の都だけでは大変、観光の推進には、また、各団体との連携等々にするのは難しい部分もあろうかなと。今の状況下ではと思っておりますが、その前に、まずは観光協会、まちづくりやべさん、そして

また、いろんな今、観光業に携わっている方々と、まずは心、腹を打ち割った話ができる場をまずは作りたいなという思いであります。

去年、おととしからキャンプ場につきましてはお願いをしましたが、まだ1回ぐらいかできていないというふうなことであります。今回、そよ風パークの再開が、先般、レストランが再開しまして、来月の末には宿泊等も開設をするというようなことでございますので、それを含めた文楽の里協会、虹の通潤館、先ほど言いましたいろんな観光に携わる方々、そしてまた、我々行政もいろんな部分で、もう1回、皆さん、議会の方にもお願いをしながら、まずはそういう方々の意見を聞きながらしていきたいなと。特にくまもとDMCの方には来ていただきながら、今の取組の状況、熊本県の状況であったり、全国の状況等も、いろんな情報を収集をしながら、よりよい方向、先ほど案内版であったり、いろんな部分のそういう設置はもう今でも我々の行政でできるわけでありますので、その次に向けた、やはり通潤橋を確認して、文楽の里協会、また、文楽人形を、そしてまた幣立神宮であったり、そよ風パークであったり、また、山都町の町の長い伝統を誇る蘇陽の神楽であったりと、いろんな部分が有機的につながるような対策を取る。また、検討する場を作りたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 私が質問の中で申し上げたような組織、団体の必要性ということを町長も感じていらっしゃるということで、思いは同じだなというふうに感じました。

こういう組織、今日ちょっと少し時間も余っていますので、欧米のDMO、どういう状況なのかってちょっと調べましたので、少しお知らせしながら終わりにしていきたいと思いますが、欧米のDMO、そういった組織というのは何でしょう、ほとんどが民間主導で行われているそうです。財源も自主財源で、自立的な運営を強く意識した組織というのが形成されていて、行政とは一定の距離を保っているということでした。

しかしながら、日本の場合は今、日本型DMOということで観光庁のほうでも提示がされているんですけども、少しその欧米とは違った形態になってまして、恐らくこれはまだ歴史が浅いということ、自主財源を取ることが厳しい、環境的にまだそこまで出来上がっていないということかなと思いました。欧米はどういうふうに自主財源を取っているのかなと少し調べたら、宿泊税とかそのタックスですね。税金を利用者の方々から取ったものが、そのまま今度はそういうDMOとかの活動資金になったりしているそうです。どこだったかな、サンフランシスコのトラベルアソシエツというところがあるらしいんですけど、その年の活動事業費は43億円だそうです。サンフランシスコは大きい都市なんで、もちろん比較にならないと思うんですけども、すごい金額だなと思いました。やはりそういう形が出来上がるまでには、長い歴史の中で培われたことがあるのかなというふうにも思います。

あと、お隣、高千穂観光協会も自主財源をしっかり持っていらっしゃいますけれども、やはり自主財源につながるような事業というのを積み上げるまでは、相当の時間がかかったんだろうと思っていますし、やはりそうしたその活動の財源というのが非常に重要なと私も考えているんですが、例えばそうした、今申し上げたような団体機関を山都町の中にも作っていく際に、最初

は行政主導で組織していきながら、あとは複数年間の中で自主財源となる事業を確立させていきながら、徐々に民間主導に切り替えていくという、そういう複数年計画というのが具体的なものとして必要なというふうに考えているんですけれども、ちょっと今回通告にはないんですが、そういう取組というものは、梅田町長、その2期目の取組として検討なさるお考えはないでしょうか。もしよければ、御答弁いただければと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 具体的に、まだそういう部分を考えていないわけではありますが、やはり最終的にはいろんな民間主導でやるのが一番じゃないかなという思いであります。特に山都町観光業をなりわいとされている町民の方々、また、事業所の方が非常に少ない中で、今の時点ではやはり行政が主導を持った中で、先ほど言いましたように、いろんな意見を聞く場を設けながら進めるのが今の状況かなという思いであります。本来であれば、もう少し観光観光というものであれば、観光業に携わる、また、事業を立ち上げていただく町民の方、また、町外からでもありますが、そういう方がなりわいができるような観光の町になればなという思いであります。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） そうなんです。最終的にはやはり民間主導を目指しながら、そしておのおの事業を立ち上げて営んでいくのは民間の事業者たちですので、そういうところを目指していく必要があると私も思います。多くの事業を目指す方々がここ山都町で観光に携わる事業を起業したいと、そう思える町の方向性というか、まちづくりを目指していけたらなと私も1議員として強く思っているところです。

本日の質問は以上になります。今日はありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 皆さん、おはようございます。9番、吉川でございます。年度末のお忙しい中、傍聴の皆様、本当にありがとうございます。

思い起こせば、昨年の中、ちょうどコロナが大発生をいたしまして、2月の末に一斉に臨時休校となり、役場も非常事態への臨戦体制となる中で、初めて一般質問を取りやめるという緊急な事態だったというふうに思い出しております。

コロナに影響される日々で、マスクをつけるのも習慣となりました。そして、離れて暮らす家族との距離が一層開いた感じもしておりました。しかし、また一方で、オンラインで様々なこと

が可能な社会となり、我が家もこの正月は施設に入居しております父と東京や熊本にいる家族をインターネットでつないで、四元中継のオンライン新年会が実現しました。実際に会わないでも顔を見て話をするのは、物理的あるいは精神的な距離を縮めてくれるものだと実感しました。

また、町内でも観光協会や民間の事業者がバーチャルで体験できる八朔祭であるとか、また農業体験であるとか、このような技術を駆使して山都町の魅力発信に努めていただいていることは大変ありがたいことだというふうに思っております。また、清和文楽館では、このような状況下で新作に挑戦をしています。この新作はコロナの時代だからこそ生まれた新作です。肥後の古文書に書かれたという疫病退散の妖怪アマビエを主人公に、熊本在住の作家さんが物語を書かれ、衣装は熊本デザイン専門学校の生徒たちのデザインと作成によるものです。こんな時代だからこそその地産地消の組合せが可能になった。こんな時代だからこそ成し遂げた事業ではないかと感じています。この新作は県立劇場のバックアップを受けて完成したのですが、一過性のものではなく、やはり同じオリジナルの雪女と同じく、清和文楽の定番として長く楽しめるものになると確信しております。

この困難な時代にも前向きに頑張られる皆さんの精いっぱい応援できる町でありたいと思いつつ、質問をさせていただきます。通告書に従い進めてまいりますので、簡潔なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） それでは、通告に従いまして質問させていただきますが、まずは町長へ、令和3年の第1回定例会を迎え、町長2期目の町政がまさに始まったところです。選挙は大変お疲れさまでした。広い山都町の隅々までを回られたというふうに聞いております。しかしながら、選挙前から投票率が低下するのではないかと心配はありました。といいますのも、対抗馬の方には大変申し訳ないですが、多分戦いにはならないのではないかと。町民のある意味、行かんでもよかろうという安堵の気持ちが働いたのではないかとというふうに推察します。選挙を支えた方々は、投票率を上げることに心を砕かれたのではないかと考えています。

この広報やまと3月号に選挙投票の結果の詳細が公表されております。その中で気がつきますのは、冬の天気図ではありませんが、西高東低の投票率であったということです。具体的には、ざっと平均をしたところ、矢部地区では73%、清和地区では69%、蘇陽地区に至っては57%と、浜町から離れるにつれ、投票率が低調であったということは分かります。失礼ながら落選された候補者の方が1,657票得票されたことも、町長が今回の選挙を振り返るときに大変重要な点ではないかというふうに思っております。

また、今回の選挙は、山都町に感染者の報告はあってない中ではありましたが、都市部の緊急事態宣言が続く中での選挙でした。マイクを消毒されたり、聴衆の検温をされたり、工夫はされていたというふうに思っておりますが、その困難さの対策はどうだったのでしょうか。その辺も含めて、町長の今回の選挙の総括をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 町長選挙は、皆さんにいろいろお世話になりました。ありがとうございます。

いました。

今ありますように、2期目の出馬に当たりまして、私は今までの事業の継続等々を訴えてきたところでございますが、なかなか相手方との争点がなかったのも事実じゃないかなという思いしております。投票率の低下につきましては、コロナ禍の影響の中で、いろんな集会、また、私もいろんなところに出かけることもできない中での選挙活動だったなという思いしております。どういう形で、思いといいますか。しかしながら、やはり投票に来ていただけなかった方の思いを私なりに分析しますと、もうよかろうと、どっちもよかつとやなかろうかな。あまり関心が薄れられたんじゃないかなと大変心配をしております。これではいかんなという思いの中で、やはり、特に蘇陽地区に行きますと、いっちゃん顔を見せんと言われました。4年間、本当にいろんな集会等にもなかなか参加できない。現職という立場もありましたが、なかなかできない。やはり私の主義主張を町民の皆さんに伝える機会が少なかったのも事実だという思いしております。大変反省をしながら、与えられた4年間は隅までいつも回りたいという思いしております。

そうした中で、先ほど5日間でもございましたが、隅々まで回った中でずっと訴えてきました。先人の方々が本当に思いを強くして、当町の隅から隅まで道路網を造り、橋を架け、またそして、いろんな事業をしておられるなど。やはりこの礎に立った今の山都町、この次に目指したまちづくりをしていかななくてはならないという思いしております。

そうした中で、コロナ対策につきましては、先ほど言いましたように、本当にいろんな集会等も行けませんでしたし、また、後援会事務所には、看護師さんに一人で来ていただきながら、対策はしたつもりであります。今回の幹部の方々に聞きますと、こぎゃん難しか選挙はない。集まってもらうのが我々の仕事ですが、来んでよかばいた、何人にします、10人します。20人にしますと、親戚等々も非常に少ない人数の中というような形の中で、投票率の低下も、そのような部分もあったんじゃないかなと。特に施設におられる方、入院しておられる方々には、何ら我々打つ手がないような状況下の中だったというようなことでございますので、投票率の低下、地域別には私がコメントする立場にはございませんが、地域別よりも10%以上、前回より投票率が落ちたということは、やはり町民の方々が町政に対する思いが少なくなったと、その思いが少なくなった原因の一つは私にあるという思いしております。

今後につきましては、いつも言っておりますが、町民の皆さんとともに町政をという思い。本人がそのような結果を招いたというようなことでございますので、反省をしながら、今後4年間の町政に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、やはり危惧するのは町政の関心の薄れているところはあると思います。それは、私たち地方議員にとっても非常に耳の痛いというか、我が身を振り返るような言葉だったというふうに思っております。まさに今、町長がおっしゃられたように、今、1番議員の一般質問にもありましたように矢部のインターの開通でありますとか、通潤橋周辺の整備、道の駅の整備、それから体育館の建設、そういった継続的な事項はそれぞれの担当課が着々と進めていって

くれるものだと思っていますし、また、あるいは県、そして国の支援を受けながら進んでいく事業だというふうに思っております。

やはり、本当に今、町民の心を一つにというふうなことをおっしゃいましたけれども、そこそがこれからの4年間、私も大切なことではないかというふうに思っています。インフラ整備は着々と進むのです。あとはこの4年間、あるいはその前もそうだったというふうに思っていますが、やはり東のほうに目が向いていないんじゃないかということは、常々言われているところです。そよ風パークの件は苦渋の決断だったというふうには思っていますが、やはり切り捨てられたというふうな町民感情があったのではないかというふうに思っています。ぜひ、そういったところも心にとめていかれて、住民の心の掌握というものに努めていただきというふうに申し上げます。

さて、次には、常々私が折に触れ質問をさせていただいています通潤橋のことについてです。先ほど1番議員からもございました、詳しいことについては、私はその詳しいことについてではなくともいいですか、かねがね通潤橋の位置づけについて非常に難しいものを感じています。前回の一般質問でも、世界かんがい用水としての施設の位置づけはどうなっているのか。重要文化財としての位置づけはどうなっているのか。それがトータルした形で、何かあらわれるものがないなど。看板の一つも設置してはどうかというふうなお話をさせていただき、生涯学習課のほうからはそれをやりますというふうなお話もいただいています。多分、この一体化された開発の中で、それは実現していくものではないかというふうに期待をしているところです。

ただ、前回の一昨年前の94個の石が崩落したときに、非常にもどかしい思いをいたしました。そんな中で、私も町長に対して多少腹立たしい気持ちの中から、通潤橋は一体誰のものですかというふうな質問をさせていただいた折に、町長は通潤橋は山都町のものであるというふうに明言をされたというふうに記憶しております。今でもその気持ちにお変わりがないのか、お聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 変わりありません。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 大変ありがとうございます。

やはり山都町の宝、本当、山都町のみんながよりどころにしている。先ほどもありました、放水以来、本当に素晴らしいお客様が来ていらっしゃいますし、やはり本当にそこにあるだけで魅力的な、本当に人を寄せる力があるところだなというふうにはもちろん思っているし、私もボランティアガイドを通して、本当に子供たちの素直な感想をたくさんいただいています。そういった子たちが、また、お父さん、お母さんと来てねということを行いながらお別れするんですけども、その通潤橋、道の駅は高速出口付近に看板を架け替えるというふうな御説明がございました。そして、この一帯を再開発するという計画がまたあります。

つい先日、山都経営塾の発表をお伺いしたときに、その中で、発表者が通潤橋が縦割り行政的なものがあるので、なかなか困難なのではないかと。やっぱり一つのもの、通潤橋特区のような

考え方で、例えばそういうばらばらなという語弊がありますが、その周辺を一体として考えられないかという提案をしている人がいましたが、私も全くそういうふうに思っております。

前回の定例会でも触れたところですけれども、文化財としての通潤橋がございます。農業施設としての通潤橋、これは現役ですね。そして、観光施設、大事な観光施設としての通潤橋。それぞれに担当課がございます。その関係性が本当にこの大きな大きな文化財、宝の周辺に、大きなだけに、大きいからこそ様々な関係性が複雑に絡んでいるというふうに思っています。そのことが足かせとなって、思うような資源になっていないのではないかと。国が絡んでいます、県が絡んでいますという中で、町のものとは言いながら、なかなか事業が、トイレの改修一つもなかなか思うように進んでいかないというもどかしさがございます。

そこで、どういうふうに町長がそれを交通整理されようと、これは詳しくではなくて結構ですよ。町としてどういうふうに取り組んでいくかという思いを聞かせていただきたいのと同時に、また、私からは、関係各課の担当課から通潤橋チームみたいな編成をされるのも一考ではないかというふうに思っているんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今言われるとおり、通潤橋につきましては、改修工事一つ取るにしても、農水省ですか、農業予算ですか、文化庁の予算ですか、いろんな経緯があるところでありまして。20数年前は農水省の予算でされたというようなことでありますし、今回は文化庁の予算をいただいた中でしたというようなことであります。

長い歴史の中で修復を重ねながら、地域の方々がずっと守られたものであります。先ほど、眞原議員の質問のときでございましたが、通潤橋周辺の整備をしたいというときに、まずは先ほどトイレの話が出ましたが、五老ヶ滝周辺を含め、トイレ等々の整備は熊本県の方にさせていただいておりますし、いろんな整備についても県の林務課の管轄の中でさせていただいておりますし、そしてうちでは山の都はもちろんです、教育委員会、そして企画政策課、また、そして水路につきましては農林振興課と、多岐にわたった中での事業が行われているのも事実であります。私になりましてから福祉課のほうを分割したという思いであります、そういう形の中で、やはり一体となった取組をせないかん。特に今回は、通潤橋整備につきましてはプロジェクト等でやっていくわけですが、やっぱり今後、行政改革等々を進める中では、行政機構を考える中では、やっぱりそういう形の考えを持った中での事業を進めていかなくていけないという思いであります。

具体策については、また皆さんにも協議をしていただきながら、また、我々庁内でも検討をしながらしていくべきである。これはもう通潤橋ばかりではありません。いろんな部分について、なかなか多岐にわたった課をまたぐ。それは当然、町の仕事でございますので、全ての課にわたった事業が当たり前かなという思いではありますが、やはり特化する部分は特化するという形の中で、人員が少ない中で、先ほど眞原議員からもありましたが、非常に人員が減った中での、やはり仕事を今、職員にはさせていただいておりますので、そういう部分を含めながら、今後どのような形が今の時点でベストかというのを検討していきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

具体的には、まだ先のことというふうなお話ではありましたが、もちろんいろんな国や県の支援を受けなければ、あんな大きな文化財を私たちの町単独で守っていくことはできないんだというふうには理解をしているところなんです、やはり町民の気持ちとしては、やっぱりおらが町の通潤橋というところが非常に強くございますので、素早い動きができるような体制づくりを努めていただきたいというふうに御期待申し上げます。

それでは、次にまいりますね。ごろっと変わります。高齢者支援についてです。我が町の高齢化率はついに50%を超えております。町の半分以上が65歳以上ということなんです。もちろん65歳など、まだまだ現役ですし、89、90でも元気な高齢者が多いことはよく知られているところです。しかし、また一方、一人暮らしで生活に不自由を感じていらっしゃる高齢者もいらっしゃるというのも現実です。特にコロナの状況下で孤立している高齢者が認知症を発症したり、症状が進行したりしている例もあります。町長は農業で元気にと常々おっしゃるわけなんですけれども、農業を知らない、できない、そういう高齢者もいらっしゃることでしょう。この広大な田舎において車の運転は必須ですし、運転が厳しくなったとき、安心して免許を返納し、やっぱり山都町で年を重ねてよかったと言えるべき環境づくりとは一体何でしょう。先日の条例の分でもありましたが、自動運転などの先進技術は田舎の町ほど必要性が高いのではないかというふうにも思います。福祉課が幸福の幸という字を当てて、幸齢者というふうに表していますが、その理想に近づくためには、一体何が必要なんだというふうに思っていますか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 4年前に、特に高齢者の方々が元気に暮らせるまちづくりをするには、暮らしていただくには、やはり外に出てほしいなという思いの中で、まずはエゴマをしていただきましたし、そしてまた、野菜を作って、販売までしていただきたいなという形の中で、今、老人会、また、社会福祉協議会を中心に取り組んでいただいております。4年前に私になりましてすぐ、介護保険料が1,000円ほど山都町は上がりました。その後のいろんな会合の中で、この次は上げんごとするもんなどという思いの中で、そのためには利用者であったり、介護度を下げたりとするのが一番だなという思いの中で、そのような形をお願いしたところでございます。

そうしたところで、先ほど、朝、担当者に聞きますと、まずはまだ上げんでよかということなのでございますので、一定の効果はあったんじゃないかなという思いでおります。

そして、去年から町立病院を我々持っているわけでございますが、患者さんが非常に減りましたと。山下院長も前の水本院長も言われます。課長を呼んで、今日も朝からですが、保険税は安うなっとなと言いましたら、なかなか医療費が……。病院の医療費は下がったと思っておりますが、保険税までにはまだまだ、なかなかいろんな計算式があってできないというふうなことでございますが、コロナ禍の中で病院の経営と申しますか、病院に行かれる方は大変少なくなっておると申すようなことでございますので、このような取組をしたおかげかなという思いでおりますが、それはまだ分かりません。しかしながら、介護保険については、そのような顕著な数字が出るかなと。

今後につきましては、やはり免許返上についても、山都町として新しい取組だったなという思いでおりますが、先般の交通会議の中でもいろいろ提案があったところであります。しかしながら、高齢者の方がやはりいろんな場所に、公民館に集会場に出ただけのような交通網の体制は大前提だという思いでおりますので、それをどのような形にするかは、今から我々の与えられた仕事という思いでおります。農作業はもちろんでありますが、老人の方、高齢者の方々の学習意欲が非常に高い我が町だという思いでおります。矢部、清和、蘇陽と分かれた中での今、老人の大学とか、いろんな勉強会をしていただいておりますが、これに積極的に参加をしていただけるような組織づくり、また組織といますか、参加できる環境づくりをしていきたいなという思いでおります。昨日、千葉県の玄米で清酒を作られる会社の本を読んでおりましたが、やっぱり笑顔がある酒蔵にはうまい酒ができるというようなことでありますので、そしてまた、健康だというようなことでありますので、老人の方々が笑顔でいろんな会合に出かけられるような組織づくりを、特に、今、教育委員会のほうでやっていただいておりますので、先ほど教育長とも、ぜひ三つの今の学級を一つの中にして、何かでけんかなと先ほど2人でも話したところでございますので、多くの高齢者の方が多くの学習の場に参加できるようなまちづくりをしていきたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

病院のことに關しては、今のところ一定の効果があつたのではなかろうかというふうなことをおっしゃいましたが、検証が必要ですね。患者数が減っているのは、本当にコロナのせいで受診を控えているということもかなりあるというふうに思っています。

また、介護の負担も国民保険も健康保険も今回据置きということで、よかつたというふうに思っておりますが、やはり今おっしゃつたように、出かける場所が本当になくなつてゐる。昨年の今頃から全ての公民館施設がクローズなつてしまつて、それまで元気に出かけていった、そういう健康サロンであるとか、そういったところに一切出ていかれなくなつた方々がいらつしゃるといふことが大きいと思ひます。まだまだこのコロナが収束、一定の下げ止まりといひますか、熊本においてはかなり減つてきてゐるわけなんです、そんな中でもやはり高齢者の方々、なかなか心配して外に出ようとされませんが、これは今日は福祉課には通告しておりませんので、要望だけしておきますけれども、本当にそういった人たちがどうか工夫をして、あるいは語りかけをして、やっぱり全然人と一日話さないという孤立したお年寄りが結構いらつしゃるといふふうに思ひますので、そういった方々に発信、そして、集まる場所を何とか工夫していただきたいものだといふふうに思ひます。

今後ともそういう、高齢者学級の一本化といふ話もございましたけれども、やはりそこには交通網の整備が大前提でございますので、その辺も十分に兼ね合わせながら、交通網の整備については、本当に私たちも知恵を出し合つて、少しでもいい方向に、一日も早く整備ができるようにといふふうに御期待申し上げます。

さて、次は、若者世代の定住に不可欠な教育環境の課題なんです、全国的に少子化の影響で、

学校の統廃合等が進んでいます。新聞に載らない日はないというぐらいに進んでいます。都市部においても定員割れの学校があるようですし、山都で子育てしたいと思っただけの教育環境とは何でしょうか。文科省が下ろしてくる課題に真面目に取り組む。これも一つ、もちろん大切なことです。しかし、山都町らしい方向性というのは一体どこにあるのでしょうか。現在の教育委員会の制度では、町長も総合教育会議に出席をし、情報共有しながら素早い判断が取れるような体制になっているのではないかというふうに思っていますが、具体的にあまり、教育長がいらっしゃるので、後でまたちょっと伺いますので、町長が思われる山都町らしい教育の方向性とは何なんでしょうか。一言お聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） この農業が一番盛んな、そして緑豊かな町に育った子供たちが中学校を卒業して、後でまた矢部高校の話もあるようでございますが、都会といいますか、町外へ出た後、5年後、10年後、また、長くは50年後、山都町に帰ってこられるような、児童、生徒のときの体験ができる教育環境が大事じゃないかなという思いでおります。今、各学校で少しばかりの体験農場、農園はあるようではありますが、これをもう少し具体化をした中で、まだ教育長とも話をしておりますが、私の思いとしては、この町で育った子供たちが本当に、最後は老後になるかもしれませんが、5年後、10年後、帰ってきてこられる。そのためには、幼児期の体験、若いときの体験が非常に大事じゃないかなという思いでおりますので、ぜひそのように形をしたいと思っております。

そしてまた、今、適正化委員会がもうずっと長い間検討を重ねていただいておりますので、今月末には新しい答申といいますか、出るようでございますので、そういうものを踏まえた中で、環境の整備につきましては、去年から皆さん方にもお願いをしながら、暖房であったり、いろんな部分の施設等の整備は今進みつつあるんじゃないかなという思いでおりますが、その後、文科省でも、すぐすぐはやはり先生の教育からせなでけんという話があっております。私もずっとそうだと思っております。機械を入れて、最新の機器を入れても、やはり心が入らないと、また、教え方がよくなくては子供の学力も伸びないし、宝の持ち腐れになるんじゃないかなという思いでおりますので、まずは先生方とも話をしながら、やはり子供、地域を、農業を、山都の自然を思う気持ちを持つ子供さんたちの教育環境を作っていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

まさしくそのとおりだというふうに思っています。本当にせっかくここに、私は移住者ですけども、やっぱり5人の子供をこういう環境の中で育てたいという思いで引っ越してまいったし、今、それぞれ巣立ちましたけれども、本当にふるさとがここという心を持って、都会でもまれながら、力強く生きているというふうに、こっちに帰ってくるかどうか、まだ全然不明確ですけども、やはりいつもここにふるさとを持っているということは子供たちの育ちに大変重要なことだというふうに思って、私はここに引っ越してきたことはすごく成功だったというふうに思っているんで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、住宅環境等については、先ほど企画政策課のほうからもございましたが、やはり大変大事な問題だというふうに思っています。今、後に、多分通告の中にも、ほかの議員さんが空き家バンクのこととかいろいろ御質問なさると思いますが、本当にたくさん聞いています。今、住みたくても家がないという問題、そして住宅整備、若者向けの住宅整備をしていかれるというふうなお話も先ほどちょっと聞こえましたので、ぜひそういったところにも力を入れて、若い人たちがこの山都町の教育環境を目指してこられるような教育環境というものをお願いしたいというふうに思います。

そして、次に、県立高校でありながら、町立高校と言ってもいいのではないかというふうな矢部高校の存在について伺います。山都町にあって当たり前のようにあそこにある矢部高校なんです、この高校がなくなったときのことを想像すると、空恐ろしいですね。いよいよ若い時代がすっぱり抜け落ちてしまいます。保育園や小中学校、福祉施設でも矢部高生の期待は大きく、様々なボランティア活動に協力をしていただいているところです。一昨年から地元のNPO法人が寮を立ち上げてくださって、寮があるから矢部高を選べたという生徒さんがいらっしゃる話もよく聞きます。県境を越えた進学を考える地域みらい留学の取組も構想してきて、今、徐々に県外からの進学者も増えています。既に山都町としては入学準備金であるとか、教科書の無償化であるとか、様々な支援策、交通の補助であるとかが取られているわけなんです、これ以上の生徒の減少を食い止めるための支援、これは一体何だというふうにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 様々な支援はもうここ6年、7年ぐらいなるんじゃないかなという思いでおりますが、していただいた中で、先般聞きますと、寄宿舍も今、満杯で、あと新しく旅館業をされた方のお部屋も借りながら、運営を来年度、新学期からされるというようなことで、本当にこれは一様の大きな成果があったんじゃないかなという思いでおります。コロナ禍がなかったら、もう少し県外からの入学者もあったんじゃないかなという思いでおりますが、なかなか勧誘等々もできなかったというふうなことでございますので、今後については、いろんな東京事務所をはじめ、いろんな方々との協議をしながら増えるように、そしてまずは、県の教育委員会でもいろんな話をしてお願いをしておるところでございますが、なかなか厳しい状況下の中にあります。

しかしながら、今、昨年度からいろいろありますが、出生者数が50名から60名いなかったというような状況下の中で、今後、山都町、矢部高校の存続に向けては大変ハードルが高いんじゃないかなという思いでおります。県の教育委員会は廃校はせん、閉校はせんというようなことでございますが、分かりません。そのためには、やっぱりもう1回、矢部高校の先生方とも協議をしながら、魅力ある高校に再編をして、学校内の再編をしていただかなきゃならないという思いでおります。

いろんな要望があった中で、林業科の名前が復活をしたわけでありましたが、そのような取組を我々も、校長先生以下、先生方とという思いでおります。先生は、私はここがなしになると、首になつとばいだという話も高校の先生ともしながら、今、話をしておるところでございます。や

はり、まずは山都の生徒さん方が矢部高校に入学を目指せるような矢部高校づくりを、まずは先生方をお願いをしたいし、その次の、先ほど町立高校ばいと言われるような矢部高校でありますので、我々山都町として支援していける部分はやはり惜しまない支援をしていかななくてはならないという思いであります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） おっしゃるとおりだと思います。やはり先ほどの教育問題でもそうですが、町長が今何回もおっしゃるように、現場との対話ですね、対話の中から見いだされるその支援策、こちらが一方的に考えてもつまらない。学校は学校で、わがまえというとおかしいですが、独自の道を行ってもらっても困る。やはりそこは県立高校ではありますが、やはり十分にそういった協議者を交えながら、せつかく本当民間から上がってこられた町長ですので、そういった人海術といいますか、そういったものを駆使されながら、町長には本当に2期目もいろんなところへ出て、人との対話を重ねて、そしてこの町に何が必要なのか、どういう支援策が必要なのか、そういったことを十分に考えていただきたいというふうに思いながら、町長への質問は終わります。ありがとうございました。

さて、次には、町の男女共同参画への本気度を聞いてまいりたいと思います。先日、ニュース等々で随分騒がせましたけれども、オリパラ組織委員会の前会長、森喜朗さんの発言に端を発した女性蔑視とも言えるような社会感が大きな波紋を呼んでいます。大変残念な発言でしたが、そのことを追い風感じて、様々なメディアで女性活躍を今こそ推進しなくてはならないというふうな風潮も出てまいりました。

女性が活躍するためには、女性自身の意識改革、そして男性の意識改革、それぞれに必要です。一般的に役場や学校が一番、男女共同参画の意識が高いとされています。男女の仕事に差がなく、賃金の差がなく、社会保障も充実、様々な権利の保障もされている現場です。今この議場には、担当の課長さん6名座っていらっしゃいます。そして、この議員のほうにも3名の女性が座っていて、これをざっと考えると、およそ3割の女性の率ということになって、これは全国的に見ても非常に高いレベルだというふうに思っているんですが、しかし、それはこの議場の中だけなのではないでしょうか。一般的に言えば、まだまだそういう参画率、特に地区の役員さん等々、PTAの役員さん等々は、男性の率のほうが高いのではないかというふうに思っています。

また、各課には男女共同参画担当の職員が配置されております。軒並み若い女性職員で頼もしいわけなんですけれども、今述べましたように、周囲の理解がないと進まないのが女性の活躍なんです。男性職員も加えたグループが必要ではないんだろうかというふうに思います。

そこで、総務課にまずお伺いします。役場内では様々な職員研修が行われていると思いますが、男女共同参画の視点からの研修はどの程度、どのような内容で開催されているか教えてください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。

職員研修ということで、まずは女性専用、女性職員を専用としたステップアップセミナーというものがございます。それから、男女共同部分につきましては、いわゆるコーチング、あるいは

タイムマネジメントといった様々な研修を紹介しながら、受講に努めているというところがございます。なかなか業務の多忙の中でも、それぞれ積極的に職員が参加をしているということもございますが、これをいかに職場に持ち帰りまして、フィードバックすることが大切かなというところで認識をしているところがございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。なかなか頻繁に開くのは難しいかと思いますが、こういったことはやはり定期的に意識づけをしていただきたいというふうに思っています。

本当に先ほどもありますが、職員数が限られた中で、多忙を極めていらっしゃる皆さんではございますが、先日、やっぱり熊日で紹介されていたのが、荒尾市役所の女性職員のことでした。何かそういう女性シンクタンクというふうな名前をつけておられましたけれども、有志の女性職員の方々が調整、いろんな政策に対して提言をしていくというふうなサークル、サークルというか。それを市長も受入れながら、政策に反映しているというふうなお話も聞きました。私はそのお話を聞いたときに、日頃の業務もあるのにこれは大変だなあと。今は勢いでやっていらっしゃるけど、将来どうかななんてちょっといらん世話をしたところなんですけど、でもそういうやる気のある女性職員のお話を本当に聞くということは大切ですし、先ほど何よりもやっぱり町長がおっしゃった対話、そういったところで、研修会というよりも何かもつとぎくばらんに話をする場というふうなものも創出していくべきではないかなというふうに、いろんな話が堅苦しくなく話し合える。そんな中から、女性はそういう話が得意なんです。いろんなことを何げない話の中から、それいいよねというアイデアが出てくるというのは、会議の中ではなく出てくることじゃないかというふうに思いますので、そういったこともぜひお考え合わせください。

また、熊日が国際女性デーにちなんだアンケート調査をしておりましたね。やはり断トツ1位なのは、不平等な待遇を受けたという人が9割を超えてたというところなんです。まだまだ役割分担の偏りに疑問を持っているという現状が伺えました。面白いアンケートだったというふうに思います。私は現在、山都町男女共同参画を推進する会議に参加していますが、今後5年間の男女共同参画の数値目標の一つに、自治振興区の女性部設置100%というのがあります。現在でも85%を超えての達成率が既にある中での目標なので、そう難しい目標とは考えていません。しかし、女性部を100%設置して体裁だけを整えればいいという問題でもないんじゃないかというふうな気がしています。女性部という位置づけは相変わらず、炊き出し要員であったり、地域の祭りの下準備であったりというふうなところで捉えられているところが多いのではないかというふうに思っています。

女性なら料理が得意だと決めつけるのは問題ですし、草切りが得意な女性もいれば、料理や掃除が大好きな男性もいらっしゃるわけなんですよね。それが得意なら男性でも女性でもいいんです。大切なのは、誰がそれをするか決める場所に女性がいないということだというふうに思っています。女性が会議に参加すれば、違った視点が生まれます。生活者の視点が入ります。まちづくりは暮らしづくりです。自治振興区の会長や区長に女性の参画がないのが実情です。自治振興区の会長さんに伺えば、そぎゃんだもんねえって、そぎゃんせなんて思っとつとよねというふう

な会長さんは少なからずいらっしゃいます。総合計画の基本計画の人づくりの項目の中にも、自治振興区における目標の中に、地域社会の中で男女共同参画の意識を高めますとありますが、漠然とした目標ではなく、全く目標であって全く進む感じがしません。自治振興区の役員の構成メンバーに女性が参画できるような制度の改革が必要だと思いますが、担当課はどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

自治振興区におきましては、地域にできることは地域自らで取り組むという考えの下、人口減少とか高齢化という課題の中で、住民の皆様にはいろいろな役割を担いながら、持続可能な地域づくりに取り組んでおられることに感謝申し上げるところでございます。

今言われましたように、女性の役員としての参画がないのが実情というところですけども、この点に関しましては、自治振興区においては女性部に限らず、いろんな役員さんの現状としまして、役員を依頼しても断る人が多いというところが現状であると考えております。

町のほうでは総合計画の後期策定の際に、やまとが輝く28の未来図について、各自治振興区でワークショップを行いました。その際、各地区からも多くの女性の方が参加されまして、地域づくりについて意見を出していただいたところです。やはり住民の半数を占める女性が自治振興区等の活動に参加する意義は大きいと感じております。

また、現在も様々な地域活動の中には、女性の活躍で成り立っている業種もありまして、やはりそれらの活動をやってあたり、女性参画の必要性をアピールしていくことが大切と考えております。

自治振興区につきましては、年2回の代表者会議を開催しているところございまして、その際、先進的事例などの講演会、研修会等を実施しておりますので、女性部の活動も紹介しながらアピールしていきたいと思っております。

また、まちづくりを考える山都経営塾では、女性が集まる機会を創出する場として、山の都の学習会を企画されたグループの発表があったところです。地域づくりに女性がなぜ参加しづらいのかという課題の深掘りを行われて、女性の経験値を増やすとして取り組まれたものです。その際、吉川議員も参加されたと思いますけども、今回は参加された方も少なかったというところでございますけども、今後も諦めずというか、継続して取り組んでいきたいというところをお聞きしておりますので、このような活動を支援、また、連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ということは、やはり、先ほどいろいろ申し上げましたけれども、女性の意識改革がまずは大切だということでしょうね。まずはですね。それを支える方々。そしてそんな中での勉強会、先ほど申し上げました、今、課長のほうからも御紹介がりましたが、私も確かに山都経営塾の地域課題解決というところで、なぜ女性がそういった役につかないかというふうな話合いに参加した覚えがあります。

そんな中で、やはり、ほかのところでも私と同年代ぐらいの方にお話をするとき、だって役員はしたくないもんとおっしゃる方がやっぱりいらっしゃるんですね。でも、そういう、なぜ地域にそういう女性の意見が必要かというふうな勉強会、勉強会っていうと堅苦しくて、またこれが出ていかない。なので、地域でわいわい話をする、先ほどワークショップというふうにもおっしゃいましたが、義務ではなく、本当にお茶を飲みながら楽しく話せる会をぜひそういった若手職員、あるいはそういった男女共同参画の担当者等々も知恵を出していただきながら、各自治振興区、そして自治振興区の会議、最近は少ないですけども、やはりそういった集まりがあるごとには、役員の中にですね。特にこのコロナになってから強く感じましたのは、地域の常会が全てキャンセルになったんですね。それで、いろんな決め事をいわゆる執行部役員だけで決定していかれたというところがあったのではないかというふうに思うんですよ。そんなところに、やはり副会長であるとか、会計であるとか、女性の視点が入ってきたら、もっとこのコロナ禍でも有意義な活動がひよっとするとできたかもしれないというふうなことを思っています。

確かに、このコロナにおいて女性の立場は弱かったです。全国的にですけども、非正規で働かざるを得ない環境にあられる方が多く、困難な状況に追い込まれていたという方が多かったのではないかと思います。山都町でどのような状況であったか私は把握をしておりますが、そういった方々の相談窓口を以前からお願いはしているんですが、ワンストップでの相談窓口というのを設けていただけないかという話を何回もしているわけなんです、なかなかこれが場所のこととか、人員配置のことであるとか、ハードルが高いようでなかなか進みません。

そこで、先ほどお話ししました男女共同参画の会議の中で、お一人の方がそういう困った方、あるいはDV被害を受けられた方とか、そういう仕事が派遣切りになったりとか、生活が困窮して子供とどうやって暮らしていこうというような方々の相談窓口を、専用ダイヤルという対応はできないんでしょうかねというふうに言われました。ああ、なるほどと思ったんですね。何かあればやっぱり役場に相談に行くということは普通考えられるんですが、やはり総合窓口で電話をして、何の御用ですか、こんなこんなです。じゃあ、こっちの担当課に回します。福祉課に行ったところで、全然国保の係だとすれば、また、これがまたちょっと変わりますと。どういう内容ですかというのは、繰り返し多分聞かれると思うんですよ。そこの本当の担当のところに戻るまでにね。

だから、そういったことを防ぐためにも、ワンストップで電話がかかってきたら、何か御相談事ですかというふうな対応ができるような窓口の創設というのは、そんなに経費もかからない問題じゃないかなというふうに思っているんですが、このことについてはいかがでしょうか。これは担当課のほうからですかね。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。

現在、本庁、両支所の福祉担当部署では、高齢者や障害者、生活困窮者、消費者被害、それから児童相談など、いろいろな相談に応じております。内容によりまして、町の関係課や社会福祉協議会、それから福祉事務所、児童相談所、それから警察など、関係機関につないだり、連携し

て対応する協力体制を取っております。通常は電話や窓口での対応ですが、自宅まで伺うこともございます。相談者の安全確保を最優先に、プライバシーには十分配慮しております。

参考ですが、生活保護の相談に関しましては、本年度、本庁で21件、両支所で8件、計29件ございました。DV被害や生活困窮などの悩みを誰にも相談できず、周囲が気づかぬまま事態が悪化するケースが全国的に後を絶ちません。早期に発見し、適切に対応するために、本人だけではなく、周囲の方からの相談も大切かと思えます。国や県では女性相談やDV専用の相談、それから、ストーカーに関する24時間対応の相談室など様々な電話相談窓口が設置されております。

今回、専用ダイヤルの設置について御提案ですが、町としても相談しやすい体制づくりの一つとして取り組むべき事業だと考えますが、的確に対応できる専門知識を持つ職員、例えば、社会福祉士ですね。こういった職員の配置など、体制が整うまでは当面は現在の体制で丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 前向きな御答弁で、ありがとうございました。本当に生活保護を受けられる方とか、本当に困っていらっしゃる方は、たとえ電話1本でも本当に勇気が要る。やっぱりそういった自分の困難さを表に出すというのは非常に勇気が要ることだと思うので、先ほど課長がおっしゃいましたが、全国的にいろんな問題が発生しているけれども、山都町サイズではそれができるのではないかというようにところに寄り添いながら、対応をぜひ考えていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

すいません、時間が残り少なくなりました。教育長、よろしく願いいたします。先ほど、町長のほうからも少し触れられたんですが、コロナの影響でなかなか開催が遅々としてというか、進まなかった学校規模適正化検討委員会がやっと終了いたしました。今まともに入っているというふうに思っています。私もなるだけ傍聴させていただこうと足を運んだんですが、はたから見ていると、本当に遅々として進行状況が見えにくかった会議だなというところが率直な感想です。委員会では教育委員会に対し会議の報告がなされるというふうに聞きましたが、その報告の内容をかいつまんでお知らせいただけますか。また、その内容は公表されますか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） お尋ねの件でございます。子供の数の減少などの現状や将来予測を踏まえ、今後の山都町の適正な学校規模を検討するために、教育委員会では、令和元年10月に山都町学校規模適正化検討委員会を設置いたしました。委員の構成は各地域、PTA、保育園、民生児童委員の代表者、小中学校長代表、大学教授など27名の皆さんです。本年2月までの約1年4か月の間に8回の委員会を開催していただきました。この委員会ではまず、山都町の児童生徒数の推移やスクールバスの通学時間、学校校舎の老朽化、新学習指導要領の狙いなど、学校を取り巻く基本的な状況について理解を深めていただきました。その上で、山都町でどういう子供たちを育てていきたいかをテーマにしたワークショップや御岳小と令和元年度に合併した矢部小学校の児童、保護者へのアンケート及び矢部小学校長による子供たちの様子に関する講話、複式学

級のある中島小、潤徳小の授業参観、県内初の義務教育学校の高森東学園の設立を担当されました元蘇陽南小学校長の講和、山都町の学校教育環境の在り方をテーマにした地区別協議などを実施してこられたところであります。

このような熱心な検討を踏まえて、本年2月25日に検討委員会で報告書の最終確認が行われ、3月中に会長から教育委員会に報告書を提出していただく予定です。内容については、今後、町のホームページ等で閲覧できるようにいたします。報告書では、おおむね向こう10年を見通して、五つの視点から学校規模の適正化を進めるよう教育委員会に提言をいただいております。

一つ目に、よりよい教育環境を等しく提供し、より望ましい学習集団の中で教育活動が行われることを第一に考えること。子供たちの生きる力、とりわけコミュニケーション能力の育成の観点からの学びの集団づくりが求められるとしています。

二つ目に、全町的な視野に立ち、費用対効果など町民への説明責任を果たす中で、老朽化が進む校舎等の整備を計画的に進めることが求められるとしています。

三つ目に、子供たちの通学条件についてはおおむね1時間以内とし、特に小学校低学年への配慮が重要であるとしています。

四つ目に、小規模校の課題克服の取組として、関心が集中した義務教育学校の実践に学ぶとともに、ICTの整備と活用の取組など、指導方法の工夫改善が求められるとしています。

最後、五つ目に、保護者代表や地域住民などで組織するコミュニティースクールの推進により、学校と地域が連携して、地域の物、人、事を大切にする子供を育てたいとしています。

教育委員会ではこの報告書を踏まえ、子供たちにとってより望ましい教育環境の実現に向け、具体的な方策等を示した山都町学校規模適正化基本方針を今後策定する予定です。

現段階では、私が思う学校規模適正化とは、山都町の地域条件を考慮した上で、安心・安全を前提として、子供たちが夢の実現に向けて、学力を中心に、たくましく生き抜く力を身につけることができる教育環境の整備だと考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 最後の質問のところまで一括してお答えいただいたというふうに思います。今ざっとしたというか、項目別に五つの検討委員会からの一様の御報告があったところなんです。私も報告書が出ましたら、つぶさに拝見したいというふうに思っていますが、今聞いたところでいきますと、やはり校舎の老朽化が非常に大きな問題だというふうに思っていますが、先日ちょっと保育園のほうの勉強会もいたしまして、やはり保育園もそれなりに老朽化が進んでいるところを見ますと、やっぱり今後そういったものは、地域というか、年齢を超えていったところのというか、時間軸でのやっぱり考え方が横切りじゃなくて、保育園は保育園で、学校は学校でということではなく、連携したそういった構想が必要ではないかというふうに思っていますし、また、その統合というところに相反するって言うていいのかな。最後のコミュニティースクールの構想ですけれども、コミュニティースクールこそ地域指定なんですよ。統合したら、コミュニティーが本当に崩れてしまうんです。

だから、そこら辺は本当に慎重に考え、コミュニティースクールが大事だと思われるならば、

それがどういうふうにしたら、やっぱりはっきり言って本当に離れている。今、各小学校もそうですよね。随分集約されてきたので、やっぱりおらが小学校があったところがやっぱりかわいいし、統合して、先は子や孫も行きよらんということになれば、気持ちが薄れていくのが当然だというふうに思いますので、そこら辺のコミュニティー力をいかに育てていくか。そして、いかにやっぱり今、町長も教育長も、やっぱり子供がこの山都町で育った、この自然環境豊かなとこで育ったことを誇りに思ってもらいたいと、たくましく育ててもらいたいとおっしゃいました。やっぱりそこは目指すべきだし、また、同時にこういう、いわゆる昔からの僻地であるような地域でも等しいという言葉でおっしゃいましたけれども、やっぱりある程度の水準の教育が必要であろうし、しかし、そこだけではない。やはり魅力があって、それだったら熊本市内でも、先ほど高速の弁がありました。ここに住みながら、熊本へ仕事に行くことも可能だろうし、逆に言えば、嘉島、益城、熊本市内に住んでいても、こちらに通ってくるのが可能だと。やっぱり教育の在り方によっては、そういうエリア選び方をされる若い世代が増えてくるのではないかとというふうに懸念をしています。

なので、そこはやはり教育の力、若い人たちをここに結びつける力というのは非常に大きな要素だというふうに思っていますので、報告を受けた後、また改めて方針が出されるというふうに思いますが、十分に検討課題に乗せていただきたいと思いますところだなと思いつつ、私の質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 皆さん、こんにちは。7番議員の甲斐重昭でございます。

さて、さきの山都町長選挙では、梅田穰町長が2期目の町政を担われることとなりました。まずはお祝いを申し上げます。

さて、本年は、東日本大震災から10年、熊本地震から5年の節目の年であります。本町における地震及びその後の豪雨による災害復旧も、最終年度として速やかな復旧が望まれるところです。また、昨年1月から広がっている新型コロナウイルス感染症も、ようやくワクチン接種の段階に入ろうとしています。特効薬が開発されていない中、ワクチン接種が希望の光です。1日も早い収束が待たれます。延期された東京オリンピックも、外国からの観客を入れない体制でどうか開催される見通しで、7月の開催を楽しみにしているところです。中でも、白血病から驚異的な回復を遂げられている競泳の池江里佳子選手は、断念していた東京オリンピック出場も夢ではな

いところまで回復されています。医療、メンタル面を含めたりハビリ関係者等の総力を挙げての結果だとは思いますが、我々に勇気を与える存在だと考えます。

本日は、一般質問5題を用意しております。それでは、発言台から質問を行います。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） まず最初に、梅田町政の2期目における施策についてということでお伺いいたします。

梅田町長は、五日間の選挙戦で山都町のほとんどの集落を回られ政策を訴えてこられました。その選挙戦を通じて全町内を遊説され感じられたことは何だったでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 最終的には五日間でございましたが、全ての地域を巡回できたという思いでおりますが、先ほど申しましたように、まずは山都町の広さを実感いたしました。そしてまた、先人の方々が隅から隅まで本当に、これはやっぱり家があるところといいますか、水があるところ、田んぼがあるところ、全てのところに道を通していただいております、大変な思いの中でされたなという思いでおります。通潤橋はもとよりでございますが、至るところに水路が張り巡らされております。本当に、どのような土木力、技術力でされたかなというような形の中で、水路を張り巡らし、水田をつくり、集落をつくりながら、されたなという思いでおります。通潤橋をされた布田さんはもとよりでございますが、鮎の瀬大橋を造られた甲斐県議、そしてまたそよ風パーク、蘇陽の馬見原の町並みをつくられた後藤町長、そして清和文楽人形を基本とした文楽邑をつくられた甲斐村長、兼瀬村長をはじめ、歴代の行政を担われた方々は本当に強い思いの中で山都町の整備をしていただいております。

この土台に立った山都町を、今後、先ほど来言いますように、三つのプロジェクトをはじめ、いろんな施策を、4年前から皆さんと一緒に今計画をし実行に移りつつある部分を、まずは早急に仕上げていかなくてはならないと、そういう思いの中で五日間回らせていただいたところでございます。今回の選挙戦につきましては、そのような思いの中で山都町巡回をし選挙戦を戦わせていただいたという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 次に、2期目の取組として、広報やまと3月号でも就任挨拶として書かれておりますが、どのような政策を考えておられるのか、改めてお聞きいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 選挙戦でも訴えてまいりました、九州中央自動車道の開通に向けた取組、これは、先ほど来ありますように、矢部インターばかりでなく、今後、蘇陽矢部間そしてまた蘇陽五ヶ瀬間の開通に向けた、長い期間を見据えたところのまちづくりを今後していかななくてはならないと。早急には数年後という形ですが、矢部インターを見据えた取組をしていきたいという思いでおりますが、その後につきましては、先ほど観光の面でも言ったと思っておりますが、観光施設が連携をできるような観光施策をしていきたいという思いでおりますし、先ほど言いましたいろんな体育館建設であったり、三つのプロジェクトについては早期に完成ができるように

と。おかげさまで、今年度の国の補正予算で、体育館・総合運動公園周辺の整備事業につきましても2億5,000万円近い事業費がついたというようなことでありますし、道の駅整備につきましても4億円近い整備費がついたと。これは、もう事業段階でございますので、ほとんど半額補助というようなことでございます。そういう事業が今年度の予算でつきましたので、来年度に全て繰り越さなくてはならないと思っておりますが、その事業の中で早急に完成ができるような取組をしてまいりたいという思いでおります。

そのほか、いろんな小さい施策はありますが、町民の皆さんの期待に応えられるような事業、これにつきましては、また順次6月の定例会等々に予算案等々も提示をしながらお願いをしたいなという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策は急務ではありますが、山都町内への高速道路の開通が差し迫っております、これに関連する施設も急がなければなりません。今後の山都町の発展のため、この4年間で非常に大事な時期であるかというふうに考えております。山都町のかじ取りを担われ、大変だとは思いますが、議会も含め町民一丸となって取り組むべき問題だと認識し、スピード感を持って対応していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、本町の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いたします。

本町における新型コロナウイルス感染症は、現在のところ、感染者は10名だと認識しています。町内で感染があったときは防災無線で放送されたことで、より感染対策に気をつけないといけないという思いが強くなったと思います。感染は、決して他人事ではなく誰にでも起こり得るものです。感染症の後遺症として、多くの人に倦怠感や息苦しさ、嗅覚や味覚の障害、意欲低下等があるとメディア等で報道されています。町内の感染者でそういった後遺症に悩む人はいなかったのか、後遺症の有無の把握はできていたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本町の新型コロナウイルス感染者は現時点で10名おられますが、個人の氏名や住所は公表されておらず感染者を確認できない状況にあるため、後遺症等の有無は把握していません。

御船保健所に確認しましたところ、感染者の方が医療機関を退院された後、御本人と面談等で相談の機会を設けておられます。そのときに、様々な症状の訴えがあるケースが多く、後からいろいろな症状が出現するケースもあるようです。個人により異なりますが、脱毛や抜け毛、頭痛、倦怠感、味覚や嗅覚の症状が出たり、記憶力や集中力の低下、精神的に落ち込んだりするケースがあるようです。熊本県内には新型コロナウイルス感染症の後遺症治療にたけている医療機関はなく、後遺症の症状が激しく出現する場合は、入院していた医療機関の主治医に電話をして相談していただくか、かかりつけ医を受診することをお勧めするというところでございました。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 最近では、変異ウイルス等の感染拡大が懸念されているところでございます。本町は人権学習にも力をいれていますが、コロナ感染によって感染者が差別や偏見の目で見られることのないよう、行政も積極的な正しい情報の発信をしていく必要があるかというふうに思っております。

次に、コロナワクチン接種は本町でも4月末あるいは5月連休明けぐらいから始まると思われませんが、その中で、優先接種中64歳以下で基礎疾患を有する方との分類があります。国民健康保険加入者はレセプト等が送られてきますが、その他の協会けんぽ等に加入の方の状況は把握されていないというふうに思います。どのように把握される予定で計画を立てておられるのか、お伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

国は新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引において、対象者の接種順位3番目に、令和3年度中に65歳未満の方で基礎疾患を有する者について14項目の基礎疾患を定め優先接種を行うこととしています。高血圧を含む慢性の心臓病、腎臓病、肝臓病、糖尿病のほか、血液の病気や免疫の機能が低下する病気、神経疾患など、その基礎疾患は多岐にわたっており、町で65歳未満の住民のお一人お一人が持っておられる基礎疾患を把握することは困難です。

そのため、国も基礎疾患を把握することは示されておらず、新型コロナウイルスワクチン接種の質疑応答集においても、住民の基礎疾患は把握を行う必要はなく、接種を受ける者の申告に基づき予診を行い接種を行うこととされています。医師が、接種するときに予診票に記入してある病名等を見て、65歳未満の中での優先順位で受けられるものと判断し接種を行います。また、基礎疾患かどうか判断に悩まれる住民の方は、基礎疾患に該当するかどうかはかかりつけ医の判断によることとして差し支えないとされています。

予防接種を希望される住民の方は、事前にかかりつけ医の医師に接種していいかどうかを相談し、予診票に正確に治療している病気などを記載し、安心して接種に望まれるようお願いいたします。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） コロナワクチン接種の具体的な行程について、さきの広報やまと3月号にも掲載されていますが、この内容についてもう少し具体的な説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

3月11日時点で予定している山都町新型コロナウイルスワクチン接種計画について御説明いたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、当面確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給

も順次行われる見通しであることから、国・県が示した優先順位に従って順次接種していきます。

まず、接種対象者は、町内に居住する16歳以上の方です。2回接種とし、1回目の接種終了後3週間間隔で2回目を接種します。接種費用は無料です。町が行う住民接種の優先順位は、高齢者、高齢者施設等の従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、60から64歳の者、その他の者の順に順次行います。

接種体制については、町内八つの医療機関の協力の下、65歳以上の高齢者については集団接種で行うこととし、接種開始可能となったときから土曜日・日曜日に実施します。集団接種会場は2か所で、矢部保健福祉センター千寿苑と蘇陽支所とします。

高齢者接種に先立ち、接種予定人数の把握を行うために、接種を受けるかどうかの意向調査をはがき等で行います。これは、ワクチンの接種可能人数の管理や接種会場内で感染症対策として過密にならないよう人数制限を行う必要が想定されるためと、接種日を割り振るために行うものです。また、接種前に、接種券、予診票、お知らせ等を対象者に送ります。65歳以上の高齢者施設・障害者施設に入所しておられる方や施設・介護の現場で働いておられる従事者は、嘱託医の協力を得ながら、施設等で同時期に接種できます。なお、施設向けの説明会を開催予定で、今準備を進めているところでございます。

対象者への周知方法は、広報やまと、ホームページ、防災行政無線、個別通知で行います。

予約及び受付方法は、専用の電話回線を用意し、職員が対応いたします。

高齢者の集団接種は、当面、接種時期が近付いた地区について日程表を送ります。

64歳以下の接種については、高齢者接種が終了して進めることとなっており、開始時期は国のスケジュールでも示されておられません。接種方法は、個別接種を軸に考えておりますが、新しいワクチンの種類が登場する可能性もあるため、山都町では確定しておりません。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 接種される医師や看護師の派遣はかなり難しい問題だと思いますけども、ファイザー社製のワクチンは3週間後に2度目の接種を行う必要があります。つまり、最初の3週間で接種された方は次の3週間で2回目を接種するわけでございまして、その合計6週間が終わらないと、次の新規の接種者は順番が回ってこないということになります。このことは、町民の皆様がよく理解されないと混乱のもととなります。また、集団接種される方々を選定される場合、地域ごとか年齢順かいろいろ方法はあると思いますが、皆でよく検討していただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に行きます。次に、高齢者施設等の接種についてお尋ねします。

介護保険施設等が町内に二十数か所あり、その従業員も併せて、その施設で接種される予定でございまして。しかし、その他の障害者福祉施設等、65歳以上の高齢者がいない施設の従業員に対してはどのように対応される予定なのか、また、その入所者に対してはどのようにするかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

議員今お尋ねされた方につきましては、国の手引によりますと、優先接種される方は、高齢者等が入所する社会福祉施設、高齢者が入所・居住する障害者施設というふうになっておりますので、施設従業員の年齢や基礎疾患の有無に従って受けることになります。65歳以上の方は集団接種会場にて、64歳以下で基礎疾患がある方やそれ以外の方は高齢者の次に接種していただくこととなります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 障害者施設等にもかなりの人数が入っていらっしゃいますので、やっぱりその付近は高齢者の次でもいいですけども、早めに順番として回るような形でされたほうがクラスター等の心配もないかというふうに思います。検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、高齢者の中には自宅で介護されている方や寝たきりの方等、様々な理由で集団接種会場に行けない方も多数おられるかと思ひます。そういう方々への対応はどのように考えておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。お尋ねの件につきましては、かかりつけ医による巡回接種にて行う予定としております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） そういう方も漏れないように計画されておるといふことは、本当にありがたいことだといふふうに思っております。

次の質問に移ります。

ワクチンを集団接種する場合、接種会場は密な状態になることも考えられますが、ワクチン接種会場での二次的な感染を招かないような対策はどのようにされているのでしょうか。また、そのシミュレーション等は実施されているのか、お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

集団検診時と同様に全員がマスク着用とします。会場入り口で検温と手指のアルコール消毒を行ってから入場していただきます。また、細かく時間を区切って受付時間を設け、来場予定者の人数を制限し、会場内が過密にならないように配慮します。住民と対面する職員は飛沫ガードかフェイスシールドを使用し、医師や看護師はガウンやフェイスシールド、手袋を使用して接種に従事していただきます。会場内にはパーティション等も利用して、動線が混雑しないような会場配置を予定しております。住民が使用された机や椅子、鉛筆等は定期的に消毒を行い、定期的に窓を開け空気の入替え等も行う予定としております。会場内では、人が過密にならないよう足跡マークの設置や椅子の設置等でほかの人との距離の確保に努める予定です。

接種後にはアナフィラキシー反応の出現がないかどうか、15分から30分程度接種会場に滞在し

ていただき、健康観察を行う必要があります。健康観察は接種後椅子に座ってその時間を過ごしてもらい、健康状態を観察し、副反応の出現がなかったら帰っていただきます。その際、ほかの人との距離を保つことができる会場設営にするため、今回、集団接種会場として矢部保健福祉センター千寿苑や蘇陽支所の2か所を選定している理由の一つでもあります。両会場とも感染症対策を万全に行える広さや部屋数を備えているとして、選定いたしました。もし万が一、アナフィラキシーの症状が出現する住民の方がおられても、大勢の中で処置に当たるのではなく、個室に移送してすぐに医療処置を行うことができるように対応していく予定であります。

密接、密集、密閉の三密状態になることを回避し、マスクの着用、手指の消毒、会場内の消毒を実施することで、ワクチン接種会場における感染防止対策として、ワクチン接種を進めていきたいと考えます。

また、シミュレーションは今後行っていく予定といたしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。初めてのみんなの経験でございますので、住民にうまく周知徹底をしていただいて、スムーズに全員が接種が終わるように頑張りたいというふうに思います。

それでは、次の設問に移ります。難病を有する方々への支援についてということでお聞きいたします。疾病は数知れずありますが、その中でも難病と言われるものについてお尋ねいたします。

2019年7月の難病法の改正で指定難病は現在333疾患と認識しています。難病とは、発症の原因が不明で治療法がまだ確立していない長期の療養を必要とする疾患ですが、自己管理しつつ病気とうまく付き合っていくことで日常生活をすることも可能な疾患も多くあります。難病と一口に言っても、その種類は多くあります。現在、町内にそのような疾患を患っている方や難病認定をされている方はどのくらいおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。お尋ねの山都町における難病については、熊本県が担当しているため町では把握しておりません。管轄する御船保健所に問い合わせましたところ、特定疾患患者の疾患種類の数や全体の数は公表していないとの回答がございました。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 難病の場合は保健所が大体中心になってするというので、熊本市と県のほうでするような形かというふうに思います。

前総理の安倍晋三氏が難病の一つである潰瘍性大腸炎を患っておられたことは多くの方が御承知と思いますが、難病の中にはそのような内部疾患も数多くあり、人の目には分かりにくく、それゆえに生活のしづらさや生きにくさを抱えて悩んでいる人も多いと思います。

そういう悩みを話し合う場や相談する場は町内にはないと思いますけども、仲間同士の支え合い、ピアサポート、そういう形の支援を行政からしていただくと、当事者にとっては大きな支え

になるというふうに思っております。県のほうにそういう施設が確かあるかと思えます。熊本県難病相談支援センターというのがあるかと思えますけども、山都町内に、そういうところを紹介する、そういう手だてというのは何かないのでしょうか。住民の方々においては、保健所が全部握っておるからということではなく、やっぱり、広報的な形ででもそういう全体の人に知らしめる努力というのはするべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 町の保健師の業務について御紹介します。町の保健師は、難病に限らず住民の健康管理を行っておりますので、家庭訪問や健康相談時に難病の方がおられたときなど、通常健康相談、健康教育や保健指導として対応しております。その中で、熊本県や難病相談支援センターにおつなぎしたほうがよい場合などには、本人の了解を得て町から情報提供を行うなどしております。

また、保健所のほうにお尋ねしましたので御紹介させていただきます。通常は、難病の方々への支援として、御船保健所から対象者を訪問したり災害時に安否確認等を行っておられます。また、ゆうじんの会という患者本人や家族の会を定期的に毎月1回開催され、集まった茶話会やお出かけ、情報交換などの交流を図られています。年1回は、難病協議会が開催され、医師、訪問看護師、ヘルパーさん、患者本人さんなどが集まる機会があるとのことでございます。しかし、今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため全てが中止となったので、難病の更新申請時に保健所に来所される際に個別相談の機会を設けたとのことございました。難病の方で相談や精神的な支援が必要な場合などは、熊本県の難病相談支援センターを御利用してくださいとのことございました。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。難病ばかりのことではありませんけども、病気というハンディを背負って生活している方々に寄り添う支援や姿勢というのは大切なことだというふうに思います。今後、小さなことからでもいいので、当事者の声を反映させた何らかの地道な動きができていくことを望んでおります。

それから、副町長もいらっしゃいますので少し県のことでお尋ねいたしますけども、保健所から全く何もないというのはやっぱり町村として、こういう個人的なプライバシー関係だからなのかということもありますけども、保健師あたりと直接的にもそこら辺りの連携というのは取っていただけるように話を持っていくことはできないものか、お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） 御質問、ありがとうございます。今回の御質問に当たりましたが、課長と様々なやり取りをしながら県のほうにも見解をお尋ねしながら、今回の答弁を考えさせていただきました。

おっしゃるとおり、県と町村の関係、非常に連携を強くしていかなければならないものというふうに思っております。今回の新型コロナウイルス感染症に関しましても、あるいは今回の難病の関

係に関しましても、なかなか、それぞれの患者さんのプライバシーに関することがございます。それぞれ、行政機関として、これは連絡している、あるいはこれはきちんとデータとしてやれるという、紙でやれたりすることには限界があるかとも思います。そこは、なかなか組織的にはできないことはありますが、それぞれの人間関係、つながりの中で、個人情報の機微に係る・係らない範囲内で様々な情報を交換しながら、より住民の皆さん方が健康で、あるいは病気にかかられても少しでも快適に過ごされるように、県のほうにもこれから申し上げていきたいと思いますし、引き続き協力を進めていきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） どうもありがとうございました。やっぱり、病気を持っておるとい方はどうしてもハンディーとして持っておられるわけでございます。そこら辺りは、やっぱりみんなで支え合うというか、そういう町であってほしいというふうに私は思っております。データとして個人情報の保護という形がございますので、なかなか難しいことかとは思いますが、特に健康福祉課の保健師さん、また介護関係の保健師さん関係も一緒ですけども、本当の住民に対する心のよりどころというのは、そういう個別にいろいろ対応してくださる方がいらっしゃるからこそ、そこで生活を続けていかれるというのが本音だというふうに私は思っていますので、どうか、そこら辺り、やっぱり寄り添うような形での行政の在り方を目指してもらいたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、次に参ります。続きまして、高速自動車の開通に伴う沿線の整備についてということで、先ほど1番議員からもいろいろ質問がございましたけども、私のほうから、またちょっと違ったところでの話を伺いたいというふうに思っております。

矢部インターの、仮称でございますけども、開通があと2年程度だと見込まれますけども、その出口に計画されている新道の駅整備計画で、隣接するスーパーとの駐車場や店舗等の連携はどのように計画されているのか。町の施設を造る場合、沿線にある店舗等の理解や共存するための方策はとても大切になってきます。どのようにすれば、共存・共栄することができるというふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。

現在の進捗につきましては、矢部インターチェンジ出口付近の交差点協議を県警本部と行っているところでございます。十字交差点に隣接する店舗との連携についてでございますけれども、道を挟んで隣接をしておりますので、お互いに行きやすいように出入口の確保をしたり徒歩での通行についても安全で利便性を考え、現在計画をしているところでございます。店舗との交渉でまだ必要な部分もございますので、まだ完全に隣接する店舗との協議が終わっているわけではございませんが、順次進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。やっぱり、近くにある大型店といいますか、そういうところとの連携をするということは、今度造る道の駅自体の広さを広げるという考えにもなっています。どうしても、そこら辺りを本当に一番大事にしなければ、今度造る道の駅自体の存続というのがかなり難しくなってきますので、周りのそういう施設との協議といいますか、それはやっぱり一番大事なことだというふうに思いますので、どうかよろしく願いをしたいと思います。

またそれから、矢部インターが開通いたしますと、熊本市まで今より恐らく10分程度時間が短縮されてくるかというふうに思います。そうなりますと、清和、蘇陽、そちらのほうへの交通量が今よりもかなり増えるということが予想されます。

現在も、山都中島西インターが開通いたしまして、清和文楽邑の駐車場辺りも土曜日曜はほとんど満杯になるくらいの客が来られております。コロナ禍の中でも来られるということは、やっぱりそういう利便性がよくなったからというふうにも思いますし、また、小学校4年生の社会科の学習ですかね、その中で通潤橋とか清和文楽とかいう形での題材が教科書のほうに載っているということで、社会科見学で、かなり清和文楽それから通潤橋のほうにも小学校の4年生がバスを貸し切って来られておりました。そういう関係で、今度は、その親御さんがまだ文楽を見ていないというような形で、土曜日曜はその親がまた来るような形で、やっぱり相乗効果を生んでおるわけでございます。

その中で、矢部地区の道の駅をインターの開通に合わせて造るということは本当に大事なことですけれども、それと同時に、やっぱりそれから先の道も交通量が同じくらい増えると。高速を通ってきた人たちはそのまま現在の218号線を東のほうに進んでこられるわけございまして、そのためには途中で寄る、道の駅の清和文楽邑、そこら辺りの利用というのが現在よりもはるかに多くなっていくということが考えられるわけでございます。

その道の駅の開通に大体間に合うようにというふうな形で考えておったわけございまして、私は、ちょうど2年前の一般質問でもお聞きしたことでございますけれども、この清和文楽邑の駐車場の拡張の件と駐車場の北側からの入り口の改修の件及び翁橋の架け替えの件という、3題の問題というのが清和文楽邑のほうにあります。特に駐車場拡張の件とか駐車場の北側入り口の件というのは、平成22年の末からの要望でございまして、これは、やっぱりそこをしなければ活性化が成り立たないというところでのみんなの気持ちから、そういう要望が出されたわけでございます。翁橋につきましては、平成23年に落橋いたしまして、その後どうするかということで前回の質問でもございましたけれども、その3件の問題について、駐車場拡張の件、北側の入り口の件、それから翁橋の架け替えの件ということで、その具体的な整備時期はどういうふうに考えるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。

道の駅清和文楽邑につきましては、これまでも一般質問で御意見、御指摘をいただいてきたところでございます。令和3年度に、道の駅駐車場の段差の解消と新たな駐車場の確保のために、

関連予算を計上させていただきました。

施設面では、翁橋につきまして御要望をいただいておりますけれども、橋梁施工業者の意見を聞きながら、現在概算事業費の積算をさせていただいたところです。実施時期については明確にお答えすることはできませんけれども、予算計上、そういった調整も含めまして引き続き検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。駐車場の拡張の件と北側の入り口の件が令和3年度の予算で見てもらえるということで、少し安心をしております。といいますのも、やっぱり、令和4年には私は開通するというふうに考えておりますので、それが開通してから、じゃそこ広げようかでは、そういう後手後手になるような行政ではいかんというふうに私は思っております。こちらの矢部のインターが開通すれば、当然それから先の交通量というのは各段に増えるというふうに考えますので、そこら辺りをやっぱり頑張ってもらいたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それからまた、高速道路開通を見越していくなれば、清和地区では最も重要な道路として南北を結ぶ基軸となる町道がございます。その特に北部のほうには、鶴底地区にJAの野菜集出荷場、また高月地区にはランバーやまとがあり、その資材等を積んだ大型トレーラーがスムーズに国道に出てくる必要がございます。今のところ大川大矢線という道が基軸としてあるわけでございますけれども、今、元仁田尾というところでの道は恐らく今日開通式をするということで聞いておりますけれども、それから手前のほうですね。やっぱり、これについても、ある程度めどを持ったところで広げていかなければならないというふうに考えております。大川大矢線のちょうど上の、今スクールバス等を置いてるところ、拝所というところなんですけれども、そこから先が、平たんところで道幅が少しあるからということで改良をされておられません。実際、道路構造令に合ったところでの2車線というのはないわけでございます、カーブ等の拡幅等もございません。カーブの線形も悪うございます。どうしても事故が発生するような場所でございますので、あと、構造的にはほとんどないわけでございます。金額的にもあまりかからないわけでございますので、どうかそこら辺りを建設のほう、優先をしていただきたい。

特にインターというのは、どこにできるかというのは国交省のほうでないと分かりません。道の駅があるから、道の駅にある程度近いようなところで持ってくるだろうとは思いますが、もし、このインターがほかのところであったならば、その大川大矢線にできるような考えもなきにしもあらずと。そういう形になってきたときに、やっぱり、そこにちゃんとした道が山都町にはあるんだということがなっておれば、インターの建設というのもスムーズになってくるんじゃないかというふうにも思っております。

そういう関係もございまして、そこら辺りの道路の改良の計画というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、建設課長にお聞きいたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 清和地区の町道改良についてのお尋ねでございます。町道の改良工事につきましては、総合計画の実施計画に基づき整備を進めているところでございます。なお、令和元年度に策定されました第2次山都町総合計画の中では、九州中央自動車道を中心としたアクセス道路等の機能強化が求められております。このため、早期事業化を要望しております九州中央自動車道矢部蘇陽間を見据えた道路整備が必要であるというふうに考えております。

今、議員言われましたとおり、清和インターチェンジを含めての改良ということでございますけれども、そんな中、新仁田尾大橋は先ほど言われましたとおり本日開通をいたします。この工事が終わりますと、大型車両の通行が小笹井無田線から大川大矢線を通して218へと出てくるということでございます。このようなことを受けまして、清和地区の自治振興会長連名で未改良区間の再改良の要望が出ております。町としましても、朝日地域と国道218を結ぶ重要な路線であると認識しておりますので、今後、改良に向け関係機関と協議を進めてまいりたいと思います。

また、その他の道路につきましては、現地や地域の道路網等を踏まえて全体的に計画する必要があると思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） よろしくお願いをしたいというふうに思います。特にあそこの地区には、先ほどランバーやまと言いましたけれども、大川井無田線というのが途中から分岐しております。その道自体も、大型車が通ればほかの車はよけないと離合もできないというふうな形でございます。少なくとも企業を町と呼んでつくっておるわけでございますので、そこら辺りの便宜といいますか、図ってあげる必要もあるんじゃないかというふうに思いますので、そこも併せて考えていただくならばというふうに思っております。

それからまた、清和インターの建設について、その要望書を清和地区出身の町議会議員と自治振興区会長の連名、また区長・会長での提出、それから今年の2月には老人クラブ連合会清和支部長からも要望書が出されておるかというふうに思います。清和地区の住民は誰もが清和インターの建設を望んでおります。

さきの12月議会でも議員のほうから質問をされましたけれども、町長に再度お答えをさせていただきたいと思います。清和インターは町の方針として造るということでお考えありますでしょうか。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 高速道路のインターチェンジにつきましては、いろんな国交省の決まり等々もあります。先般、その要綱等も見せていただきました。それは、地元の熱意があればできるような形かなという思いでおります。特に、矢部の中島の山都中島西、そして水ノ田尾のインター、まだ名前はありますが中島のインター、そしてまた矢部のインター等々につきましては、町からの要望事項というような形の中で、今、中島の二つのインターについては要望事項の中で建設がなされておるといようなことであります。距離的にもおおむねとか、人口もおおむね5万人とか、いろんな形がありますが、最終的には利便性であったり必要性であったりという

ようなことであります。今ありますように、JAの出荷場、トマトの選果場・出荷場、そしてまたランバーやまとのあの大きな加工施設、もう何回か国交省にもお願いをしております。この二つの名前も出して国交省にもお願いをしておりますので、地元の皆さん、また山都町としても当然必要なインターだと認識をしております。矢部蘇陽間の中に、距離的にはそう遠くありませんが、いろんな熱意と先ほど言いました必要性を強く訴えながら進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。その中で、今、町長のほうからもお話がありましたけども、インターを造る場合、やっぱりどうしても要望という形が出てきます。山都中島西インターを造ったときの要望と比較いたしまして、今回、清和インターを造るべき要望としてはどのような形で動いていったほうがいいのか、そこら辺り、お分かりならば既存のインターと比べてお話をさせていただくと助かります。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。

まず、山都中島西インターができるまでの経緯ということで、概略のほうを説明いたします。平成15年に、国の新直轄方式として事業化が決定されております。それを受けまして、計画の中にインターの計画はなかったということで、平成16年に国のほうにインターチェンジの設置を要望しております。その後、平成17年に、熊本県議会に対してインターチェンジの請願書を提出し、県議会のほうで採択をいただいております。その採択を受けまして、平成18年、熊本県のほうから、現在設置されております小池高山地区、上野地区、北中島地区で、それぞれ概要の説明がっております。それを受けまして、平成20年に、各町から国に対して追加インターチェンジの連結を申請したところでございます。その後、平成21年に、国のほうから追加インターチェンジの連結許可が決定されて、現在の工事に至っておるところでございます。

なお、事業化が決定した後でのインターチェンジの建設ということでございましたので、インターチェンジに係る費用については町のほうが負担しているというような状況を踏まえまして、今後、矢部蘇陽間の事業化に向けましては、当初の段階でインターを設置していただくことを要望していくことが必要だということで考えております。その要望につきましては、県だったり国会議員の先生方に直接要望等をしておりますけれども、一番重要なのは、地域から、清和地区にインターが必要なんだということをやっぱり声を挙げていくことが大事なんではないかというふうに考えております。

今後、第2回目のオープンハウスであったり、意見聴取等が計画されておりますので、その中で多くの方から清和地区にインターチェンジを設置してほしいという声を挙げていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。どうしても、やっぱり、そうなれば清和イン

ター建設期成会じゃないですけども、そういう形での動きも考えていかなければならないかなというふうに思います。ありがとうございます。

時間も少なくなつてまいりましたので、最後の質問に向かいます。本町の各種施設管理についてということで、各種施設も町内にはたくさんありますけども、本日は、町道に架かる橋梁について質問をいたします。

清和地区の大矢川に架かるつり橋、天神橋は、危険であるとして2年以上全面通行止めとなっています。この橋は旧朝日村と旧小峰村をつなぐ橋梁で、昔から地域の人たちには親しまれてきた橋です。町道の改良も進み自動車の通行には国道への出入りが危険で、現在その道は車の通行道路としては使われてはおりませんが、歩行者、特に高齢者や子供たち、さらには身体的不自由者等、車を運転できない交通弱者の方々には日々の生活に迷惑この上ないことでございます。

町道に架かる橋梁なので、災害で壊れたならば災害復旧されるかと思われがちでございますけども、公共土木災害復旧事業費国庫負担法において、長年通行止めとしている橋梁は維持管理不良として欠格扱いになるものと思われまふ。今の状態では車の通行は難しいですが、せめて橋梁の自重よりはるかに軽い歩行者や自転車等は通れるよう、ケーブルやハンガー等の一部補修や床板の補修や補強というのは可能でございます。一概に全面通行止めをするより、もっときめ細やかな対応が必要ではないかというふうに思います。

町長も、先代の方々が築いてこられた山都町の基盤を大切にすると抱負を述べられております。担当課としてどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。

天神橋につきましては、御存じのとおり人道橋のつり橋でございます。平成30年度に天神橋の点検診断を行いました結果、つり橋のメインケーブル等に破損箇所が確認されました。このことから一般通行は危険であると判断し、現在、通行止めを行っているところでございます。その後、橋の構造が壊れたということでありましたので、補修及び架け替えを検討する中で塗料の塗膜を処分する必要がございました。平成元年度に天神橋の塗膜調査を実施しましたところ、塗膜の中から低濃度のPCBが検出されております。PCBは特別産業廃棄物に該当するとされておりますけども、この工事を発注するにつきましては、特別産業廃棄物管理責任者の資格を持っている者がいることが必要となっております。現在、本町におきましては資格を有する職員がおりませんので、令和3年度中の資格取得を検討しておるところでございます。

また、本来架け替えるべき橋梁を補修した場合、塗膜の除去まで含めたところで概算事業費を申し上げますと、補修した場合で約1,600万円、架け替えしますと約5,000万円、撤去した場合に約600万円となります。

今後、路線の利用状況であったり、迂回路の状況、利用者等の目的等を調査した上で、補修、架け替え、または撤去等について、事業費も踏まえまして検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 撤去するのは簡単なことですが、それをまた撤去してから造ることになるとかなり難しい形でございます。あの橋というのは、本当に山都町の中でも古い橋のほうに分類されるかというふうに思います。

橋梁というのは、メインケーブルがございますけども、これ、中に小さいワイヤが100本くらい恐らく束になってからつながっておるわけございまして、あれが一度に切れるというような破断というのはあんまりないですよ。よっぽどの大きな形でなってくるか。一般的な形での自重での形では、表面的に1本2本そこら辺りが切れたとしても全体的な強度の低下につながるような形ではありません。それよりも、全体のコンクリートでのアンカーがありますけども、そのアンカー自体からの引き抜きとか、そういう形での破損が見受けられるならばちょっと本体の壊れが出てくるかというふうに思いますけども、表面上のどのくらいの破損というか腐食状況があるのかということころは、よくよく考えていかなければいけないというふうに思います。たかだか60キロかそのくらいの人に乗ったとしても、橋梁自体は恐らく何トンも当然もつわけでございますので、人間の重さというのは大して重くありません。それに、群衆荷重という形での、何十人もが通るような道でもございませんで、やっぱり維持管理といえますか、そこら辺りは少ししていくべきじゃないかというふうに思っております。

もし壊れたときには、先ほど言いましたけども、本来ならば災害復旧として架け替えができるような形での、橋として少なくとも残しておいてもらうならば町としてもいいんじゃないか。それを、ただほったらかしにしておけば、本当に壊れたときには何の手だてもできないというような形にもなってきますので、どうか、末永く使えるような形ですべきというふうに私は考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日は、いろいろありがとうございました。これで終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、7番、甲斐重昭君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時19分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問者となりました。お疲れと思いますが、よろしくお願いをいたします。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、全世界的にも、また我々の山都町でも、社会生活を一変させる大変な事態となっております。ワクチン接種が進み、1日も早い収束を願うばかりでございます。

さて、私、久々の質問で大変緊張をいたしております。それでは、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） まず、最初の質問ですが、梅田町政の2期目の抱負ということで掲げております。このことにつきましては、午前中の9番議員、また先ほどの7番議員の質問と重複しますが、私が思いますに梅田町政の1期目を見ておりますと、熊本地震、その後の豪雨災害の復旧復興、合併当初からの懸案でありました中央体育館建設、第3セクターの問題、そのほかいろいろありますが、長年の繰越しの問題解決に当たられたというふうに思っております。そして、最後の1年はコロナ禍ということで、本当に梅田カラーの出しにくい1期目であったというふうに思っております。

町長が言われますように、町民、住民の話を聞き、庁舎内では意見調整を行い、議会とは議論を重ね、決断をしなければならないときには強いリーダーシップを持って政策決定を行い、行政運営に当たるといふ姿勢が、さきの選挙結果にあらわれたというふうに思っております。ぜひ、2期目も梅田町長には様々な施策執行の先頭に立っていただきよりよい山都町づくりを進めていただきますよう、御期待とお願いを申し上げます。

町長、選挙期間中にもまた幾度となくお話になった問題だと思っておりますが、何かあればお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 藤原議員からありましたが、今の課題は、プロジェクトであったり高速道路を見据えたまちづくりというようなことで先ほど来お話をしたとおりでございますが、有機農業を核にした農業の振興という形の中で今進めておるところでございます。ある集落に行きましたら、町長は農業予算ばっか使つてと、農業にばっかと言われましたが、この4年間を振り返りますと、農業予算の大半は災害復旧じゃなかったかなという思いでおります。本当の、農業をどうするかという、特に有機農業に対してでもありますし、またいろんな大型農業者への支援等々、なかなかできなかったなという思いでおるところであります。

今後につきましては、議員の地元であります鶴底地区、そしてまた私の地元であります下矢部東部等でも、農業法人の設立がなされました。全部で6の法人化かなという思いでおりますが、今後、急速に進みます農業者の方々の高齢化と農業者の人口減少の進む中で、今後につきましては、農業の一番の基本的な状況は大変難しい取組をしていかなくてはいけないなという思いでおります。

先般、田小野地区から5回目の総会に案内がありました。4年間を振り返った中での総会でしたが、まだまだ何もできておらないというような話でございました。しかしながら、着実に進んでおられるなという思いの中で総会に参加をさせていただきましたが、今後、新しくできる法人、今進められている法人についても、大変厳しい状況下の中での運営をされるかなという思いでおりますが、山都町の今後の農業の柱となるべく、集落営農であったり法人化組織の設立等支援を、支援という言葉が適当かどうかは分かりませんが、行政と一体となった取組をし、山都町の農業

がずっとずっと続くような施策も今後考えて、今始まったばかりだという思いでおりますので、そういう組織等の設立を今後他の地区へも広げながら進めてまいりたいという思いでおります。農業が大事と言いながら、なかなか、先ほど後継者であったり、また定住の話もしました。若い子供さん方にも農業の大事さを植え付けながらという思いの中で、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 農業に対する思いも町長から聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてということで質問をいたします。これも、重複するところがあると思っておりますが、なるべく同一の質問にならないように質問をしていきたいと思っております。

まず、業種ごとの被害、影響の度合いということです。認識は一緒だと思っておりますが、宿泊業、飲食業、旅客業、この3業種はその最たるものだと思っております。また、それらへの納入業者、それ以外も含めまして、どのようにその被害の状況を、数字は結構ですので、認識していらっしゃるのでしょうか。担当課長、お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。被害の状況につきましては、令和2年の今確定申告の時期でございまして、正確な状況については把握できておりませんが、仕事応援給付金の申請状況で御報告させていただきます。また、今、議員が言われた農林業、飲食業の被害と重なる部分もあると思っておりますが、3月12日現在での申請件数は334件となっております。農林業75件、飲食業64件、サービス業——治療院、クリーニング、塾、整備工場等でございます、これが57件、建築業48件、小売業42件、製造業16件、理・美容業16件、代行・タクシー業8件、観光業8件で、業種ごとの総数が違いますので、この順位どおりに影響が大きかったとは言い難いところがあります。

また、町の指定管理施設の売上げの減少見込みを御報告させていただきますと、前年比で、通潤山荘が約9,450万円でマイナス53%の減、道の駅通潤橋が1,460万円で24%の減、青葉の瀬が580万円で43%の減、清和文楽館が290万円でマイナス18%の減、清和物産館が2,770万円で24%の減となる見込みでございます。

また、地方経済総合研究所が出しております地方経済情報によりますと、これは熊本県全体の数字ではございますが、宿泊者数は前年比で、令和2年4月にマイナス77.8%、5月に83.3%、その後Go Toキャンペーン等により一時回復傾向にはございましたが、1月の再度の緊急事態宣言によりましてキャンセル等が発生しまして、再び厳しい状況となっております。1月14日発表の熊本県の試算では、昨年3月以降の県内の宿泊損失が1,000億円を超えたということです。熊本空港旅客数も、令和2年3月から前年比で57.9%、5月には96.4%の減で、11月現在でも50%以上の減の状況です。

外出自粛、行動制限の影響を受けまして、特に宿泊・観光・飲食業、また、それに関わられる

事業者への影響は大変大きいと考えております。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） いろいろなところに影響が出ているということと、それからかなりの額の減収が見込まれるというようなことが分かりました。

本町におきます金額ベースの度合いにつきましては、今、課長が申されましたように確定申告等も終わっておりませんので、なかなかつかめないところだと思っておりますが、税務課長、令和3年度の税収の減についての見込みでございますが、分かれればお答えいただきたいというふうに思います。

それから、健康ほけん課長、今議会に提出の令和2年度の山都町国民健康保険特別会計補正第3号の減額補正の中の歳入の部に、国民健康保険税の減額が2,500万円というようなことになっております。これは、コロナの影響が幾らかあるのでしょうか。

その2点を担当課長のほうにお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。

令和3年度の税の見込みということで御質問をいただきました。本日、正確な資料を持ってきておりませんし作業中でございますので、口頭で原稿なしで説明をさせていただきます。

税の申告相談が昨日終了したばかりで、これから課税の業務に入ってまいります。具体的な数字の検証はこれからやっていきますけれども、申告の際に住民の皆様から伺った話によりますと、新型コロナウイルス感染症による影響は程度の大小にかかわらず全ての業種にあったという話でございました。中でも、特に農林業、それから休業要請等がございました飲食業関係で多い印象ということでございます。繰り返しになりますけれども、今後、前年との比較を具体的に検証を行っていきたいと考えております。

令和3年度の当初予算の見込みでございますけれども、個人住民税に関しましては、先ほど企画政策課長が申し上げました、経済状況も参考にしながら見込みを立てたところですが。経済調査協会等によりますと、景気動向指数が前年と比べて年間通して79%であるということで、税額も当初予算としては減額をすることにしております。特に営業所得のほうで減額が大きいのではないかとということで、そちらのほうの減額を見込んでいますところですが。

法人町民税につきましても、中間申告をされる大きい法人につきましても、決算によります還付金がここ二、三年増えておりますけど、今年度も還付金のほうの支出額が増加しているところがあります。当初予算につきましても、増額をさせていただく予定にしておりますけれども、そういうことを勘案しましても、法人町民税につきましても、令和3年度につきましてもは減額、2年度よりも課税額が下がるのではないかと見込みで予算を立てているところですが。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本議会において令和2年度の国民健康保険税の減額補正を計上してい

るところでございます。コロナの減免の実績と3月末までの見込みで約650万円の減額をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 予算のお尋ねがございましたので、来年度の歳入の町税でございますが、個人住民税におきまして約3,670万円、それから法人町民税におきまして1,360万円ということで、合わせまして5,040万円ほどの減収の見込みということで計上しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） かなりの税収の減があるというようなことが今の答弁の中で分かったわけでございますが、いずれにいたしましても、本町では宿泊業の影響は金額的には少ないというふうに思っております。飲食業、旅客業、また第3セクターにつきましても、国・県・町等の支援金・支援策を含めたところの収支状況を見なければ何とも言えないというふうに思っておりますが、コロナ後のことも考え、また地域にもたらす経済効果ということも考え、必要な支援策、またそういった対応を取っていただきたいというふうに思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金について質問をいたします。

1次、2次、3次の交付額はそれぞれ幾らだったのでしょうか。計算すれば分かることでございますが、その総額は幾らでしょうかということで質問をいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。交付金の額につきましては、1次で1億1,171万5,000円、2次で3億8,407万5,000円、3次で1億9,224万5,000円と、国庫等の補助裏になります分で670万1,000円で、合計6億9,473万6,000円の交付がっております。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 6億9,000万円という総額でというような答弁でございました。さきの政策審議会の中の資料とちょっと違うかなというようなことを思っておりますが、いずれにいたしましても、1次、2次の交付金が合わせて5億円ほどあるわけでございます。そういった中で、1次、2次の交付金が、これは年度内に使い切るというようなことが示されていると聞いておりますが、残金が今どれくらいあるのでしょうかということをお尋ねいたします。執行できないような額があるのかどうかということでございます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

1次・2次交付金につきましては、この交付金に町費一般財源を含めまして、全て事業化しているところでございます。手元に資料はございませんけども、その中で2次分で本年度中に終わらない分は町として繰り越すことになっております。また、3次の交付金につきましては、今回、補正で山都町事業継続支援給付金を一部計上させておりまして、その財源として充当させていただくこととしておりまして、残りの1億6,564万5,000円につきましては、国において繰越しの手

続を行われた上で、町では令和3年度事業として実施することとしております。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 頂いた交付金については全額執行の予定というようなことを聞いて、本当に安心をいたしております。新事業の中で申請制というのがありますので、多少の齟齬が出るのは仕方ないというふうには思っております。

そういったことで、では次に、第3次の交付金が1億9,000万円というようなことでございました。その計画も今申されましたが立っているようでございまして、感染対策と支援の二つに簡単に言えば分けられるような気がするわけですが、計画の支援の中で、今申されました事業継続支援給付金、これは仮称となっておりますが、この今回の支援金につきましては、一部を除きまして飲食業以外の事業者への支援策というふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。今回の事業継続の支援の交付金につきましては、飲食業の皆さんも当然対象ではございますけれども、基本額の部分だけは、しごと応援給付金の支給を受けられた飲食店については対象外とさせていただくことで調整を進めております。浄化槽とか固定経費についての部分は対象としておりますので、全ての事業者に対しての支援ということで考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 分かりました。飲食業者の中で問い合わせましたところ、商工会に属されている方で大体70軒ほどあるそうですが、そのうちの60軒ほどは県の支援金を受けられているというようなことで、残りがどうかという気はいたしております。大型の合併浄化槽を持つておられるところは飲食業でもかなり少ないんじゃないかなというような思いはいたしております。そこは、今計画をされていますように執行していただいているのではないかなというふうに思っております。

次に、ワクチン接種についてということでお尋ねいたします。この質問も、7番議員が詳しくお聞きになりましたので、私のほうからは1点質問をしたいというふうに思います。

高齢者の集団接種会場が、清和地区はなく、なぜ2か所なのかということでございます。このことにつきましては、政策審議会の中でも質問がありましてお答えがありました、そのときには会場の広さとかフリーザーとかいうようなことをちょっと言われました。私が思いますに、清和地区には集落センターという本当に対応可能な施設もあると思いますし、これは、接種チームの移動によって、またスケジュールの組換え等によって、技術的には何も難しいことはないというふうに私が思うわけでございますが、健康ほけん課長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

7番議員の回答に少し重なる部分がございますけれども、説明してまいりたいと思います。

集団接種会場には、新型コロナウイルス感染症の三密対策など感染防止対策を講じることができかどうかを考慮し、要件に合う施設を選定いたしました。選定要件として、会場が広いこと、駐車場の広いこと、複数の部屋の確保ができること、バリアフリー、洋式トイレ、身障者用トイレを完備していること、室温管理ができること、冷蔵庫の設置があることなどです。

具体的に申しますと、集団接種を行う場合、新型コロナウイルス感染症の対策を行った上で実施しなければなりませんので、密接、密集、密閉の機会を避けなければなりません。また、対象者が高齢者であるため、歩行や立ち座りが不自由な方もおられることを考慮して、車椅子でも利用できるよう段差のないことやトイレ環境が整っていることも必要です。接種後に健康観察を15分から30分行わなければならないので待機させる広さが確保できる部屋や、副反応症状が出現した人の処置に当たるための処置室など、複数の部屋があることも必要な条件となります。また、接種者等の駐車場の確保され、救急車両の乗り入れの場所が確保できることなどを想定すると、広い駐車場が備わっている会場が望ましいです。接種会場ではワクチンを冷蔵で管理する必要もあるため、冷蔵庫の設置があることも必須です。

これらの要件を備えている施設として、矢部保健福祉センター千寿苑と蘇陽支所の2会場を選定いたしました。おっしゃる清和地区に施設を考慮しましたがけれども、会場の広さや部屋数、駐車場の広さが不十分というところで、今回選定いたしませんでした。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今の答弁には、私、100%納得はいたしておりませんが、バリアフリーとかトイレの問題、私も詳しく清和の集落センターを調べておりませんので分かりませんが、これは、違った形の、簡易的にもバリアフリーにできるような、階段をちょっとならすぐらいはしようと思えばできるようなことだというふうに思っておりますし、まず、そういった住民目線での考え方を持つことができないかなというふうな思いをいたしております。

高齢者の集団接種につきましては、ワクチン接種は万能でないにしても90%以上を超える効果があるということですのでございますれば、1人でも多くの高齢者が接種しやすいような。先ほど申しました会場のことも含めまして、まだ本格的なワクチン接種には……、ワクチンの供給が恐らく6月、7月にずれ込むのではないかなというふうなことも予想されますし、フリーザーについても、町の予算でその1台くらい買うお金はあるというふうに思っておりますので、時間的な余裕があるということで、今後、対応をしていただきたいと、検討をしていただきたいということを、この場でお願いをいたしておきます。

それでは次の質問に移ります。体育館、グランドゴルフ場、道の駅、その後の通潤橋周辺整備事業等、この問題も質問がありました。私は違う観点で質問をいたします。

大型プロジェクト事業がめじろ押しで計画また進行している状況でございますが、体育館、グランドゴルフ場、道の駅、それから通潤橋周辺の整備事業、中央体育館周辺も含めてですが、どのような計画を。金額ではなくして、年次ごとの、何年に大体……、体育館が何年に完成予定、グランドゴルフ場は何年だと。そういった時期がある程度計画されていると思いますので、その

ことをどなたかお答えいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えいたします。

山都町では、九州中央自動車道開通を見据え、令和元年度に策定しました山都町グランドデザインを基に町営中央グラウンド周辺での公園整備を進めているところです。教育委員会からは総合体育館を含む中央グラウンド周辺整備について御説明をいたします。

この計画は、現在の町営中央グラウンドを中心としたその周辺に、総合体育館、芝生広場、多目的広場、ちびっ子運動広場などの公園整備を行おうとするものであります。併せまして、国土強靱化計画により、地域防災計画に基づく防災拠点としての位置づけを持っております。

年度ごとのスケジュールにつきましては、令和元年度から調査を開始しておりまして、令和2年度において総合体育館の敷地造成及び公園内道路の町道長原後谷線の改良工事を実施しております。また、令和2年度、国の補正予算でようやく事業実施の採択を受けたところであり、令和3年度に繰り越して調整池を含む体育館敷地造成を行うとともに、グランドゴルフ場としても利用する芝生広場の整備を実施いたします。総合体育館本体につきましては、国の予算配分にもよりますが、令和4年度に着工し、令和5年度中の竣工を目指しております。その他の施設につきましても、順次整備を行いながら、令和7年度の完了を目指しております。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、私のほうから、道の駅整備それと通潤橋周辺整備のスケジュールについて、お答えしたいと思います。

道の駅整備につきましては、現在、県警本部との交差点協議が最終段階に来ておりますけれども、令和3年度に道路敷地内の詳細設計、販売施設、トイレ等の基本詳細設計に入る予定です。九州中央自動車道の開通時期と合わせて道の駅をオープンすると、ちょうど十字の交差点になりますので、その時期に合わせて道の駅をオープンするというので、矢部インター（仮称）チェンジの開通時期を見通しながら進めているところでございます。

それと、通潤橋周辺整備事業につきましては、新しい体育館の建設計画とも絡みますけれども、現在の体育館を解体する必要がございますし、新しい体育館のほうは令和5年度ということだったので、令和6年度以降に整備のほうは完了するのではないかと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今、年次ごとの説明がございました。中央体育館周辺、中央グラウンド周辺といいますか、体育館整備も含めたところのグランドゴルフ場も令和7年度中にはできるということで理解してよろしゅうございますということですね。

それから、これは総務課長にお尋ねですが、大体こういった建設費の総額、合わせたところの総額は幾らくらいになるものでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えします。あくまで試算の段階ということで御理解をいただ

きたいというふうに思います。中央体育館並びに中央グラウンドに関する経費ということで、約32億円というところでございます。それから、道の駅ということで、今後の道の駅整備に係る委託料それから工事費等々で約3億8,000万円というところで、今のところ計画しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 中央体育館周辺と道の駅のことで、森林公園も含むかと思えますけれども、通潤橋周辺の整備、それから今ある中央体育館の解体費用、それは入っていないというふうに思いますが、総額で35億円くらいが二つの事業で要するというようなことで本当に多額の予算を要するわけでありますが、その財源についてお尋ねいたします。考えられますことは、一般財源、各種の補助金、また基金の繰入れ、起債等が考えられるというふうに思っておりますが、簡単で結構でございますので大体割合的にどれくらいのことを今お考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたしたいと思えます。

基本的に、事業費の半額というのは国の補助事業を活用しとるということでございます。今回も、国の3次補正予算が採択できましたということでございます。残りにつきましては、過疎債、あるいは今回補正予算ということで補正予算債という名目で、起債を借りるというところがございます。基本的にはその二つを財源としたいというふうに思いますが、起債に係る協議等で今後いろんな変更もあるかなというふうに思いますが、場合によりましてはいわゆる基金の活用というの也被考えられるかなど。公共施設の整備基金等もでございます。元年度末で公共施設整備基金約6億円ほどありますので、そういった活用も考えながら今後事業を進めていくということになります。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 分かりました。まず、半分が国の補助でというようなこと、それから起債にしましても、一応帳簿上は借金ということで全額載せなければなりません、これは交付税措置の中で組むので、過疎債にしても3割くらいの負担で済むと。そういうことになれば、7割くらいは、考え方ですが、国のお金を中心にした事業ができるということで大変安心をいたしております。過疎債、そういった起債につきましては、町民の中で借金だ借金だというようなことで、批判もいろんな面で受けられる点がありますけれども、私は、将来の人たちに負の遺産を残すことにはなりますが、もちろん将来の人もその施設を利用するわけでございますので、応分の負担をしていただくというような考え方から、この財政については、ちゅうちょすることなく起債をするときはして、そして事業をなるべく早く終わらせる。そういった方向で進んでいただきたいというふうに思っております。

次に、防災についてということで質問をいたします。

ハザードマップについてでございますが、最新のマップは何年に作成されたものでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。

町民の皆様向けのいわゆるハザードマップということで、平成31年3月に発行いたしまして、その後全世帯に配付をしております。

それから、ハザードマップにつきましては、農林振興課が所管しますため池のハザードマップというものがございます。現在、7か所につきまして策定中でございます、本年度中には完成をするというところでございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今、31年に作成したのがあるということでございます。

このマップにつきましては、今、自分たちが住んでいる地域、我が家に、どのような危機があるかということをもっと知る上で、本当に大事なものであるというふうに思っております。そのマップについて私も詳しく見ておりませんし、また、そのマップ自体を検証する知識も持ち合わせていませんが、近年、地球温暖化の影響と言われます、時間雨量100ミリ、また線状降水帯によります日雨量1,000ミリを超える雨が降ったり、台風の大型化と。そのマップが万能でないにしても、こういったことが考えられる状況の中で、マップの重要性は非常に増すものだというふうに考えております。町として、そのマップについてどのように認識をされていますか。

それと、防災情報の出し方ですが、その情報源だったり、防災無線での流し方はどのように今手順はなっていますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 現行マップの課題としましては、できれば狭い範囲と申しますか、集落単位等でのマップの整備ができれば非常に理想かなというふうに思っております。それから、なかなか、気象情報をマップに反映させることは非常に現時点では難しゅうございますが、いわゆるデータ上では、山都町におきますメッシュ情報というのが流れてきますので、そういった情報を活用しているというような状況でございます。マップにつきましては、やはり数年ごとの更新は必要かなというところでございます。

それから、情報の受信というところでございますが、熊本地方気象台より気象警報が流されますので、警報レベルによりまして、レベル3、いわゆる高齢者等の避難準備情報、それからレベル4、避難勧告・避難指示、それからレベル5、被害発生というような状況でございますが、様々な情報、気象台、それから熊本県が所有します県設置の雨量計の情報を得ながら、それぞれ危険な情報ということで、避難準備等、避難誘導に関しましても、住民の方にお知らせするということでございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 分かりましたが、今、最後に申されました情報の発信というようなことで、気象庁からの通報だったり気象庁の発令情報によって、防災無線等で流すというようなことでございますが、今、民間の気象会社もございますよね。そういったところが、本当に、気象庁よりも先ほどちょっと申されましたがきめ細やかな、降雨、特に大雨の情報なんかは流すというふうに、精度が高いというふうに聞いておりますが、そういったものの活用については考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 現在のところ、民間の情報というのはもちろん入手はしておりますけども、やはり基本的な部分につきましては、気象台の情報等に頼っているような状況ということでございます。今、御意見がございましたので、そういった幅広い情報網というのを収集しながら対応していくことは必要かなというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） はい、分かりました。そのようなことで対応をお願いしたいというふうに思います。

矢部高校生が独自のハザードマップを作成したというようなことが新聞にも載っておりました。このことも私は見ておりませんが、そういったマップを参考にしながら、住民の方々にとどのような危機・危険があるのかを知らしめるということが、命を守るというような観点、また避難に結びつけるというような観点から、一番大事なことだというふうに思っております。

そういったことを考えますときに、自主防災組織の重要性が増すのではないかというふうに思っておりますが、今年度、緑川地区にも自主防災組織ができるというようなことを聞いております。これで、全町的に自主防災組織ができたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。

議員からありましたとおり、本年度末までで全自治振興区で自主防災組織設立の合意ができました。西緑川につきましては設立は4月でございますが、ほぼ、今年度で100%の達成ができたというところでございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 全町的にできたということで、本当によかったなというふうな思いをいたしておりますが、この自主防災組織については、ただ組織したからいいものではないということももう自明の理でございますが、やはり中身だろうというふうに思います。その中身の成熟度を上げるために必要なことがたくさんあるというふうに思っておりますが、町としては、防災担当も置かれておりますけれども、どのような施策、どのようなことをしなければならないというふうにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。

やはり、議員申されましたとおり、実動につながるということが最重要でございます。自主防災組織の訓練状況ということで、令和元年度から申しますと、令和元年度におきましては約75%の訓練参加率でございました。令和2年度におきましては、コロナの中、非常に難しい状態での訓練もございましたが、必要な最終限度の情報伝達訓練等々も実施していただきました結果、参加率としましては73%というところでございます。ただし、十分な訓練内容にはまだまだ程遠いところもございまして、県南豪雨等の被害の状況も想定しますと、今後ますます自主防災組織の役割というのは大きくなるかなというふうに考えております。

危機管理監を配置しまして、各集落にも、小さいグループ単位でも、いわゆる防災講和あるいは防災説明会ということで、令和元年度が30回、それから令和2年度におきましては11回ということで、今後も継続しながら住民周知を図っていきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今おっしゃったようなことである程度分かったわけですが、まだまだ足りない部分もあるのかなというふうな思いはいたしております。こういったコロナ禍の中、分散避難というようなことも言われております。地区体育館や公民館等への避難所、そういった運営までできるような自主防災組織を目指して、自主とはつきますけれども、行政としてその組織育成に努めていただきたいというふうに思います。

それでは、人口減少問題についてということで質問をいたします。

第2次総合計画の後期計画を見ましたが、人口ビジョンということで詳しく中に書かれております。まず、自然減、社会減を含めたところの、今、年間どれくらいの移動だったり減があるのかなというふうなことで、企画政策課長と思いますがよろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

熊本県の推計人口調査年報の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間の数値により、御報告したいと思います。まず、自然減につきましては、出生者数が67人、死亡者数278人で、211人の減。社会減が、転入者331人、転出者412人で、81人の減です。合計292人の減となっており、人口減少の大きな要因は自然減の影響が大きいということが見てとれると思います。また、人口は1万3,349人と、合併時から比較しまして約5,400人の減となっております。高齢化率も51%を超えておりまして、県内では一番高い状況にございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 292人が1年間に大体減っているというような報告がございましたが、将来につきましても、社人研と町独自の推計、また県の資料等も参考にされていると思いますが、ちょっと違いがあるというふうに思っております。社人研では、2024年には1万2,592人と。町は、第2次総合計画の前期計画の中では1万3,000人というふうなことで掲げてあります。社人研で2020年に1万3,000人台ということでございましたが、現在でも1万4,000人はいるというふうなことで、その数値的なずれがあるのかなというふうな思いはいたしております。そういったスピードの違いはあるにしろ、こういった減少率を少しでも下げるために、今、総合計画の中では、総合計画を進めること、また社会減を抑えることによつての文言もあり、今後考えられる施策も本当に多岐にわたるというふうに思っておりますが、簡単でようございますので、こういった施策が考えられるかというようなことをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、本町においては、総合計画後期計画、また人口減少に歯止めをかけるために、国の目指す地方創生の取組を踏まえ第2期山の都総合戦略を策定しまして、そこ

に掲げる施策について重点的に推進していくこととしているところでございます。なかなか、これをしたら具体的に緩やかになるというところが、現在お示しできないところですけども、ここは、先ほど高速道路を見据えたまちづくりというところでいろんな御質問あったように、やはり高速道路を見据えたまちづくりというところで、インターチェンジ後の町の活性化、定住対策等、そこら辺の施策を進めていきたいと思っております。

また、本町では、高齢化が進む中でも高齢者は地域農業を支える重要な存在でございますので、同時に、若い世代の育成、技術や経営の継承を後押しする役割を期待していきたいと思っております。

また、一方で、年間300人程度の転入者もあっております。コロナ禍の中で、山の都しごとセンターにも山都町で農業をしたいと希望する人や移住の問合せ等が増えておりますので、その実態やニーズを把握していくことも重要であると考えております。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 人口減少は地域住民に与える不安もまた影響も大変大きいと思っておりますので、できるだけ抑えるというようなことで頑張っていただきたいというふうに思います。

日本全体が人口減少社会の中、特に我々のような中山間地は目立って人口減少の度合いが強いわけでございますけれども、まず、前期の1万3,000人を維持するというような考え方でなく、本当に人口減少を見込んだ上での施策の立案・計画、そういったのも必要だというふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 御指摘の点を踏まえながら、今後、施策の推進に当たってまいります。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） ぜひとも。第3次総合計画までは4年間あります。4年間で準備期間として、今言われたように、そういった人口減の対応というようなことで、これは、地域や住民に負担や痛みをとというようなことも考えられるわけでございますが、そういったところの計画作成をしていただきたいというふうに思います。

次に、町有林について質問をします。

町有林の面積は1,000ヘクタールほどと思っておりますが、総面積とそれに植林されている面積がどれくらいかということと、そのうち間伐を必要とする面積、下刈りを要する面積はどのようになっていますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。

町有林の総面積としましては約1,070ヘクタールあります。それから、間伐面積等と作業ということがございますが、植林それから下刈りには、その年度によりまして業者と打ち合わせながらやっておりますので、数字的には申せません。私のほうで今把握はしておりません。申し訳ございません。ただ、間伐につきましては、令和2年度は、4団地で約23ヘクタール行っていると

いうこととでございます。ここ3年、10ヘクタールから20ヘクタール程度の間伐を行っているというふうな状況でございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 植林されている面積の数字はおっしゃられませんでしたけれども、このことは、町有林と申しまして、何も生えていないような原野がかなりあるというふうに思っておりますので、本当に財産的な価値のある面積があるのがどれくらいかということで質問したわけとでございます。次の機会に結構でございますので、調べておいていただきたいというふうに思います。

今、間伐の総面積で23ヘクタールを間伐したというふうなこととございますが、その収支も分かっているかと思っておりますので、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 過去の状況も申しますと、令和2年度につきましてはまだ試算中とございますので、まず令和元年度におきましては、二つの団地を行いまして大体10ヘクタール行っております。収支で申しますと、補助金を含めましたところで150万円ほどのプラスということになります。議員御案内のとおり、補助金が翌年に入りますので単年度としては赤字に見えるような状況とございますが、翌年度、雑入ということで補助金を受け入れるというふうな状況とございます。また、平成30年度におきましては、約25.9ヘクタール行っておりますが、そこで大体790万円ほどの補助金を含めてプラスということとございますが、いずれにせよ、間伐の補助金がなければ、この事業はなかなか進めることができないというのが状況とございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） はい、分かりました。間伐の収支だけでは本当に町有林の管理は難しいんだというふうなことが分かったわけとでございます。

私がちょうど二十歳くらいの頃と思いますが、時の清和の村長さんが、あと40年、50年すれば、村有林の売却によって財政は大変な潤いがあるというふうなことを申されました。しかし、時は流れまして、現在では建築資材の多様化等により木材価格は低迷をしております。先に申しましたようなことにはならないわけとございますが、そういった先人の思い、また二酸化炭素排出抑制の行政の役割というふうな点からも、1,000ヘクタールを超える町有林の存在価値はあるというふうな思っておりますので、今後とも適正な管理をお願いしたいというふうに思います。

次に、時間がありませんが、町有地の払下げについて、もうこれは簡単に行きます。

町有地の払下げについて、あまり申請はないように思っておりますけれども、売却の要望があれば、もちろん用途にもよりますが、不要地の売却は進めるべきだと私は思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 町有財産の払下げにつきましては、今年度も数例ございますが、いわゆる利活用性、利便性を考慮しながら、行政財産としての使用価値がなければ積極的に売却等進めながら、皆さん方の有効利用に資すればという方針で向かっていきたいというふうに思い

ます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） そのような考え方でよろしくお願いをいたします。

本日は、幾つかの項目で質問をいたしました。掘り下げ方、具体性、提案も少ない質問になりましたが、自分が生まれ育ち今住んでいる、ふるさと山都を少しでもよくしたいという思いは、前に並んでいらっしゃいます町の幹部職員の方々、そして我々議員も一緒だというふうに思っております。力を合わせ、コロナ禍を乗り切り、未来の山都町のために頑張りましょう。

このことを申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、10番、藤原秀幸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時18分

3 月 17 日（水曜日）

令和3年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年3月11日午前10時0分招集
2. 令和3年3月17日午前10時0分開議
3. 令和3年3月17日午後1時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 一般質問
 - 3番 中村五彦議員
 - 2番 西田由未子議員
 - 日程第2 議案第15号 山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第16号 山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第17号 山都町井無田高原キャンプ場条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第18号 山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部改正について
 - 日程第6 議案第19号 山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
 - 日程第7 議案第20号 山都町町道維持管理基金条例の制定について
 - 日程第8 議案第21号 山都町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第22号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	12番 藤川 憲治	13番 藤澤 和生
14番 工藤 文範		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

11番 後藤 壽廣

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木 實 春美	企画政策課長	藤原 千春

税務住民課長	田 上 るみ子	健康ほけん課長	河 野 君 代
福 祉 課 長	渡 辺 八千代	環境水道課長	高 橋 季 良
農林振興課長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山の都創造課長	藤 原 章 吉	地籍調査課長	藤 岡 勇
学校教育課長	嶋 田 浩 幸	生涯学習課長	上 田 浩
そよう病院事務長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） おはようございます。

町長にお伺いいたします。久々の民間出身の町長として誕生され、4年間の経験を通し、行政と民間の仕事の進め方の相違と申しますか、気づかれた点がありましたらお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

民間と官の違いというようなことでございますが、私も民間と申しますか、農業はしていましたが、ここ二十数年間、JAの組織の中の仕事がほとんどでございまして、やはり組織の仕事というふうなことでいろんな規制があったり、規約の中、また、ほとんどの場合、理事会、委員会等を経た中でいろんな事業をしてまいりました。

しかしながら、官と民と申したところになれば、やはり官は予算を取るのに大変かなと。そしてまた、予算をいかに有効に使うかと。有効よりも予算を取るまでが一番大変な仕事をされておるのが、私もここ4年間でございますが、そういう仕事かなと。

民間であれば、予算を立てて、それから何を生み、利益を出すかという仕事が大前提の中でいろんな事業をするわけでございますが、なかなかそういう部分じゃなくて、行政はそれをつくるまで、それをするまでに大変な労力を使い、その先の仕事がなかなか見えんとじゃないかなという思いでおります。

一番よい例が、先般、そよ風パークのレストランのプレオープンに行きました。社長のほうから、支配人と副支配人の選定をしたと。びっくりしました。本当に短時間の中にそういう人事ができる会社、やはり会社だからできるんだなという思いでおります。

虹の通潤館でも今その話をしておりますが、やはり指定管理者の中で、そよ風パークも指定管理者でございますが、民間1社にお願いをしたというようなことで、やはり虹の通潤館においては、ある出資者のほうから経験者を入れんなんという話がありましたが、なかなかその決定をするに時間がかかるかなということもあります。

そのほか、いろんな部分で決定までに、また、いろんな我々の事業は、議会の皆さんの同意を得た中での仕事をせなくてはならないというようなことであります。民間と申しますか、会社であれば、そういうこともない中で、取締役会はあるわけでございますが、その中で決めればすぐ仕事ができるというようなことの違いがあるという思いでおります。

一番の違いは、仕事をして、これが利益を生むか生まないか。それが一番の違いかなという思いでおります。民間の会社であれば、体育館を造っても、この体育館から、プールを造っても、このプールから幾ら利益があるかなという思いの中でされますが、我々は町民の健康と福祉と。金でははかれない部分を我々行政が担う。その違いもたくさんあるかなという思いでおります。

今日も今、担当職員と入札事業の話をしてきましたが、入札に対しても一緒です。民間であれば、いかにして安く効率よく仕事ができるか、また、建物が建てられるかと。それが一番でございますが、どうにかしてコンサルをお願いをしながら、これで入札をと。いかにして安くするかという感覚が、今の、これはうちばかりかもしれないませんが、山都町の我々には欠けている部分があるんじゃないかなという思いでおります。

一例は、やはり見積りを取る段階でもう違います。1社からぐらい取って、それを各課でどうするかというようなことで、いろんな議論をしながら業者の選定をしながら入札をしとるというようなことでございますが、民間においては、その前で、どれだけで入札にかけられるか、その前に徹底的にコストを抑えた中での入札、そして入札という形になろうかなという思いでおります。

今後につきましては、そういう部分も取り入れながら、行政は余った金がなかなか別な部分につけられないという部分があるようでございます。予算をせつかく国から県から、そしてまた我々自分たちでも予算を組んでいただいた中の金を使い切るのが行政の立場です。これが、残った金をしっかり自分たちで節約をし、努力をして、コストを下げた部分が、ほかの事業であったり、いろんな部分で使われるような行政の仕組みになれば、それなりの効果が今から出てくるんじゃないかなという思いでおりますが、今のいろんな部分の仕組みの中ではなかなかできないというようなことのようにありますので、こういう分については、今後、いろんな部分で皆さんとも協議をしながらしていきたいなという思いでおります。

それと昨日、町有林の間伐の話がありました。うちの近くにも学校林があります。たまたま我が山の隣の近くでありまして、森林組合のほうから、我が家には「ついでだけん、せんかいな」というふうなことで今していただいておりますが、「隣はどこの山な」というようなことで、「学校林ばいた」というようなことで今、教育委員会のほうからお願いをしておりますが、昨日、一昨日、6月議会にかけてからしますというような、町有財産の処分というようなことだろうと

いう思いでおりますが、昨日も荒木課長のほうから間伐の収支の話もあったところがございますが、そういう部分です。「もうそれは作業終わってしまうばい」と言いましたが、夏までは続けられるというようなことですが、私の家のはすぐ、もう明る日から作業に入っておられますが、役場の、また、学校林については、6月の議会を通さなくてはできないと。

そういう部分、非常にこれは一例かなという思いでおりますが、これは公的財産の処分というようなことでございますので、一概には言えませんが、違いは一番顕著に表れているような部分は、そのような部分じゃないかなという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 今、町長のほうから2番のほうの答弁もあったように思います。

私が議員になった当初、行政の仕事の進め方が非常に遅いと感じておりました。まず、アンケートや意向調査をし、計画、コンサルタントに頼んだりしてですね。そして、計画が立てば、その計画にのっかってやるというような姿勢で、物事が目に見えるようになるまでに三、四年、完了するまでに六、七年。一度計画にのれば状況の変化に影響されずずっと続けられる。

ほかの事業もそうです。例えば東京の事務所、最初500万円どうするかというような議論がありました。一度あると、毎年すんなり決まってしまうております。これでは世の中の変化になかなかついていけないのではないかと思います。

先日、地元の中島東部小学校跡の近所にちょっと用があって行きましたら、中から警報の音が聞こえておりました。それで、かぎを持っておられる区長さんと呼んで二人で調べたところが、3階の防火扉が半開きというか、半閉まりになっとったんです。多分そのとき、地震があったからそうなったのかなというふうに推測しております。

私の家など築120年の古民家ですので、鉄筋コンクリートの造りに行って、これは立派な家だなというふうに感心いたしました。しかし、なぜこんな立派な大きな建物が建てられたんだろうかと。当時の行政は一体何を考えていたんだろうかと思いました。児童が減るのはもう分かっていたらと思う、出生数なんか見ればですね。そしてまた、その建物が今も残っているということで。地下には大きな浄化槽がありますが、そこにエアーのポンプで空気が送られております。

このようなのが中島東部小学校だけじゃなくて町にはたくさんあります。40年前の教育行政の遺跡といいますか、しかし、誰も責任を問われることなく、町が今も管理責任というのをずっと負っているわけです。

ここにいる私たちは、いろいろな立場で町政に関わっていますが、ここで、単年度の予算の立案承認、提出承認という仕事だけで解決するんじゃなくて、もうちょっと未来を予測して、未来に責任が持てるような責任の取り方といいますか、行動を取っていかんといかんような気がいたします。企業だったら、もうとっくに倒産しております。

それで、さっき町長も言われましたが、なかなか行政という枠組みの中では難しいですが、一つ一つの課題に対して掘り下げたり、将来を見越したりというような心構えというか、そういうのを職員の方々も一人一人が持ってもらって、未来に禍根を残さないようにすることが大事だろ

うと考えております。

次、2番、町の経済について。過去10年間の農林業への町の予算の歳出額、売上高、所得額、町税収の推移をお知らせください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。議員のほうのお手元に集計資料は差し上げておりますが、過去10年間の農林業の歳出額と売上高の推移につきましては、まず、歳出額におきまして、町の予算額の5款の農林水産業費に係る決算額の総額について、平成21年からの推移を見ました。およそ12億円から15億円の幅で推移をしております。

平成29年度が、御覧いただいているかと思いますが、17億円を超えておりましたが、これは国の補助を受けまして実施した熊本地震の被災施設対策整備事業による各ライスセンターの復旧事業であるとか、震災復旧緊急対策支援事業による農業機械施設の被害復旧の事業、また、林道の災害復旧に係る事業費によるものなどが大きな支出額であるとなっております。

次に、売上高につきましてはですが、毎年、成果説明書で御報告をさせていただいております農産物等の販売高の推移を見ました。こちらは、平成25年度から実施している集計でございますが、推移でいきますと、40億円台をほぼずっと推移をしている状況でございました。内訳としまして、令和元年度では米が6億円、野菜、園芸作物が27億円、あと、果樹、茶、シイタケで3億円、畜産で7億円となっております。

この成果説明書で御報告している売上高は、上益城、阿蘇の両農協と畜産農協、城南、南阿蘇の各支所等からの資料による集計でございますので、市場等へ販売されたものは含まれていない金額となりますので、実際にはこの数字を上回るものとなっていると思っております。

あわせて、農産物の販売金額を規模別で見た農家数の統計というのが農林業センサスで5年ごとの調査結果で見られますので、2010年からの推移を見ますと、販売金額500万円以上といったくくりで、農家数、経営体の数では、2010年が338経営体、2015年調査が362経営体で、2020年の速報値であります355経営体となっており、経営体数と割合は増えているという結果が見えました。あわせて、1,000万以上の販売金額のある農家数推移も経営体数は増えている結果でございました。

販売農家数の総数自体は減少している結果でありましたが、生産額のほうは、各種事業や経営体それぞれにお取り組みいただいていることにより増加傾向にあると考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 過去10年間の農林業の所得額、徴税額の推移はということのお尋ねでございます。

住民税、国民健康保険税の申告相談において、農業所得として申告がありました分を集計しております。

平成22年分の総所得金額は13億7,046万1,000円、申告者数が2,361人でございますので、1人当たりの所得金額は58万円でございます。

令和元年分の総所得金額は6億427万円で、申告者数が1,967人でございますので、1人当たりの所得金額は30万7,000円となっております。

町税の推移でございますけど、これは全体の数字でよろしいですか。平成22年は、全体で国民健康保険税も含めまして16億7,227万2,000円でございます。令和元年は17億2,747万円でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 町長の挙げられる豊かなまちづくりということは、健康で長生きができるということもありますが、まずは所得の増加であろうと思います。売上げはやや増加しておりますが、経費も増え、農業の所得というのは横ばいではないでしょうか。

また、有機農業を核としたと言われますけれども、有機農業に関するデータというのは私は持っておりません。しかし、今、政府も、脱炭素社会の実現ということで、有機農業を推進するようです。

ただ、有機農業の問題点といいますか、幾つか挙げますと、技術面では、各農家の経験に基づいた部分が多くて、学問としては成り立たない。販路は、やっぱり各グループが独自に開拓された販路である。そしてもしも大きなお店があったとしても、年間を通して販売できるような量と種類というのの確保は非常に難しいというのが現状だろうと思います。

課題はたくさんですが、具体的な方策をもってこれを解決し、売上げ増、所得増を実現しなければ町長の目的は達せられないのではないかと思います。具体的な方法を今検討されておりますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 4年前から有機農業を核にした農業の確立というようなことで進めてまいりました。

まず、具体的なまだ方策ができてないのはもう事実でありますように、長い歴史のある山都町であります。JAが有機農業に関わったというのも珍しい地域だと言われておりますが、まずは米から始まったという思いでおります。最盛期には8,000俵ぐらいまで有機農業の米があったんじゃないかなと思っておりますが、今現在は非常に少なくなっておるのも事実であります。

そのほか、ほかの野菜等々につきましては、今、中村議員から言われましたように、いろんな生協であったり、販売先が大変限られとるというのも事実でありますし、多品種、多品目の生産というようなことで、なかなか流通には乗らない部分がほとんどであるという思いでおります。

そしてまた、生産量も安定をしないというふうなこと。やはり基礎的な、また特にいろんな部分で、異常災害等が出たときには大変な目に遭われておるのも事実でありますし、今後、高齢化と、そしてまた、人手不足の中では、有機農業を進めるのは非常に難しいと私も思っております。

特に、新規参入者の方々が山都町での有機農業を目指して参入をさせていただいております。これにつきましては、今、有機農業協議会であったり、いろんなグループの方々と今連携をしながら、町独自じゃなくて、その方々が今、指導等をしていただいた中で、有機農業を今からという

方々がたくさんであります。その方々の経営支援であったり、技術指導だったりができる体制づくりを今からしていかななくてはならないという思いであります。

今、需要と申しますか、国民の皆さんの期待は大変大きいものがあります。そしてまた、今まで山都町で培ってきたノウハウもあると思っておりますので、それを体系的に、協議会の方、またいろんなグループの方と一体となった中での取組をしていきたいという思いであります。そのためには、寺川にあります試験場を有機農業協議会の方に、まだ米だけではありますが、田んぼを作っていただいておりますし、その後につきましては、野菜等々についても、そういう形の中で試験研究等できるような今後取組をしていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 政策はやっぱり成果を検証することが重要だろうと思います。そのためにも、統計も確実に取れるような方策を検討してもらいたいと思います。

また、町の経済について申しますと、農業の所得12億2,000万円。年金の所得額が10億円であります。給与所得になりますと110億円になります。この町は農業の町じゃありますけれども、町の経済というのは、ほかので非常に回っているだろうと推察いたします。それで、町長の柱にも、もっと所得が増えるような分野の柱をまた設けて、町の経済の発展に努めてもらいたいと思います。

次に、3番の指定管理施設について。各指定管理施設の設置目的とこれまでの成果、今後の課題についてお教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。11施設それぞれにということによるのでしょうか。

○3番（中村五彦君） はい。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 山都町内の指定管理施設は11施設ございます。施設ごとということでございます。

まず、通潤山荘について申し上げます。国民宿舎の設置目的は、住民に雇用の場を与え、福祉の向上と健康増進を図るということを目的としております。平成14年にリニューアルオープンしておりますけれども、これまでの成果につきましては、町内で最大の宿泊施設として、年間1万4,000人弱の宿泊者や山都町を訪れる観光客、住民の保養の場として利用され、観光振興の役割を果たしてきております。雇用や食材調達、地域経済への波及という役割も果たしております。課題については、現在、経営健全化に向けた取組の最中で、コロナ禍の状況ですが、債務超過の解消に向けて取組を進めているというところです。

続きまして、清和文楽館、物産館についてでございます。清和文楽邑は、清和文楽を核とした農村文化と地域の文化水準の高揚及び地域の活性化を図り、住民福祉の向上と充実に寄与することを目的に設置されております。県の重要無形文化財として年間200回を超える公演を行っております。成果としては、文楽の専用劇場として年間6,000人を超える入館者を迎え、近年は小学4年生の社会科見学のコースになり、知名度も高まっております。物産館では、地元で生産され

た野菜や加工品並びに年間1億円を超える売上げを行っております。課題につきましては、施設の老朽化による改修が必要なことと、後継者育成により安定的な経営を行い、末永く伝統芸能の継承に努めていくということになると思います。

清和高原天文台です。清和高原天文台は、豊かな自然の中で天体観測、または、天文教育の普及啓発及び都市と農村の地域間交流を図り、地域振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的に設置をされております。これまで年間6,000人弱の入場者を迎え、天体観測、天文教育の普及啓発に取り組み、青少年の健全育成に寄与してきております。課題については、施設の老朽化によるサービスの低下というものが大きな課題となっております。

そよ風パークです。そよ風パークは、農林業の振興と雄大な自然を背景に、都市で享受することができない山村が持つ四季折々の風土や自然条件を活用した多自然居住空間で、都市と農村の交流を図ることを目的に設置をされております。これまで、雇用の場の確保と、地域の文化や食、地域農林産物の販売を通して、中山間地域の地域振興、農業振興、地域経済の牽引役を担ってきたところでございます。当面の課題としては、昨年10月に指定管理者が交代をして、一部の施設のみ再開しております。全館フルオープンに向けて取り組んでいるところでございます。

道の駅通潤橋、通潤橋史料館です。まず物産館のほうからですが、山都町の特産品の展示及び販売促進により、地域の活性化を図ることを目的に物産館が設置されております。成果としては、雇用の場の確保と地域農林産物の販売を通して、中山間地域の地域振興、農業振興、地域経済の牽引役を担ってきたところですが、当面の課題につきましては、ほかの施設と一緒にございますが、築25年が経過をしておりますので、施設の改修等が課題となっております。

通潤橋史料館です。国指定重要文化財通潤橋をはじめとする歴史的な利水等に関する資料を収集、保管、展示して、町民等の利用に供するとともに、先人の知恵に学び、その残した功績に対する理解を深め、教育・学術及び文化の発展に寄与するために設置をされております。これまで多くの観光客が訪れ、年間1万1,000人を超える入場者、先人の残した利水に関する貴重な資料や知を学び、教育・学術・文化の発展に寄与してきたところです。当面の課題につきましては、老朽化による施設内の資料の入替えですとか、ジオラマ等の更新が必要になってきているところです。

服掛松キャンプ場です。服掛松キャンプ場は、健康増進、教養の向上及びレクリエーション施設として設置をされております。西日本最大級のキャンプ場として、九州管内から年間3万人のキャンパーが訪れております。自然体験や憩いの場の提供に寄与し、雇用の場の確保と食材等の調達など、地元経済への波及に貢献をしてきております。課題としては、今年度、コテージ等の整備は行われましたけれども、そのほかの施設の老朽化の更新等を進める必要があります。

井無田高原キャンプ場です。町民及び都市生活者に対し、自然環境と山村体験を通じて農山村の価値を高めることを目的に設置されております。年間1,500人ほどの入場者に対し、豊かな自然環境の中で山村体験を提供し、中山間地域への理解を深めてきております。課題については、施設の老朽化が大きな課題ということでございます。

続きまして、青葉の瀬交流促進施設です。青葉の瀬は、自然風土を生かし、農山村と都市住民

の交流を図り、産業の振興と地域活性化の向上に資することを目的としております。こちらも年間7,000人を超える来場者があり、山間地域でしか味わえない自然体験を提供してまいりました。地域の農林産物の消費拡大を図り、経済的波及効果に寄与しております。こちらも課題としては、入場者の増と施設の老朽化、更新時期が迫っているという状況でございます。

緑仙峡フィッシングパークでございます。地域住民が参加し、活動を通じて地域産業の振興、農林業等の就業機会の増大及び地域経済の安定向上を図るとともに、都市生活者に対し、農山村の自然環境及び山村体験により、山間地域の理解を深める機会を提供するということを目的としております。年間1,200人の来場者があり、農山村の自然環境や山村体験を提供してまいりました。資材や農産物の販売により、地域経済への波及に寄与してきたところです。こちらも課題としては、施設の老朽化が進み、更新時期が迫っているという状況です。

最後に、猿ヶ城キャンプ村です。林業者の定住促進を図るとともに、地域外との交流の場を提供し、併せて過疎地域の振興に資することを目的としております。成果としては、年間1,200人近くの来場者があり、農山村の自然環境や山村体験を提供してきました。こちらも資材や農産物の販売により、地域経済への波及に寄与してきたところです。課題としては、キャンプ場までの進入路の安全対策が必要となっております。そのほか、施設内の施設の改修等も課題となっている状況です。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 今聞きましたところ、共通するといいますか、施設の老朽化というのが出てきたようです。これは早く手を打っていかんと、遅れてしまって……。

今のキャンプブームといいますか、これは今までなかったものだろうと思っております。千載一遇のチャンスです。しかし、猿ヶ城など道が入れないということで、これが民間だったら、どうにかして通つとですよ。そしてまた、緑仙峡もこの前行ってみましたら、休村というか、閉まっております。これらの財産を有効に利用するというのも考えていかにやんとだろうと思っております。

今言われた中で、通潤山荘ですか、これが健康増進にということで、今度、下のほうのグラウンド周辺を整備されますが、それと兼ねて、トレーニングマシーンとか、いろいろな設備をすることが当初の目的に沿うものではなかろうかと思っておりますので、検討をしていただきたいと思えます。

それから、指定管理者の要望に適切に応えるということが必要ではなかろうかと思えます。例えば、青葉の瀬キャンプ場などは年間1,000万円ぐらいの売上げでしょうか。そういう中で、10万円以下の修繕なんかは自分たちでせんといかんということで、1,000万円ぐらいの規模の中でそういうのを出していくというのは非常に大変なわけですよ。それで、全部施設一律に条例を決めるんじゃなくて、各施設の規模とかにのっとったやり方をしていかないと、結局は利用者の満足を得られずリピーターも減るということで、だんだん尻つぼみになりやせんかと思えます。

全て金が要ることでありますが、それを先手先手でやっていくということが、いつも遅れ遅れ

だったら、気持ちが減入るですね、我々も。よろしく願いいたします。

それで、指定管理者の応募がなかなかたくさんということがないようでございます。地元の方も高齢化して応えるのが難しいというような状況だろうと思いますが、若手の起業家というか、そういう人たちに試験的に貸すとか、あるいはもう全部売るとか、あるいは企業に保養地とか何かで買ってもらうとか、そういうのも検討すべきではないかと思います。断捨離といいますか、無駄なものを残さずやっていかやんだらうと思います。ただ、いろいろ法律の問題もあるかもしれませんが、検討をよろしく願いいたします。

続きまして、第三セクターということで、第三セクターの課題をどのように今、捉えておられますか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。本町における三セクは、合併前の旧町村において設立された公の施設の管理委託の受皿として設立されており、これまで、住民サービスの維持、地域産業の振興、地域福祉の向上などの分野で重要な役割を担ってきました。しかしながら、経済環境の変化、公的サービスの担い手拡大、指定管理者制度の導入、行政需要の変化など、第三セクターを取り巻く環境は変化してきております。

そのような中で、第三セクターは公共性と企業性を併せ持つことから、公共性を確保しながら、民間が持つ経営ノウハウや人材活用など、公と民の強みをうまく生かしながら経営していくことが課題になると考えます。

過去に実施しました中小企業診断士の経営診断においては、経営組織、経営責任体制、経営能力などのマネジメント力の脆弱化が指摘されておりまして、課題として認識しているところです。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 議会の中で、第三セクターは一企業だというふうな答弁が執行部のほうからなされてきたようでございますし、今の指摘の中でも、やっぱり企業的な要素が非常に強いと思います。

ただ、昨年の例で見ますと、取締役会に町の幹部、町長とか副町長が就任すると、監督する山の都創造課、第三セクターの監督は企画政策課ですか、この関係がどろどろといたしますか、もう無限のあり地獄みたいで、なかなか機能が果たせなかったのではなかろうかと思えます。結局、町長の鶴の一声で物事が動きました。まあ、どうしたらいいかと言いますと、取締役会には町の幹部は参加しないというのが、今の時点では最も簡単な方策ではなかろうかと思っております。

また、第三セクター、そして指定管理制度という自体が時代に合わなくなっているのかもしれない。そこも検討を始めるべきだろうと思っております。

続きまして、防衛省への対応について質問いたします。大矢野原演習場で発生した、一覧には火災とありますが、防衛省のほうではこれは野火と言われます。野火というのは自然に発生した火というか、過失ではないということですね。野火が発生した場合に、端的に言えば、住民の人たちへの連絡をよろしく頼むということです。風向き等、場所等によって、いつ自分のところに来るかもしれないということで不安でございます。

この前も、住民は知らんとですよ。地元におると、見えんもんだけんですね。熊本市内からは見えたりして。まず、防衛省からは今からこれこれしますという申入れがあって、町としてそれを受け入れるというか、火災と言いますね、ここでは。火災の途中経過を1時間おきに報告する等がありましたけれども、何ですかね、町と防衛省との協定書みたいなのがっちり作って、がっちりですよ、お互いに責任と権利というか、それを作り直すべきであろうと思います。防衛省としては嫌がられるでしょうね、そういうのに縛られるというのは。しかし、それも必要だろうと思います。

それから、町から住民に知らせるために、防災無線、そして今、アプリにありますライフビジョンですか、あれは非常に早くていいと思いますので、それによる野火情報というような言い方すれば、消防に言って消防が動かんようにしておけば大丈夫かと思えますので、確実に伝わるような仕組みを作っていたきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。さきの大矢野原演習所内での野火につきましては、町民の皆様、特に演習場周辺の皆様には大変御迷惑、御心配をおかけしたところです。今、議員がおっしゃいましたように、今後さらに連絡体制の強化を自衛隊と図っていきたいと思えます。

また、防災行政無線、ライフビジョン等も活用しながら、住民の皆様へ情報をお伝えしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 総務のほうもよろしく願いいたします。答弁はよかです。

次に、自衛隊員募集のサインと申しますか、看板を上げられました。また、自衛隊退職者の再雇用と申しますか、されて、町からの防衛省への歩み寄りというのは、演習場が存在し、多数の自衛隊員を輩出している山都町としては当然のことだと考えております。

現在、企画政策課が防衛省担当ということで窓口をしておりますが、防衛省あるいは大矢野原演習場とかいう名前のついた部署ですね、企画政策課の中でもいいですけど、部署を設けて、これは周りに対するアピールです。そして人員が、ある程度、防衛省対応の専門の人を置くということではできないでしょうか。

防衛省のOBに、例えば山都町出身の人だったら、山都町のために防衛省との大きなパイプ役となり、様々な施策の推進力となっていくことができるのではないかと私も思いますし、地元の大矢野原周辺の方もよく言われますので、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、企画政策課の中で担当を決めた中で仕事しております。今言われるように一人OBを入れておりますが、これは総務課の中におるといようなことですが、今しとる二人の係の職員が防衛省との担当、それから期成会の皆さんとか、いろんな担当と連絡業務をしておるわけでありまして、今後につきましては、今、OBの方を入れるか入れんかは別にして、まずは今おる二人の中で明確な担当部署が明示できるような形を今後のうちの組織整

備の中で、先般も企画政策課等でも話をしておるところでございますので、そういう方向性を持った中で進んでいきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 役場の職員の方が名刺を出されたとき、防衛省対応とか大矢野原対策とか書かれているだけでも何かしら変わってくるものではないかと思っておりますので、お願いいたします。

それから、担当の方も変わられると、本当にまた一から勉強し直さんといかんという状況なので、期成会のほうの役員の方もそうですけど、なかなか継続性というのが切れてしまうんですよ。あれがどうなっとったかというのが。その辺も考慮されて対策をよろしくお願いいたします。

5番目の政策の見直しということですが、私が議員になりました頃、事務事業の見直しという項目が計画の中でありまして、課長に伺いますと、ただいまやっておりますということでしたが、それからもう4年ですね。まだやっておられるのでしょうか。進捗状況をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。事務事業の見直しということで、限られた人員、予算などの行政資源を有効に活用しまして、より効率的、効果的な事務事業を実施することを目指すものでございまして、事業の廃止、縮小、統合、委託等、事業の見直しを行うものでございます。

事務事業につきましては、平成30年度において事業の洗い出しを行っておりまして、これまで協議会の廃止1件、事務局の廃止1件、補助金制度の廃止1件を行っておりまして、複数の課にまたがる事務分掌の見直しや事業のやり方改善などについては随時実施しているところです。

また、毎年の予算編成においても、限られた財源と人員を最大限に生かしますように、既存の事務事業について、廃止を含め、必要な事業への選択と集中といった方針で行っているところです。このことから、普通会計の町債の残高についても、10年前と比較しますと約42%減少しているところです。

一方で、地方分権改革の進展や新たな行政改革への対応、自然災害やコロナウイルス等不測の事態の対応など、町の事務事業は増加傾向にあるところです。限られたマンパワー、財源の中で、今後、民間活力の活用やデジタル化などといった業務の効率化も含めまして、現在、組織の在り方、仕事のやり方などを含めて、各所属長のヒアリングを実施しているところでございますので、このヒアリングの結果につきましては、令和3年9月までに御報告できるように進めてまいります。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） すいませんでした、私が気づかなかっただけだったようです。

これの中に入るかどうか分かりませんが、山の都創造課ですね、この名称がどうにも引っかかってしょうがなかつすよ。企画政策課が創造課なら分かりますが、何か、名は体を表すじゃないかですけど、もうちょっとしっくりいくというか、機能的な名前に変更というなのも考えてもらいたいと思っております。

次に、過疎対策ですが、今、若者の定住とかコミュニティーバスとか、いろいろなやり方で過疎策というか、行っておられます。それは分かりますが、本当に過疎が進んで限界集落だらけというか、たくさんあったときにはどうするか。その対策も先手先手で既に打っていかんやんとじやなかろうかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 過疎対策、決め手はなかなかないという思いでおりますが、今言われますように、限界集落についてはもう至るところです。大変心配をしております。この限界集落をそのまま自然消滅をさせるか、そこに住んでおられる方々を、どのような形かまだ決めておりませんが、移住をしていただくとか、いろんな形の対策を早急に立てなくてはいけないという思いでおります。

2年前だという思いでおりますが、水害があった中で、1戸の民家が水害に遭われて、町内といますか、町営住宅のほうに引っ越してこられました。3戸ありました。そしたら、残りの2戸の方が、もう2戸ではどうにもならんというような形の中で相談がありまして、町営住宅を探しましたがなかなかありませんでしたが、その後、町営住宅が空き家があったというようなことで、3戸の方とも今は町営住宅に住んでいただいて、通勤農業もされておるといようなことですが、そういう形になるかなという思いでおります。

今、蘇陽地区には高齢者の住宅があります。そしてまた、清和地区には清楽苑っていう高齢者の集合住宅があるわけですので、それが受皿になるかならんかは別にして、本気になって考えなくてはならない。1戸、2戸点在しとる、今、テレビでは評判であります、一軒家があるというのも事実でありますので、この方々をどのような形で受入れができるか。また、そういう形で動いていただくかどうかは、これは今から先の相談だという思いでおりますが、ずっと前から考えておりますが、そういう部分を早急に受皿づくりをしていかなくてはいけないという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 町長も我々も選挙の洗礼を受ける身でありますので、なかなかこういうことは言い出しにくいことではあります、そうならないための対策と並行して、ちゃんと将来の布石を打っていかんと間に合わんような状況になりやしないかと思えます。

それから、一番の技術的手段といいますのは、今進んでおります自動運転ですね。それを高齢化ナンバーワンの山都町から始めるというような意気込みで、実証実験とか、いろんな企業をなるべくこっちに取り込んで、初期の補助的な事業でやるというような考えも必要ではなかろうかと思っております。何か磁石を埋め込むとかいうような話もありましたが、町は磁石を埋め込んでセンターラインと路側帯の線を引けば、あとは自動運転の車がいつでも来れるといようなですね。それは何になるか分かりませんが、それぐらいの研究を始めるべきだろうと思っております。

以上で私の質問は終わりますが、議員4年目になり、多くのことを学ばせていただきました。そして、この町は職員の方でもっている、職員の方がこの町を支えていることを実感しております。

す。笑顔で対応している若い職員、そして多くの町民との人脈を持つ中堅の職員、そして、ここにおられる公務員として公平公正な判断で政策を決定されていかれる幹部の皆さん。時々ミスがありますが、失敗を恐れずに、ミスは謝つとけばよかつですよ。堂々と公務員の道を進まれることを期待し、私の一般質問といたします。

○議長（工藤文範君） これをもって、3番、中村五彦君の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） おはようございます。最後になりました。2番、西田由未子です。

3月11日の議会の開会日は、東日本大震災から10年目という日でした。甚大な地震と津波の被害の教訓から、防災減災の取組がより一層、どこでも進められてきています。しかし、3・11の被害は、自然災害の地震津波だけではありませんでした。その上に、人災とも言える原子力発電所の事故があったことを忘れるわけにはいきません。そして、これは人ごとではないということです。

日本で再稼働している原発は、五つの発電所で9基現在ありますが、九州には、佐賀の玄海原発、鹿児島島の川内原発、四国の愛媛に伊方原発があり、熊本県、九州というところは、この3方向からの原発被害に遭う可能性があるということになります。地震はいつどこで起きるか分からない。それを私たちは5年前に思い知らされました。だから、もう二度と原発を動かしてはならないという思いでいっぱいです。

しかし、今現実には、先ほど申しましたように、特に九州で動いてしまっている以上、事故が起きるかもしれません。今回は通告はしておりませんが、起きてしまった、起こしてはなりません。起きてしまった原発事故、そのときに、山都町はどういう避難計画をつくるか。具体的なことを急がなければならないと思っています。

また、3月16日付の農業新聞に、「実は不足している米、困窮者に人道支援を」という見出しの東大教授、鈴木宣弘氏の記事がありました。かいつまんで紹介しますと、米が余っているから減産しろというのは間違い。コロナ禍による収入減で食べられない人が増えている。制度を変えて、備蓄米をもっと提供するべき。9割が海外依存の家畜の飼料米も増産すべき。某国から、言いなりに何兆円もの武器を買い増しするだけが安全保障ではない。食糧がなくて、オスプレイをかじるのか。食料こそが命を守る、真の安全保障の要であると書いてありました。本当にそのとおりだと思います。

安全保障の要である農業、今回は、特に町長も推進しておられる山都町での有機農業について、

それから、新道の駅について、移住定住政策について質問をさせていただきます。質問台から失礼します。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 山都町の給食には町内産の米が使われて、地産地消の農産物の割合も金額で2割。その中に有機農産物も含まれていると聞いています。保育所、小中学校給食、ひいてはいろんな、老人施設とか、いろんな施設での有機農産物も割合が増えていくといいなと思って質問をさせていただきます。

各小中学校、保育所に給食室があって、そこで、子供たちの顔を見ながら、アレルギー対策もされながらの給食が作られているこの環境は、誇るべき財産だと思っています。今回は、この給食に提供される農産物の中で、有機農産物の割合を増やすということが、学校だけでなく、先ほど言いましたように、保育所とかいろんな施設にまで広がるといいなと思うんですけども、健康増進、ひいては販路拡大、新規就農者の呼び込みにもつながるのではないかという観点から、私は農業に対しては素人ですけども、消費者の立場からも質問させていただきたいと思います。

韓国の給食は、完全有機化、無償化をされているそうです。その手始めが、大体年間を通して使われるニンジンとタマネギとジャガイモ、この3品目を給食用に契約栽培をすることだったそうです。

山都町においては、くまもとグリーン農業の特別栽培農産物という、葉っぱが増えていくのがありますよね。有機JASだけではなくて、有機JASほどの厳しさはないけれども、低農薬だったり土づくりに努力されていたりという、そういうくまもとグリーン農業の登録をされている特別栽培農産物以上の取組をされている農家さんであれば、給食用のニンジン、タマネギ、ジャガイモの契約栽培ということで、そういう取組ができないだろうかと思っています。そのことについて、農林振興課のほうからお答えいただけるとありがたいです。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。保育所、学校給食の有機農産物の割合を増やすことということでございましたので、まず、生産の状況としましては、山都町には有機農産物の生産者の中に、先ほども出てまいったかと思うんですが、国の有機JAS認証の登録を受けておられる認証の事業者という表現ですが、45もの生産者の方がおられまして、この数は全国一多い数と今言われております。また、認証の品目は、お米、野菜、お茶など多岐にわたっておりまして、中でも野菜におきましては約40品目と、多品目の有機野菜の産地であるということが言えると思います。

そこで、学校給食の食材について契約栽培を進めるということで、より多くの有機野菜が給食のほうに利用されることにつながるのではという御提案ですが、農産物の販売先を確保するという点でおきましては、学校給食も販路の一つとしてとても有効な取引先というか、販路先と位置づけられると思っています。あらかじめ決まった量を販売できるので、経営の安定に寄与する面や地元での販売の確保として、流通コストの軽減とか包装資材の手間が省けたりと、メリットがいろいろ期待できる面はあるのではないかと考えております。

現在も、既に町で生産される有機農産物については、集出荷団体から学校給食の現場のほうへ納品はされているとお聞きしています。状況としては、ほぼ毎月、各学校への納品の実績があるような状況であります。

学校給食の現場におかれましても、町の豊富な農産物のほうを積極的に給食の食材に活用していただいているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 現在でも、ほかのところに比べれば有機農産物、それから地産地消のものを取り入れられているということで、本当にいい給食を提供していただいていると思います。

それをどうやったら増やせるかという提案で、先ほど言いましたニンジン、タマネギ、ジャガイモについて、年間を通して学校は大体使うものでありますので、それを契約栽培できないかというお尋ねだったんですが、それはまだなかなかすぐに即答はできないということだろうと思いますが、そういう提案を頭にとめておいていただきたいと思います。

次に、今年の9月22日付の農業新聞に、農水省が有機農産物を学校給食に導入するための支援を始めたという記事がありました。よかったなと思って読んだんですけども、その支援の内容についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。農水省が有機農産物を学校給食に導入するための支援を始めたという記事を御覧いただいたと思うんですが、学校給食の食材にかかる費用について国の支援と助成ということでございますけど、改めて農水省関連の予算や九州農政局への確認をいたしました。有機農産物への食材を学校給食へ導入した場合の慣行栽培品と有機農産物の価格の差額など、いわゆるかかり増し経費と言われるようなものについての農水省の支援策については、現在のところないということでございました。給食費への直接の補填、補助はないということでございます。

記事のほうについては、導入に対する支援ということなので、価格のかかり増し経費が補填できるような捉え方もできるかとは思いましたが、販路の確保という支援をするという面の事業だということでお聞きしました。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 記事を見たときには、今言われた食材費用のかかり増し経費が出るんじゃないかなと思って。そしたら、町からの持ち出しがなくて有機農産物をもっと増やすことができるのですごく喜んだんですけど、今のお話を聞くと、まだそこまではないと。

給食に、先ほど言われた有機JASの認証を取られている方だけではなくて、くまもとグリーン農業の取組をされている、農産物を多く取り入れるということを給食の有機化というふうによつと言わせていただくと、やっぱり有機化を進めるに当たっては費用面の支援を国に粘り強く

要求していくということが必要になるんだなというのが、今、お話聞いて分かりました。

私のほうでも少し調べさせていただいて、今言われた販路確保に向けての取組とか、生産出荷拡大に必要な機器リース導入支援というのは、たしかあったんですよね、調べたら。先ほど言ったニンジン、タマネギ、ジャガイモを山都町で年間通して供給するためには、やはり冬場には採れないので、採れている時期のを冷凍だったり冷蔵だったり、そういう保管をする大きなものがあれば、年間通して供給ができるんじゃないかなというようなお話を生産者の方からお聞きしたこともありました。

なので、今言われた、かかり増し経費は出ないけれども、生産出荷拡大に必要な機器リース導入支援というのを利用して、冷凍、冷蔵保存庫を用意するということから手初めにやるっていうことについてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。販路の確保という点で、学校給食へのまとまった量の販路の確保という点を進めるに当たって、御提案のありました冷蔵庫、保冷庫などの機械設備等についても必要な支援かと思いますが、これも併せて事業の内容を九州農政局、本省あたりに確認までしていただいたところですが、今、いろいろな有機の事業のメニューはございますが、議員にも御覧いただいた事業ですけれども、機械リース導入というのものもあるんですが、こちらのほうは、例えば新たな栽培や、そういった取組に必要なものへの支援ということになりますので、その辺の事業計画のすり合わせが、冷蔵庫の導入とだけ聞いている点ではちょっと難しいかもしれないなという国のお返事はいただいておりますけれども、事業計画、各補助事業ありますので、合致するものがあるかはこれから確認などをしながら、具体的な事業の取組がなされる場合には国県などと連携して支援を行いたいと思います。学校給食の割合を増やすことということと有機農業の推進につながるように、捉えて取り組めればと思います。

有機農業支援の事業に限らず、他の事業で機械設備の導入の事業もございますので、そういったのも併せて検討できればと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろいろな支援事業を検討していただけて進めていただけるということを本当に期待いたします。よろしく願いいたします。

次に、子供たちがよりたくさん有機農産物を食べるということは、健康増進のみならず、アレルギー体質の改善とか集中力を高めることにもつながるといふうに言われています。そして、やっぱり生産者の方の健康を守ることにもつながると思うんですね。

給食の有機化すれば、先ほど言いましたように単価が上がりますが、農水省からの費用面での支援が粘り強い要求によって将来的に実現したときに、上がった分を町から支出をせずにできるわけで、それから、今のままの給食費の保護者さんの負担、保護者さんへの負担もできるだけ削減の方向に将来的には行っていただきたいと思うんですけれども、一足飛びにはできませんので、まずは今の給食費のままで、かかり増し経費は国から出してもらおう。それを町がきちんと円滑に

できるようにするために、そういう公的補助が円滑にできるようにするための仕組みというのは今からでも整えておいていいんじゃないかと。それからでもできるんじゃないかというふうに思います。

例えば、今現在、各学校によって違う給食費ですけれども、これを統一する。高いほうに統一するんじゃなくて低いほうに統一してもらって、そこのかかり増し経費は何とか町でどうにかできませんかというお願いもしないといけないんですけども、そういうふうに給食費を統一しておくこととか、給食費の徴収が今学校で行われていますけれども、それを町のほうで公会計化というふうに言われていますけど、行うなどの、何か一つでも実現可能な仕組みを今から整えておいて、いざそうできたときには、すぐできるというふうにならないかなと、一つでも整えられないかなという思いでいますので、そのことについて、実現可能な仕組みについてお伺いをしたいと思います。担当部署でお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。学校給食では、日頃から、食材、生産者、農業者の皆様大変お世話になっております。子供たちへの安心安全な給食の提供に大きな役割を果たしていただいているところです。学校給食には、今後できるだけ有機農産物をはじめ、山都町産の食材を優先的に使用していきたいと考えているところでございます。

御指摘のように、現状では給食費はそれぞれの学校で徴収し、材料費として活用されています。給食費の金額は、それぞれの学校で異なります。各学校で、地元産の食材を購入したり、各地域の納入業者に発注されるなど、工夫を凝らしながら運用をされているところでございます。

さて、給食費の公会計化については、本町でも検討を開始したところでございます。現在のところ、本町の給食は自校方式を採用していることもあり、給食費の徴収はこれまでどおり学校単位で行う方針でございます。

最近では、全小中学校で給食費の口座振替が採用されており、以前に比べると集金に当たる事務の負担が軽減されていると伺っております。公会計化により、町が一括して同一額の給食費を徴収するとなると、給食を通した各学校の特色ある食材調達や、また、食育、食への関心にどう影響するかも考慮する必要があると思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、保育園についてお答えしたいと思います。

保育園では、令和元年10月から保育料が無償化されましたが、3歳から5歳児までは、副食費、おかず代は保護者負担となっております。公立、私立共に月額4,500円で徴収しております。

徴収方法については、公立は町が徴収し、私立保育園は各園で徴収がなされています。低所得者世帯や多子世帯への配慮としまして、年収360万円未満の世帯の児童、要件を満たす第3子以降の児童は減免し、無料となっております。無料となる児童数は、令和2年3月末時点で、町全体で169名いらっしゃいます。全園児数は455名で、約4割が無料ということになります。

公立保育園の給食に係る経費をちょっと説明いたしますと、材料費が31年度で約1,651万円で

す。光熱水費や消耗品費は含まれておりません。材料費を園児1人当たりに換算しますと、月額5,625円となります。1,651万円から保護者負担の副食費、月額4,500円の合計額などを差し引いた残額は約630万円となります。

また、私立保育園の副食費が無料の児童数は100名です。私立保育園の無料となった分については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1補助しております。町の補助は31年度で135万円でした。公立630万円と私立135万円、合計約760万円を町が負担しているということになります。現在、既に公的な補償を行っている形になっているかと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 保育所での町からの食材への760万円の補助、本当にありがたいことだと思います。だから、それがあって4,500円という同じ金額での給食費が実現していて、なおかつ、小学校でやっておられるような特色ある調達も、町の補助がきちんとあるおかげでできているわけですね。

多分、小学校、中学校にも、そういう食材費の補助はたしかあっているはずだと思います。その金額はわかりますか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。食材費の町からの補助は行っておりません。保護者からの給食費で食材費は賄っております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございます。行っていらっしゃるのかなと思ったら給食費で賄っているということでもありますので、できれば統一して保育園のような形で、出る分について補助をするという形は執れないかなと。検討していただきたいと思います。これのお答えは要りません。すみません。

いろんな複雑な仕組みづくりが必要で、一足飛びにはいかないんだなということ、一つ一つをクリアしていくことが大事なんだなということも分かりました。今回このような素人ながらの提案をさせていただいた中で、答弁を学校教育課と福祉課と農林振興課と、横の連携を取って協力して行っていただいたんです。とってもありがたかったです。そういうふうにやっていただくことが、まず大きな第一歩だと思っていますので、いろんな提案させていただきましたが、これからも検討して、一つずつがクリアしていけるようお願いしたいと思います。

最後というか、給食の有機化についての最後ですけども、有機農業の町を推進することを町政の大きな柱とされている町長に、この給食の有機化についてどう思われるのか。くまもとグリーン農業の推進を評価されて、表彰をこの間されましたけれども、くまもとグリーン農業の推進、今後の展望についてどうお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 有機農産物を学校給食、保育所の給食に使うことは非常に大事なことだという思いでおります。

先ほどありました三つの分、契約栽培ができないか、できるかというようなことですが、三つについてはもうすぐにでもできるとじゃないのかなという思いでおります。ほとんどの農家の方が農薬は使っておられません。あとは有機の肥料を作っていた中で生産をしていただくといいんじゃないか。

冷蔵庫につきましても、まずはその3品目であれば要らないんじゃないかなという思いでおります。我々、ほとんどの農家の方々が、タマネギは1年中、それからジャガイモも1年中というような形の中、ニンジンは何回もまけるというようなことでありますので、数量が契約ができればできるんじゃないかという思いでおります。

量が多くなってすれば、先ほど片倉課長が言ったような補助事業等々も使えるんじゃないかなという思いでおりますが、これについては、契約が各学校によっては地元の農産物をそのような形で調達をしておられる給食室もあると聞いておりますので、そういう形をすればいいんじゃないか。

それと同時に、保護者の方々にも、学校給食にばかり有機農産物、地元の農産物と言わなくて、やっぱり各家庭が、学校給食は1回でございます。各家庭はあと2回あるわけでございますので、ぜひ地元産の農産物を使っていただくような運動もぜひしていただきたいなという思いでおります。学校給食は一つの契機じゃないかなという思いでおりますので、お願いをしたいなという思いでおります。

先ほど中村議員からもありました。まだまだ有機農産物が、どのような部分が、さっき有機認証の部分といろいろあるわけではありますが、まずは農薬を使わない部分という形の中でしていただければいいんじゃないかなという思いでおります。

そしてまた、先ほど、取組はということでございますので、2020という形の中で、生産者と消費者の方へをお願いをしたわけでございますので、もっともっと消費者の方々が参加できるような運動、2020を達成したから終わりじゃないという思いでおります。

この間、表彰を受けたのを機に、もう1回、町民の方々にもそういう運動をしているというようなことを伝えながら、有機の町をアピールできるような取組を今後とも続けていきたいと思えますし、先ほど中村議員にも言いましたが、まだまだ組織が強固ではありませんので、協議会の方々、そしてまた、おのおののグループの方々との連携を早く強くした中で取り組んでいきたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 希望が持てる御答弁をいただきありがとうございます。ぜひそのように進めていただきたいと思えますし、保護者への啓発ということも言われました。本当に大事なことだと思います。私も頑張っていきたいというふうに思いました。

次に参ります。仮称矢部インター出口の新道の駅についてお尋ねをします。昨日からほかの方からも質問がたくさんあって、答弁を聞かせていただき大変参考になりました。重なる部分もあるんですけども、私なりに角度を変えて質問していきたいと思えます。

最初に、本年度、新道の駅についての企画、運営企画、建設設計委託料として、合計5,686万

円が計上されていますが、やがて計上されてから1年がたちます。現在の執行状況を簡単でいいですでお知らせいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。本年度の当初予算で、道の駅の整備に係る計画策定予算を計上しております。3件の発注業務がございます。

1件目は、用地買収のための不動産鑑定委託業務を発注しております。2件目が、用地買収に伴う補償調査業務委託を発注しております。3件目が、戦略策定業務及び管理運営計画策定業務を発注しております。

あと1件、交差点協議の完了を待って、道路詳細設計及び道の駅の敷地内の造成等の測量と実施設計を発注する予定になっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ということは、道の駅そのものの建設設計についての委託はないということでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 現在発注しておりますのは、先ほど申しました不動産鑑定ですとかで、建物等の設計はまだ発注をしてないです。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） この道の駅の構想の目的については、昨日、1番議員からもありました。町長からも、沿線のサービスエリア等の施設を造らない高速道路なので、インター側に休憩場等の施設が欲しいと国交省からも要望されたものであるということ、それと、休憩場、広い駐車場とトイレ、情報発信、地域振興連携機能を持った道の駅にするということが目的だということに言われました。

そういう機能が発揮できるということが目的で、例えば物産館やレストランみたいなのを造ることが目的ではないと。具体的なことについてはまだ今からです。建設設計委託もされていないので、今からということでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 道の駅の指定要件として、24時間使える駐車場ですとかトイレ、それと休憩施設、そういったものは最低限必要な部分はございますが、中身が正式に決まっているわけではございません。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 中身が正式に決まっているわけではないということですので、後で中身についての御提案もさせていただきたいと思います。

次に、役場入り口から矢部中入り口までの短い距離の間に交差点が三つになると。それと、近隣商業施設との間で、横断歩道がないところでの町民の皆さんの横断が多いという現実もあって、

インターから降りてからの道の駅に入ったり、また、国道218号線に戻ったりするところでの交通事故の危険性が以前から指摘されていまして、交差点協議がずっとされてきたと思いますが、その点についての解決策というか、その辺は大体まとまったんでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 現在、警察本部との交差点協議のほうを行っておりますけれども、道の駅の出口がちょうど国道に接します。そこから十字の交差点ができるような交差点の協議になります。国道からの入り込みですとか敷地内での車両の誘導、駐車場の配置等、そういったものの協議を行わせていただいております。

人や車両の通行による危険性ですとか、敷地内での事故防止にも十分配慮をして配置を計画しているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 事故防止に最大限配慮されて計画が進んでいると思いますので、これからもそのようにお願いしたいと思います。

次に、新道の駅の敷地面積とバスの駐車台数、普通車の台数、障害者用スペースの数というのを教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。まだ正式な平面計画が確定しているわけではございませんけれども、現時点の計画ということで回答させていただきます。

敷地面積については9,700平米で、駐車台数が大型7台、小型60台、身障者用2台、EV充電用の2台の予定です。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 昨日の1番議員の質問のお答えで、他の地域をリサーチされたところのお話がありましたけれども、そこに比べれば、敷地面積9,700と言われましたけど、その中には道とかも入っているはずなので、駐車場とか何か建物を建てるスペースとしてはもうちょっと減るんじゃないかなと思います。そうすると、昨日の、夢があつていいなというようなお話のところに比べたら半分ぐらいの敷地面積になりますし、あんなふうになるんだなというふうに希望を持つのはちょっと危険かなというふうに私は思っています。

やはり、言われたように、障害者用のスペース、それからEVのスペースがあるというのもいいことだと思います。今からの時代は、水素ですかね、のもあつてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

この構想に対しての意見聞き取りについても1番議員からありましたし、近隣店舗との有機的な結合のために協議を進めていくということでした。なかなか進んでいないという状況というふうにも捉えられますので、ぜひ早急に進めていきたいと思っております。

また、関係する事業者等だけでなく、住民アンケートを取りなさいとか、そういうことでは

なく、町民の皆さんからの意見も聞いてほしいなと思うんです。町民の方からの御要望の中に、公聴会を開いてほしいとか、せめて何か役場の中に意見箱のようなものを置いていただいて、そこに意見が、自分の希望としてはこんななのというのを入れられるようなものが欲しいという御要望も聞きました。何もかも聞くわけにはいかないというのもよく分かりますが、山都町全体と一緒につくっていきこうという空気の醸成のためにも、そのようなことは、箱を置くだけ、紙を置いてもらうだけですので、できると思います。

ほとんど決まった後で、よくホームページでパブリックコメント募集とかされますけれども、それじゃもう遅いと思うし、なかなかそういうパブリックコメントも集まりにくいです。計画にも反映しにくいと思いますので、今の町民の方からの素直な御質問とか御意見を聞けるような取組としての意見箱設置についてはどうお考えになるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まだ公表できるような形の平面図はまだできておりませんが、町民の皆さんにお知らせすることも必要だと思いますし、今後、意見箱の設置ということで検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ぜひよろしくお願いします。みんなでいいものをつくっていきこうという、そういう中で建設が進めていかれるようにと申すの提案ですので、よろしくお願いします。

次に、事業に対する予算計画についても10番議員からの質問があつて答弁をいただきましたが、もう一つ確認させていただきたいのが、事業計画全体とこれからの建設費の予算ということで再度確認をさせていただきたいと思います。道の駅だけでいいです。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） これまでかかった道の駅に係る予算ということでよろしいでしょうか。

令和2年度中の予算について申し上げます。令和元年度の繰越しも入っておりますけれども、令和2年度現在までの予算については2億2,200万円。今後、今回の3月補正で予算を計上しておりますけれども、その予算が3億8,700万円ほどです。合わせまして6億1,000万円になります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 昨日の総務課長からの御答弁では、約3億8,000万円ということでしたが、それは、これからの建設等に係る予算ということで、既に使われているお金もあつて、総額は、新しい道の駅を造るのに6億円ぐらいかかるというふうになるかということですね。

その6億円のお金をどういうふうに使っていくべきかというか、建設費用に対しては3億8,000万円ですけども、私からの提案を聞いていただきたいと思います。

最初に目的を確認させていただいたことに戻りますと、最低限要件としては、広い駐車場整備

とトイレ、それから、情報発信設備ということになると思います。

広い駐車場の整備と、子供や障害を持った方も、それから、赤ちゃん連れの方も、いろんな立場の方が使いやすいトイレにしていきたい。そして、授乳をしやすい、おむつ替えがしやすいスペース。トイレに授乳施設とかおむつ替えの施設が結構ありますけれども、やっぱりトイレでない環境のところで、おむつを替えたり授乳をしたいという方のほうが多いと思うんですね。便宜的にトイレにするのではなくて、やっぱりそういうスペースも要ると思います。せっかく新しく造られるので、そこの道の駅のトイレはよかよというふうになったほうがいいと思うんです。

休憩スペースもあって、通潤橋や作り物小屋巡りとか、フットパスのことだったり清和文楽やそよ風パークのこと、キャンプ場等、本当にいろんな山都町全体にとっても魅力的ないい観光資源がありますので、そこへ行ってもらうための観光案内が充実した施設があれば、もうこの道の駅の目的は達成されるんじゃないかなと思います。

トイレについても、今は何か、座ったら健康チェックができる、そういうものがあるそうです。そういうものが、あそこのトイレはちょっと違うよとか、そういうふうなものをしていただきたいなど。

それから自販機。休憩などで、のどが乾いて何か飲もうかなと思ったときの自販機は、普通の自販機ではなくて、矢部茶とトマトジュースとブルーベリージュースがある山都の特産品でできたジュースがある自販機があって、ここのはちょっとほかのと違うぞと。そして、プラスチック削減のために、山都町のおいしい水ステーションを造るということも一ついいんじゃないかなというふうに思います。

だから、新道の駅は、トイレに行って、水分補給をして、そして次に行っていくための拠点であればいいと思うんですね。地域振興連携機能もということで、物産館とか食堂とかいう案も最初は上がっていました。昨日のリサーチされたところもそういう大きなのがありましたけれども、山都町内には既にもう三つ物産館があります。そして、山都町内にたくさんの飲食店もあります。だから、3億円の費用を投じて四つ目の物産館が要るだろうかと。四つ目の物産館ができれば、その維持管理にも費用がまたかかってくるわけです。

昨日の御説明で、半額、国の補助があります、借金をしても交付金として幾らか返ってきますとはいえ、体育館建設にも32億円、通潤橋整備にもまた何億円かのお金がかかります。やっぱり少しでも予算立てされている中で有効に使えることがないかと思えないといけないと思うわけです。だから私は四つ目の物産館は必要がないという提案です。お土産は、今ある物産館から買ってもらうようにするべきだ、お食事は町内の飲食店でしていただくべきだと思うんです。

四つ目を造らなければ、その分、浮いたお金をほかに使うとかそんな簡単なことじゃないんだよって言われると思うんですけれども、物産館整備費用の中で、ほかの物産館、三つの物産館の充実とか、昨日も出ていました清和文楽邑の整備もしないといけません。これはしないといけないことだと思います。それに有効活用するような予算立てをしていただけないだろうと思うんです。

物産館じゃなくて、以前も提案させていただきましたが、土日にキッチンカーとか軽トラ市の出店を進めてもらう。そしたら建物は要りません。若い人たちの新しいアイデア発信の場にもなるんじゃないかなと。そこで有機農産物の販売も工夫を凝らしてできるんじゃないかなと思います。

なので、食堂も含んだ物産館建設ではない方向への計画の練り直しをぜひしていただいて、予算の有効活用することへのお考えを町長、お尋ねしたいと思います。そのようにお考えいただけないでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 物産館につきましては、先ほどまだ決まってないという課長の答弁のとおりでありますし、昨日もありましたように、最終的には施設の整備から運営する会社等々をしたらいんじゃないかと。まだこれも具体的ではありませんが、そういう部分も含めながら、西田議員の提案も含めた中での、今後の我々がどのような形の道の駅を造るかというようなことであります。

先ほどありますように、いろんな方々、町民の方の意見等々も聞きながらという思いでありますので、いろんなまだまだ時間もありますので、提案、提言とかしていただければと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございます。今からのことだということで、多方面の意見を聞きながら、本当によりよいものをみんなで作っていけるようお願いしたいと思います。

昨日もありましたように、今、町長もおっしゃいましたが、建物ができました、はい、これを誰かどうにかしてと言うんじゃないかって、その前段階からというのは大賛成です。やっぱりそのようにしていただきたいと私も思います。よろしく願いいたします。

では次に、移住定住政策についてお尋ねをします。

今、空き家バンクの制度がありますけれども、その空き家バンクへの登録数とマッチングの活用状況についてお尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 空き家バンクの活用状況についてでございますけれども、平成28年度に空き家バンク制度を創設しております。これまでの空き家登録件数が137件、賃貸売買等の契約成立件数が84件となっております。

物件の利用登録者については累計で170件ありますが、空き家を利用された方は登録を外れますので、現在の登録者の件数は78件ということです。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 空き家バンクについては、ネットで山都町のホームページを検索すると出てきます。私もそれを調べて、何で詳しい情報がこんなにかないのかなと。例えば、賃貸なら幾らでしますとか、売るなら幾らですとかいうのを書いてないんですね。それをしごとセンターの方にお尋ねしたら、いやあれは不動産情報じゃないんですと。先ほど言われたように、登

録された方の情報だけなので、もしもそういう詳しいことを詰めたかったら当事者同士でもらうと。だから、不動産あっせんをしているわけじゃないというふうにおっしゃったので、なるほど、そうかというふうに思いました。空き家を探していらっしゃる方もそういうふうに勘違いされて、この情報は不親切だというふうに言われることもありますとおっしゃっていましたが、空き家バンクについての認識を私たちもきちんと持っておかなければならないんだなということを勉強させていただいた次第です。

空き家改修や新築に関する補助については、予算的には令和3年度で基金が終了というふうに聞いておりますけれども、これはやはり費用の補助というのは続けていかないといけないことだと思うので、何かほかの方法で継続するという予定がありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。空き家改修補助金については、現在、山の都創造ファンドという基金を財源に実施をしております。令和3年度で基金のほうがなくなるということで、次年度以降については一般財源で実施をしたいというふうに考えております。現時点で私の思いとしては、次年度以降にはそういう形でやりたいというふうに思えます。

新築に対する補助については、これはもう現在、一般財源で、定住支援住環境整備事業補助金という形で実施をしているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 分かりました。ぜひ継続していただきますようお願いしたいと思います。ただ、一般財源となると、いつまでできるのかなという心配もあります。きちんと財源確保ができるようお願いしたいと思います。

これは移住者の方が対象なんですけれども、空き家バンクの活用は、半数は町内の方だというふうにも聞いています。移住者でなくても補助が何らか必要ではないかということは、ほかの議員さんからも以前も出されていたと思います。町内の方が住居を探して、空き家バンクからの活用が半数あるという現実がありますので、移住者でない町内の希望者にも何らかの補助ということはどうにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 空き家の改修補助金については、移住・定住を支援するというので、町内、町民の方も空き家を使って住まれる場合は対象にしております。移住者も両方対象ということです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 私の勘違いでよかったです。ありがとうございます。

次に、コロナ感染防止のためということで、移住相談も増えているというふうに聞いています。サテライトオフィスとして整備された白糸第一小学校に、それでもまだ空きがあるというふうに

も聞いています。テレワークができるための移住促進が、本当だったら、移住相談が増えている中でサテライトオフィスももう満杯かなと思っていたら、そうではないという現実がありますので、移住促進のためにどんな工夫ができそうとお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 山の都サテライトオフィス白糸へのテレワークですとかサテライトオフィスへの入居については、来年の3月までの期間で、防災行政無線の施工事業者の入居があつているところです。そのほかは、月に二、三回程度のコワーキングスペースとして個人の利用があつているということです。

入居及び募集については、運営をしていただいている熊本電力株式会社ですとか東京事務所、山都町のホームページでの周知を図っておりますが、現在のところ入居の希望がないという状況です。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 移住に当たって一番ネックになるのが、住居を探すということだというふうに聞いています。なので、サテライトオフィスが空いていますよということだけではなくて、近くに空き家があつてそこから通えますよということまで、仕事場と生活の場と一緒にのセットで売り出すということの工夫ができないだろうかと思います。

ちょっともう時間がないので4番目ははしょらせていただきますけれども、短期滞在施設についても、これは今満室ということでもいいことなんです、改修が必要で貸せてないところがあるというふうにも聞いていますので、そういうところは改修をして、もう少し貸し出せるようにしていただきたいと思ひますし、短期滞在施設に入られた経験をされた方が山都町に移住されるパーセントとしては50%ぐらいだというふうにお聞きしましたが、ほかと比べれば高い移住率なんだそうです。

住居が適切に、若者世代とか一人とか年配の人とか農業している人とか、そういういろんなニーズに応えられるように住環境を整備するというのは、前々からどなたからでも言われていますが、やはりそこが要じゃないかなと思ひます。住宅の提供の形として町営住宅もありますし、それから、空き家もあります。でも、みんな入居者が決まっからの改修なんですよね。だから、入居者が決まる前に町営住宅とかも空きがあれば先に改修をして、すぐ入居可ですよというふうにして募集されるとか、来られたら準備しますじゃなくて、攻めの対策ですべきではないかなというふうに思ひています。

先ほどの道の駅の構想についてもそうですけれども、やはり大きなお金、億とか言われると何か麻痺してしまひますが、お金の使い方を、本当に必要なところにきちんと届くと。予算の有効活用という面でも、住宅環境の整備を先にするというのは、それはそれで大事なことだと思ひますね。ピンポイントで大事なところにお金を使つていくということは、それはもう皆さん役場職員でプロですから、そこを一生懸命やつていらつしゃることはもう重々承知ですが、より一層の予算の有効活用について、よろしくお願ひしたいとお願ひをしまして、質問を終わらせていた

だきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。
ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第15号 山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について

日程第3 議案第16号 山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について

日程第4 議案第17号 山都町井無田高原キャンプ場条例の一部改正について

日程第5 議案第18号 山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第15号「山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について」、日程第3、議案第16号「山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について」、日程第4、議案第17号「山都町井無田高原キャンプ場条例の一部改正について」、日程第5、議案第18号「山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部改正について」は、関連しますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、御説明します。

今回の指定管理施設の条例改正につきましては、青葉の瀬交流促進施設、井無田キャンプ場、緑仙峡フィッシングパークの施設の利用形態の変更に伴う使用料の項目の追加改正を行うものと、服掛松キャンプ場のロッジの建設に伴う施設数量の変更と使用料を改正するものです。

議案第15号から御説明いたします。

議案第15号、山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について。

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出。山都町長。

提案理由です。

施設の利用状況や利用形態の変化等に伴い、施設名称と使用料を改めるため、山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

3枚目を御覧ください。

新旧対照表です。

今回改正をお願いしますのは、別表第1、施設名、「固定テント」を「テントサイト」へ名称変更及び別表第2の使用料の改正を行うものです。近年のキャンプブームによりまして、車を横づけしてキャンプを楽しむオートキャンプへの需要が高まったことと、固定テントの老朽化によ

り、テントサイトへの施設名称を変更するものです。あわせて、使用料についても4,200円から2,200円へ改正するものです。

また、最後のページに移りますが、入場料を新たに設けております。町内の施設では青葉の瀬交流促進施設のみ入場料の規定がなく、類似する施設との均衡を図る意味で、新たに入場料を設定させていただきました。

2枚目の改正分をお願いします。

附則。この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第16号です。

議案第16号、山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について。

山都町服掛松キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出。山都町長。

提案理由です。

ロッジ建築工事による施設数量の変更に伴い、施設数量と使用料を改めるため、山都町服掛松キャンプ場条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3枚目をお開きください。

新旧対照表です。

今回改正をお願いしますのは、今年度整備を行ってございましたロッジの新設に伴い、ロッジの数量を10棟から5棟に、最後のページになりますが、使用料の上限を1万円から2万円に改正するものです。

2枚目の改正分をお願いいたします。

附則。この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第17号です。

議案第17号、山都町井無田高原キャンプ場条例の一部改正について。

山都町井無田高原キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。

施設の状況や利用形態の変化等に伴い、施設名称と使用料を改めるため、山都町井無田高原キャンプ場条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

3枚目を御覧ください。

新旧対照表です。

今回改正をお願いしますのは、入場料を200円から500円に、持込みテントを500円から1,500円に、タープ持込みとキャンピングカーの項目を新たに加え、タープ持込みは500円に、キャンピングカーは1万円に改正するものです。

いずれも施設の利用形態の変化に伴う項目の追加と、施設の設置当時の料金設定を改正するも

のです。

2枚目の改正分をお願いいたします。

附則。この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

次に、議案第18号です。

議案第18号、山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部改正について。

山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出。山都町長。

提案理由です。

施設の状況や利用形態の変化等に伴い、使用料を改めるため、山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部を改正する必要があります。これが議案を提出する理由です。

3枚目をお開きください。

新旧対照表です。

今回改正をお願いするのは、入場料200円を500円に、キャビン使用料を人数ごとの設定から一括した設定に。最後のページになりますが、新たにテントとタープの持込み料を追加し、テント1,500円、タープ500円に改正するものです。

いずれも施設の利用形態の変化に伴う項目の追加と、施設の設置当時の料金設定を改正するものです。

2枚目の裏を御覧いただきたいと思います。改正文となっております。

3枚目の附則。この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第15号から第18号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 昨今のキャンプブームで、山都町のキャンプ場もとても人気があると聞いています。利用された方に聞くと、本当に安くて、あんなに安くていいのというふうに言われてたので、適正な料金になるということはいいことだと思います。

ただ、井無田高原キャンプ場のキャンピングカーが1万円というのがちょっとよく分からないので、どういうあれで1万円取られるのかということと、この条例とはちょっと違いますけれども、予約される方が全部きちんとテントサイトの場所まで予約できるのは服掛松しかないみたいなんです。たしか服掛松の指定管理が決まるときに、キャンプ場それぞれでばらばらになっている予約サイトを、何か一括して、ここが空いてなかったらこっちとかいうふうにちゃんとできるように、そういうふうなシステムにしたいというふうに言われてたと思いますので、その辺の構築中だとは思いますが、状況が分かったらお知らせいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 井無田高原キャンプ場のキャンピングカー1万円につきま

しては、現在、車で来られるお客さんについては、テントの使用料で料金は取られているらしいんですけども、キャンピングカーで来られるお客さんもいらっしゃる。キャンピングカーについての料金がないので、今回設定をさせていただいたということです。

料金については、服掛松キャンプ場にキャンピングカーという項目がありまして、そこが1万円だったので同じ額で設定をさせていただいたということです。

それと、キャンプ場の予約のサイトを町内のキャンプ場の予約を一括して予約できるようなことについて、確かに検討をしているところなんですけども、まだ具体的にこうしますということをやちょっとまだお伝えできてないところがあります。これについても、できるだけ早く取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 私もキャンピングカーについてちょっとお尋ねしたいと思いますけども、青葉の瀬辺りもキャンピングカーも来ているんですよね。私としては、それぞれ緑川フィッシングパークのほうも青葉の瀬のほうもキャンピングカーという形の名目を入れておくべきじゃないかというふうに思っているんですけども、いかが思われますか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 青葉の瀬のキャンプサイトについては、施設にも確認をしましたけども、車は駐車場のほうにおいてテントだけを持ってきてキャンプをされるという形態になっているので、キャンピングカーについては駐車場等でされるんであろうと思いますけれども、そこは特に料金も地元の指定管理者のほうからも特にございませんでしたので、今回は入場料とテントサイトの変更ということで出させていただきました。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 青葉の瀬の田舎ロッジの加算料金がありますが、これは改正じゃありませんけれども、大人が1人1,050円、小学生が525円とありますが、この項目を全部見てみますと、恐らく消費税が5%のときの設定じゃないかと思いますが、525円、5円とか、そういうのじゃなくて、ほかのところに合わせたような感じで、例えば500円とか、そういう感じでこういう見直しをするときは、しっかりそこら辺も考えてしてもらいたいと思います。今後、そのようにしてもらってはいかがかと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 青葉の瀬の料金の設定についてでございますけれども、料金については、現在、条例に載っている料金の1.3倍まで料金を設定することができるという条例になっておりますし、指定管理者のほうで金額の設定は条例に載っている金額をそのまま取られるのではなくて、それ以内であるか100分の130までは設定ができますので、何十何円とかいう

設定にはなっていないというふうに思います。そこは指定管理者のほうで料金のほうを決めていた
だいて、対応していただいているという状況です。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

議案第15号「山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について」、これから議案第15号を
採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について」は、原案の
とおり可決されました。

議案第16号「山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について」、これから議案第16号を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について」は、原案のと
おり可決されました。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「山都町井無田高原キャンプ場条例の一部改正について」は、原案の
とおり可決されました。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部改正について」は、原
案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第19号「山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議案第19号について御説明させていただきます。

議案第19号、山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について。

山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出。山都町長。

提案理由です。

地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄付活用事業を行うための基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

それでは、本条例につきまして説明させていただきます。

条例の内容に入ります前に、制定の背景について触れさせていただきます。

国において、地方創生のさらなる充実強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和2年度から企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しが実施され、内閣府の認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対し企業が寄付を行った場合に、最大で寄付額の9割の税額控除が受けることができ、企業と地方自治体双方にとって使いやすい仕組みとなりました。

本町においても、令和2年11月に第58回地域再生計画、山都町まち・ひと・しごと創生推進計画の認定を受け、企業版ふるさと納税制度を活用した地方創生事業、まち・ひと・しごと創生寄付活用事業に取り組むことといたしました。

地方公共団体は、企業からの寄付金を活用するまち・ひと・しごと創生寄付活用事業に充当するための基金を設置することにより、後年度において実施する事業についても、あらかじめ寄付を受領することが可能となります。

このたび、企業様より本制度による寄付の申出があり、寄付された寄付金を適正に管理し、事業に要する経費の財源に充てるため基金条例を制定する必要が生じたことから、山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について提案させていただくこととなりました。

それでは、条例の内容について御説明させていただきます。条例を御覧ください。

第1条、設置についてです。

地方再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄付活用事業に要する経費の財源に充てるため、山都町まち・ひと・しごと創生推進基金を設置する。

第2条から第7条につきましては、基金として運用に係る条項を整理しているものでございます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第19号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 基金を創る場合には、その基金でもって何をするかという事業の内容が明らかでないといけないうんじゃないかなと思うんですけども、その事業がまち・ひと・しごと創生寄付活動事業だと思うんですが、どういう事業をされる予定にされているかをお知らせください。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。先ほど令和2年度で法改正があったと申し上げたと思いますが、法改正前においては、個別事業、事業費の特定が求められておりましたが、改正後は、総合戦略の抜粋または転記による申請が可能となっており、総合戦略一くくりとして包括的な認定を受けているところです。

総合戦略の基本目標、基本的方向性に適合する事業は可能となっているところで、具体的な事業等については今後決めていくこととなります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 第3条の「基金に属する現金は」というところで、2の項目で「最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」ということですが、非常に難しいんですけど、今の状態だったら有価証券でも非常に有利な条件ですけども、こういうのを普通にしていいうのが初めて行政でもできる。国債もいいのかと思いますけど、その辺のところはどうなりますか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議員おっしゃったように、現在のところ本当全ての金融機関の金利は低いと思っております。あわせて、この計画の期間が令和7年3月31日までとなっております。利息を運用してする基金というよりも、重点的に取組を進めていくために、一つの事業を組み立てて、そこに経費を充てるというところの面が大きいところがありますので、そのために適正な管理をしていくという意味での基金ということで御理解いただければと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この寄付金額の金額と、もしよろしければ、その会社名を教えてください。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。公表につきましては、企業様の御意向を確認した上で公表させていただきたいと思っております。この場では差し控えさせていただきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 企業名は結構ですが、寄付金額はいずれにしても歳計で上げていかななくてはいけないので、これを教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。金額につきましては、今回の補正でも計上させていただいております。3,000万円寄付いただきました。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号 山都町町道維持管理基金条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第20号「山都町町道維持管理基金条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議案第20号について御説明させていただきます。

議案第20号、山都町町道維持管理基金条例の制定について。

山都町町道維持管理基金条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出。山都町長。

提案理由です。

本町の区域内に存する町道の維持管理業務に要する経費に充てるための基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

条例の内容に入ります前に、制定の背景について触れさせていただきます。

令和2年度において、特定防衛施設周辺整備調整交付金として、令和2年4月2日付で2,839万3,000円。同年10月26日付で8,402万3,000円の追加交付があり、合わせて1億1,241万6,000円が交付されることになりました。

追加交付金の一部につきましては道路改良工事に充当したところですが、交付金のうち6,111

万6,000円については年度内の執行が困難であります。よって、当該交付金を基金化し、生活環境の改善に寄与する事業としまして町道の維持管理に要する経費の財源に充てるため、山都町町道維持管理基金条例の制定について提案させていただくことになりました。

それでは、条例の内容について御説明させていただきます。条例を御覧ください。

第1条、設置についてです。

本町の区域内に存する町道の維持管理業務に要する経費に充てるため、山都町町道維持管理基金を設置する。

第2条から第7条につきましては、基金として運用に係る状況を整理しているものでございます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 追加交付金だったので年度内で執行できなかったということを来年度も使えるようにするために基金として設定するというのと理解しましたが、もともとの財源が特定防衛施設周辺整備調整交付金なので、本来であれば、本町の区域内の全部の町道の維持管理業務に要する経費ということではありますが、やっぱり中島地区の町道管理を優先するとかということになるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は明記してありませんが、そういうふうに理解していいんですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。現在、町道としましては1,040路線、延長で954キロを管理しております。それぞれの地域からいろんな御要望がっておりますけれども、全てに対応することができておりません。

また、今回の交付金につきましては、通常の維持工事には充当できないということになっておりますので、舗装の修繕、また、交通安全施設、また、のり面のほうから道路に覆いかぶさっている支障木の伐採等に充当していきたいというふうに考えておるところでございます。

今ありました話につきましては、場所等につきましては、まずはコミュニティバスが通行する路線を優先しながら、通行量、また、地元期成会等の意見も踏まえながら場所については選定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「山都町町道維持管理基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第21号 山都町介護保険条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第21号「山都町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、議案第21号について御説明いたします。

議案第21号、山都町介護保険条例の一部改正について。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

提案理由です。

山都町介護保険条例において、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率等を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

介護保険法において、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うこととされ、このたび、第8期の山都町介護保険事業計画を策定したところです。介護保険料については、3年ごとにこの計画に定めるサービス費用の見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定しなければなりません。

こうしたことから、第8期山都町介護保険事業計画の策定に合わせまして、介護保険料率の決定等々について、町長の附属機関である山都町高齢者保健福祉推進委員会にお諮りしまして、2月15日に御決定をいただきました。

当委員会におかれましては、基準額については前3年度と同様に7,000円とすることが妥当であるということで、今後3年度間においても基準額は据置きという形になったところです。

それでは、配付しております資料を御覧ください。

第8期——令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料です。

基準額を基本に、所得に応じて9段階に分けて設定します。基準額は第5段階のところでありまして、月額7,000円でございます。前期の基準額7,000円と同額、据置きとなりました。各段階も同様でございます。基準額の算出方法については、被保険者や要介護認定者数、介護予防サービスや介護サービスの供給量等について、第7期の実績と第8期の見込みの推計を基に算出しております。

裏面には、介護保険の財源内訳と認定者数を記載しておりますので御確認ください。

それでは、条例案を御覧ください。

先ほど申しましたとおり、このたびは金額の改正はございませんので、これからの各年度に向けた対応箇所の改正となっております。

新旧対照表をお願いします。それぞれ年度を改正しております。

ここで1点お断りがございます。

新旧対照表の左側の現行のところですが、第4条第2項から第4項までの規定を御覧いただきたいと思います。

これらの規定中、令和2年度及び令和3年度とある部分は、昨年の6月定例会において、介護保険条例の改正をお願いした際、改正した部分です。当時の改正内容は、第7期の途中において消費税率が10%に引き上げられたことに伴う令和2年度の保険料率に係る部分の改定でしたが、誤って第8期に当たる令和3年度までとしておりました。正しくは令和2年度とするべきでした。おわびを申し上げます。

最後に、この条例は令和3年4月1日から施行する予定でございます。

以上です。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第21号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「山都町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第22号「山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、議案第22号について御説明いたします。

議案第22号、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一

部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出。山都町長。

提案理由です。

国において、3年ごとに行われる介護サービスに係る基準の見直しが行われ、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の関係省令を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、同年4月1日から施行されることになりました。

関係省令において規定されている介護サービスに係る従うべき基準及び参酌すべき基準については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公共団体の条例で定めることとされており、本町においては、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をはじめ、4件の関係条例を制定しているところです。関係省令を改正する省令が施行されることに伴い、関係条例について改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

まず、改正分につきましては、御覧のとおり膨大な量でありまして、また、複雑かつ多岐にわたりますので、本日配付しております資料を基に要点を中心に説明させていただきます。

議案第22号、資料をお願いします。

1ページの左側に、このたび改正された省令を列記しております。国においては、基準に関する13件の省令について改正されていますが、本町において関係する省令は、ここに記載しております4件です。先ほど提案理由で述べましたとおり、この関係省令の改正に合わせて本町の関係条例を改正するものです。

右側には、改正条例の構成としてお示ししております。上段に改正条例の題名、その下に改正する関係条例、それぞれ4件を記載しております。省令の改正と同様に、4件を束ね、一括して改正しております。それぞれの改正条例の該当部分については、右端の改正分の欄に条とページ番号及び行数を表示しています。

次に、条例において改正する基準等の概要について御説明いたします。

2ページをお願いします。

今回の改正の基本的な考え方は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中、1、感染症や災害への対応力の強化、2、地域包括ケアシステムの推進、以下、御覧のように五つを柱としています。五つの柱を実行するために、サービスごとに多くの規定が定められました。それぞれ主な事項を記載しております。

全サービスに共通している事項の中から2点御説明いたします。

まず、感染症対策の強化です。

2ページ、1の①となります。感染症の発生や蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練を実施することが義務づけられました。

次に、ハラスメント対策の強化です。

3ページ、4の①となります。こちらは、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組

の推進の一つとして、介護現場でのハラスメントから職員を守るため、介護事業者に適切なハラスメント対策を求めることとしました。そのほか、サービスごとに多くの規定がございます。

続きまして、新旧対照表の1ページをお願いします。

第1条の目次からでございます。

右肩に該当する改め文、改正文のページを示しています。第1条の改正文は、1ページから18ページとなります。以下、新旧対照表の51ページから第2条、74ページから第3条、80ページから第4条となっております。

最後に条例の施行期日ですが、資料3ページ、5、その他の③を除いて、令和3年4月1日としております。

そのほか、経過措置が設けられた事項があることを申し添えます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（工藤文範君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時52分

3 月 18 日（木曜日）

令和3年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年3月11日午前10時0分招集
2. 令和3年3月18日午前10時0分開議
3. 令和3年3月18日午後1時40分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について
 - 日程第2 発委第2号 山都町議会広報の発行に関する規則の一部改正について
 - 日程第3 発委第3号 山都町議会会議規則の一部改正について
 - 日程第4 発委第4号 山都町議会タブレット端末運用に関する規則の制定について
 - 日程第5 議案第23号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第12号）について
 - 日程第6 議案第24号 令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第7 議案第25号 令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第8 議案第26号 令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第9 議案第27号 令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について
 - 日程第10 山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代

福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について

日程第2 発委第2号 山都町議会広報の発行に関する規則の一部改正について

日程第3 発委第3号 山都町議会会議規則の一部改正について

日程第4 発委第4号 山都町議会タブレット端末運用に関する規則の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第1、発委第1号「山都町議会委員会条例の一部改正について」、日程第2、発委第2号「山都町議会広報の発行に関する規則の一部改正について」、日程第3、発委第3号「山都町議会会議規則の一部改正について」、日程第4、発委第4号「山都町議会タブレット端末運用に関する規則の制定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、藤川憲治君。

○議会運営委員長（藤川憲治君） おはようございます。発委第1号について、御説明を申し上げます。

発委第1号、令和3年3月18日、山都町議会議長、工藤文範様。議会運営委員長、藤川憲治。山都町議会委員会条例の一部改正について、読み上げます。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る観点から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合におけるオンライン会議の開会方法等について必要な事項を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

新旧対照表を御覧ください。

第13条の次に第13条の2を加え、必要な条文を追加し、改正を行うものです。

内容につきましては、委員の一部または全部について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る必要があるなどのために、招集場所に参加することが困難であると認められるときには、

オンライン通信により、本年度導入するタブレットを活用することで出席したものとみなすために、開催方法の特例を設けるものです。

次に、発委第2号について、御説明を申し上げます。

発委第2号、令和3年3月18日、山都町議会議長、工藤文範様。議会運営委員長、藤川憲治。山都町議会広報の発行に関する規則の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る観点から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合におけるオンライン会議の開会方法等について必要な事項を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

新旧対照表を御覧ください。

第7条の次に第7条の2を加え、必要な条文を追加し、改正を行うものです。

内容につきましては、委員会条例改正同様、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る必要があるなどのために、招集場所に参加することが困難であると認められるときには、オンライン通信により、本年度導入するタブレットを活用することで出席したものとみなすために、開催方法の特例を設けるものです。

次に、発委第3号について、御説明を申し上げます。

発委第3号、令和3年3月18日、山都町議会議長、工藤文範様。議会運営委員長、藤川憲治。山都町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、押印の義務づけを見直し、改めるものであります。

さらに、効率的で迅速な議会運営を図るため、議場においてタブレット型端末の活用について必要な事項を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項は、欠席事由の事項を具体的に例示するものです。同条第2項は、出産の届出について欠席期間を明らかにするものです。第89条は、請願者の事情により署名または記名押印を選択できるようにするものです。第103条の次に第103条の2を加え、議場においてタブレット型端末を持ち込み、使用することができるようにするものです。

次に、発委第4号について、御説明を申し上げます。

発委第4号、令和3年3月18日、山都町議会議長、工藤文範様。議会運営委員長、藤川憲治。山都町議会タブレット端末運用に関する規則の制定について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。現在の情報化社会において、効率的で迅速な議会運営・議案審議、情報の共有、議会の活性化などを図るとともに、町民に開かれた議会の実現とさらなる議会改革を推進するために、タブレット端末の適正な使用について新たに規定する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

本規則は、本年度、山都町議会において導入を進めておりますタブレット端末を使用する上での遵守事項や禁止事項など適切に運用するために必要な条文を整備するものです。

以上、説明を終わりますが、全会一致での同意をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 発委第1号から第4号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 指定されたタブレットだけしか使えないとありましたが、もしも故障した場合、予備機とか、そういうのは準備されておられますか。

○議長（工藤文範君） 坂本事務局長。

○議会事務局長（坂本靖也君） 私のほうから説明をさせていただきます。

現在は、議員14名、それから議会事務局、それと執行部、それと監査委員、合わせて38台を整備しておりますので、予備機というのは現在のところ整備はしておりません。

○議長（工藤文範君） ほかに。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） その場合、どうされますか。その方だけに文書を配付するという形になりますか。

○議長（工藤文範君） 坂本事務局長。

○議会事務局長（坂本靖也君） お答えいたします。

そういった事象が発生した場合には、適宜、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「山都町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「山都町議会広報の発行に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号「山都町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

これから発委第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、発委第4号「山都町議会タブレット端末運用に関する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第23号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第12号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。

それでは、議案第23号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第12号）を説明いたします。

歳出から説明をいたしますので、21ページをお願いします。2款1項総務管理費です。

1目一般管理費では、昨年7月に発生いたしました県南豪雨災害における被災自治体支援を目的とした職員派遣費の不用額806万円でございます。

派遣の実績について述べたいと思います。職員派遣数、延べ319名でございます。派遣先が芦北町、球磨村、人吉市でございます。業務内容としましては、被災家屋の調査、災害ごみ処理、避難所運営支援、保健師業務、以上でございます。

12目地域振興費では、地域おこし協力隊員の不採用や年度中途採用により、それぞれの経費が不要となったものでございます。1,641万1,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

23目熊本地震復興基金交付金事業費では、事業実績に伴います補助金の減額130万円でございます。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費では、7節報償費、10節需用費、17節備品購

入費、合計720万円につきましては、小中学校1校当たり80万円の定額助成というものでございます。12節委託料は、それぞれ事業実績に基づく減額でございます。18節は国県の事業継続助成事業に該当した農業者の種苗や肥料等の資材購入費の一部を助成するものでございます。400万円を計上しております。また、第三波と称されます新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けました町内事業者への事業継続支援給付金を新たに創設するものでございます。4,050万円を計上しております。なお、国県支出金は財源調整後の金額でございます。

24ページをお願いします。3款1項社会福祉費です。

3目障害者福祉費では、12節委託料において入札残による減額とシステム改修の追加、19節扶助費は障害者等への給付費の増4,176万6,000円です。

6目老人福祉費は、清楽苑の修繕費24万円です。

3款2項児童福祉です。1目児童福祉総務費では、18節コロナ対策支援として浜町乳児保育園に4万円が追加交付されるものでございます。22節は、実績に基づく過年度交付金の返還342万1,000円です。

26ページをお願いします。

2目児童福祉費では、三つの私立保育園への追加の運営費負担金として3,498万9,000円を交付するものでございます。国2分の1、県と町それぞれ4分の1を負担するものです。

次のページです。

5款1項農業費です。

6目日本型直接支払い事業費では、環境保全型農業への取組実績に応じた交付金の減額です。負担割合につきましては、国2分の1、県町4分の1でございます。

9目農業土木管理費と12目大矢野原演習場対策費は、それぞれ入札残による委託料の減額でございます。

14目単独土地改良費では、牛ヶ瀬地区かんがい用水施設の修繕費28万5,000円でございます。

28ページです。5款2項林業費です。

2目林業振興費では、18節補助金として有害鳥獣捕獲隊への追加補助分1,791万2,000円、県の間伐事業助成事業確定に伴う減額794万2,000円です。

7目治山費は事業不採択に伴いまして、補助金、起債、受益者負担、一般財源を減額するものでございます。

6款1項商工費です。

2目商工振興費と3目観光費は、それぞれの事業実績に応じた経費を減額するものでございます。

4目観光施設費では、14節工事請負費につきまして、そよ風パークの受変電施設の改修工事2,552万円でございます。

5目山の都づくり事業費では、令和2年度国第3次補正地方創生拠点整備交付金を活用した矢部インターチェンジ付近に新たな道の駅を整備するために必要な経費を計上しております。内訳としまして、12節委託料として設計監理費1,936万円、14節工事請負費として敷地造成工事、施

設整備工事、広場整備工事、次ページの外構工事分と合わせまして3億6,850万7,000円でございます。

30ページをお願いします。7款1項土木管理費です。

1目土木管理総務費では、18節負担金補助金におきまして、県工事負担金の追加15万円、それぞれ事業補助金の不用額700万円でございます。

7款2項道路橋梁費です。

4目地方創生道整備推進交付金事業では、事業費の減額と辺地債協議におきまして、要望額全額の同意が得られませんのででしたので、980万円の減額となったものでございます。

7目社会資本整備総合交付金事業費では、12節委託料は入札残による減額、14節工事請負費は国3次補正分による道路改良工事分1,451万円、道路舗装工事の3,409万6,000円の追加及び実績に伴うトンネル工事費の減額でございます。

12目国庫補助道路事業費は、事業経費の調整を行うものでございます。

32ページをお願いします。7款4項住宅費です。

1目公営住宅等管理費では、14節工事費において各工事において調整を行い、また21節は減額するものでございます。

4目住宅建設費は、入札残による12節委託料の減額です。

9目木造仮設住宅移転事業費では、県復興基金と町復興基金を活用しますので、財源調整を行うものです。また、事業経費の調整も併せて行っております。

9款1項教育総務費です。

3目教育振興費では、タブレット端末購入経費の入札残による減額と財源調整を行うものでございます。

9款4項社会教育費です。

11目矢部高校応援事業費は、実績に基づく助成金の減額150万円です。

34ページをお願いします。9款5項保健体育費です。

2目体育施設費では、地質調査が起債協議の中で対象外となりましたので、財源組替えを行うものでございます。

5目中央グラウンド周辺整備事業費では、社会資本整備総合交付金で、国第3次補正補助金を活用しまして事業を進めるものでございます。14節工事費請負費総合体育館調整池工事費2億円、町道長原後谷線工事5,700万円でございます。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。

1目現年度農業災害では、査定終了に伴います12節委託料の不用額1,758万7,000円、14節工事請負費1億3,500万円は、農地98件、施設142件、合計240件分でございます。

3目現年度林業災害では、職員手当の追加と査定終了に伴います委託料の減額173万1,000円でございます。

12款2項基金費です。それぞれの基金の寄附分と利子分を積み立てているものでございますが、36ページの12目通潤橋未来への懸け橋基金への寄附金11万円を含んでおります。

16目まちづくり基盤整備基金費は、今年度の国の再編関連訓練移転等交付金を財源とするものでございます。

17目森林環境整備基金費は、国から交付されます森林環境譲与税を財源とするものですが、地方譲与税は一般財源として受け入れて処理するものでございます。

18目まちひとしごと創生推進基金費は、いわゆる企業版ふるさと寄附金を積み立てるものでございます。議案第19号に関するものでございます。

20目町道維持管理基金費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とするものでございます。議案第20号に関するものでございます。

13款予備費は調整でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、11ページをお願いをします。

1款4項町たばこ税、2款4項地方揮発油譲与税は、共に減額となるものでございます。5項森林環境譲与税は2,995万5,000円追加されるものでございます。

12ページです。

7款1項地方消費税交付金と8款1項ゴルフ場利用税交付金も減額となります。説明いたしました4項目の減額分につきましては、後ほど起債関係で減収補填について説明をいたします。

14款2項負担金は、事業不採択と査定終了に伴い、それぞれ減額するものでございます。

16款国庫支出金から17款県支出金は歳出のところで説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

17ページをお願いします。18款1項財産運用収入です。それぞれ基金利子でございます。

次のページをお願いします。19款1項寄附金です。

1目一般寄附は3件分でございます。11目と12目は歳出予算で説明したとおりでございます。

20款2項の基金繰入金です。1目は財政調整基金から6,941万3,000円を、13目は平成28年熊本地震復興基金から2,012万9,000円を繰り入れるものでございます。

22款5項の雑入でございます。宝くじ収益金の一部を活用した補助金360万円でございます。大造り物小屋の建設に充当するものでございます。

23款1項町債です。歳入の冒頭で説明いたしましたが、地方譲与税など4項目の収入減が2,859万8,000円となりまして、今回、減収補填債2,690万円を借り入れるものでございます。決められました計算方式でございますので、借入額には限度がございます。全てを補填できるものではございませんが、交付税率としましては75%から100%ということで、決められたものでございます。そのほか、それぞれの事業におきまして、起債の追加変更を行うものでございます。

戻って5ページをお願いします。

第2表、繰越明許費です。年度内の事業完了が見込めない事業を翌年度に繰り越して行うものでございます。全32事業、35億6,359万4,000円でございます。

7ページです。

第3表、債務負担行為補正の追加です。固定資産税土地評価業務委託料として、令和3年度から令和5年度までの3年間分4,063万2,000円でございます。

8ページをお願いします。

第4表、地方債補正です。中央グラウンド周辺整備事業、道の駅整備事業に伴う追加の起債、また、事業費の増減によりまして、それぞれ起債額を変更するものでございます。

表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町一般会計補正予算。令和2年度山都町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億6,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億1,400万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正による。

令和3年3月11日提出、山都町長です。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 29ページの道の駅整備事業ですが、施設整備工事費に2億9,000万円上がっております。建物だろうと思いますが、道の駅がにぎわうというのは次のインターができるまでだろうと思います。それまでは機能は非常に果たさなければならないと思いますので、その期間のうちに減価償却して元が取れるというぐらいの感覚で建物を造っていかやんとじゃなかろうかと思います。また、わざわざ造る必要もなく、ほかの企業に来てもらう。例えば、コンビニ関係があれば、本当にみんな助かると思いますし、経費はかからんと思いますが、3億円近くで建てるという計画ですか、今のところ。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。

道の駅の整備事業費につきましては、建物の中にはトイレですとか情報発信施設、それと物産販売施設等も想定をして積算をしておるところです。御指摘のありましたインター、高速道路が開通するでは観光客が来るかもしれないということでございますけれども、道の駅の運営に当たっては、特色ある町の特産を広くPRできるような形で進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 予算の、今言われた道の駅整備事業施設整備工事の中で、国県支出金はどれかと、地方債はどういう内訳になっているのかというのをお尋ねしたいです。

それと、道の駅整備事業設計監理委託料というのが1,546万9,000円ありますけど、昨日、まだ設計については発注してないとおっしゃっていたから、設計費もあって設計監理委託もしないといけない。こんなにお金がかかるのかしらと思うので、その説明をお願いします。

こうやって予算をきちんと取られるというのには、とても各課、御苦労されてしてこられてるんだらうと思いますけれども、先ほど言われた3億円に見合う施設ということで考えていくのか、予算は3億円、一応取ったけれども、あの中身については昨日の御答弁でも今からというふうにおっしゃいましたので、その辺でもしこんなに高く要らなかったと、1億円ぐらいでできましたということになった場合はどのようにになりますか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、財源についてでございますけれども、予算書の補正予算の財源内訳のところがございますとおり、国県支出金1億9,243万3,000円が地方創生の拠点整備交付金になります。それと起債についても、地方債の欄にありますとおり1億8,790万円が起債の額ということになります。

それと、設計の委託料に計上しております道の駅整備事業の設計監理委託料につきましては、これも建物等の建設にかかります設計の委託料、それと建物が実際に建ち始めたときの建物の監理委託料ということで、併せて計上をさせていただいております。

それと、事業費が減額になった場合ということでございますけれども、現在の予定で説明させていただきますが、仮に事業費が減った場合については、交付金とかの返還とか、そういったことが発生してくるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 国県支出金と地方債のここに書いてある数字というのは全体じゃないんですか。計算をしたら、道の駅整備事業施設設備工事、ちょっと今私が計算できないんですけど、2億9,500,600万の中の内訳が、国県支出金が1億9,243万3,000円、地方債が1億8,790万円となると、足したらこうなりませんよ。

○議長（工藤文範君） すいません、何ページ。

○2番（西田由未子君） すいません、29ページです。私は道の駅整備事業施設整備工事だけの内訳を聞きたかったんですけど、そういうのって出てこないんですか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。

まず、施設整備事業費の物産販売施設費の2億9,260万円と、それから設計監理費の1,546万9,000円、それから工事関係の造成工事、それから広場整備工事、外構工事、地質調査等を含めますと、事業費計が3億8,486万7,000円となりまして、その2分の1、1億9,200万円ほどが補助金の内示額とになります。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） では、この五つ全部の事業を合わせて、そういう補助金が来ている、交付金が来ているということですね。なので、先ほどお尋ねしました、もしも減額になったときには交付金等が返還になるというのは、それぞれに内訳はあるんでしょうけれども、もしそうなったときに、もしかしたらですよ、よりよいものを求めて、そうなったときには交付金の返還をしないとイケない。以前、4年か5年前に、グラウンドゴルフ場のときに、2,000万円だったかな、交付金を返さなければいけなくなったということに通じるのかなと思いますけれども、そうなったとしても、道の駅の整備というのは清和の文楽館のほうも、それから、そよ風パークのほうも、これからも出てくるわけですよ。

だから、素人考えですけど、道の駅の整備だから、ここでできなかったのは清和と蘇陽というふうにはならないんでしょうけれども、でもやっぱりあちらのほうもいるので、別建てでやっぱりそれはするしかないんじゃないかなと思うんです。

本当に一生懸命予算立てをしてくださったことに対しては感謝いたしますけれども、そういう事態になるかもしれない、ならないかもしれませんが、そういう大事なお金なんだということ認識しておきたいなと思います。ここだけにかかるお金じゃなくて、維持管理費、将来にわたっての何か今回の予算というのはすごく大事な予算だと思うんですね。だから、予算がたかさんついてよかったねというふうには一概に言えないんじゃないかなと思って、お尋ねをしたところです。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 個別の事案というよりも全体的な補助事業の分でございますが、例えば中央体育館、総合体育館の建設とか、こういった道の駅整備の事業とか、ある程度事業計画を出しまして、国のほうに事業計画を申請するわけでございます。

それにつきまして、2分の1の補助事業がつくということでございますので、実績に応じて最終的には補助金が確定されて交付されるものでございますので、予算と、それから事業を進めて、最終的な実績がございまして、補助金の減額というよりも実績として補助金が最終的に交付されるものでございますので、予算時点と実績点では異なるということでございます。もちろんその事業で余った分、残をよそのほうに持っていくということは、通常補助事業的にはそれは許されることではございません。

それから、先ほどのグラウンドゴルフ場で2,000万円とございましたが、これは契約議案の否決によりまして事業ができずに返還しましたので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） この道の駅事業については、将来の施設管理を誰がするのか、どうやっていくのか。あるいは、その営業利益とか、そういった将来の展望を考えて設計あたりもしていくべきだとは思いますが。それはそういうふうをお願いします。

違うところで、33ページの矢部高校進学者助成金が減額されたというのは、これは進学者が少なかったからでしょうとは思いますが、その確認と、もう一つは、22ページの小中学校のAL

T派遣委託料が減っているというのは、これはコロナ関係で減ったのかどうか。私はALTあたりは非常に大事だろうと思いますので、その辺はできるだけ減らんような努力をしていただきたかったなと思いますので、その辺が何で減ったのか、そういったところをお願いします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。

ページ、33ページ、矢部高校応援事業費の150万円の減額につきましては、当初予定人数から減りまして、バス通学助成は当初20人を予定しておりましたが、実質8人となりました。

それとまた、入学者支度金ですけど、50人を予定しておりましたが45人となりまして、減額補正をさせていただいております。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） ALTの予算の減額について御説明申し上げます。ALTについては、9月から3人体制で行っております。うち、民間から、委託契約を結びまして2名を派遣いただいているところでございます。当初予定していた額よりも、民間との見積額が落ちましたので、その分の差額でございます。事業は当初予定していたとおり充実したものを実施できたと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 23ページの農業継続支援補助金なのですが、新型コロナウイルス関係で400万円計上されておりますので、この内容の詳しい説明をお願いいたします。

それと、この農業継続支援についてでございますが、私は12月の定例会におきまして、かつてない、この山都町でウンカが大量発生いたしましたので、保有米すら確保できない農家がありますので、ぜひともそこは補填をお願いしますというふうに町長にお願いしました。この3月の補正予算は最後でございますが、これまでにこの件について計上がなされておられません。その後、ウンカに対する補填を、どのように執行部のほうで考えられたのか、お尋ねをいたします。

それから2点目が、先ほどから出ております道の駅の関係でございますが、今の道の駅を新しいところに移転して、道の駅の機能をするということでございますが、今、通潤橋の前の道の駅周辺を今後また新たに整備をしていくという大きなプロジェクトがございます。本当はその道の駅をもうちょっと充実して、そのままそこで道の駅の機能としてほしいと思いますが、新しい今度の道の駅のところは最小限の、国交省からの要望があった内容を充足するような施設であってはどうかと思います。なぜかと申しますと、二兎を追う者は一兎も得ずという言葉があります、ことわざがありますように、物産館が至近距離、直線にして1キロもございません。そこで果たして、将来二つの物産館が生きていくのかという。今でさえ、今の道の駅のところの売上げが、今はコロナもありますけれども、減じております。

なので、将来の展望をどのように考えてされるのか。この二つの物産館をどのように今後経営していけるのか。そのところをもう少し掘り下げてしないと、本当にどちらも立っていか

いということになりはしないかという懸念がございます。

なので、その将来の展望をどのように考えておられるのか。そして、新しく山の都づくり事業費として計上された理由をお尋ねをいたします。

それから3点目です。この3月議会というのは、予算というのは、年度末に向けた必要な予算執行の仕上げ、そして調整となる補正予算でございます。不足の分はプラスする、そして不用額については減額をするということでございますが、昨年9月の議会の56号で、財産管理費、工事請負費で117万6,000円、また井無田僻地診療所駐車場の舗装工事が提案されました。私たちは必要ということで承認をいたしました。

ところが、その後、地権者様の御理解で、再び駐車場として貸していただくというふうになったとお聞きしております。それまでに、それぞれそよう病院の事務長、そして清和の支所長あたりに御足労をおかけして、粘り強い交渉をしていただいた結果でもございます。なので、これは評価としても減額予算を上げるべきではないかと思いますが、この件について、以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。

お尋ねがありました農業継続支援補助金の中身についてでございますが、こちらはまず9月補正で30件の予算をいただきまして、申請の手続を周知から行ってまいりましたけど、こちらのほうは国の持続化給付金、県の事業継続支援金の対象者の方につきまして、昨年4月から今年3月までの間に取得されました、先ほども御説明ありましたが、係る経費の10分の3を助成するというものです。上限としまして、1農業経営者10万円ということでやっております。あわせて、国と県の支援金が仕事応援給付金の該当ということで、そちらのほうの件数が上がっているという状況を把握しましたので、今回40件分を増額させていただいたところでございます。

あと、ウんカの件で御質問いただきました。その後はということで、当時も見舞金というような対応をとっている自治体があるということで議員とも話をさせていただきましたが、うちのほうの対応として、協議を重ねておりまして、被害の助成についても随分協議をしましたが、各地で行われております防除の支援ということで、ドローンの機械等が普及しておりますので、そちらの防除の支援ということで導入支援についてできないものかということで、当初予算のほうにありますが、予定をさせていただいているところはございます。

あと、薬剤の助成については、JAのかみましき、阿蘇両農協と協議しながら、取扱いがどういうふうにできるかどうかを協議しているような状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お尋ねございました新しい道の駅と道の駅通潤橋の役割ということでございますけれども、こちらで整理をしておりますのは、道の駅通潤橋については、文化・学習の拠点ということで、目的を持って、通潤橋の放水の見学だったり、周辺の散策であったりということで、おいでになる観光客の皆様をお迎えする場所として整理をしております。

それと、新しい道の駅については、山都町の観光情報の発信の拠点ということで、その場所から、山都町のいろんな観光拠点に御案内をするというような役目も持った道の駅にしていくこととしております。運営上、物産販売等も視野に入れながら運営をしていかないと、利益、運営等ができていかない部分もございますので、建物についてはできるだけ安く上がるように検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。

今回の補正予算には減額を出してないというのが事実でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 物産館の件なんですけど、それぞれの役割は何度もお聞きしましたので、分かっておりますが、果たして物産館が両方とも経営が成り立っていくのかというのを、将来の展望をどのように考えられたのかというところをお尋ねしたところでございますので、もう一度お願いいたします。

それから、最後の井無田診療所の件なんですけど、今度上がってないと課長は言われましたが、上がってないから尋ねたんです。ほかのところは本当に10万円でも50万円でも全部減額されております。財政を握っておられる総務課長のところの担当の関係でございますが、なぜに今回減額されなかったのかというところをお尋ねしたところでございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。

まず、山都町の食、観光客よる消費の市場というのを調査をしていただいております。来庁者による消費使用が10.8億円あるそうです。それと、山都町民による消費使用というのが52.2億円ございます。合わせて63億円の市場があるということです。このうち町外に流出している食関連の消費というのが試算で12.8億円ございます。こういった消費が外に逃げている部分を町内で賄っていただくというような取組も含めて、商品ですとか、食の部分も町内で消費をしていただけるような取組を進めていく必要があると思います。

そういった分も含めて、物産館の経営について、特徴のある運営のできる場所をお願いをして、事業を進めていきたいというふうに思います。

道の駅通潤橋についても、放水が再開して、集客もあっておりますので、そういったところを見据えながら運営のほうにも取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 特に補正予算に計上する・しないの分の理由はございません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 審議の途中ですけれども、しばらく休憩します。10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時09分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） また29ページの道の駅の事業ですが、我々は住民の代表でありますので、3億円のを今日可決したばいとか、簡単にはやっぱり言えんわけですよ。それで、この建物の規模というか、間取りとか、そして何人のお客さんが使われて、何人トイレ使われて、幾らか買物されて、幾ら売れるとか、そういう試算とか、目標がありますでしょうか。

この前、広報紙にSDGsにかけてですが、4億円か5億円の数字が出ておりましたが、ちょっとびっくりしましたので、ありましたら教えてください。これがなかなか、なかなか我々も判断の材料としてありませんので。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。

今、試算として出してある部分につきましては、固定経費として、人件費、水道光熱費の概算、それと主な維持管理費の概算等を算出をしております。売上げの見込みとしては、マックスで考えたとき3億円ということで計上をしております。収支の利益の見込みとしては、営業利益として3,700万円ほどの利益を得るということで、試算上はそういった数字が出ております。

以上です。

（「利用者の数」と呼ぶ者あり）

すみません、利用者の数等については出ておりません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 28ページの治山費についてですけれども、これは845万2,000円ですかね、これが先ほど不調って言われましたけども、これは、説明資料を見ますと単県治山事業不採択決定と書いてございますが、この辺の不採択ということはどういうことなのか。これは要望されて事業費に上げられたと思うんですけど、その辺が採択という格好になれば、これは仕事はされんということですよ。その辺のちょっと詳しい説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） 御説明いたします。治山費の方で減額を上げておりますけれども、不採択ということで、こちらは県営の治山事業、自然災害の復旧事業の1件でありまして、県の災害復旧事業の事業費の枠によるものでちょっと不採択というものが1か所ありまして、翌

年度、3年度の治山事業の要望において、再度、県のほうに要望していこうということで、地権者の方とも調整を済ませているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほどのウンカのことなんですが、農協等々と薬剤の助成はできないかと等を協議していますとおっしゃいましたが、もう半年以上もなります。9月、10月からしますとですね。町長も前向きに検討しますということでしたので、早くしないと、次がもう始まりました。種まきとかですね。ここを明快にどうされるのか。検討ではもやもやして、そのまま終わりそうですので。本当に農家の方の農業をしたいという意欲が減退しないように助成をお願いしたいところですので、そこは町長の見解をお願いします。

それともう1件、先ほどの補正の件なんですが、通常は、ネットで調べてみましたところ、どこの町村議会、市町村においても、10万円以上の不用額があったら減額するという感じで、どこもそういう予算の執行がなされておりますので、ここについては副町長も県の会計課におられましたし、見解を求めたいと思います。

本来ならば、3月の最終、この補正で減額をするところだと思いますが、もしもこれが気がつかなかったのだとしたら、次の最終手段の専決、補正予算でも減額をしていただかないと、わざわざ私たちはこれに対して工事をするというで認めたわけですので、工事をしなくなったというのは町の評価でもあります、それだけ歳出しなくてよくなったわけですので。ですから、やっぱりこれはきちんとしなくてよくなった説明をして減額するのが妥当だと思いますので、ぜひとも次の最終の専決予算では減額していただきたいと思いますが、その見解を副町長に求めます。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほどのウンカの被害の農家への補填のことでございますが、私も再三、担当課とも話をしました。しかしながら、最終的には個人の補償というようなこと、特に今回のウンカにつきましては、隣の田ぼはよかった、隣の田んぼが全滅だったというような形もあった部分が、やはり管理の部分があるということもありましたが、これだけひどい被害だったというようなことで再三指示をしました。

そうしたところ最終的には、コロナ禍で米の単価が安くなったというようなことですので、それも踏まえた中で一律に何かできないか、いろんな検討をしました。その部分については、JA阿蘇のほうは、前年より前渡金の金額が高かったと。上益城のほうは低かったと。高かったところにやるわけにはいかんとか、そういうこともいろいろありまして、なかなか補填ができなかったというのが実情です。

それと、今大きな問題になって、本来であれば、農業共済に加入していただければ……。我が家もほとんど全滅に近かったんですが、販売高ぐらい、それ以上かなというぐらいきた来たわけでございますが、今6割ぐらいの加入率ということで、加入しておられない方で全滅の方は全滅だという部分がありまして、非常に個人差が、また、加入者と加入してない方の個人差とか、

いろいろあった中で、できなかつたというのが第一であります。本来であれば、これだけの被害額があった分、当然したいなと強い思いが、6番議員からもあったような、それ以前にいろんな話をしとったところですが、原資補填といいますが、ウンカの被害の補填ができなかつたのは事実です。本当に被害、飯米もないという農家も大分あるということでございますので、そういうことであります。申し訳ないなという思いであります。

それと同時に、先ほどありました、今年につきましては、ドローンであったり、ヘリコプターであったり各地域の中で話っておりますので、それには、恐らく予算も本予算の中であるんじゃないかなと思っておりますし、育苗時の、箱施用剤と言いますが、非常に高価な薬剤を振ったところはほとんど被害がなかつたというようなことであります。これにつきましては、JA上益城の組合長まで直接お話をしながら、JA阿蘇とも今、先ほど片倉課長が言ったような形の中で、早急に今取りまとめを両JAにお願いをしておりますので、皆さんも、いろんな部分で御心配していただくと、予算案も出したいという思いでありますので、その都度またよろしくお願ひしたいなという思いです。

金額的にどうなるか、まだ私たちも分かりませんが、非常に高価な薬剤というようなことでございますので、それとまた、農家の方々には、食わなかつたこと、被害に遭つたということでございますので、やっぱり徹底した被害管理をまたJAの方にもお願ひをしながら、していただくような体制づくりもまたしていきたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） 3月補正の計上の件でのお尋ねでございます。私も県でも財政のほうの担当を5年ほどいたしております、確かに3月、当年度、実行・実施できなかつた事業、あるいは実施見込みがない事業については、原則としてやはり3月で減額補正をするのが適当だというふうに考えておりますし、そのようにやっておりました。

ただ今般、ちょっと言い訳になりますけれども、コロナ関係の予算の調整、あるいはそういった様々な例年にない事業、調整の作業とかがございまして、その関係でうまく総務課の財政とそれぞれの担当課との調整がうまくいかない関係もありまして、今回計上をできなかつたということになったのかなと思ひます。私のチェックミスもあつたと思ひまして、おわびを申し上げたいというふうに思ひます。

議員御指摘のとおり、3月の専決での補正がございまして。もう使わない、使用する見込みがないものについては、決算対応ではなく、補正予算で対応するのが適当だと考えておりますので、総務課長も含めまして、そういった方向で対応させていただきたいというふうに思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 失礼します。ちょっと小さいところなんですけど……。小さいところじゃない。ページ数から行きます。22ページ、コロナウイルス対策のところの下の段、委託料、山

都町商品券発行事業が200万円の減になっている理由を教えてください。

それから、これは28ページで、これは小さい減額ですが、林業振興費の45万円、意向調査、これは複数年にわたる事業だというふうに認識していて、次年度もまた新しい予算がついているところですが、森林の大きな国の事業のうちだと思うんですが、執行できなかった分について、今の進捗状況がお分かりであれば教えていただきたいというふうに思っています。

それから、私も道の駅のことについて、本当にこういうふうに質問が各議員から出ていることについては、本当に心配をしているというか、そういう思いだというふうに思います。昨日までの一般質問でもかなり突っ込んだ質問がされていましたが、それでもなおかつやっぱりここに出てきた予算に対して、みんなの心配があるということだというふうに思っています。

それで私も、この事業の進め方といいますか、もちろん、先ほど物産館があるのかなのかとか、いろいろございましたけれども、やはりコンパクトなもの、前の議会のときでしたか、世羅に議会研修をしたことがございますね。それはやっぱりうちにまだ中島西が開く前だったというふうに思いますし、矢部にも来るよという話の中で、同じような自治体の規模で、そして山間地ですね、中山間地で中央自動車道のスマートインターができるということで、いっちょ見に行こうじゃないかということで行ったんですね、みんな。本当にコンパクトなまちづくりを設計されていました。

やっぱりそういったことも、大きいところだけじゃなく、やはりそういった私たちの身のたけに合ったようなサイズのをやっぱりお調べになるべきだというふうに思うし、本当に住民の憩いの場——思い出していただけますでしょうかね、そのとき行った方々は。決して派手でなく、そして物産館というと、私たちはイメージがどうしても虹の通潤館であったり、清和の物産館であったりというイメージがありますが、世羅のインターについては、本当に地域の特産品の梨であるとか、梨から作ったワインであるとか、コーヒーであるとか、何かそういったものが、本当に特産品、ちょっと世羅に来たからお土産買っていこうねというふうな感じの仕立てでございました。そして、みんながそこでコーヒーを飲んだりするスペースがある。もちろん情報発信をする。そういったものでございました。

この2億数十万円が、もちろんこの予算を取るからにはしっかりと一応設計委託をされ、コンサルをお願いをされ、作られてきたものだというふうに思っていますが、これが先ほど2番議員とかもおっしゃいますように、もしコンパクトになったときに減額の方とか、この間、町長に通潤橋は誰のものですかなんというふうなことをお伺いしましたけれども、やはりこれも私たちの町のものであると、コンサルにお任せするのではなくて、私たちの町のものであるという意識から、これを今から——昨日、課長、今から、今からですというふうなことを何回も答弁されていらっしやったというふうに思うんですけれども、じゃあ今から私たちがというか、町民の意見が反映される筋道があるのかということを確認させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、22ページの商品券の発行事業委託料200万円の減額に

ついてでございますけれども、これについては事務費の減と、それと特定郵便で配達をしましたので、家族の方とか本人さんがいらっしゃらないと、それは一旦郵便局が持ち帰って、通知を出して取りに来ていただくとか、そういう郵送の仕方をして、最終的にお手元に届かない件数が、すいません、正確には記憶をしておりませんが、50件から100件ほどございまして、お手元に実際に届いてない分の減額、そういったものの積み上げで200万円の減額ということでございます。

それと、道の駅の件で御意見をいただきました。身のたけに合った施設整備にしたらどうかということで、実施設計についてはこれから行うものでございますので、その経過の途中でとか、そういったところで皆さんに御意見を伺うような形にできるように検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。

減額につきましては、意向調査のほうを森林組合のほうに委託しておりますので、そちらの入札の残額ということで減額しております。

調査の進捗状況ということでございますが、この意向調査は平成元年から実施しておりまして、計画自体につきましては、意向調査自体は、町内全域をやっていく上では、令和22年というようなちょっと長い期間で計画を立てているところでありますが、意向調査を進めていく中で森林環境譲与税を財源として実施してまいりますので、現在意向調査が上がってきた分を森林の経営計画がないものについて、また町のほうでそのこれからの中身について、森林所有者と協議しながら、こういったものにしていくかということで、現地の調査等を行いながら進めていくところで、一応現場についてはこれからといったところかと思っております。

中には、山林経営ができそうなものはまた森林組合にお返しするというのと、そうでなさそうなものについては広葉樹等を植林して、そういった状況で活用していくというような状況を図っていくというふうな予定であります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 山の都課長の今の御答弁で、本当に検討しますということでしたけれども、ぜひそういう機会を必ず設けていただきたい。やはり私たちも、先ほど3番議員からもありましたが、やっぱり町民の代表でここに来ておりますので、そういう意思の反映をさせていただく場所、そしてやっぱり町民の具体的な要望を聞くような機会、そういったものを、本当にみんなが納得できるような形のもので出来上がるのが筋だというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、先ほど6番議員からありました井無田診療所の件ですけれども、今の答弁はやはり最終的に副町長が御答弁なさいましたけれども、やはり総務課長にはもっときちんとした……。あ、あいう紋切型方の答弁されますと、私たちも発言の機会が3回というふうに限られておりますの

で、非常に不親切なものではないかというふうに思っております。この点はよろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 私が最後になるかと思いますが、私は一応道の駅関係についてお聞きいたします。これは一応補正予算ということで、これだけの大きい形をされております。今お話をいろいろ聞いておりますと、道の駅関係の中身については今からいろいろ検討するというところで、恐らくこれは令和3年度の中では全て完了することはないわけですね。今の形で見ますとですね。最終的に、またこれは繰越しのまた繰越しのような形になってくるかというふうに思います、はっきり言いまして。整備工事で2億9,500万円でございますので、それからいろいろ計画の練り直しをしたとしても、早く発注したとしても、夏以降、秋ぐらいにしかならないというふうに思います。それでもいいのかということと、中身を見ますと、恐らく全てのものが入っておるのでしょうかね、工事金額といたしまして。何が抜けとった、これが抜けとったということが恐らくいろいろあるかと思いますが、その中で一つ、私は交差点関係の工事、これに対して国交省とうまく話がいつとって、向こうのほうで全部持っておられるのか。山都町として、これに対する負担金的な形は何も出てこないのか。その2点について、お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 国道との交差点については、まだ道の駅側のほうの交差点協議が終わってないということもございまして、国道とのすりつけの工事が実際には必要になってくるということで予定はしております。高速道路からの下り口側のほうは国か県のほうでされると思いますけれども、こちらの道の駅側のほうについては町の負担が発生するかもしれないということでお話は伺っております。具体的には、まだ国のほうと協議をしておりませんので、そこがはっきりしてから、また予算計上が必要なことが発生すれば、そのときに計上させていただきたいというふうに思います。

以上です。

来年の3月までにできない場合は、繰越しということになります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 高速道路がいつできるかということが一番、その中では問題になるかというふうに思います。恐らく来年の3月までにできるとはちょっと私も思っておりませんが、やっぱりスピードをもってしなければ。高速道路は開通した、下りたら何もなかったでは、これは山都町としておかしいわけですね。恥ずかしいわけです。やっぱりどうしても、今度の高速道路は、先ほど町長にいろいろおっしゃっていただきましたけども、トイレもなければガソリンスタンドもない、休憩するところも何もないわけですので、必ず下りたならばどっかで休むなり何かしなければなりません。

だから、高速道路が開通するまでには全て終わってないといけないわけですね。そこあたりのやっぱりタイムリミットというのは当然あるわけです。下りてから何もないということはいけません。下りて、トイレ使って、はい、さようならではなんもならんわけですからね。どうしても、そこで売ったり何かする場所というのが必要になってくるかと思います。下りて、やっぱり、ああこぎゃんところがあるということが出てきますからですね。

そういう町の窓口としての施設として考えた上で、もっとやっぱりスピード感を持って、いつまでにちゃんと仕上げるか。前の計画では、課長のほうは来年の3月までには完了しますというような形での説明を受けとったんですけど、だんだん延び延びになってくる。恐らくこれを見とったら、来年の12月ぐらいしか終わらんとやなかつかと思っておるわけです。国交省のほうは早く私はなるというふうにするんですよね。恐らく来年の夏頃にはどぎゃんかめどが立つというふうには私は思うんですよ。それに合わせた、逆算したところ、逆に言えば、来年の八朔祭までぐらいにはどぎゃんかめどが立つぐらいのことで、その前のほうにどれだけそれだけしていかなければならないかということ、考えていかなければならないというふうには私は思っておりますので、課長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 当初は来年の3月の完成を目指してスケジュールも立てております。若干ずれてスケジュールが押しているところもございますけれども、早く取り組んで、交渉等も解決しながら進めていきたいと思っております。高速道路の出口の開通には必ず間に合うように整備をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第12号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後0時58分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第24号 令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第24号「令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第24号、令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に年度末までの保険給付費等所要見込額や確定額、国民健康保険税本算定後の年度末までの収納額の見込み等により加減を行うものです。

歳出から御説明いたします。8ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費です。12節委託料につきまして、26万円の増額補正です。こちらは歳入の項の第3者納付金に関連して、その額の5.1%を支払うものです。第3者納付金の歳入の実績により増額補正するものです。

次に、2款2項高額療養費でございます。

1目一般被保険者高額療養費につきまして、200万円を増額補正しております。これまでの実績に基づき、年度末までの不足額を増額補正するものです。こちらの財源は全額県支出金の普通交付金でございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財源組替えを行うものです。

9ページを御覧ください。

7款基金積立金でございます。利子を3万2,000円増額しております。

9款諸支出金でございます。こちらにつきましては、そよう病院の保健事業の事業減によりまして、繰出金を33万円減額補正するものです。具体的には、コロナの影響により糖尿病教室の開催回数が減少したことによるものです。

14款予備費は調整です。

続きまして、歳入を御説明いたします。5ページを御覧ください。

1款国民健康保険税でございます。こちらにつきましては、本算定後、年度末までの収納額見込額により加減するものです。合計で2,519万5,000円の減額補正でございます。主な要因は、コロナ減免や所得減によるものと考えております。

コロナ減免につきましては、3月末までに、令和元年度分50万、令和2年度分600万円の合計650万円の減免を見込んでいます。令和元年度分については国特別調整交付金が10分の10、令和2年度分については国民健康保険災害臨時特例補助金が10分の6、国特別調整交付金が10分の4、それぞれ交付されます。

続きまして、6ページを御覧ください。

3款1項1目国民健康保険災害臨時特例補助金が352万1,000円の増額補正です。こちらにつきましては、ただいま申しましたところの令和2年度分のコロナ減免に関するものです。

4款1項1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金が200万円の増額補正です。こちらは歳出の保険給付費に関連する交付金で、歳出の項で説明したとおりです。2節特別交付金が259万円の増額補正です。内訳は、歳出で御説明しましたそよう病院の保健事業減に係る減額分と、先ほど説明しましたコロナ減免に係る増額分を加減したものです。

5款財産収入につきましては、基金利子の確定によるものでございます。

7ページを御覧ください。

7款繰入金でございます。こちらにつきましては、一般会計繰入金につきまして、今回それぞれの項目ごとの金額が確定しましたので、それにより加減を行うものでございます。合計で103万8,000円の増額補正となります。

9款諸収入でございます。一般被保険者第三者納付金につきまして、収入実績により増額補正を行うものです。

次に、表紙の次のページを御覧ください。

令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和2年度山都町の国民健康保険特別会計予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,093万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,355万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和3年3月11日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第24号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第25号 令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第25号「令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、議案第25号、令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、歳出からでございます。

7ページをお願いいたします。

2款1項介護サービス等諸費から8ページの2款7項特定入所者介護サービス等費までは、それぞれ年度末までの所要見込額を算出し、加減を行っております。

4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金の利子分9,000円を計上しております。

5款1項介護予防生活支援サービス事業費1目サービス事業費18節については、年度末までの所要見込額算出により、908万2,000円の減額補正でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費11節役務費については、3,000円を補正しております。地域包括支援センターシステムのセットアップ手数料の不足分です。17節備品購入費53万円の減額は、地域包括支援センターのパソコン更新の際の入札残でございます。

5款2項1目一般介護予防事業費18節、140万円の減額は高齢者ハピネスポイント補助金分でございます。導入して2年目、積極的に進めようとしておりましたが、コロナ禍の影響もありまして、当初見込んでいた数に届かず、減額となりました。申請者数は3月17日現在で992人。ちなみに昨年度は728人でしたので、コロナ禍ではありますが、前年度の約1.4倍に増えておるところでございます。

10ページをお願いいたします。

5款3項包括的支援事業任意事業費4目任意事業費7節報償費について、85万円の減額は介護相談員派遣事業がコロナ禍で実施できなかったためでございます。12節委託料50万円の減額は、JAと社協に委託しております食の宅配サービス委託料でございます。3月末までの所要見込額算出によるものです。予備費は調整です。

続きまして、歳入です。5ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金から4款1項支払い基金交付金、5款2項県補助金まで、歳出における地域支援事業に関連する交付金でございまして、それぞれ減額しております。

6款1項財産運用収入1目利子及び配当金、基金利子分8,000円を補正しております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いします。

令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和2年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,847万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和3年3月11日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第25号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 9ページの一般介護予防事業費の中の山都町高齢者ハピネスポイント補助金についてお尋ねをします。

コロナ禍でなかなか外に出れない状況の中でも人数が増えたということは、取組が充実してきたのかなというふうには思いますが、実際ポイントがたまって、それを持って、印鑑と一緒に役場に行って500円の商品券と交換するということが必要になるために、以前も一度お願いをしたんですけども、その500円の換金のために、タクシーで1,000円かかって行かなんと、これでは何のためにあるか分からんというお声を聞くこともあります。それなので、何人分が御近所の分をまとめてお世話をしてくださる方が換金に行っていらっしゃるとい話も聞きますけれども、せっかくの制度なので、普通にそういうポイントカード、たまったものがポイント券、500円分なら500円になりますよね、普通のお店だと。だから、ピンクの、ちょっと大きいですけど、判こを押したものをお店に持っていったら買えるようにできませんかというふうにお願いをしたことがあるんですが、せっかくの楽しみでされたものなので、そういうふうにはできないかなというのをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） 御意見ありがとうございます。ピンクのカードをそのまま換金できないかということで、前回お尋ねがあったかと思います。商工会さんとも御相談申し上げましたけれども、ちょっと難しいということで、従来の方法で進めております。

あと、コロナ禍での今年はスタートになりまして、大勢集まってる活動が難しいので、要綱を改正しました。それで、自宅でのラジオ体操や農作業なども対象になるよう、枠を広げております。

それと、商品券の交換を、昨年度は1回でしたけれども、2回までできるようにしました。そして、商品券ですが、これまでは商工会だけだったんですけども、要望がありましたので、JAさんの商品券にも交換できるようになりました。ですので、商工会とJAかみましき、JA阿蘇、どちらかを選べるようにしたところでございます。

また、来年度はもっと広く進めたいと思いますので、これまでは毎年申請書を出していただいていたんですけども、1回申請を出していただくと自動的に更新するような、そのような取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 一番簡便な方法はピンクのカードが商品券になることかなと思っていましたけれども、今お伺いすると、いろんなところに使える、いろんなところというか、商工会とJAにも使えるようにとか、工夫をしていただいていることは感謝申し上げたいと思います。

1回から2回にというのも御存じない方がいらっちゃって、頑張ったら、ピンクのカードが2

枚も3枚も4枚ももらえて、できるんじゃないかなと言って頑張った方もいらっしゃるそうですね。だから、あれが交換できるのは2回までですよというのを徹底していただけるように、また来年お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ハピネスポイントについて、私も人数がコロナ禍においても増えているということは非常に結構なことだと思うんですが、やはり全体の御高齢の方、対象者に比べれば、やはりまだまだ人数が少ないのかなという感じもします。今、2番議員からもあったように、周知をもっと……。

それで、こういうふうに拡充しているということは私も今日はちょっと初耳でございました。今からこれを発信していかれるのかとも思いますが、本当に隅々ですね。声かけが、例えば健康診断時なんかにも、やっぱり持っていますかという声かけをされていると思うんですが、それがやはり浸透できていない、言われた人も言われん人もおるといふような感じのところも聞いておりますので、もうちょっと頑張って、やっぱり、せっかく始まって伸びている事業だというふうに思いますので、そこら辺の発信を強めていただきたいというふうに思います。

それから質問は、8ページのサービス事業所のところの908万2,000円ですね。訪問のほうのところですが、この減額の内容をもうちょっと教えてください。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お待たせいたしました。訪問通所事業費の負担金分でございます。訪問通所ですので、デイサービスとかになります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 全体的なことですけれども、今、山都町は高齢化率が50%を超えているということで、本来であるならば、介護保険の補正で増えていくのが本来の姿かと思っておりますけれども、今年度はコロナの影響でこれだけ減ったのかもしれませんが、事業者の方々に伺うと、非常に厳しいと、経営は厳しくなってますよというお話でございました。

今、山都町でも、大体、福祉関係のいろんな従業員の方が900名ぐらいおられます。そういうことを考えれば、一つの大きな事業でもございますし、こういう事業者をやはりこういう厳しいときはきちっと支えて、存続できるようにしていくことが非常に大事ではないかと思えます。これは要望でございますので、1事業者、事業者の経営実態をきちっと把握されまして、やはりそういう事業者を育てていくような観点から進めていただきたいという、これは要望ですので、お願いをしておきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 私、ハピネスポイントについてちょっとお尋ねいたします。私もカードを持っておりますけども、これが単年単年なんですよね、カードというのが。やっぱりほかの

ところ、いろいろお店なんかとは当然、通年ですというか、持ち越しが当然できるんですけども、やっぱりどうしても回数がそこまでなっていない人たちもかなりいらっしゃるわけで、990人で、昨年度が728名、それに対して減っておるということは、やっぱりそれだけ減っておられる方々は、今までの1年間分のポイントはゼロにまたなってしまいうんですよね。やっぱりこの付近は少し改善していくべき形じゃないかなというふうに私は思っております。持ち越しでもいいような形を考えてもらえるならばというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。

申請者数ですけれども、昨年度が728名で、今年は992人と増えております。ハピネスポイントについては、吉川議員もおっしゃいましたけれども、周知活動が不足しているということで、今後いろんなところで周知を広めてまいりたいと思います。

それから、ポイントの持ち越し、まだ今度3年目になりますので、これから検討してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「令和2年度山都町介護健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第26号 令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第26号「令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第26号、令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

下段の歳出につきまして、1款1項1目一般管理費におきまして、132万円を減額補正しております。12節委託料につきましては、水質検査箇所を追加したことによる不足分4万1,000円を補正しております。26節公課費につきましては、消費税の本年度仮決算による中間申告により本年納税額が確定しましたので、不用額136万1,000円を減額補正しております。

上段の歳入につきましては、4款1項1目繰入金において、一般会計からの繰入金について

132万円を減額補正しております。

2ページを御覧ください。

繰越明許費です。本事業は町道改良工事と並行して施工する水道管更新工事であり、改良工事を繰り越すことにより、併せて繰り越すものでございます。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和2年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,034万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

令和3年3月11日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号 令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第27号「令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） それでは、議案第27号、令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

今回は補助金が確定したことによる増額並びに患者減による減収の減額予算をお願いするものです。

3ページをお開きください。

収益的収入。収入。1款1項1目入院収益、補正額マイナス2,503万円。1節入院収益2目外来収益、補正額マイナス815万7,000円。1節外来収益、これはコロナ禍の中での受診控えやインフルエンザ感染患者、人口減少などによる受診患者減となったものです。2項2目補助金、補正額3,318万7,000円。1節補助金、発熱外来診療体制確保支援補助金。この事業はインフルエンザ流行期においても、十分に発熱患者などに対応できる体制の確保に要する経費について、支給されるものです。

次のページをお願いします。

資本的収入。収入。1款2項1目補助金、補正予算額85万3,000円。1節補助金、オンライン資格確認関係補助金。第1回補正予算に計上しておりましたオンライン資格確認装置、マイナンバーカード読み込み装置が国の2分の1補助対象から全額補助となったものです。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度山都町の病院事業会計の補正予算。第2号は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款病院事業収益、既決予定額11億5,557万円、補正予定額0円、計11億5,557万円。

科目、第1項医業収益、既決予定額9億6,858万1,000円、補正予定額マイナス3,318万7,000円、計9億3,539万4,000円。

科目、第2項医業外収益、既決予定額1億6,668万4,000円、補正予定額3,318万7,000円、計1億9,987万1,000円。

次のページをお願いします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,778万7,000円は当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする）」を、今回の補正第2号により括弧書き中「資本的支出額に対し不足する額2,693万4,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款資本的収入、既決予定額4,375万7,000円、補正予定額85万3,000円、計4,461万円。

科目、第2項補助金、既決予定額1,449万6,000円、補正予定額85万3,000円、計1,534万9,000円。

令和3年3月11日提出、山都町病院事業、山都町長。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 4ページのオンライン資格確認関係補助金というのは、どういう仕

組みなのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） すいません、ちょっと詳しくは資料を持ってこなかった
ので、はっきりしたお答えはできないのですが、マイナンバーカードを持ってきたときに、補助
金で設置した機械を通して、その方の顔の確認を行い、本人確認がそれでできる、記号、番号と
かも同時に確認できるというふうに聞いております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） マイナンバーカードが、健康保険証にもなるということへの対応の
機械ということですよ。分かりました。

それで、そういう機械を導入するに当たっては、半額補助だったのが全額補助になったという
ことなので、合計でこの85万3,000円の倍、170万6,000円がそういう機械を導入するには必要だ
ということになるということですよ。

だから、山都町の病院の中では、そよう病院が最初にされたのかな。ほかの大きい、それはも
ちろん御存じないと思いますけど、民間の病院がそれを導入しようとしたら、それぐらいかかる
というふうにも考えていい金額なんではないでしょうか。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えします。

オンライン資格確認は、工事と機械とかを含めまして220万円の金額になっております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほどの国保の会計ですかね、そちらでコロナ禍による糖尿病教室が
できなかったということで、繰出金33万円が減額となっておりますが、そよう病院のほうで、こ
の関係はどうなっていますか。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えします。

大変申し訳ございません。数字の確認を、資料を持ってきておりませんので、はっきりしたお
答えができないんですけれども、糖尿病教室を開催するに当たって、こちらのほうから働きかけ
はしたんですけれども、やっぱりコロナのほうで勉強会に参加することができないというお答え
もありまして、また、うちのほうで今、コロナのほうでレベル3というリスクの感染対策をして
おりますので、そういう関係上、開催ができなかった分でございます。すいません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 私がお尋ねしたのは、コロナで糖尿病教室が開催できなかったという
ことは重々分かっておりますが、こちらの特別会計から病院事業会計へ本当は繰り出すお金から
33万円減額したので、そよう病院もそれだけ入ってこなくなるわけですから、その補正は組まな

くてよかったんですかという質問でした。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） 失礼いたしました。すいません、公益企業会計の中の弾力条項の業務量増加に伴い収益が増加する場合の条項に伴い今回は上げておりません。本来なら上げるべきだったかもしれませんが、次回から気をつけたいと思います。どうもすいませんでした。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今のが少々理解が難しいんですが、健康保険特別会計を持っていらっしゃるほけん課長の認識はいかがですか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。

そよう病院の保健事業に関しましては、町の国民健康保険を通してそよう病院のほうに繰出しをするようなシステムになっております。

今回、3月補正を組む際に事業の確認をしまして、補助金を申請しなくてははいけませんので金額を確定させたところでございます。そよう病院のほうも、本来は減額されるべきなのかなというふうに認識しております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（工藤文範君） 日程第10、「山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、議長の指名推選によることに決定しました。

ただいまから指名いたします。山都町選挙管理委員に、江藤豊さん、澤村祐治さん、藤本公一さん、坂田篤彦さんの以上4人を、同補充員に、田中要さん、辰本清音さん、中川初美さん、藤

原秀樹さんの以上4人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した8人をそれぞれ当選人とし、委員の補欠については補充員の指名の順序によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した8人の方が、山都町選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後1時40分

3 月 19 日（金曜日）

令和3年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年3月11日午前10時0分招集
2. 令和3年3月19日午前10時0分開議
3. 令和3年3月19日午後5時30分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第9日)(第5号)

日程第1 議案第28号 令和3年度山都町一般会計予算について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第28号 令和3年度山都町一般会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第28号「令和3年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第28号、令和3年度山都町一般会計予算について説明をいたします。

予算の中身に入ります前に、予算編成に当たりましての国、県を含めました予算編成のポイント等について、若干説明をさせていただきたいと思っております。

国の令和3年度予算のポイントとしましては、令和2年度3次補正予算と併せまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題とされますデジタル社会、グリーン社会の実現、活力ある地方づくり、少子化対策など、全世代型社会保障制度等に対応する予算とされております。

主な内容としまして、社会保障については、新型コロナウイルス感染症への対応を引き続き推進し、教育、科学技術においては、教育のデジタル化を推進、活力ある地方づくりにつきましては、地方創生推進交付金による移住支援事業等の拡充による地方への人の流れや仕事の流れを拡大することとしております。

公共事業については、防災減災、国土強靱化への重点化を推進し、農林水産業につきましては、農林水産物、食品輸出の5兆円目標の実現に向け、産地育成、輸出障壁の解消及び海外での販路開拓を一体的に推進するとともに、温室効果ガスの吸収源となる森林資源の適正な管理や木材製品の利用拡大を推進することとされております。

また、県の動向につきましては、その予算編成方針によりますと、熊本地震からの創造的復興に加え、感染症への対応、及び豪雨災害からの復旧復興を最優先としつつ、そのような状況下においても、県として取り組む必要がある事業については、事業の必要性や緊急性を精査しながら実施するとされております。

このような中、山都町の令和3年度の当初予算については、今回の町長選挙の執行に伴い、義務的経費や継続的に行う必要経費を中心に計上する骨格予算としたところでございますが、令和2年度から3年度への継続事業費であります防災行政無線デジタル化事業、及び大矢野原演習場周辺民生安定事業費等を計上するとともに、災害からの速やかな復旧復興を図るための災害復旧経費の計上を優先的に配分し、総額118億4,500万円の予算を編成いたしました。

その他、公共事業及び各種団体助成金等のいわゆる政策的経費につきましては、次期6月補正予算について計上しているところでございます。

先に、お手元に令和3年度一般会計予算の分析等の資料を配付しておりますが、参考までに御

覧いただきたいと思ひます。

なお、地方交付税の推移につきましても、合併に続く合併算定等につきましても、いよいよ終了し、もう本算定というところになっております。令和3年の状況につきましては、国、地方とともに、税収減が見込まれる中、一般財源を適切に確保するとされておりますが、昨年実施されました国勢調査の人口減による交付税算定への様々な影響があると思っております。慎重にその動向を見極めながら、対応していく必要があると考えるところでございます。

参考までに、4年前の比較で申しますと、平成29年度当初予算額は112億6,000万円というところでございます。

以上で概要説明を終了いたします。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

本案は、款ごとに説明を求めます。款の中に、他が所管する項や目がある場合は、その部分をまたいで、引き続き説明してください。説明の際は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は、1款につき1人3回です。

それでは、1款議会費から説明を求めます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） それでは、議会費につきまして御説明を申し上げます。

40ページをお開きください。

1款1項1目議会費です。議会費は、議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常的経費が主なものでございます。財源は一般財源です。令和3年度は、総額9,442万6,000円を計上しております。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人件費でございます。4節の共済費、議員共済給付費負担金の負担率が、令和3年度におきましても引き下げられることになり、本年度と比較いたしますと72万6,000円の減額としております。

8節の旅費関係でございますけれども、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、会議及び研修会等が中止または縮小されましたが、これまでの実績や令和3年度の開催見込み等を基に計上しております。

10節の需用費におきましては、任期満了に伴います改選後の諸費用として、43万6,000円を新たに計上しております。需用費全体といたしましては、本年度と比較しますと39万6,000円の増額としております。

11節の役務費につきましては、本年度整備をしておりますタブレット端末導入に伴います通信費を新たに73万9,000円計上しております。

12節の委託料のうち会議録作成業務委託料は、これまでの実績を基に、本年度と比較いたしますと11万7,000円の増額としております。

13節の使用料及び賃借料につきましては、本年度整備をしておりますタブレット端末導入に伴

う会議システム等のソフトウェア使用料を新たに85万6,000円を計上いたしております。今回、タブレットを導入することによる予算といたしましては、159万5,000円となります。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、令和3年度の開催見込み等を基に計上しております。このうち、県議会負担金及び県議長会負担金及び郡議長会負担金におきましては、本年度の新型コロナウイルス感染症の影響で、各種行事が中止または縮小されたことから、それぞれ減額となり、負担金補助及び交付金全体として、本年度と比較いたしますと12万1,000円の減額としております。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 41ページの13節かな。ソフトウェア使用料の中身を教えてもらっていいですか。

○議長（工藤文範君） 議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） お答えいたします。

グループウェアのソフトが15万1,000円。それから、ペーパーレスに伴いますソフトのライセンス料というのが39万6,000円。それと、端末を管理するソフト代として15万円を予定しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） そうすると、遠隔会議、オンライン会議をするためのズームとかのソフトはまだ入らないということになりますか。

○議長（工藤文範君） 議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） お答えいたします。

ズームの会議システムにつきましては、現在、まだ当初予算としては見込んでおりません。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 40ページですかね、これ議会の議員の研修と今年はなっとるんですけども、これ、旅費の中に費用弁償として、これに入っとるのかな、その辺がまた分かりませんので、その辺をちょっと教えてください。

○議長（工藤文範君） 議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） お答えいたします。

議員の皆様方の研修につきましては、費用弁償のほうにそれぞれ計上をしております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 41ページですが、回線使用料とソフトウェア使用料の159万円ですが、経費の節減効果は幾らぐらい、ペーパーレス化であると思っておられますか。

○議長（工藤文範君） 議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） お答えいたします。

今回159万5,000円、計上いたしておりますけれども、今回タブレットを導入するに当たりまして、これまでこういった紙で打ち出しをしていた手間、費用とか、それから紙代等を試算は以前お示したと思っておりますけれども、実際のところ、今年1年間運用しながら、実績については、実証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

次に、2款総務費について説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 予算書42ページをお願い申し上げます。

総務課におきましては、全般的な管理事務、それから、財政、管財管理に関する経費及び共通する経費などで編成をされております。

2款総務費1項総務管理費を説明申し上げます。

まず、1節報酬費です。特別職報酬等審議委員4名分でございます。

2節給料の部分では、特別職2名と一般職36名ということでございます。

3節、4節は、それぞれ人件費でございます。

なお、今回、退職手当、特別負担金を、43ページの3節の3番目でございますが、3,600万円を組んでおりますが、定年退職に係る職員9名分でございます。

また、ワクチン接種に係る職員手当290万4,000円を計上しているところでございます。

44ページをお願いします。

8節旅費関係です。費用弁償、普通旅費、特別旅費等でございますが、費用弁償につきましては、報酬の支給者に対します実費弁償の経費、普通旅費は、公務のための旅行に関する経費、特別旅費は、公務のための研修等、臨時的な経費として区分をしているところでございます。

以下、これから先の款でも出てくるかと思いますが、そういう御理解でお願いをいたします。

続きまして、45ページをお願いします。

12節の委託料です。職員研修業務委託料143万7,000円です。メンタルヘルス、タイムマネジメント、コンプライアンス、図解思考力研修等を予定しているところでございます。

人事評価運用の支援業務委託料として257万4,000円を計上しております。評価者研修システム操作、評価適正会議等の支援でございます。

地方公会計更新支援業務委託料として344万3,000円を計上しております。複式簿記方式により

ます資産、債務の適正な財務管理状況分かりやすく開示を行うことで、平成22年度から現行の単式簿記を補完する形で制度化されたものでございます。

指定金融機関の派出業務委託料につきましては、現在、肥後銀行より窓口業務を担当いただいております。これに要します人件費や機器費用を委託するものでございます。326万5,000円を計上しています。

2項目飛ばしまして、令和3年度からの新規事業分として、産業保健サポート業務委託料187万5,000円でございます。職員のメンタルヘルス等、心身の健康維持管理に関する相談等に係る業務を産業医、保健師の派遣をお願いするものでございます。また、新たに職員の勤務、休暇等管理システムを新たに導入し、事務量等の削減を図るもので、375万1,000円を計上しています。

続きまして、46ページ。

13節、使用料でございます。12節で説明いたしました人事評価に関するシステム使用料136万円です。評価等の記録をシステム化し、データ等の一括管理を行うものでございます。

18節には、それぞれ各種負担金を計上しているところでございます。

48ページ、2目文書費です。これは、例規取扱いに関する経費を計上しているところでございます。

3目区長費です。20名の世話係さん分の報償と、現在、133行政区につきまして配送を行っております区長部の活動助成、活動交付金は、1,774万円のうち共有割が214万円、1世帯当たりの世帯割として3,000円で試算しておりますが、5,200世帯を見込んでいるというところでございます。

5目財産管理費です。今回、4,631万9,000円を計上しております。

8節旅費は、町有林巡視員の17名の会議、研修時等の旅費でございます。

11節の役務費につきましては、自動車損害保険料、森林保険料、町有建物保険料などを計上しているところでございます。コミュニティバス、環境水道課及び蘇陽病院車両につきましては、それぞれ所管課の予算で保険料を組んでおります。ここでは、それ以外の144台分を計上しているところでございます。森林保険は町有林分の保険料、それから町有施設につきましては、約250施設につきまして共済保険をかけているというものでございます。

50ページをお願いします。

12節委託料です。町有林整備委託料につきましては、下刈り等の所要経費867万6,000円を計上しました。

2項目飛ばしまして、統合型地理情報システム保守委託につきましては、ゼンリン地図や地域図から得られましたデータを地理情報に活用するための保守業務費用273万2,000円でございます。

次に、公共施設等総合管理計画更新支援業務委託料470万円を計上しております。各課で所管します町の施設、行政施設、それから観光、文教、道路、住宅、水道などを対象としまして、国のインフラ長寿命化計画に基づき、各自治体で施設ごとの維持管理計画を策定するものでございます。公共施設総合管理計画へ反映させることにより、年度ごとの維持管理経費に係る財政負担の平準化を図ろうとするものでございます。国からの要請により、令和3年度において更新する

ものでございます。なお、本計画につきましては、大規模改修等の補助事業及び起債申請の要件となることが予想されております。

13節ですが、国有林13ヘクタールを町有林維持管理のために借り上げるというものでございます。矢部地区田小野、それから清和地区郷野原でございます。

51ページ、6目庁舎管理費でございます。ここは、本庁と両支所の管理経費で構成しているところでございます。

12節委託料には、各庁舎の空調、エレベーター、貯水槽、浄化槽などの清掃管理に係る経費を一括して計上しております。

53ページをお願いします。

7目管理費です。これは、入札業務に関する経費を計上しているところでございます。令和3年度は、二年に一度の指名願受付及びデータ処理のため、会計年度任用職員2か月分の経費も合わせて計上しているところでございます。

54ページをお願いします。

8目交通安全防犯対策費です。カーブミラー等の購入経費40万円や、交通指導員37名分の委託料や、防犯協会、交通安全協会等の負担金も計上しております。

9目防災行政無線費です。これにつきましては、現在、放送業務に1名、補修業務に1名の会計年度任用職員に必要な経費を計上しております。

12節委託料の中で、現在実施中のデジタル無線放送機器への更新工事のための管理委託料461万3,000円と、14節工事請負費4億8,779万2,000円を計上しております。特定防衛施設周辺民生安定整備補助金、補助率75%を活用するものでございます。

57ページ、10目会計管理費です。一般職4名分の経費を計上しております。10節の220万円は、共通の消耗品でございます。

次に、77ページをお願いします。

2款4項の選挙費でございます。

1目は選挙管理委員会に関します経常的な経費で、選挙管理委員4名の報酬、職員1名分でございます。

3目では、令和3年10月31日で任期満了となります町議会議員選挙費です。2,850万3,000円を計上しています。前回との比較では、事務経費の中で、投票所再編等で約600万円の削減はできましたが、10ページにあります18節の負担金では、選挙費用の公費負担約1,300万円が追加となっております。18名の立候補者で試算しているところでございます。

5目は令和3年10月21日任期満了の衆議院議員選挙に関する経費1,472万8,000円でございます。

以上で、総務課が所管します2款の予算について説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） それでは、企画政策課関係の令和3年度予算について御説明いたします。

企画政策課におきましては、企画係と情報係並びに復興推進室の2係1室に係る予算を計上させていただきます。

それでは、57ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費11目企画費です。本年度予算としまして2億5,230万6,000円計上させていただきます。国県支出金につきましては、大矢野原演習場区域事務委託金10万円。土地利用規制等対策交付金3万7,000円でございます。

その他、特定財源の内訳としましては、コミュニティバス使用料、バスターミナル使用料、高森線鉄道経営対策事業基金繰入金、まちづくり基盤整備基金繰入金等でございます。

昨年と比較いたしまして、1,961万4,000円の減となっておりますが、これは地方バス運行等特別対策補助金に相当する額でございます。先ほど総務課長の説明にありまして、本年度予算が骨格予算ということで、6月の補正をお願いしたいと思っております。

それでは、1節から御説明いたします。

1節報酬は、総合計画審議会、景観づくり審議会の委員報酬です。

続きまして、57ページの2節から58ページの4節までは、職員9名分の人件費となります。

7節報償費は、公共交通活性化協議会と四つの委員会開催時における委員の謝金です。

8節旅費費用弁償につきましては、公共交通活性化協議会と委員会協議会等の開催時における費用弁償でございます。特別旅費につきましては、防衛事業、演習場周辺等の事業に伴います旅費となっております。

59ページをお願いいたします。10節需用費です。需用費につきましては、事務経費、電気料としまして、94万8,000円はバスターミナル分です。修繕費は、清和の家畜検査所をコミュニティバス清和事務所として使用しております。その雨漏り修繕費131万4,000円と、ほか公用車の車検費用などがございます。

11節役務費につきましては、企業版ふるさと納税支援サービス利用料、これは寄付の決裁を行いますふるさとコネクタ使用料で11万円。公用車保険料は、コミュニティバスの自賠責保険料50万8,000円でございます。

12節委託料は、施設管理委託料としまして、バスターミナル施設に関する委託料108万8,000円。コミュニティバス委託料1億5,200万円。企業版ふるさと納税課題解決コンサルティング業務委託料10万円です。企業版ふるさと納税に係ります役務費、委託料につきましては、寄付があった場合、寄付金の10%を経費として支払うこととなっております。町へ直接に寄付があった場合はこの対象外となっております。

60ページをお願いいたします。

使用料及び賃借料につきましては、バスターミナルの清掃用具の使用料です。

14節工事請負費です。再編関連訓練移転等交付金事業で、防犯灯工事350万円。これは金内北中島地区です。道路改良工事2,073万1,000円は、田小野共栄線と天神原線の2路線です。まちづくり基盤整備基金で行うものでございます。

18節につきましては、各種協議会への負担金です。

61ページをお願いいたします。

南阿蘇鉄道経営対策事業補助金222万5,000円です。先ほど特定財源で御説明いたしました高森線鉄道経営対策事業基金をもちまして、南阿蘇鉄道の経営を助成するものです。

高齢者運転免許証自主返納支援補助金160万円につきましては、令和元年度の申請は58件、令和2年度におきまして2月末現在で64名となっており、令和3年度におきましては、72名ほどを見込んで計上させていただいております。

26節公課費につきましては、コミュニティバス33台分の重量税でございます。

次に、12目地域振興費です。本年度予算6,956万9,000円です。

1節から4節までは、地域おこし協力隊の人件費10名分を計上させていただいております。地域おこし協力隊の現在任用している方は5名となっており、新たに5名の任用を計画しているものです。

8節旅費につきましては、費用弁償としまして、自治振興区代表者会議等の費用弁償12万8,000円と、地域おこし協力隊の通勤費用弁償80万3,000円です。普通旅費につきましては、職員協力隊員の研修等の旅費を計上させていただいております。

62ページをお願いいたします。

委託料はサポートセンター委託料44万円です。サポートセンター委託料につきましては、これまで山の都創造課で計上しておりましたが、地域づくり、まちづくり団体が行う地域の自主的な活動や団体間の連携を支援するという役割から、企画政策課で計上し、自治振興区の地域づくり等の支援を充実していきたいと考えているところでございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、地域おこし協力隊の住宅借り上げ、並びに活動機材等の借り上げに係る費用を計上させていただいております。住宅については、一月当たり3万円を上限、機材借り上げにつきましては、一月2万5,000円を上限としまして、10名分計上させていただいております。

18節負担金補助及び交付金につきましては、28自治振興区の助成金2,634万3,000円、独自事業補助金840万円を計上させていただいております。

次に、13目広報費について御説明いたします。本年度予算額363万8,000円でございます。

8節から18節まで、業務に係る事務経費でございますが、需用費の印刷製本費330万円につきましては、広報やまとの発行経費です。毎月6,100部を予定しております。

63ページをお願いいたします。

14目情報費でございます。本年度予算、9,129万9,000円です。国県支出金106万4,000円は、社会保障番号制度システム整備補助金です。

7節報償費は、町民向けのICT講習会を計画しておりまして、その際の講師謝金として計上させていただいております。

10節需用費につきましては、トナーなどの消耗品、税や保険料などの共通帳票の印刷製本費、パソコン等の修理費でございます。

11節役務費につきましては、光回線等の使用料792万円、テレワーク用通信会費108万円ござ

います。

64ページをお願いいたします。

電算機器保険料は、ネットワーク機器等の保守更新の費用でございます。

12節委託料です。電算機器の保守委託料、電算システムのサポート料、法改正、制度改正への対応費用、サーバー等のネットワーク運用保守などの委託料となっております。基幹系システム調査分析調達方針検討業務委託料につきましては、令和3年度以降、国が定める自治体デジタルトランスフォーメーションや、今後、確定されます標準準拠システム標準化仕様書などに基づきまして、様々な行政サービスのデジタル化に短期間で取り組む必要があります。専門的な知見を持ちまして、この自治体業務基幹系システムに精通した専門人材による業務支援が不可欠であるということから委託を予定しているものです。

13節使用料及び賃借料です。各業務に係りますパソコン、ソフト、アプリケーションなどの使用料3,760万5,000円でございます。

65ページをお願いいたします。

17節備品購入費でございます。ネットワーク機器購入費は、セキュリティー対策用の機器を更改するものです。

18節負担金補助及び交付金480万7,000円でございます。主なものとしまして、電子自治体共同運営協議会負担金59万9,000円、番号制度中間サーバー利用負担金416万3,000円、これに関しましては、うち106万4,000円が国費措置分でございます。

次に、68ページをお願いいたします。

21目地方創生総合戦略費です。本年度予算2,931万6,000円でございます。この事業は、地方創生推進交付金事業で実施するもので、特定財源1,410万8,000円は地方創生推進交付金でございます。この事業につきましては、農産物のブランド化事業、山都経営塾、地域しごと支援事業、高校魅力化支援事業等々を行っておりまして、それぞれ各部署でやっただいてはいるものですが、総務費の中で、地方創生総合戦略費としてまとめさせていただいております。

それでは、7節報償費です。報償費は移住相談会等の講師謝金の分です。

69ページをお願いいたします。

8節旅費です。普通旅費につきましては、各商談会、催事などの出張旅費でございます。特別旅費につきましては、地域みらい留学、移住相談会等の旅費でございます。

10節、11節につきましては、事業関連の消耗品費等でございます。

12節委託料は、山都経営塾、山の都地域しごと支援事業、矢部高校魅力化支援事業等の委託料1,718万円を計上させていただいております。

13節使用料及び借り上げ料は、移住定住支援システム、空き家管理システムの使用料となっております。

70ページをお願いします。

負担金及び交付金でございます。地域みらい留学協議会参加負担金は、矢部高校魅力化支援事業の一つとして、地域みらい留学協議会参加負担金88万円を計上させていただいております。農

産物ブランド化推進事業補助金は、ブランド化推進協議会への補助金787万3,000円です。総合的な学習補助金は、各学校の総合的な学習をより充実させるための補助金としまして、151万8,000円計上させていただいております。

続きまして、22目山の都創造ファンド事業費1,650万円でございます。この事業につきましては、平成29年3月に、山の都創造ファンドを設置、平成29年から山の都創造事業補助金の財源に充ててまいりました。特定財源100万円は、当該ファンドとなっております。

18節負担金補助及び交付金1,650万円を計上させていただいております。1,550万円は一般財源を充てております。

次に、23目熊本地震復興基金交付金事業でございます。今年度予算740万円を計上させていただいております。特定財源としまして、国県出資金240万円は、熊本県の復興基金基本事業分からの交付金です。500万円は、本町に配分され積み立てております基金より、創意工夫事業分に充てるものです。

18節負担金補助及び交付金でございます。県の基本事業分としまして、住まいの再建支援事業40万円、農家の自力復旧支援事業200万円を計上しております。創意工夫事業としまして、一時避難所機能強化支援事業500万円を計上させていただいております。

次に、82ページをお開き願います。

2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。統計調査総務費につきましては、本年度予算30万6,000円を計上しております。統計業務に係る諸経費となっております。特定財源その他は、町民手帳売上げ代です。

次に、2目統計調査費について御説明させていただきます。本年度予算額138万4,000円。国県支出金につきましては、統計調査費県委託金138万1,000円を計上しております。今年度の主な調査業務は、工業統計調査、経済センサス調査でございます。それらの調査の調査員報酬としまして、67万4,000円計上させていただいております。

3節から83ページの11節までは、事務経費などでございます。

次に、歳入について触れさせていただきます。

33ページをお願いします。

13目山の都創造ファンド繰入金です。歳出につきましては先ほど御説明いたしました。平成29年度から当該ファンドを財源とした山の都創造事業補助を実施してきましたけども、当該ファンドにおきましては、今年令和3年度に繰り入れます100万円をもって使い切ることとなります。

次に、14目平成28年度熊本地震復興基金繰入金です。本基金で、令和3年度に実施します事業については、一時避難所機能強化支援事業については、先ほど歳出で御説明をさせていただいたところです。このほか、木造仮設住宅移設事業は建設課、災害対策事業費は総務課で、予算は計上しているものでございます。本基金につきましては、熊本地震による災害からの早期復旧復興を図るため、平成29年12月に熊本県から配分されました1億8,200万円を基金化しまして、平成30年度から、被災者のニーズにきめ細やかに対応する事業を実施してきたところです。

令和3年度に繰り入れます5,088万5,000円をもって、本基金につきましても使い切ることにな

ります。

以上、企画政策課の分について御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 次の目について説明を求めます。

清和支所長、増田公憲君。

○清和支所長（増田公憲君） それでは、小水力発電施設事業費を説明させていただきます。

65ページ、2款1項15目小水力発電施設事業費でございます。

本年度予算額は、574万4,000円。前年度に比べまして、297万5,000円の減になります。財源につきましては、特定財源として、予算の全額、売電収入でございます。

10節事業費は39万円、内訳は説明欄のとおりでございます。

11節役務費は電話料の2万9,000円。

12節委託料は375万7,000円。3件の委託業務がございます。電気工作物保安管理委託料は、発電所の電気主任技術者として委託している九州電気保安協会分でございます。施設管理委託料は、地域の方をお願いしております日々のデータ記録、取水口や除じん機のごみの除去などの業務でございます。

次のページをお願いします。

発電機メンテナンス委託料は、専門業者へ委託している水車や発電機、制御盤などの点検などに係る業務でございます。

13節使用料及び賃借料は、126万8,000円。重機借り上げ料につきましては、取水口の水量確保のため、たまった土砂を掘削する重機の借り上げ料でございます。

水利使用料は、熊本県流水占用料徴収条例に基づきまして、県に支払うものでございます。

21節は30万円。緑川漁業協同組合へ支払うものでございます。

それでは、歳入について説明します。37ページをお願いしたいと思います。

財源であります売電収入を歳入に計上しております。

37ページ、1節雑入、下から4段目です。清和水利発電所売電収入2,000万円を計上しています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

地籍調査課長、藤岡勇君。

○地籍調査課長（藤岡 勇君） おはようございます。地籍調査事業予算について御説明申し上げます。

地籍調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づく第7次国土調査事業10か年計画により行われております。あらかじめ県に提出しております要望額を基に、予算を計上させていただきます。

まず初めに、現在までの山都町地籍調査事業について、進捗状況を報告いたします。本日、資料を提出しておりますA3判の資料で、令和3年度山都町地籍調査事業実施区域図により御説明いたします。

これまで実施済みが茶色で表示しております。上下青紫が国有林、令和2年度末の進捗率は、茶色と薄茶色のところで示しております57.22%となっております。

山都町地籍調査の残りの面積を考慮しますと、現地調査にあと13年ほどかかる予定でございます。2033年度、令和15年度の調査完了を目指したいと考えております。これには国の予算の裏づけがあることが前提でございます。

令和3年度の当初予算で計上しております事業費調査区、新規の一筆地調査は、緑色で表示させていただきますいております。矢部地区が、麻山の一部、上川井野の全部、川野の一部の3.30平方キロメートルです。清和地区が、仮屋の一部、0.19平方キロメートル。緑川の1、これは赤木舞岳周辺地区です。5.61平方キロメートル。緑川2、舞鶴、湯鶴葉、栗林周辺地区でございます。3.86平方キロメートル。緑川3、沢津の東側になります。3.61平方キロメートルです。蘇陽地区は、2年度で閲覧業務まで完了しております。薄茶色の表示の部分が、2年度からの引き続きの事業で実施するものでございます。

それでは、予算書の66ページをお開けください。

2款1項16目地籍調査費について御説明いたします。本年度の予算額2億6,337万5,000円。前年比299万2,000円の増でございます。財源内訳は、国が2分の1、県が4分の1で、国、県合わせまして1億6,275万円、残りが一般財源となります。

1節報酬320万円。これは2名の会計年度任用職員の報酬でございます。

2節給料、3節職員手当、4節共済費は省略させていただきます。

7節報償費は、地籍調査推進員の報償金286万8,000円です。これまで同様、字ごとに、土地の事情に詳しい2名の方に推進員になっていただきまして、地籍調査の立会い等、243日に伴う報奨金でございます。

8節旅費74万2,000円、その内費用弁償53万5,000円は、地籍推進員さんの現地立会い時の日当、それと、会計年度任用職員通勤費費用弁償14万9,000円です。

10節需用費108万2,000円、11節役務費63万5,000円は、説明書きのとおりでございますが、地籍調査現地立会いの傷害保険料は、現地立会い者の傷害保険でございます。

12節委託料2億636万9,000円は、地籍調査業務委託料でございます。内訳は、矢部地区が6,915万4,000円、清和地区が1億3,670万円、合計2億585万4,000円です。及び地籍情報管理システムの保守委託料51万5,000円です。

13節使用料及び賃借料132万1,000円。地籍情報管理システム、コピー機等のリース料でございます。

17節備品購入費45万8,000円。これはパソコン3台の購入費でございます。これは現在、地籍調査課でしか出せない地籍集積図、地積測量図、こういうものを本庁または各支所の窓口でも出すためのパソコンでございます。これについては、今年度秋に、本庁、各支所の窓口で発行できるよう目指します。

18節負担金、補助金及び交付金49万3,000円。熊本県国土調査推進協議会負担金でございます。

21節補償補填及び賠償金6万5,000円。調査区における地籍図根三角点設置に伴う、流木補償

費、伐採補償でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） おはようございます。それでは、税務住民課関係の令和3年度予算について御説明申し上げます。

71ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費でございます。本年度予算額は、8,175万2,000円でございます。

1節報酬でございます。固定資産評価審査委員3名分と、固定資産入力事務の会計年度任用職員1名分の報酬を計上しております。

2節から4節までは、職員、本庁9名、支所2名分の会計年度任用職員の人件費の関係でございます。

72ページをお願いします。

旅費は、固定資産評価審査委員さんの研修分と、会計年度任用職員通勤手当費用弁償でございます。

10節需用費は、税務関係の一般消耗品代として使用しているものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、税務関係の各協議会や連合会への負担金等を計上しております。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。本年度予算額は2,874万8,000円でございます。国県支出金は、徴収費県委託金でございます。

73ページをお願いいたします。

10節需用費でございます。消耗品につきましては、申告用事務用品及び一般事務用品、書籍代を計上しております。公用車燃料費は、徴収用の公用車でございます。食糧費につきましては、上下益城郡税務協議会の会議用のお茶代を計上させていただいております。印刷代につきましては、各税の納税通知書や通知用封筒などの印刷代でございます。

11節役務費でございます。郵便代は納付書の郵送代でございます。携帯電話料につきましては、検索時に使います個人情報漏れないために、携帯で専用で使うものでございます。軽自動車税納付情報提供料につきましては、新規取得、名義変更などの情報を軽自動車協会からデータをいただくものに、提供料として支払いをするものでございます。今年度は、インターネット公売システム利用料として、3万3,000円を計上させていただいております。品物によっては、インターネットにかけたときに金額が上がる場合がございますので、昨年度は予算措置はしておりませんでしたけれども、今年度は予算を計上しているところです。

12節委託料でございます。土地評価関連業務委託料としまして、1,354万4,000円を計上させていただいております。昨日の議案第23号にて、令和3年度から3か年の債務負担行為について議決いただきまして、相応の金額をここに計上しております。令和6年度の固定資産の評価替えに向けて、業務委託を行うものでございます。公図訂正業務委託料につきましては、地籍調査や個

人での相続など、土地移動分の公図修正を委託するものでございます。システム改修委託料につきましては、軽自動車税関係手続の電子化に伴うシステム回収分としまして、42万9,000円、個人住民税システム改修分としまして、6万6,000円でございます。軽自動車税関係につきましては、軽自動車協会では、継続検査のオンライン申請の受付を開始していますが、これに合わせた手続の電子化を行い、軽自動車税の納付確認が可能となるようシステムを改修するものでございます。令和5年1月開始に向けて、本町におきましても、データの受渡しとデータの取り込み作業ができるように準備をする必要がありますので、今回、お願いをしているものです。

次に、個人住民税システム改修分としまして、個人番号制度に係る国が定めた令和3年6月向けデータ標準レイアウトに対応できるよう、システムを改修する必要があります。こちらは、社会保障番号制度における情報連携に関連するものでございます。

74ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料でございます。今年度、コピー機のリース料9,000円を計上させていただいております。住民税申告期間、矢部地区会場用として、役場税務住民課のコピー機を1か月間、持ち出して使用しておりますが、役場窓口業務に支障を来しますので、申告期間中リース契約をするものです。

18節負担金利子及び交付金でございます。環境性能割徴収取扱負担金につきましては、軽自動車の環境性能割を県が賦課徴収し、市町村に振り込む事務が行われますが、その事務負担金として、支出するものでございます。

22節償還金利子及び割引料でございます。過誤の払戻金につきましては、過年度分における過誤納付の払戻金として支出するものでございます。令和2年度にかけて、当初予算を上回る支出額が生じておりますので、今回、還付加算金と合わせて、それぞれ80万と5万円を増額しております。

75ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民登録費について御説明いたします。今年度予算額は6,834万4,000円でございます。国庫支出金につきましては、個人番号カード交付事務費補助金530万5,000円、個人番号カード事務費補助金250万円、中長期在留者住居地届出等事務費委託金18万3,000円、県分としまして、人口動態事務費委託金2万2,000円、並びに権限移譲事務委託金21万5,000円が含まれているものになります。

なお、個人番号交付事務費補助金につきましては、個人番号交付のための人件費や、申請時の消耗品など、個人番号カード関連に対する補助金でございます。

1節報酬につきましては、個人番号カード関連事務の会計年度任用職員1名分の報酬でございます。1節から4節までは、職員7名、うち本庁4名、支所各1名と、会計年度任用職員の人件費でございます。

76ページをお願いいたします。

10節需用費でございます。消耗品につきましては、窓口で使用します諸証明用の用紙代、個人番号カード申請補助用消耗品等でございます。

11節役務費でございます。郵便料は、個人番号カード郵送料を計上しております。

12節委託料でございます。戸籍住民係で管理しております住基関係、戸籍関係、マイナンバー関係等の機器やシステムの保守料を計上しております。

13節使用料及び賃借料でございます。ここにありますとおり、リースで使用しているものでございます。

77ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金でございます。個人番号通知書、個人番号カード、関連事務費交付金につきましては、2年度と比較して330万5,000円増額となっております。こちらは全額国庫補助でございます。

次に、歳入予算の町税について御説明申し上げます。9ページをお開きください。

1款1項の町民税でございます。1目個人につきましては、対前年比3,679万円の減額としております。新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢を考慮し、所得の減少を見込んでおります。中でも急病要請等による飲食業などの営業所得への影響、また所得者の約7割を占める給与所得者層の人口減少に伴う給与所得の落ち込みなども勘案し、試算したところでございます。

2目法人につきましては、実績により積算しておりますが、対前年比で1,399万4,000円の減額としております。

2項1目固定資産税でございます。土地につきましては、地価の下落による課税標準額の減少が見込まれますが、家屋償却資産は増えております。償却資産は、大手通信企業系、電力、携帯電話と太陽光設備などの増加があり、予算全体では、滞納繰越分と合わせ2,250万7,000円の増と見込んでおります。なお、家屋につきましては、新築家屋が50棟、非木造住宅が3棟となっております。

10ページをお願いいたします。

3項軽自動車税でございます。

1目環境性能割につきましては、令和元年10月から始まっておりますが、令和2年度の実績により積算しております。前年度より278万円の増となっております。これにつきましては、令和2年度の予算額につきましては、県のほうで試算された額により計上してありましたが、実際は、予算を上回る実績となっているところでございます。

4目たばこ税でございます。こちらにつきましても、令和2年度の実績に基づき、前年度比で292万7,000円の減としております。

5目入湯税でございます。国民宿舎通潤山荘に係る分でございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊者数の減少に伴い、入湯税の収納額も減少しておりますが、令和3年度の見通しの試算が難しいため、令和3年度は実績に基づいて積算し、54万9,000円を減額し、115万2,000円で計上をしているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） それでは、監査委員費について御説明を申し上げます。

83ページをお開きください。

6項1目監査委員費です。令和3年度は923万4,000円を計上しております。全て経常的経費でございます。令和3年度においては、延べ56日間の監査を計画いたしております。

1節から4節までは、監査委員及び職員1名の人件費でございます。

8節の旅費は、監査委員の費用弁償が主なものでございます。

10節の需用費は、事務用消耗品及び書籍購入費用として計上しております。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、本年度の新型コロナウイルス感染症の影響で、各種行事が中止または縮小されたことから、2万円の減額としております。

以上、監査委員費の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 以上で2款総務費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 62ページ、地域おこし協力隊ですが、私の近所におられないのでよく分かりませんが、この目的とその成果というのはどうなっているのでしょうか。

それから委託料で、情報関係、電気関係等たくさんありますが、これらは全て競争入札という形で入札されているのでしょうか。また、自動車の保険も、入札がちゃんと行われていますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 地域おこし協力隊についてお答えしたいと思います。

まず、地域おこし協力隊の制度そのものに関しましては、国の特別交付税の措置となっているもので、都市部から地方に住みたいと思われる方たちを、地域課題、人口減少や高齢化の進行著しい地域の中で積極的に受け入れて、地域活動等を一緒にしていこうという定住定着を図ることを目的とされているところです。

先ほど申しましたように、現在5名の方を山都町で今任用しているところです。具体的には地域づくり団体、各自治振興区の中にあります、具体的に言いますと、丸山ハイランド、御岳西部自治振興会、鮎の瀬交流館の運営ということで、3つの団体のところに3名。観光施策として、観光協会にお一人、移住定住支援としまして、しごとセンターにお一人の方を配置しているところです。役割としましては、今言いましたそれぞれの、地域の課題を地域の方と一緒に解決というか、少しでも地域の中を盛り上げていこうと今しているところです。やはり都会から知

らないところに来られるということで、その地域協力隊の方が全て地域の課題を解決されるということではなくって、地域住民と一体になって地域づくりを行っていかうというところで、今山都町では活躍いただいているところです。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お尋ねがありました委託料関係でございますが、競争入札する分もございますし、また、随意契約と申しまして、いわゆるその機器等を当初から導入している会社につきましては、競争性が働きませんので、どうしてもその会社と随意契約するというところで、内容によって、広く入札をするものと、随意契約によって契約するものというところでございます。あるいは、浄化槽管理等につきましては町内業者さんとか、そういったエリアで分けたりとかということで、様々な契約手法がございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、45ページから46ページにかけて、人事評価支援委託料の250万円と職員管理システムの370万円、それに、人事評価システムの136万円ですか。これ大分前から人事評価については実施されているわけですけども、私が見たところ、こんな優秀な課長がたくさんおる中で、何でその、町長も優秀であります、これを人事評価システムを委託されているということで、これの課長は誰が人事評価するのか分かりませんが、町長がするのかもしれないけれども、これをどのように活用し、どのような効果があったのか、そして、それをどのように今後活用していきたいのか。

課長とか臨時雇いとか、その他の職員、たくさんいらっしゃいますけれども、職員がどのようにこれを感じているのか、非常に分かりにくく、予算上では上がっているんですけども、それがどのように職務に活かされているのか、今後また、その効果をどのように活用していくのか。

そういう総合的に、この人事評価システムの在り方、今後の使用の仕方について、職員の理解度はどのくらいあるのか、また課長たちは誰が評価していくのかということも含めて、今、本当ならば、議会の人たちも評価されなきゃいけないわけですけども、当然、三役の皆さん方も評価したい、議員から評価させてもらいたいわけですよ。それ、選挙がありますので、選挙で評価しますけれども、要するに、そうなってくると、町長が指名した人は誰も評価しないわけでありますので、そここのところのされる側の立場も含めたところで、意見を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。

まず、人事評価制度につきましては、このシステム導入から令和2年度で2年目となりました。評価の内容につきましては、業績の評価、それから、その職員の発揮した能力の評価ということで、二本立てで行っているところでございます。

どういったことが生かせるかと申しますと、それぞれ職員が担当します業務につきましての年

間のスケジュール、あるいは組織の目標、それから個人の能力開発に関して、それぞれ面談等を行いながら、最終的に評価を行っていくということで、まずは業務については、スケジュール管理ができるようになるという部分と、それから、その年度の課全体、あるいは係、あるいは職員個人の目標を掲げて、業務に取り組むということで、そういった効果があると思います。

それから活用につきましては、これは国、県からも指摘されておりますが、それをいかに、活用するかということで、現在求められておりますのが、勤勉手当等への反映をするようにということで、国あるいは県からも指導があっているというところでございますが、現在のところ、山都町では、まだ反映をするところは至っておりませんが、効果としましては、やはり1年を振り返りまして、次年度に対して、当該年度の課題と来年に向けた計画と申しますか、今後の業務改善等がありましたら、それに向かつての効果があると考えているところでございます。

評価者等の研修も行いながら、評価のポイント等の調整も行いますし、それから被評価者側の研修等も実施しているというところでございます。

それから職員の勤務管理につきましては、特に書面で出てくる処理をしております。毎月ごとの出勤だったり、退勤それから休暇の管理というのを、最終的に紙ベースで整理しておりますので、非常に担当者も苦勞しておりますので、システム化しまして、業務量の削減と紙ベースでの資料を削減したいということで、今度システムを導入するというものでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、時代がこういう時代でありますので、評価される側のことも十分考えながら、できたら、その評価についてどういう状況であったとかそういう報告も、この議会を通じてでも、せつかくお金を300万円も400万円も500万円も使っているわけですので、今後の業務にどのように生かしてくるのか、そして、どのように改善したのかという、その評価の結果も、できたら報告するようなことを考えていただきたいと思ひまして、これはお願いとさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 5番、興梠です。3点ほどお聞きしたいと思ひます。

まず、53ページの蘇陽総合行政センターの屋上の防水工事となっております。蘇陽行政センターにつきましては、ここ何年か、空調関係を莫大な金を突っ込んで、修繕をしていただいているという状況でございますが、今後、蘇陽行政センター、この屋根の工事で完了するのか、まだ手入れをせないかんのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思ひます。

それから、61ページに南阿蘇鉄道経営対策事業補助金とあります。これは毎年基金から繰り出して、やっておられるということでございます。鉄道の運営資金ということだと思いますけど、地震の災害で、鉄道は今通っておりませんが、今、復旧復興に向けて国県等々で対策が講じられておりますが、毎年この220万円は、山都町からも出費しているという状況でありますので、この復旧の今の見通しっていいですか、それと、今後の運営が、いつ頃稼働していくのか、そういう地区辺りは常に期待をされておりますので、そのめどが、何か示してあればちょっと教え

ていただきたいと思います。

それから69ページですけども、委託料関係で1,700万円ほど組んでございます、この中で矢部高校の魅力化支援事業という委託料がございまして、これにつきましても、当然、矢部高校は山都町の唯一の高校でありますので、御支援をしていかないと思っておりますが、支援の中身、具体的に、ここ2年でも結構ですので、支援された中身について、結果がどういう形で現れているかをちょっと示していただきたいと思います。

以上3点です。

○議長（工藤文範君） 蘇陽支所長、飯星和浩君。

○蘇陽支所長（飯星和浩君） お答えします。蘇陽支所におきましては、令和元年、2年で、カーボンマネジメント事業ということで、LED、それから空調とさせていただきました。それから令和2年補正として、コロナ対策関係で、防水工事、今現在もやっておりますが、それに加えて、今度の当初予算で、防水工事のちょうど平屋根の立ち上がりというんですか、そこをまた新たに追加して工事するちゅうのが、今度の当初予算の計上させていただいているところでございます。

これで、蘇陽支所の総合的な施設の整備が終わるかということでございますが、まだ、これで終わったというわけではございません。まだ計画的に整備していく必要はあるかと思っております。予算の許す限りといいますか、計画的に、今後も施設の整備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

南阿蘇鉄道関係につきましまして、まず、基金につきましましては、昭和60年に旧蘇陽町において、392万円を高森線鉄道経営対策基金として積立てを行ってこられて、現在まで運用というか、取崩しはなかったところで、利息が222万4,213円ついておりまして、今回はその利息をもって、経営を補助するものでございます。

現在の災害復旧工事につきましましては、長陽から中松駅間、ほぼ完了しておりまして、現在、第1白川橋梁の下部工の補強と戸下トンネルの工事を行っておられ、令和5年度早期の全線運行再開を目標として進めておられるところです。あわせて、今後の全線復旧を見据えたいろいろな地域振興なども取り組まれているところでありまして、今後も山都町も出資自治体として、協力していきたいと考えているところです。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。矢部高校魅力化支援事業の内容についてでございますけれども、まず、矢部高校の情報発信ということで、ホームページホームページですとか、SNS、YouTube、Facebookなどでの高校の情報の発信のサポート、それと、町外の中学生、及び地域みらい留学というのに参加をしておりますが、そのPRコンテンツの作成、及びサポートを行っております。それと、高校紹介のチラシの作成業務ですとか、大学生等による進路相談、オンライン等で高校生と意見の協議を行うというようなやり方、それと、

地域交流活動ということで、県立大ですとか東京農大からの学生を受け入れたりという活動をされております。

地域みらい留学のオンラインのサポートも行ってございまして、今年度は、岐阜県から1人、矢部高校に入られるということです。それとあと県内の玉名市と熊本市から、矢部高校に来られるというお話を聞いております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 70ページの農産物ブランド化推進事業の補助金につきまして、これまでの成果があればそのことと、今年はどうのような形で事業計画されているか、お願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。農産物ブランド化推進事業についてのお尋ねでございます。

平成29年度から3年度までの5年間の事業で、販路拡大事業ということで実施しております。有機農業が盛んであり、付加価値の高い農産物の産地ということ、販路拡大とブランド化に向けてということで行ってまいりました。令和2年度におきましては、令和2年度からのものでありまして、1点目に、農産物のセット販売事業を今年度行いました。こちら有機農業全国一の町のPRと、安心安全のイメージと、認知度の向上ということはもちろんで、ネット販売を見据えての実証実験ということで実施を行いました。

こちらのほうは行いましたのが、計画としては、8月から11月までの予定でございましたが、2種類のセットのものを月100セット、400セットを計画しましたが、申込みが想定を超える数でありまして、9月中旬には、受付終了ということで、セット数としては、756セットということで、売上げは200万円超の金額でございました。

それを受けまして、ECサイトの構築業務のほうも行っております。こちら8月に行いましたセット販売の実証も踏まえまして、ECサイトいわゆるインターネットを使った通販サイトでございますが、令和3年度からの開設を行いたいということで、開設に向けての今準備をしているところでございます。

これまでに令和元年度以前から継続しているものもございまして、産地見学会、福岡の生協のエフコープの産直コーナー、農産物の販売ですが、あと、福岡まで往復しております農産物を載せたトラックへのラッピング、グリーン農業のシンボルマークを施したものの配送を継続して行っております。

各種の相談会、催事等も行ってまいりましたが、こちらのほうが、コロナの影響が今年度はありまして、物産フェアとか、そういったものも計画しましたが、中止ということになりました。最初に申し上げました産地見学会のほうも、コロナの影響を受けまして、残念ながら、開催を中止したということになっております。

現在としては、以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 失礼します。

金額そのものについては、細かいことは申し上げませんが、まず、59ページのコミュニティバスの件と、関連するので、61ページの高齢者免許の返納についてというところを併せて御質問したいと思いますが、高齢者免許返納については、この予算額に対し、返納の際にコミバスの無料乗車券かあるいはタクシー券を配っていらっしゃると思いますが、まず、その内訳がどのように現在移行しているのか、多分、タクシー券の希望者が多いとは聞いているんですが、具体的にお分かりになることを教えていただきたいと思います。

そしてそれを踏まえた上で、この間交通会議でもあったんですけども、この1億5,000万円という委託料ですが、それを出し続けているという、もう本当にずーっとこういう状況が続いていますので、やはり考え直す時期には来ているんじゃないかと思っています。なので、そこら辺の考え方というものをお示しいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

まず、高齢者運転免許証自主返納支援事業の状況についてですけども、先ほど申しましたように令和元年度は58件ございまして、内訳としまして、54名がタクシー券、4名の方がコミュニティバスです。

令和2年度におきましては、現在一応64名の方が申請されておりまして、58名の方がタクシー券で、6名の方がコミュニティバスの無料券ということで申請をいただいております。また、コミュニティバスの今後というところでございますけども、やはりなかなか課題解決、乗られる方が少ないというところの課題は、こういった対策をすればすぐに効果が出るということがないところが難しいところです。

費用に対しまして約1億5,000万円かかっているというところですけども、この金額に関しましては、コミュニティバスだけではなくて、スクール便も毎日走っているということ、月にしたら約1,000万円ちょっと、路線が30路線ありますので、1路線にすると30万円ちょっとで毎日コミュニティバスとスクールバスが運営できているというところもあるかなと思います。一概に1億5,000万円が、効果があっているか、ないかというところ、ちょっとなかなか判断難しいところもございまして、併せてスクールバス等の交付税措置もあっているところですので、スクールバス、子供たちの通学の確保というところはとても重要なことだと考えますので、そこも含めながら、言われるように本当に乗る方も少なく、高齢者が多くなってということで、高齢者の免許返納もタクシー券を御希望される方が多いというところも認識しておりますので、また、高齢者の移動手段については、福祉課等と協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） スクール便との混乗というところが、おっしゃるけれども、やはりネックになっているところだと思います。スクールバスのニーズと、その当時は非常に新しいやり方だったと聞いています。スクールバスがあったものを昼間有効活用ということで、コミュニテ

イバスに回してきたという、その当時は、大変新しいやり方だったと歴史的には聞いているんですね。でもやはり時代とともに変わっているという状況を捉えながら、ちゃんとした計算といたしますか、これだけかかるということの中身をもっともっとよく考えて、スクール便をやっぱり切り離れたほうが、学校のほうにも大変都合がいいとも聞いています。なので、高齢者の足としては、もっとコンパクトなものを考えていくとか、そういった具体的な政策に進まれるように希望いたします。

次の質問です。

69ページの委託料、先ほどもちょっと出ましたけれども、経営塾、それから地域しごと支援事業、そして矢部高魅力化は先ほど御質問もありましたので、具体的な、多分継続したところに委託をされていると思いますが、改めまして、委託先をお願いします。

そして、もう、この間経営塾の発表会を聞いた折に、参加者のほうからも、そろそろやっぱ結果を出さんといかんとじゃないかと、町のお金で毎年毎年勉強させていただいているけれども、やはり結果を出していくことが大切だよねというようなことを参加者のほうがおっしゃっていました。そういうところを踏まえまして、この方向性といいますか、これを続けていく、どこで課題解決の、そういったものが町政に反映されていくのかとか、まちづくりに反映されていくのかとか、継続的な、去年もしたから今年もねというこの予算の出し方というのは、やはり非常に危ないなと思っていますので、そこら辺の見直しをお伺いしたいのと、それからもう一つ、70ページの山の都創造ファンド事業が次年度で終わるという話は聞いています。そして、一般質問の中でも、継続的、今これの中ではまちづくり事業とか、にぎわいの再生、空き家改修、そして地区の集会所の備品等々の整備、それから、生ごみ処理のほう、そういったものの補助金が出ていると思っていますが、内容の検証をどのように……イベント補助をした、研修の補助をした、そういったものの検証は、どのようなポイントでされていくのかという見直しをお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えしたいと思います。

まず、委託料の委託先でございますけれども、山都経営塾につきましては、アグリコネクト山都に委託をしております。それと山の都地域しごとセンター仕事支援事業につきましては、まちづくりやべに委託をしております。それと、矢部高校魅力化支援事業につきましては、山都竹琉という会社に委託しているところでございます。

それと、山都経営塾については、結果を出すということで、塾生のほうも御指摘があったとおり取組を進めているところでございますけれども、今年度は、事業の計画の策定をサポートいただきながら進めてきたわけですけれども、来年度については、実際に、今度は行動に移して、事業を進めていくというところで、来年度の計画は上げているようでございます。

山都経営塾は、何をやっているかというのが見えない、動きが見えないという御意見も聞いているところでございますけれども、リーダーシップ養成コースの4人の方たちについては、実践支援を重点に置いて、継続して実施する予定でおります。令和3年度についてでございますけれ

ども。

予算についてでございますけれども、高額な委託料でございます。実際に山都経営塾については、人材育成というのが目標でありますし、山の都地域しごと支援事業につきましては、移住定住、空き家の調査等が事業の目的、それと矢部高校魅力化についても、高校の支援魅力化のための事業でございます。いずれも町の大きな課題でもありますし、支援をしていかなければならない部分でございますので、来年度についても、事業を進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 57ページをお願いします。

防災行政無線デジタル化工事なんですけど、以前、この議案が出ましたときに、入札残が相当ございましたので、外部スピーカーをもう1基ぐらい造成していただけないだろうかということで、検討してくださいというお願いをしておりましたが、いかがでしょうか。

先日から、馬見原っていうか、私のほうのところで林野火災みたいなのは2件引き続きありました。町道を消防車が通るんですけど、皆さん、何があったったんだろかという感じで、外部スピーカーがあれば、どこどこで火災が発生しましたということになりますけども、そのときも近所でしたので、私たちの部落は総出でたたき消しに行っ、消火活動いたしましたけど、また、改めてそのとき思いました。何だろうかということで。地域も交えて、消防の、私たちの地域は団員が1人か2人しかおりません。なので、OBが出るか地域の方が行かなくては、延焼を防ぐには、消防車が来るまでも消火活動しなくてはなりませんので、その後どうなったかということをお尋ねいたします。

それから、59ページです。コミュニティバス運行等委託料の件なんですけど、料金はさておきまして、これもつい先日、恥ずかしながら知りました。というのは、今年度というか令和2年度からというお話を運転手さんからお聞きしましたが、これまでは、矢部地区、清和地区、蘇陽地区という感じで、それぞれバスの起点も設けて、その中を走っておられました。そしたら、先日、もう本当に恥ずかしい話なんですけど、子供たちが乗ったバスが、何人も乗っているんですよ。ところが私たちの地域は二、三人しか小学生がいないんです。えらいこれはいっぱい乗っ取るねと思って、今日は遠足か何かで借りられとるのかなと思ったんですよ。ところが、ちょうど運転手さんが知った人だったので、帰りにお尋ねしたら、いやいや、清和地区の子供を乗せていますと。清和の小学校の子供を乗せて、馬見原を通過して、私たちの地域なんですけど、長崎まで行って、蘇陽南小学校の子供を降ろして、そのまま、また清和へ子供たちを届けるような感じでした。

これは小学生が、往復、その負担がどうなのかというのを一番心配しました。一、二回は遠足気分、こがんとこもあるなという感じで、子供たちも楽しいかもしれませんが、結局、放課後というか、終わりですよ、夕方ですので、もう疲れはしないかとかいろいろ思いましたが、このコミュニティバスの運行を、どういった感じでそういうふうにも再編されたのかをお尋ねいたします。

それから、次が、地域おこし協力隊なんですが、昨年からも、募集をかけても応募がなかったとか言いながら、今度新たにまた5名募集されるということなんですが、何か地域からの要望があつてこの5名を追加されるのかをお尋ねいたします。

それと、同じく62ページなんですが、広報は、町内の各家庭、それから、あらゆる事業所等々と町外の希望者の方等々に発行されていると思いますが、中には、毎月送ってもらうと気の毒いことだから、郵送料等ぐらい負担しましょうということで、負担されている方もいらっしゃるんじゃないかなあとと思いますが、そこをお尋ねいたします。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。

防災行政無線における外部スピーカーの増設ということで、昨年、議会でもご要望いただいております。補助事業者である国との令和3年度の協議が始まりますので、そういった中で、まずは補助金の対象になるかどうかの協議をする必要がございますので、それを進めていきたいと思っております。

それから設置場所につきましては、やはり人口集中地等々をどれだけ把握できるかというところだと思います。

町内全域につけますと、また莫大な費用となりますので、そういった基準を決めながら、補助事業者との協議を進めていくというところがございます。ですから、具体的にどこというのは、今のところはちょっとまだ、示されないというところがございます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

大変申し訳ございませんけれども、コミュニティバスの現状と、広報の部分の個人送付の分について、具体的な件数について手元に資料がございませんので、後で御報告させていただきたいと思っております。コミュニティバスの路線についても、そののところすいません、把握してなかったので、後で御報告させていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊につきましては、現在5名の方が活動されているということで、新たな5名というところで、この5か所については、昨年に引き続き、やはり町のいろんな地域活性化事業、例えば天文台であったり、文楽館、あと物産館でいろんな高齢者等も庭先集荷等されていますので、そういうところの集荷あたりという課題で、要望されていたところで、引き続き行いたいと思っております。本来であれば、令和2年度で任用というところでもございましたけれども、現在応募の方が5名いらっしゃるのも現実として、令和2年度コロナウイルスの関係で、都市部からの方の希望が多かったもので、なかなか面接ができない状況でしたので、早急に面接をして、そういうところに配置したいと考えております。今5名の方が応募があつているという現状です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） すみません、議長、先ほど私の質問の中で、何か、お答えいただけない部分があるんじゃないかと思って確認させていただきたいんですが、山の都創造ファンド事業を、いつ検証、これの効果、事業が終わるといふことで、その必要性に応じては、例えば生ごみ処理機であったりとか、空き家改修であるとか、一般会計の中から引き続き出していきたいというふうな話を一般質問の中で何か答弁なさっていたみたいなんですが、その確認と、これをやはり、この数年間、29年からの分で、どのようなイベントに幾らぐらい支出してきたのかとか、これこれにどのぐらい使って、どのぐらいの費用対効果といいますか、まちづくりに寄与してきたのかとか、そういった検証が、やはり終了すると同時に発生すると思うので、そういったところの方向、今具体的に聞かせろということではありませんが、いつ頃どのようにして検証されていくのかということを確認したいと思っています。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

山の都創造事業につきましては、地域住民が自主的かつ主体的に行うまちづくり活動を支援するための補助金ということで始まったところでございます。メニュー的にも、山の都創造課が行いますにぎわい再生でありましたり、定住支援事業、企画においては、まちづくり支援事業等を行ってきたところです。

まちづくり支援事業については、いろいろなイベントが行われまして、ソフト的な事業を行ってきて、今後やはり参加者の自己啓発もあったと思いますけれども、今後のまちづくりに期待しているものでございます。

おっしゃいますように、5年間の検証を行う必要があると思います。具体的にこの検証を行う期間をいつということではございませんけれども、先ほど予算の中でも、今年度で、このファンド、基金財源が終わるといふところで御説明しましたけれども、この検証を行いまして、今後も引き続き取り組んでいく必要がある事業については、予算の確保をしていく必要があると思いますので、令和4年度の予算編成に向けて、早めに検証を行ってまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 3点お願いします。最初、37ページの雑入のところ、清和水利発電所の売電収入というのがありますけれども、この庁舎にも太陽光パネルありますよね。その売電収入はどうなっているのかということが1つ目。

2つ目は、50ページに、町有林整備というところがあって、昨年の予算は、3,150万円だったと思うんです。記録間違いだったら申し訳ありません。その確認で随分減っている理由をお聞かせください。

それと次は、3つ目は、75ページのマイナンバーについての会計年度任用職員の採用を1人すると。マイナンバー取得に関わる専用の人を雇うというふうに私が思いましたので、それでいいのですか、そういうことですかと。

昨日も病院のほうにお尋ねしましたけれども、マイナンバーがいろんなことをひもづけて便

利にすると総務省のほうがおっしゃっていますが、私はいろんな危険性があると思っています。健康保険証代わりになって便利ですよということがありますが、その健康保険関係からのデータは、どれだけその中に入るようになるんだらうかというのが私は心配です。例えば、病歴とか、お薬は何を使っているとか、そういうことまで入るとなると、それを個人情報で、いろんな就職とかそんなことに対して、悪用されれば大変なことになると思いますので、健康保険証のデータはどこまで入のかということが分かればお尋ねしたいと思いますし、だからそういう、いいことばかりじゃなくて、事実としてこういうこともありますよということをちゃんと伝えながら、それでマイナンバー交付を進めるということにさせていただかないと、後でこんなはずじゃなかったということになったら大変困ると思っておりますので、そのことをお尋ねしたいと思います。

お願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） まず、お断わり申し上げます。本庁舎についている太陽光の分につきましては、後ほど説明させていただきたいと思います。駐車場に設置しておりますのは、設置業者に対しては、使用料として徴収しているというものでございます。

それから、町有林の整備の部分でございますが、下草刈りの面積を減らしましたので、御指摘のとおり3,000万円から減じておりますが、今後、木材の利用ということで総合体育館建設事業とも絡ませておりますので、そういった事業の流れで、当初的には控えているというところでございます。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。マイナンバーカードが、今年の3月末から、健康保険証にも活用できるということで進められていますけれども、実態はマイナンバーカードの登録がまだ3割にも満たないということで、全国的なこういう流れになっているようでございます。また、マイナンバーカードを、マイナポータルというものに登録しないと、保険証として活用できないということで、3割の方が、その登録をされるのが、また、1割にも満たないということ。それから医療機関でのカードリーダーというのがありまして、そこにかざす機械だと思っておりますけれども、それは、その普及もまだ3割に満たないというようなことが、国保新聞にも載っておりました。

御心配されている件なんですけれども、服薬情報とか、検診情報とかは、マイナンバーカードで分かるということで、それから社会保険とか国保とかそういう資格も分かるということで、医療機関同士の過誤請求が、ぐっと減るという話で聞いております。マイナンバーカードを登録しますと、個人でも自分で検診情報を経年的に見れるという利点があるんだよというようなことで、あと医療機関からすれば、重複服薬の防止に役に立つということで、病歴のことについては、ちょっとその辺は分かりません。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 自分の健康に関するデータがどれだけ入るのかということ言えば、服薬で、病気の推測はできますよね。何を飲んでいるかということ。心配し過ぎだと言われるかもしれませんが、これでいろんな個人情報がかんたんかんたん、マイナンバーに含まれていく危険性の歯止めというか、そういう意味でも私たちは知っておかなければいけないと思ってお尋ねをしました。

先ほどちょっとお答えしていただけてないのが、1人の雇用がマイナンバー交付専門家ということと、それをお願いします。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、窓口でのマイナンバーカードの申請受付、それからカードができてまいりましてからの交付の仕事を業務として雇用したものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） すみません、3回目ですよ。これで終わりにしますけれども、だから専用に職員を雇われるほどのことかと私は思います。それならばほかにも仕事たくさんあるのにと、そういう採用の仕方はいかなものかと感じました。

もう一つはもう質問ではありませんけれども、いろんなところというか、昨日からも、財源としての基金で、まちづくり基盤整備事業からということが言われますけれども、これは何でだったかという、訓練移転再編交付金ということで、沖縄の負担軽減、日米合同演習を大矢野原でやった、オスプレイが何機来た、合同演習が何日だったということに対する交付金なんだということは、忘れないでおきたいなと思いますので、逆転しないように、これは補償という形で、大矢野原周辺の住民の方、それからひいては、町民みんなが、あのときとても怖い思いをしましたので、それに対する補償としての交付金の基金だということと、これがもうあまり来ないような形になっていってほしいなと思っていますので、ちょっと言わせていただきました。

すみません、以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。3款民生費に入ります前に、2款総務費についての回答を行います。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 2番議員の質問にございました本庁舎の太陽光発電施設につきましては、庁舎用の電源となっております。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） それでは、まず、コミュニティバスの運行についてお答えいたします。

蘇陽南小の3時半と4時半の下校便におきましては、長崎方面の子供さんと神ノ前の子供さんを神ノ前線に乗せて運行されているということでございます。山都交通の中で調整されているとのことでした。事業者による効率的な運行の御提案はいただきたいと思いますが、町との共有を図っていくことが最重要であると考えておりますので、今後は共有を図っていききたいと思います。また、スクール便の全路線の現状確認をしていきたいと思っております。

続いて、広報やまとの個人発送分についてでございますけれども、現在30名の方に発送しているところで、郵送料については町が負担しております。随分以前になりますけれども、郵送料の支払いの申出があったとのことですが、その際には、ふるさと納税に御協力いただく旨お願いして、郵送料のお支払いについてはお断りしたと聞いております。

○議長（工藤文範君） 3款民生費について説明を求めます。

（自席より発言する者あり）

ちょっと待って、2款はもう質疑終わりますから。

（自席より発言する者あり）

もういっちょ何かあつとですか。回答が。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） スクール便について、先ほど、清和の子供さんが、蘇陽を回ってからまた降りるといような御指摘があったんですけど、確認したところ、そうしたことはないということでございました。清和の子供さんたちは、清和内のスクールバスで運行しているので、蘇陽とまたいで乗車、降車することはないということで確認を取りました。

現在、小中学校でスクール便、運行している中で、乗車している時間が一番長い子供さんで約60分弱でございます。企画政策課と打ち合わせながら、さらに効率的な運行について協議をしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 3款民生費について説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、第3款民生費を御説明いたします。

民生費につきましては、住民の皆様のご一定水準の生活と、安定した社会生活を保障するために必要な経費を計上しております。福祉課関係は、社会福祉、障害者福祉、人権センター、老人福祉、児童福祉、災害救助となります。経常経費が主ですので、新規事業や主要な事業を説明させていただきます。

84ページをお願いします。社会福祉総務費です。

昨年度と比べまして、4,712万7,000円減額となっておりますが、これは主に民生委員協議会や

社会福祉協議会などへの補助金関係が含まれていないためでございます。6月補正をお願いする予定でございます。

1節報酬に、男女共同参画促進懇話会委員9名分の報酬を計上しております。本年度策定しております第3期男女共同参画計画について、進捗状況を評価し、施策の見直しにつなげることが大切ですので、毎年度、懇話会を開催することとしております。

86ページをお願いいたします。

こちらの11節と12節におきましても、この計画の評価に関する経費を計上しております。

次に、88ページをお願いします。

障害者福祉費です。こちらにつきましては経常経費でございます。

次に、91ページをお願いいたします。

人権センター運営費です。前年度と比べまして、203万9,000円減となっておりますのは、主に部落解放同盟補助金分が含まれていないためでございます。6月補正をお願いする予定でございます。

94ページをお願いします。

委託料の中で、人権教育啓発基本計画策定業務委託料233万1,000円を計上しております。前回策定されまして10年経過しましたので、これまでの取組や現状分析、課題を整理し、今後の方針や施策を策定いたします。

次に、95ページ、老人福祉費です。

7節報償費の長寿祝い金につきましては、88歳到達者へ1万円、100歳到達者へ2万円をお祝い金として支出するものです。満88歳の方178名、100歳の方24名を該当者として計上しております。2年度は、満88歳の方が206名、100歳の方が15名でございました。

続いて、老人福祉施設費です。こちらは、生活支援ハウス清楽苑、柏老人福祉センターに係る社協への管理委託料及び施設維持に係る経費を計上しております。

96ページをお願いします。

14節工事請負費195万円は、清楽苑の電話設備修繕工事経費を計上しております。現在、アナログのため、デジタル化とするものです。各入居者の部屋と職員がおります事務室へつながりませず緊急ブザーを同時に修理いたします。

次に、保険事務費です。98ページを御覧ください。

27節繰出金のうち、介護保険特別会計繰出金を計上しております。

次に、介護予防費です。こちらは、大久保住宅と長崎、橘、長谷、上差尾地区交流館の維持管理に係る経費を計上しております。

次に、児童福祉総務費です。100ページをお願いします。

7節報償費の出産祝い金につきましては、80人分を計上しております。第一子3万円、第二子5万円、第三子10万円、第4子以降、20万円の祝い金でございます。

次に、101ページ、児童措置費です。

12節委託料で、保育業務委託料につきましては、まちづくりやべから、保育士4名、調理師5

名を派遣していただきまして、運営を行っているものです。

次に、102ページ、児童福祉施設費です。

公立保育園5園の運営費になるところでございます。3月1日時点、15クラス、194名を措置しております。会計年度任用職員につきましては、保育士19名、保育補助18名、調理師6名、調理員2名分を予算計上しております。

105ページを御覧ください。

14節工事請負費です。

二瀬本保育園改修工事については、外壁改修と職員トイレ改修を予定しております。外壁が剥がれ落ちまして、それが大きな固まりの場合もありまして危険なため、改修いたします。また、トイレを衛生上、保育士と調理士を分けるために改修いたします。

みらい保育園では、中庭に渡り廊下とその上部に屋根を新設するものです。施設内の移動の利便性、保護者の送迎時に雨にぬれないようにするためでございます。

17節備品購入費では、各園、必要な経費を計上しております。暗幕やデジタルカメラなどを予定しております。

次に、106ページ児童館運営費です。

前年度と比べまして、303万4,000円減額となっておりますのは、主に、2年度は耐震診断業務委託料を計上していたためでございます。本年度、児童館の建物の耐震診断を実施いたしました。診断の結果、基準を満たしており、耐震補強工事の必要なしとの結果でございました。

後になりましたが、人権センターも同様に診断を実施いたしまして、こちらも、耐震補強更新の必要なしという結果でございました。

次に、107ページ、子育て支援施設運営費です。

会計年度任用職員につきましては、子育て支援センターにおいては、子育て支援員3名、支援員補助1名を、病後児保育室は、保育士1名、看護師1名を予算計上しております。

109ページをお願いいたします。

14節工事請負費172万円については、この施設の向かい側の駐車場を舗装するためのものです。最後に、110ページ災害救助費です。

19節扶助費、この災害見舞金につきましては、罹災見舞金として、火災や風水害、地震などで住家が放出した場合は、20万円以内、住家が半壊または半焼の場合は、10万円以内を支払うようになっております。災害が発生した場合、直ちに見舞金を支払う必要がありますので、100万円を計上しております。

以上で、福祉課関係の3款民生費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 次の目について説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 健康ほけん課です。3款民生費につきまして、各事業ごとに主なものを説明いたします。

87ページをお願いいたします。

3款1項2目国民年金事務費でございます。

本年度予算額797万3,000円でございます。財源内訳は、国庫委託金が762万3,000円でございます。

2節から4節は、職員1名の人件費でございます。

88ページをお願いします。

10節需用費は、コピー使用料、トナー代などでございます。

12節委託料につきましては、令和2年度税制改正に伴う年金システム委託料でございます。

続きまして、96ページをお願いします。

7目保険事務費でございます。保険事務費には、国民健康保険事業費及び後期高齢者医療事業費に係る一般会計分を計上しております。財源につきましては、特定財源として、国県支出金が1億6,972万8,000円、後期高齢者医療広域連合から、健康診断受託事業収入が1,625万9,000円でございます。

2節から次ページ4節につきましては、本庁及び支所職員合計6名分の人件費が含まれています。

97ページをお願いします。

8節から11節は、後期高齢者に係る歯科健診に係る経費でございます。

12節委託料は、後期高齢者に係る歯科健診及び医科健診委託料でございます。後期高齢者医療広域連合で算出されます検診委託料には、新たにアルブミン検査を計上しています。これは、高齢者の低栄養を発見するための血液検査になります。

18節負担金補助及び交付金が、後期高齢者医療広域連合負担金として、3億163万7,000円でございます。主に、療養給付費等交付負担金になります。これは医療費の給付に基づき、後期高齢者医療広域連合が算出されます。

98ページをお願いします。

27節繰出金でございます。こちらにつきましては、法定内繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ、それぞれ繰り出していただくものでございます。

こちらの財源としましては、国保における保険基盤安定分として、国が2分の1、県が4分の3、後期におきましても、保険基盤安定分として、県が4分の3交付されます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 以上で、3款民生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 94ページの、先ほど、部落解放同盟補助金を6月に出すとか何とかいう話がありましたけども、私は、やっこの町も脱皮したかなって、この辺りの補助金を払わんごとなったかなと思って、載ってないんで喜んでたんですけども、6月に出すという話で、これは法律か何かで決まるとる助成金なんでしょうか。百何十万、たしか毎年払ってらっしゃると思うんですよ。私毎年聞いているんで。180万円ぐらいだったかな。そのくらい払っていらっし

やると思うんですけども、これは、どうでも払わないかんお金なのかどうかを一つ。

それと、106ページの1節に、同和教育指導員という報酬が児童館にあるんですけども、同和教育の指導員ですから、人権センターか何かにあるべきじゃないかって思うんですけども。それと、そういう指導員が特別に必要なんでしょうか。人権教育関係、今の世の中ですから、もっと、同和教育だけじゃなくて、人権教育に力を入れるべきだろうと私は思うんですよ。人権教育の中にもいろんなことがありますよね、パワハラ、セクハラ、心の教育、そういったものの専門の指導員というのは必要なんじゃないかなと思うんですけども、ここで児童館に、同和教育指導員が必要だというのが、ちょっと分からないんですけども、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。

まず、補助金について、法的にはございませんけれども、県下各市町村が団体補助金として支出をなされている状況でございます。郡内におきましても、嘉島、益城、甲佐町でそれぞれ運動体に補助金を支出されております。必要な経費でございます。

それから、106ページ、報酬、こちらの同和教育指導員とありますが、児童館の二人の会計年度職員の報酬でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） あんまり質問に答えとなはらんかなという気がせんでもないんですけども、各市町村が補助金を出しとるっていう話ですけども、その金額的にはどうなんでしょう、この町はよその市町村に比べたら、高額に出しているとかそういうのはないかどうか。

それと、さっきの任用職員が二人必要ですからって、それと、同和教育指導員が必要かどうかというのは別の話じゃないかと思うんですよ。ここで児童館の運営していくために任用職員が二人必要だということであれば、分かります。じゃなくて、ここに何で同和教育指導員が必要なのかを聞いているんです。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。

まず、ほかの市町村はどのぐらい出しているかということですね。昨年度、令和元年度調べの一覧がございます。郡内で言いますと、嘉島町が三つの運動体がありまして、それぞれ142万5,000円支出されています。甲佐町におきましては、二つの運動体がありまして、各175万円、350万円を支出されているということでございます。高森町では、二つの運動体にそれぞれ200万円ずつ支出されているような状態です。山都町が決して高いということではございません。

それから、会計年度任用職員が同和教育指導員という表示になっておりますが、この児童館の位置づけが、地域の子供たちの生き抜く力を育てるための同和教育というのを進めなくてはいいけませんので、そういった指導員という表記になっております。以上でございます。

どうぞ御理解を。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 一番最初のところ、84ページ、一番初めに書いてある男女共同参画促進懇話会委員報酬が5万4,000円。一般質問でもさせていただきましたが、全く例年どおり本気が見えないなという感じがしております。次の次のページに、この3年3月にまとめられる新しい5か年の計画に対するアンケート調査等々の予算は、また別途入っておりますが、この懇話会という位置づけが、私も参加していながら、何なのかなど。やっぱりこれは諮問委員会というか、各課が必要に応じて、御意見をいただきたいというときだけに集まってやるという性質のものであると理解をしないといけないのか、それとも、この懇話会でもっとこう積極的な活動ができるというふうに、それはどのような理解で考えたらいいのでしょうか。この1回こっきりの費用弁償でございますけれども、何か寂しいなあという感じがしております。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。

男女共同参画促進懇話会、年に1度の開催で、もっと回数を増やしたいところでございますけれども、2年度は計画を策定しましたので、3回させていただきます。この会は町長の附属機関ということで、男女共同参画計画に対しまして、方向性を示したり、施策を策定したりといった協議を進める場でございます。という返答でよろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 3点お願いしたいと思います。

最初に、障害者福祉のところ、90ページ、手話奉仕員養成とか、手話に関するのはいろいろあるんですけども、併せて文字支援通訳というのがあると思うんですね。それは、例えば今話しているのを、パソコンで打ち出して、画面上に文字として出すという支援があるんですけども、ぜひそちらのほうも取り入れていただくとありがたいなと思っています。これは希望ですけども、お年寄りの耳の聞こえ、耳が遠くなった方たちにとっても、講演会とか、そういうときにすぐ役立つツールだと思うので、来年度から考えていただきたいというのが一つ。

それと、107ページの、去年もお尋ねがあったと思うんですけど、病後児保育のことについてです。去年、登録者がたしか35名から40名ぐらいで、利用が2名だったと聞いています。今年度はどういう状況だったのかということ、病児保育についてのお考えは、昨年はないお答えいただきましたが、その後、どちらかという病後児よりも病児のほうがニーズはあると思いますので、その辺の検討された結果をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） まず、手話通訳の負担金ですけども、これは、熊本県全体で行われている研修会に、市町村ごとに負担金を支出しているというものでございます。

それから、病後児保育、今年状況ですけども、今年は周知活動に力を入れました。乳幼児健診に職員が出向きまして、健診の待ち時間に登録の申請書に書いていただいたり、説明をした

りという活動が実りまして、新規登録者が64名、合計97名と大幅に増えております。それから今年度から蘇陽支所、清和保健センターでも対応できるようにしております。利用者数は延べ5名となっております。矢部地区が3名、蘇陽地区で2人利用ということでございます。

それから病児保育についてでございますけれども、まず、病後児保育を充実させて、そちらがうまく機能するようになりましてから、病児保育を考えたいということで、スタッフがいろんなところの情報を収集しております、インフルエンザ関係の、本来ならば、保育園、学校の出席停止期間も受け入れることができるようにしたりと、それから、町のお医者さんと相談して、ある程度の回復期の子供は見ましようということで、実際、病児保育に近いことをしているなということで、職員が申しておりました。アンケートも取ったんですけれども、できることになれば、やっぱり自分の手で、具合の悪い子供は面倒見たいという声がありましたので、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、協議していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 随分、広報活動に努力されていることがよく分かりました。ありがとうございます。

やっぱり、できるだけ病気の子は、自分で見たいという気持ちもとてもよく分かりますし、私もそうでした。でも、どうしても、それでもというときのセーフティーネットとして、考えていただいて、それに近い形でやっていただいているということは大変ありがたいと思います。

私ごとですが、うちの娘も、もうぎりぎりでどうしようかって迷って、ただ、当日でも受け付けてもらえるようになったとか、以前に比べれば、利用しやすい環境を整えていただいていると思いますので、今後もぜひ御検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、昨日もあったハピネスポイントについての予算というのはここじゃないですかね。すみません、また、別で出てくるんですかね。分かりました。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

4款衛生費について説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 4款衛生費でございます。

健康ほけん課では、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成のために、妊娠期から高齢期まで、生涯を通じた保健事業を行っております。今年度、それに加えまして、新たな事業として、高齢者保健事業を介護保険の地域資源支援事業や、国保保健事業と一体的に提供する一体的実施に係る経費を計上しております。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る必要経費を計上しています。その他、新規事業が幾つかございますが、各事業ごとの説明の際に申し上げます。

それでは、各事業ごとに主なものについて説明してまいります。

111ページをお願いします。

1 目保健総務費が、本年度予算額 3 億5,741万9,000円でございます。前年度と比べると7,133万5,000円の増です。主に保健師 1 名増による人件費の増、二次救急医療病院群輪番制補助金の増、そよう病院への繰出金の増などがございます。

特定財源として、後期高齢者医療広域連合から、高齢者保健事業と介護予防の一体化実施受託事業収入が、1,630万円でございます。

1 節報酬は、嘱託医報酬 7 名分と会計年度任用職員 5 名分を計上しています。

2 節から 4 節までは、本庁及び支所職員合計14名と会計年度任用職員 5 名分の人件費です。

112ページをお願いします。

10節需用費、修繕料から次のページの26節公課費までには、車検 2 台分の諸経費がそれぞれ計上してあります。

113ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金でございます。

二次救急医療病院群輪番制事業補助金は、現在、山都町において、休日夜間の重症救急患者の受入れを担われているそよう病院と、令和 3 年 4 月から週 1 回のペースで二次救急医療の受入れを開始される矢部広域病院に対し、補助金を交付するものでございます。これは以前、平成18年に矢部広域病院が救急告示病院を辞退されるまで交付されていた補助金でございます。

27節繰出金は、そよう病院への繰出金です。法に基づく繰り出し基準により算定してあります。令和 3 年度は、基準に基づき、令和元年度決算における不採算地区病院の運営に要する経費を含めて算定してございます。

2 目母子保健費は、本年度予算額965万2,000円でございます。特定財源として県補助金が67万5,000円です。

1 節報酬は、会計年度任用職員として、歯科衛生士 3 名分です。

12節委託料につきましては、妊婦健診委託料として70名分を計上しております。このうち、妊婦歯科健診及び膣分泌物検査は、県の少子化対策総合交付金事業として、補助が 4 分の 3 でございます。

114ページをお願いします。

母子手帳アプリ委託料は、令和 2 年 1 月から 1 年間、無料のトライアル期間で実施していたものを継続利用するものです。過誤接種防止や町の情報発信、各種健診の勧奨を効率よく行えるもので、現在78名の方が利用されています。

18節負担金補助及び交付金におきまして、不妊治療費助成として50万円を計上しています。特定不妊治療費助成、一般不妊治療費助成、それぞれ25万円を計上しています。一般不妊治療費助成は、県の少子化対策総合交付金事業として補助が 4 分の 3 です。

続きまして、3 目センター管理費です。本年度予算額1,785万1,000円でございます。前年度と比べると、498万3,000円の減です。こちらは矢部保健福祉センター千寿苑と清和保健センターの必要経費について計上しています。

115ページをお願いします。

12節委託料において千寿苑の施設管理委託料として558万3,000円を計上しています。

14節工事請負費でございます。矢部保健福祉センター千寿苑の浄化槽を経年劣化により修繕するものと、電話回線が今現在混在しているものを整備するものを計上しています。

電話回線については、これまで複数の業者により引き込まれているため、回線が混在し、整理されておらず、回線の新設や撤去の際、多くの時間を要し、また、断線等の危険があるため、今後、良好な環境で使用していくために、端子盤を新設し、回線を引き直すものでございます。

続きまして、4目予防費でございます。本年度予算額8,748万9,000円でございます。前年度に比べ5,000万9,000円の増です。増額の主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増でございます。財源は、国庫負担金及び国庫補助金が5,084万2,000円でございます。

1節報酬から4節共済費までは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る人件費です。委員報酬として、予防接種健康被害調査委員会委員報酬4名の2回分、会計年度任用職員として、一般事務分、6か月が1名、日々雇用6か月が2名、及び看護師分、日々雇用6か月が3名を計上しています。

116ページをお願いします。

8節旅費は、新型コロナウイルス接種に係る費用弁償です。

10節需用費から、次のページの12節委託料におきまして、追加的風疹抗体検査事業に係る必要経費をそれぞれの科目に計上しています。3か年事業の3年目でございます。こちらは国庫補助が2分の1です。

10節需用費に戻っていただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業分として、消耗品、医薬材料費をそれぞれ計上しています。

11節役務費においては、接種券、予診票等の郵送料、超低温冷凍庫設置手数料を計上しています。こちらは本庁の分です。

117ページをお願いします。

12節委託料でございます。予防接種委託料は、定期予防接種12種、任意予防接種2種を計上しています。うち1種は新規事業として、おたふく風邪の予防接種が、1歳、4歳、それぞれ65人分を計上しています。子育て世帯の経済支援と難聴予防のために行うものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業分としては、接種委託料ほか、バス運行委託料、蘇陽支所分の超低温冷凍庫電源設置委託料など、必要経費を計上しています。

13節使用料及び賃借料は、電話相談に伴う回線使用料です。

17節備品購入費は、血圧計、非接触型体温計、パルスオキシメーターの経費を計上しています。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、合計で5,000万7,000円です。

118ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金は、高齢者のインフルエンザなど予防接種の償還払を行うものです。

続きまして、5目健康増進費です。本年度予算額が、6,853万8,000円でございます。前年度に比べ、107万5,000円の増です。主な要因は、新規事業として行う高齢者の保健事業と介護予防の

一体的実施事業の増でございます。

冒頭に触れましたが、全国的に少子高齢化が進む中、高齢者の心身の特性に応じた保健事業を、介護予防事業と国保保健事業と一体的に実施し、健康寿命の延伸や、医療費の適正化を図るために行う事業でございます。

具体的には、事業全体のコーディネートを保健師などの医療専門職が担い、医療介護データを分析して地域の健康課題を把握し、データの分析結果から、具体的な健康課題を抱える高齢者や閉じ籠もりがちな高齢者、健康状態不明者を特定し、必要に応じてアウトリーチ支援を行い、必要な医療介護サービスにつなげること。関係機関と連携し、医療専門職が通いの場などに積極的に関与し、フレイル予防に着目した高齢者の支援を行うもので、後期高齢者医療広域連合から町が委託を受けて行う事業になります。

一体化実施に係る事業は、1節報酬から、次のページの17節備品購入費において、1節、会計年度任用職員1名の8回分、7節、歯科医師、薬剤師などの健康講話謝金が1人1回1万円の11回分、8節、会計年度任用職員の費用弁償、10節、教材費などの消耗品が50万円、11節、郵便料が12万6,000円、次のページの13節、体組成計リース料3台分、17節、備品購入費は、デジタル血圧計3台分など、合計で164万2,000円を計上しています。財源は、後期高齢者広域連合から受託事業収入として150万円です。

118ページにお戻りください。

また、今回、新規事業として、熊本連携中枢都市圏健康ポイント事業に係る必要経費を計上しています。

次のページの18節に記載してございますけれども、そのほかに、10節需用費に、リーフレット、チラシ代が2万円、商品代が1人1万円の5人分、11節商品送料が2万5,000円、手数料がここに書いてございますとおり23万9,000円、18節負担金が17万4,000円、合計50万8,000円を計上しております。こちらは特別交付税措置対象となっております。

この事業は、熊本市と近隣14市町村が、連携中枢都市構想に基づき実施する事業の一つで、スマートフォンを利用した健康アプリで、健診受診や、禁煙の取組、歯科検診受診、献血、健康チェック、ウォーキング等の日々の健康づくり活動を、健康ポイントとして見える化し、達成状況を確認できるとともに、活動成果に応じて抽せんプレゼントを贈呈することで、健康づくりの習慣化を促進する仕組みの事業です。

最後になりましたけれども、12節委託料に、集団検診、がん検診委託料、人間ドック委託料を計上しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 次の目について説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、4款衛生費のうち、環境水道課関係分につきまして、主なものを説明いたします。

119ページを御覧ください。

4款1項6目環境衛生費です。3億2,601万9,000円を計上しております。特定財源につきましては、国庫支出金の内訳は、浄化槽設置に係ります循環型社会形成推進交付金と、浄化槽設置整備事業補助金及び権限移譲事務委託金でございます。その他の内訳につきましては、飼い犬の登録、狂犬病予防注射関係の手数料及び敷地使用料でございます。

1節報酬は、環境審議委員会委員7名分でございます。

2節から次のページ4節までは、職員9名分の人件費です。

121ページを御覧ください。

12節委託料のうち、美しいまちづくり推進委員業務委託料につきましては、自治振興区ごとに推進員を選出いただき、ごみステーションや河川等及び不法投棄の監視業務をお願いしているものでございます。浦川水路浄化施設汚泥引き抜き処分委託料につきましては、2年に1回実施しており、来年度において、引き抜き作業を行うものです。

18節負担金補助及び交付金のうち、浄化槽整備促進事業補助金につきましては、5人槽26基、7人槽23基、10人槽1基の計50基分を計上しております。補助につきましては、国から2分の1、県から4分の1の補助金がございます。

次のページで、資源ごみ集団回収事業補助金につきましては、現在13団体の登録があり、本年度の実績に基づき計上しております。小規模等水道施設整備事業補助金につきましても、過去の実績に基づきまして計上しております。

27節繰出金のうち、水道事業会計繰出金につきましては、簡易水道等の起債償還金及び水道事業職員5名分の人件費に係る分を計上しております。

続きまして、7目火葬場管理費です。1,277万9,000円を計上しております。

特定財源につきましては、その他の内訳としまして、火葬場使用料及び自動販売機電気使用料でございます。

10節需用費のうち、修繕費につきましては、機械機器の経年劣化によります更新及び補修にかかる経費を計上しております。

12節委託料のうち、管理人委託料につきましては、2名分の委託料を計上しております。

続きまして、4款2項1目じんかい処理費でございます。1億9,384万6,000円を計上しております。特定財源につきましては、その他の内訳につきましては、持込みごみ処理手数料、指定ごみ袋等販売、及び有価物類売却料、ペットボトル等拠出金でございます。

2節から次のページ、4節までは、会計年度任用職員4名分の人件費でございます。

10節需用費のうち、指定ごみと購入指定袋等後購入費につきましては、本年度の販売実績及び在庫を基に計上しております。

12節委託料のうち、一般廃棄物収集運搬委託料につきましては、矢部、清和、蘇陽地区ごとの収集運搬業務で、3業者への委託となります。

次のページの、公共施設一般廃棄物収集運搬委託料は、24の公共施設の収集運搬業務を1業者へ委託する予定でございます。

14節工事請負費のうち、小峰クリーンセンター灰出し設備補修工事につきましては、設備点検

において、補修整備が必要となったものでございます。小峰クリーンセンター場内舗装工事につきましては、運搬車両等の運行をスムーズにするために、新たに舗装するものでございます。

18節負担金補助及び交付金のうち、上益城広域連合負担金につきましては、施設整備に伴う用地取得に要する経費を5町で均等割りしたものでございます。

続きまして、2目し尿処理費です。7,037万円を計上しております。

2節から4節までは、会計年度任用職員3名分の人件費です。

10節から26節までにつきましては、説明のとおり、し尿処理に係る経費及び施設の定期補修などの、維持管理に係る経費を計上しております。

129ページを御覧ください。

3目最終処分費です。2,128万円を計上しております。

12節委託料につきましては、小峰クリーンセンターから排出される灰や燃え殻を最終処分場へ搬出するための運搬及び処理に係る委託料を計上しております。

以上で、4款の環境衛生費の環境水道課分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（工藤文範君） 以上で、4款衛生費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 114ページの保健センター管理費のところでお伺いします。

直接金額に見えているわけではないんですが、千寿苑と保健センターにある健康マシンと申しますか、健康増進マシンの整備点検とか、それからその利用状況が今、昨年度のコロナによってああいう場所に集まってみんなで汗を流すということの機会が奪われているわけなんですけれども、その保守とそれから、今後の健康増進その予防というところで、以前から、一般町民が使えるようにならないかなという話をさせていただいているわけなんですけれども、その機械の今後の維持とかそういった使い方についての方向性があればお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。以前、吉川議員から清和の保健センターのマシンですかね。千寿苑ですか。

千寿苑のマシンのことについては、現在、利用者、いらっしゃると思うんですけれども、どういうふうになっているか、私は把握しておりませんので、ちょっとお答えできません。申し訳ございません。

それから清和の保健センターのマシンを一般住民にというようなお話でしたね。それにつきましては、きちっと負荷をかけたりして使うべきなので、気軽に行つて誰でもできるという道具じゃないということを聞いております。危険なので、誰か見守っている人がいることが必要なので、一般の夜間とか、そういう貸出しは、ちょっと無理ではないかというような認識でおりました。ですけれども……。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。把握されていないということですが、確かに

清和のほうは健康なんて言いましたっけ、そういうクラブの方が、ちゃんと使い方を知った上で、お互いに指導、指導員がいらっしゃるわけではないんですが、そういうクラブの方が健康増進のために使っていらっしゃる。割と高齢の方なんですけれども、千寿苑にあるのは、エルゴメーター、トレッドミルとか割と誰でも操作ができるというものだと思います。なので、以前から申し上げているように、やっぱり町民の健康寿命を延ばすためにも、アフターファイブみたいな夕方からの使用料が、例えばワンコインとかでできたら、有効なのではないかと。やっぱり雨の日に外を走ったり、歩いたりするのなかなかできないので、そういったときに屋内でのスポーツでストレス発散とか、そういう意味合いにおいても、使えるような方策を検討していただきたいと思います。

それともう一つ、市の中核連携の、何か難しい名前がついてましたが、健康アプリ、118ページ。中核都市圏健康ポイント事業手数料。これ今本当に盛んに歩く人が増えていて、その人たちが、やっぱりスマホの中にそういうアプリを入れていらっしゃる。くまモンのマークがついておりますもんね。それで、例えば熊本市であれば、西区で今日トップ歩いているのは誰々ですよとか、そういう見える化をして、ちょっと今日頑張ろうかねとか、負けたね、あの人とかが見える化できるものであって、こういったのも難しい名前がついておりますが、もちろん、呼び名というのがあると思いますので、そういったものを、やっぱり町民が例えばこの山都町でもこういったものに参加されているということであれば、今日山都町で、誰々さんとは出なくても、今日一番歩いている人は2万歩いっとらすばいとか、そういったことが分かってお互いの励みにもなると思いますので、これも、ハピネスポイントと同じように、周知方を上手にさせていただけるようにと思いますが、この周知方法については、どう考えていらっしゃいますか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。町のホームページ、防災無線、広報紙等を使ってまいりたいと思います。また、集団検診会場で受診者にパンフレットを用いて、勧奨というか、御案内するというか、そういうふうな。あと医療機関や歯科医院においても、パンフレットを置かせていただいて周知してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の118ページの健康増進費の中で、健康講話の謝金とか、体組成計のリースとか、デジタル血圧計とかを買われるとおっしゃいましたが、これは、例えば、今はあまりできませんけれども、地域のサロン活動のときに貸し出していただけるとか、そういうものでしょうか。どういうときに使われるのかというのを一つお尋ねしたいです。

それと、122ページの資源ごみ集団回収事業補助金なんですけど、これは一昨年、導入されたときの予算はたしか300万円だったと思うんです。去年が100万円に減額されて、今回は46万5,000円ということで、実績に基づいてということは、なかなかその、団体も増えないし、去年はコロナで、収集の量も少なかったんだらうと思いますけれども、このことについては、どのよ

うに今後していこうと思われているのかということをお聞きしたいです。

それと、去年もたしか私言ったと思うんですけど、ゴミ袋を私たちが購入したお金と、それに
かかった購入費の差額とか、みんな一生懸命みんなで分別して出した、さっきの資源ごみ集団収
集と別に、普段にごみ収集場に、町民の皆さんが出されるペットボトル、アルミ缶、スチール缶、
紙類、そういうものの、その他の財源で言われた有価物売却費、そういうふうには何か収益として
上がったものは、目に見える形で、例えば遊具、これはみんながリサイクル頑張ったから、この
遊具が買えたんですよとかいうふうにはできませんかねと、去年たしか私言ったと思うんです。そ
したら、いやもう全部、とにかく塵芥処理費がかかるので、打ち込んで、できるだけその総額を
減らしたいとお答えになったと思いますが、再度、やっぱりせっかく町民の皆さんで頑張ったこ
とが、先ほども言われましたけど、見える化することで、また、リサイクル頑張ろうというふう
にしてもらえないかなということをお願いしたいと思いますが、2回目になって申し訳ないん
ですが、そのことについての御検討はいただけないだろうかということ、質問したいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。高齢者の一体化事業ということで、ポピュ
レーションアプローチといいまして、そういう高齢者の方が集まれる場に行きまして、健康講
話を歯科医師とか薬剤師さんとかにお願いするというような形の講師の謝金という形になります。

また、体組成計はリースなので、拠点が矢部、清和、蘇陽で一つの固まりみたいな感じで活動
していくような形になりまして、そこの活動する際に、持って行って使用するものと理解してお
ります。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。

まず、集団回収の件ですけれども、一応300万円、100万円で、今回が40、50万円弱ということ
ですけれども、その要因としましては、要は、そのときの単価がもうずっと下落して、1円とか2
円とかというような、金額になってしまいますものですから、量的にはそんなに変わらなくても、
売った金額に対して補助金を算定しますので、だんだん安くなってきているというところでご
ざいます。で、今回も一応去年の実績から上げまして、今現在13団体ですけれども、予算としまし
ては、一応15団体分という計算をして上げております。

それとごみ袋、ペットボトルの収入を見える化してというところで、議員は昨年もおっしゃっ
ておりましたけれども、確かにそういうふうになれば、住民の皆さんもできたなというところで、
議員おっしゃったような、できると思いますけれども、何しろ施設が古くて、そちらに予算かか
りますから、幾らでも収入分はなるだけそっちのほうに充てていかないと、財源的に厳しいとい
うことですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 本当、環境、御苦労さまでございます。

やっぱりこの衛生費というのは、莫大な経費がかかりますね。2億8,500万円か。そして、しかも定期的に小峰クリーンセンター、5,000万円の工事、そしてまた、千滝し尿処理についても2,500万円が、毎年毎年、必要経費というといけませんけれども、環境整備については、膨大なお金をこの町も支出するというので、ちょっと気になったんですが、昨年、コロナ渦で、最終処分場の進捗を簡単に述べていただきたいと思いますが、どうなっているかを。詳しいことは結構でございますから。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。

広域の施設の整備ということですが、今の段階では、今の計画にのっとってやって、負担金のほうにも入っておりますけれども、今年度までに用地の購入をして、その後につきましては、また、今までの新聞報道等でもございますけれども、各町の財政状況とかもございまして、建設の時期というのは、はっきりはまだ決まっておりませんが、今のところは、建設に向けて、スケジュールを組んでやっているという状況でございます。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 今の課長の答弁で納得をいたしましたけれども、やはりなかなかこれは大きな問題で、この町の財政も、大きく左右するかと思いますので、今後ともしっかりと、現状を見極めながら、そしてまた、将来に向かっての、今、報告をされたようなこととございまして、ぜひとも、それに向かって、進んでいただきたいということを要望いたします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時23分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、議事日程の都合によってあらかじめ延長いたします。

5款農林水産業費について説明を求めます。

農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） それでは、5款、農林水産業費の御説明をいたします。

各事業、主なものについて御説明をさせていただきます。

130ページのほうをお願いいたします。

5款1項農業費、1目農業委員会費。本年度予算4,184万5,000円を計上しております。特定財源、その他の125万6,000円は、農業者年金業務の委託手数料でございます。

1 節報酬1,187万9,000円。こちらは、農業委員19名、農地最適化推進員28名の報酬並びに会計年度任用職員2名分の報酬となっております。

2 節給与から4 節共済費までは、3名の職員の人件費等でございます。

131ページをお願いします。

10節需用費96万4,000円。こちらは、年2回発行します農業委員会だよりの印刷製本費でございます。

次に、2目農業総務費です。1億2,844万円を計上しています。特定財源のその他60万5,000円は、施設の使用料でございます。鮎の瀬交流館、蘇陽宮農センター二瀬本ふれあい交流館の使用料です。

1 節報酬160万円。会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

2 節給与から次の132ページの4 節共済費までは17名の職員分の人件費となっております。

133ページをお願いいたします。

12節委託料129万7,000円。こちらは二瀬本ふれあい館、西部地区交流館の点検委託料と鮎の瀬交流館の管理委託料として80万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料。188万2,000円。こちらは、ふれあい館の備品のリース料としまして、147万円を計上しております。

3目農政費です。2,861万8,000円を計上しております。特定財源その他の80万円は、旭化成からの椏山土地改良区への事業協力金でございます。

8 節旅費です。特別旅費としまして41万8,000円を計上しております。九州茶産地協議会等の旅費でございます。

10節需用費です。134ページをお願いいたします。一番上の印刷製本費は、農業振興地域整備計画の見直しが完了したことによります計画書の印刷製本費として計上しております。

18節負担金補助及び交付金です。2,713万2,000円。各種協議会の負担金及び各補助金でございます。

下から二つ目に、耕作放棄地解消事業補助金11万2,000円。1名の方が37アールの耕作放棄地解消の事業の要望があり、10アール当たり3万円の補助として実施しております。県の補助金が100%のものです。

次に、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金507万4,000円です。矢部開パ土地改良区が管理しています道路、パイプラインの補修等に対する補助金でございます。

135ページをお願いいたします。

農業制度資金利子補給費補助金130万1,000円です。

次に、農林業振興事業補助金500万円です。こちらは農業用ドローンの導入事業の補助金として計上をしておるところです。

次に、山都町農業後継者就農交付金400万円です。親元就農の後継者、新規参入者への1人当たり50万円、兄弟または御夫婦の場合には70万円を交付するものでございます。令和3年度、8名を見込んでいるところ です。

続きまして、有機JAS認証補助金230万円です。有機JAS認証が毎年審査を受ける必要がございます。その認証に係る手数料の農家への負担軽減ということで支援の補助として計上しております。更新の登録者60名、新規の方を10名として計上しております。

次に、新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料補助金です。53万7,000円です。12件分を計上しております。

次に、中山間農業モデル地区支援事業補助金です。762万2,000円です。こちらは、下矢部東部地区のほうで農業機械、施設整備を予定されております。令和2年度にビジョンの策定を行われておりました。令和3年度から3年間の事業で、限度額2,100万円までの事業に取り組みられる計画をされております。国と県の全額補助でございます。

次に、椋山地区かんがい事業協力金、80万円です。旭化成延岡支社からの地元土地改良区に対する協力金でございます。

4目畜産振興費562万9,000円を計上しております。特定財源その他1万円は、町有牧野の使用料でございます。

136ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金でございます。520万7,000円です。矢部清和肉用牛振興協議会に45万円、南阿蘇畜産振興協議会に75万円、牛予防接種事業補助金に388万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、牛の異常産を予防するためのワクチンの半額補助でございます。令和3年度から4種混合ワクチンに変えたため、増額になっているところでございます。

6目日本型直接支払事業費5億3,474万円を計上しています。

1節報酬50万8,000円。会計年度任用職員1名の4か月分の報酬でございます。

次に、137ページをお願いいたします。

12節委託料469万円です。

農地の傾斜等を計測する場合の業務委託で50万円を予定しております。

次に、多面的機能支払事業保全管理状況調査業務委託料419万円です。対象農地の調査費用として計上しております。

18節負担金補助及び交付金です。5億2,901万4,000円です。中山間地域等直接支払制度交付金が3億773万円を予定しております。多面的機能支払い事業交付金が2億470万9,000円です。環境保全型農業直接支払交付金が1,657万5,000円でございます。

138ページをお願いいたします。

7目水田農業対策費1,010万5,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金975万円です。こちらは経営安定対策と推進事業補助金に655万円、水田産地化総合推進事業補助金に320万円を計上しております。

9目農業土木管理費118万6,000円を計上しております。

139ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金56万7,000円です。県の緑情報利活用協議会の負担金として計上しているものです。

12目大矢野原演習場対策費です。42万7,000円を計上しております。

13節使用料及び賃借料に、パソコン及び公用車のリース代等の使用料として計上させていただいております。

13目中山間地域総合整備費6,724万円を計上しております。特定財源その他の1,390万円は、受益者負担金と防火水槽の移転補償費となっております。

1 節報酬63万8,000円。こちらは矢部中部地区の換地委員さんの報酬を計上しております。

14節工事請負費690万円。長田芦屋田校区の防火水槽 1 基の移設工事費となっております。

140ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金5,950万円。農業競争力強化基盤整備事業負担金として、県営矢部中部地区ほ場整備の工事の負担金でございます。

14目単独土地改良費17万8,000円です。特定財源のその他の6万4,000円は、かんがい用水施設の使用料でございます。

10節需用費17万8,000円。修繕料を計上しております。清和の鶴ヶ田台のかんがい施設の仕切り弁の取替え工事に要する修繕料でございます。

25目人・農地プラン事業費2,751万5,000円を計上しております。

8 節旅費14万円。人・農地プランの検討委員会の委員の費用弁償でございます。

18節負担金補助及び交付金2,737万5,000円。農業次世代人材投資資金として、平成28年後期以降の10名と、夫婦6組の22名の方に対する交付金でございます。国の100%の補助でございます。

29目水利施設等保全高度化事業費は廃目でございます。

141ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目農業総務費です。3,158万9,000円を計上しております。

2 節給与から 4 節共済費までは、5名の職員の人件費でございます。

13節使用料賃借料で公用車のリース等を計上しております。

142ページをお願いいたします。

2 目林業振興費です。1億4,855万5,000円を計上しております。

1 節報酬177万円です。鳥獣被害対策防止実施隊の報酬です。

12節委託料1,434万6,000円です。森林病虫害防除委託料として、蘇陽の松くい虫防除の費用に23万1,000円。意向調査委託料としまして1,411万5,000円。こちらは、森林経営計画を策定されていない山林に対しての使用者からの意向調査を実施するものです。

14節工事請負費256万9,000円です。清和の癒やしの森整備工事としまして、清和ふれあいの森展望所の遊歩道舗装と支障木の伐採を予定しております。

18節負担金補助及び交付金1億2,902万6,000円です。

143ページをお願いします。

上から三つ目でございますが、森林多面的機能発揮対策地域協議会の負担金167万4,000円です。こちらは県の協議会が補助主体となっております。里山竹林の整備をする組織に対する負担金を計上しているところです。

次に、山都町農林業振興事業補助金林業基盤整備です。535万7,000円です。こちらは、林道作業路の3路線の舗装整備の補助で、小笹、島木、中島の3か所を計画しております。

次に、有害獣被害防止対策事業補助金1,000万円です。電柵、ワイヤーメッシュ等の設置に対する町2分の1の補助でございます。

次に、有害鳥獣捕獲隊助成金6,500万円。有害鳥獣捕獲隊57班に対する補助と、イノシシ、鹿などの捕獲に対する補助となっております。

次に、熊本間伐利活用推進事業補助金4,123万円です。森林組合、林業事業者が実施いたします間伐に対する補助金でございます。

次に、森林整備地域活動交付金事業補助金180万円です。森林の境界を明確化する森林境界の測定の事業に対する補助金となっております。

144ページをお願いいたします。

3目林業土木管理費です。741万8,000円を計上しております。

12節に委託料です。500万円は林道16路線の除草作業を地元団体等に委託するものでございます。

7目治山費です。存目としております。

15目鳥獣処理加工施設費です。560万円を計上しております。

12節委託料550万円。施設管理委託料ですが、ジビエ工房やまとの加工施設の運営に関するものです。開所から3年の実績を基に、人件費、加工料、材料購入費等基礎的な資料と、また、精肉加工品の販売実績を試算しまして、今回、前年度と同額の委託料を計上しているところでございます。

145ページをお願いします。

13目山の道地域づくり交付金事業費は廃目でございます。

次に、5款3項水産業費は廃項でございます。

以上となります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 5款農林水産業費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

6款商工費について説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、6款の説明を行います。

令和3年度の山の都創造課におきましては、商工観光係、山の都づくり推進室、グランドデザイン推進室、1係2室体制で山の都づくりを推進してまいります。

矢部インターチェンジの供用開始に向けた受入れ体制づくりをはじめ、新型コロナウイルス感染拡大によって疲弊した町内経済の復興を進めていくことを念頭に置き、地域経済の振興、観光振興、移住定住に向けた事業展開を図ってまいります。

それでは、145ページをお開きください。

6款商工費 1項商工費 1目商工総務費の本年度予算額は9,205万3,000円です。財源は全て一般財源です。

2節給料から4節共済費については、職員12名分の人件費です。

146ページをお開きください。

2目商工振興費は868万9,000円です。財源は全て一般財源です。

13節使用料及び賃借料は、文化の森隣接土地借上料と、新八代屋隣接土地借上料を計上しております。昨年12月議会の一般会計補正予算（第10号）で可決いただきました文化の森隣接土地賃借料406万3,000円につきましては、12月23日に覚書を取り交わしまして、これまでの賃借料について支払いを完了しております。1月から3月までの契約につきましても賃貸借契約を締結しましたので、報告させていただきます。

18節負担金補助及び交付金は812万1,000円です。新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金を計上しております。

147ページに移りまして、3目観光費は4,552万2,000円です。国県支出金の60万円は、県有公園施設清掃管理委託金です。その他の1,000円については観光施設使用料を充当しております。主な支出については、公園や観光用トイレなど観光施設の維持管理費について計上しております。

10節役務費、広告料368万8,000円は、FM熊本のぶらり熊本モーニングライブの中で72回の放送料金や、新聞、熊日すばいすなど、広告媒体へのイベント告知の掲載料です。

148ページに移りまして、通潤橋放水手数料120万円を計上しております。120回分の放水手数料になります。

12節委託料は1,064万円です。観光施設の清掃管理委託料のほか、149ページに移りまして、温泉湧出能力追跡調査については、2年に1回の温泉湧出量の調査を行うものです。

通潤橋周辺竹林伐採業務委託料は、岩尾城二の丸周辺の景観整備として、竹林、雑木伐採を行うものです。

また、通潤橋駐車場渋滞緩和業務委託につきましては、昨年の通潤橋放水再開で、お盆ですとか秋の行楽シーズンに道の駅駐車場が満車となりまして、周辺道路が渋滞をし、近隣住民から警察へ苦情が寄せられるなどの問題が発生したことから、臨時駐車場を商店街内に確保して、渋滞緩和策を試験的に実施するものです。

通潤橋前景観作物管理委託料18万7,000円につきましては、通潤橋前の水田の管理について、現在、JA上益城の青壮年部に無償で委託をしておりますが、日常の管理が大変であるということと、収穫物は金銭に替えられるわけですけれども、なかなか利益が出ないということで、管理を一部委託するという事で計上させていただきました。

13節使用料及び賃借料、土地借上料114万4,000円は、観光施設の駐車場、遊歩道、観光看板敷地等の借上料です。

14節工事請負費1,197万5,000円は、経年劣化による温水取水ポンプ制御盤改修工事と円形分水駐車場舗装工事を行うものです。

18節負担金補助及び交付金1,052万8,000円を計上しております。

150ページをお願いします。

主なものを申し上げますと、一番下段ですけれども、清和文楽新作制作事業負担金466万4,000円を計上しております。新作制作実行委員会への負担金となります。清和文楽の新たなファン層の開拓やアフターコロナを見据えたコンテンツ造成、九州中央自動車道矢部インターチェンジ（仮称）の開通並びに外国人誘客を見据えた清和文楽のさらなる磨き上げを目的に、世界的に有名なアニメ等を原作とする新作を制作するものです。県の地域づくり夢チャレンジ事業補助金、補助率3分の2と、残り3分の1を町と清和文楽の里協会の負担金で賄う予定です。令和4年度には新作が完成し、県の芸術文化祭のオープニングステージで初演を務めるという予定でございます。熊本県の重要無形文化財でもあり、熊本県の御支援も仰ぎながら進めているところでございます。

151ページの日向往還歴史ウォーク助成金につきましては、6月の補正予算で予算計上すべきところではございますが、今月開催する予定でございましたがコロナ禍の状況で中止となりまして、令和3年度は5月に開催したいと実行委員会から申出があり、計上したものです。

4目観光施設費は1億6,872万6,000円です。全て一般財源です。

10節需用費は、観光施設の修繕料として448万6,000円を計上しています。

12節委託料8,739万円は、指定管理施設11施設節のうち、10施設の指定管理料です。猿ヶ城キャンプ村については現在休村中でございますが、日常の管理は必要でございますので計上しております。ただ、施設の運営方針について最終的な判断を早急に決めるべきところでございますが、まだ決定をしておりません。早く判断をしたいと思っております。

あわせて清流館につきましても、今年度が更新予定でございましたけれども、指定管理者に応募がございませんでしたので、再度募集をするかというところの方針も早急に決定したいというふうに思います。

152ページに移りまして、駐車場用地鑑定委託料につきましては、道の駅清和文楽村駐車場用地の鑑定を行うものです。

14節工事請負費3,089万8,000円を計上しております。清和文楽館の防災設備機器工事、道の駅清和文楽邑駐車場段差解消工事、そよ風パークの浄化槽修繕工事、レストラン屋根改修工事などを予定しております。

17節備品購入費486万6,000円を計上しております。主なものを申し上げますと、清和高原天文台レストラン、ホールに空調設備を購入するものです。それと、服掛松キャンプ場に芝刈り機の購入を行うものです。

27節繰出金3,971万8,000円は、国民宿舎特別会計への繰出金です。これは特別会計のほうで説明させていただきます。

153ページに移ります。

山の都づくり推進室の分です。

5目山の都づくり事業費2,198万6,000円です。前年比6,375万7,000円の減となっております。

財源内訳ですが、国県支出金270万円は熊本県移住支援事業費補助金と、結婚新生活支援事業費補助金です。その他894万9,000円は、地域雇用創出基金から500万円を繰り入れ、そのほかは財産収入を充当しております。

1節報酬から4節共済費は、会計年度任用職員に係る人件費です。

7節報償費40万円は、地方創生アドバイザーとして3名の方に委嘱をしておりますが、その方々の活動謝金を計上しております。

154ページを御覧ください。

11節役務費は、移住定住サイトシステム利用料60万円を計上しております。コロナ禍で都会から移住を望む人が増えておりますけれども、SMOUTというサイトがございまして、自治体の関連イベントやイベントの紹介ですとか、移住の仲介を行うサイトです。コロナ禍の状況から、オンラインイベントを積極的に取り入れて、移住者とのマッチングを行っているサイトの利用料になります。

2節委託料は、4年目になりますが、山都町東京事務所の委託料として、山都ブランド推進プロジェクト事業委託料506万円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金です。山都町若者定住促進住宅取得補助金230万円を計上しております。山都テラスに住居を構えた方に対する住宅取得補助金ですが、今回の住宅取得補助金で最後となります。

山都町移住支援金200万円は、東京都市圏から熊本県のマッチングサイトにより就職された山都町へ移住された方が対象となります。

山都町定住支援住環境整備事業補助金300万円については、移住から10年以内に住宅を取得された場合に補助するものです。実績として、令和元年度に二人、令和2年度にお二人の方に補助金を支出をしております。

結婚新生活支援事業補助金180万円は、夫婦共に39歳以下で、世帯年収約540万円以下の世帯が対象で、婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃貸費用、引っ越し費用について、29歳以下60万円、39歳以下30万円を上限に支給するものです。

156ページを御覧ください。

6目文化交流拠点施設費は739万3,000円を計上しております。前年比18万2,000円の増です。

10節需用費から13節使用料及び賃借料については経常経費ですが、12節委託料の観光文化交流施設管理委託料500万円については、展示イベント、企画事業等の開催経費、管理企画運営職員の人件費となっております。

157ページに移りまして、7目ふるさと寄付金事業6,262万9,000円を計上しております。前年比2,911万1,000円の増です。本年度、寄付金は2月末現在で1億700万円程で前年比5,000万円程増加する見込みでございます。令和2年度は1億円の寄付を見込み予算を計上しているところですが、さらに寄付額が増加するよう、魅力ある返礼品を増やし、対策を進めていきます。

7節報償費は、謝礼費に係る費用です。

10節需用費は、寄付金受領書やワンストップ特例申請用の送付用封筒、返礼品、発送用資材の

印刷代等です。

11節役務費は、寄付金使途報告書、お礼状の送料、謝礼品の送料、広告料、寄付金システム利用料です。

12節は寄付金管理業務委託料になります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 6款商工費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） まず147ページの13番賃借料のところの土地借上料のところでございますが、文化の森のところについては御説明いただきました。新八代屋とおっしゃったところの部分が、馬見原にとっては大切な財産であり、開発が待ち望まれているところと思いますが、その辺の御説明をよかったですらお願いします。

それから、148ページ。上のほうから、通潤橋の放水手数料120回分なんですけども、1回1,000円ということですよ。昨年、通潤橋ボランティアの折にも申し上げたんですが……。

（自席より発言する者あり）

1回1万円ですか。ああそうか。早かったり遅かったりということがかなり苦情としてもあったので、その報償に見合うといったらおかしかけれど、お金払ってボランティアじゃなく、本当に来ていただいているんだったらもうちょっときちんと伝えて時間を守っていただかないと、社会科見学の先生方には大変御迷惑な話だし、子供たちにも非常に申し訳なかったかなというふうな思いが何回もいたしました。

それから151ページの観光施設修繕費というのが結構具体的に出ているんですが、内容、どこかもう決まっている部分があって、どっかに発生したらこれでもっていくということなのか、もうこれこれのことが予定されているということなのかというところですよ。

それと、地方創生アドバイザーの皆さんですよ。ここに、報酬が3人分で400万円というふうなことが書いてあるわけなんです、それが高いか安いかわかるところが。昨年からするとちょっと減額になっているというふうに思っているんですけども、地方創生アドバイザーの皆さんの、東京事務所のこともあります、やはりなかなか見えにくいところがあるのではないのでしょうか。153ページです。活動謝金というところに絡めてですね。それが、創生アドバイザーという人たちが東京事務所を絡めて何を、それぞれ頑張っていってらっしゃると思うんです。しかし、やはり見えにくいところがあるのではないかとこのように思っている、この方々の活動を私たち見える化で、私たちというか町民の方々に、広報紙等々を通じて分かっていただく。お金を払って活動していただいているフィードバックとか、そういったものが必要ではないかと思うんですが、そこら辺のことについて対策、対応等をお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、新八代屋の駐車場の件でございますけれども、もともと商工会の蘇陽支部のほうで商店街の駐車場ということで借り上げられておまして、平成27

年に商工会で借り上げるのがちょっと難しくなったということの事情もありまして、そのまま町のほうで借り上げ料をお支払いするという事になっているようです。平成27年からは毎年、町のほうで使用料をお支払いしているという状況でございます。商店街の買物ですとか、観光で来られた方の駐車場に利用されているというところです。

通潤橋の放水につきましてでございますが、放水カレンダーを作成していただいたのは観光協会ですが、観光協会と一緒に放水カレンダーを作成をしまして、土地改良区のほうに放水の手数というか、毎回毎回土地改良区のほうにお願いをしているところでございます。ちょっと事務的な間違いがございましてというか、放水カレンダーを土地改良区にお渡ししたんですが、土地改良区の方がまた別に何か作られたみたいで、そのときに日にちがちょっとずれていて、その日が放水がない日というふうに放水係の人は思われて時間が遅れたという話は聞きました。二度とそういうことがないように注意はさせていただくように、教育委員会と町のほうからもお伝えをしたところでございました。

また、今年の放水は4月3日からまた始まりますけども、その調整も1月2月に土地改良区とさせていただきますまして、1日に2回やる日にちを試験的に設定をさせていただいて、お客さんの入りの状況ですとかそういったところをちょっと見ていきたいなというふうに思っているところです。

(自席より発言する者あり)

あります。すみません。614の修繕費については、清和高原天文台のスライディングルーフの修繕とそよ風パークの浴場ろ過装置の修繕、道の駅通潤橋の駐車場の区画線引きですとか、同じく道の駅通潤橋の物産館の照明器具等の修繕を予定をしております。

それと、アドバイザーの40万円についてでございますけれども、町民に見えるような形でということでございます。今年度の活動の実績としては、15回アドバイザーの方においでいただいて、1時間以内であれば5,000円、1時間以上かかる場合は1万円を上限にお支払いをしております。東京事務所関係の仕事で来られた場合にも、その対応だったりということでお支払いをしたりはしているところでございます。

活動自体については、御指摘がありましたように、町の広報等で掲載するとか、そういった形で周知をしていきたいというふうに思います。

それと町の山の都創造課だけの事業に限らず、ほかの課でもアドバイザーからいろんな意見をいただきたいということであれば、それにも対応をしていただくように各課にも周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(工藤文範君) 9番、吉川美加君。

○9番(吉川美加君) ありがとうございます。すみません、私が数字を読み間違えていました。地方創生アドバイザーの謝金は3人分で40万円でしたね。

で、今のお話なんですけど、各課にわたっているというふうなこともあるんでしょうし、例えば、いろんな活動を依頼される人たちが活動報告なるものを上げたりもされますよね。例えば民生委

員さんだったりとか美化推進員さんとか、何月何日どういう活動しましたとか、そういうふうにならなくて逆に何かそういう報告書を上げてもらうとか、そういったこともできないのかなというふうなことはちょっと感じましたけれども、何にせよせっかくなのでお願いしている方々ですので、その成果が私たち分かりやすく。この間もあったように、いろんな方に委託をしている事業をしていますが、これが一体何になっているのかという結果が見えないということは非常によろしくないで、健康も同じですが見える化のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。ありがとうございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 2点程質問いたします。

まず、149ページの円形分水駐車場の舗装工事ですけども、私もあそこはよく知っておりますが、350万円ですかね、どのような舗装工事かなとびっくりするような。公共工事はこういうもんかというふうに思ひますけれども、平米当たりどのぐらいの価格ですかね、これ。その辺はちょっとお知らせください。

それと、152ページですね。緑仙峡のフィッシングパーク管理委託料と緑川清流館管理委託料、これは先ほど話がされましたので分かりますが、今までは一緒だったんですが、分けてという格好ですけども、清流館は今からの公募だろうと思うんで、さっき言われたので。ただ、今までは料理提供の価格だったんですね。今度公募でもされる場合には料理をするのか、ただ宿泊だけをお願いするのか、その辺によっていろいろ考えてもらわんと、金額が全然ちがってきますかというふうに思うとですよ。今までは料理を提供して、緑川フィッシングパークの委託料と清流館の管理含めたところの金額だったですよ、確かに。これはそれを半分に分けてあるのは分かりますけれども、お手上げされたのはもう料理をせにゃんから話にはならんということで万歳されたんですよ、これは。その分も考えて、どういうふうな考えでされとるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。まず、清流館のほうですけども、1回目は10月に公募しまして、そのとき応募がなかったんで、1月の中旬ぐらいから2月にかけて2回目の公募しました。2回目の公募をする前に、地元からも高齢化が進んで、なかなか料理を作っていた方がいらっしやらないということで、清流館はちょっと負えないけど、キャンプ場だけだったらという御意見をいただいて、当施設を分けて公募することになったところですよ。

おっしゃるとおり、また募集をかけるとするならば、そういった食事のところですよとか、どうしても食事を作っていた方がいいのか、なしで管理をするのかということも検討しながら、次の公募を考えていきたいというふうに思ひます。

それと、円形分水の工事につきましては、ちょっと待ってください、すみません。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。

舗装の場合、うちのほうで試算しました場合に20メートルの5メートルの道路をした場合に積算しました場合、大体約155万円ぐらい。ということは、平米当たり5,500円ぐらいかかるということでございますので、円形分水の駐車場の面積を見れば大体そのぐらいの金額なのかなど。ただ、面積の多い少ないでまた経費的にかたよってきます。一応平米費が5,500円前後かなということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 先ほど御答弁いただいた修繕費の中で、御答弁いただいたのが、そよ風パークの浴場の何か修繕がございましたね、すいません。ということは、そよ風パークの浴場を再開されるという方針というふうに理解してよろしいですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今回上げている修繕の浴場というのは、上のホテルウインディのほうの浴場の修繕ということでございます。下のお風呂については、ちょっとまだ再開のめどは立っておりません。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 151ページの猿ヶ城キャンプ村の管理委託料のことでお尋ねをします。この間現地を見せてもらって、広いところをとでもよく管理されているなという感想を持ちましたので休村中であっても管理をするのに委託をしなくてはならないというところは分かるんですけども、本年度と同じ委託料なんですね。ほとんど休村していて、開村のめども立たないところにやはり同じだけの委託料を払われる根拠は何でしょうかとお尋ねしたいです。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） どういうふうにするかという方針をまず決めないといけないと思っております。ずっと1年間委託するのじゃ、そこの方針を早く決めて、予算は満額上げさせていただきましたけども、実際委託をする場合にはその辺りも踏まえて契約したいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） なので、後で精算をするというか、どういう形態を取るかによって、この金額は変わってくるだろうということになるかと思えます。

本当によく手入れされてて、いいところだなとは思いましたが、あそこに行くまでの道が非常に危険で、人命に関わるような事故が起こりかねない道だというのも私は思いましたので、閉村ということも頭に入れて考えていっていただきたいなというふうに思います。よろしく願います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 147ページの温泉取水施設機器修繕料142万4,000円と、149ページの工事請負費の温泉取水ポンプ制御盤改修工事は同じところの費用だと思いますが、どのような計画ですか。その間は温泉が利用できないと思いますが、どのくらいの期間を置いて修繕される予定でしょうか。

それから、通潤橋の駐車場緩和業務委託料50万円は、臨時駐車場ということなのですが、どのような方針でお考えなのか。先ほどちょっと触れられましたけども、詳しくお願いをいたします。152ページの駐車場用地鑑定委託料16万円と絡むのかということですね。将来は体育館のところが駐車場になるというならば、新たに駐車場を買ったりしてする必要もあるのかなって。その間、二、三年なのですが、どうかなと思いましたので、そこら辺も含めて全体的な駐車場のことをお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、147ページの温泉取水施設機器修繕ということですかね。温泉取水施設機器修繕料と149ページの14節工事請負費の温泉取水ポンプの制御盤改修工事については、道の駅がございまして、あそこの資料館の横辺りに温泉の配電盤ですとか分電盤が並んでおります。

修繕と工事に分けたのは、金額もそうなのですが、工事に当たる部分は14節で上げておりました、修繕で済む部分については、10節で上げたということでございます。

場所については、ほとんど同じ場所にある分電盤、配電盤の修繕と工事ということでございます。

それと、駐車場用地鑑定委託料、152ページの……。

（自席より発言する者あり）

温泉の営業については、山荘のほうに貯湯タンクが別にございますので、完全に電源を切ったりする時間帯は上がらないことがあるかと思いますが、温泉の営業に影響がないようにはしていただくということでございます。

それと、すみません。152ページの駐車場用地鑑定委託料については、清和文楽邑の駐車場が狭いというのが以前からも御意見をいただいているところで、その新たな用地の鑑定をする鑑定委託料ということでございます。

渋滞緩和の50万円につきましては、文化の森の前の下市駐車場ですね。あそこの空き地を臨時駐車場、それと、役場の職員の一番上の駐車場を臨時駐車場とさせていただいて、お盆ですとか、秋の行楽で通潤橋へ来られる方が多い時期に合わせて、あそこに人を配置することも必要だと思いますし、道の駅の入り口に警備員を置いたりすることも必要になるかと思いますが、そういった経費に充てていただく。

あと、観光協会のほうで、来られたお客様のアンケートですね。どこから来られてどこに行かれるのかとか、そういったところの調査も併せて行いたいということを考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3 時21分

再開 午後 3 時32分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7 款土木費について説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、説明に入ります前に公共災の進捗状況について御説明いたします。

平成28年災から令和元年災まで契約については全て終了しております。現在、早期完成に向けて取り組んでいるところがございますけれども、2 月末現在の未竣工件数としまして、平成28年災22件、平成29年災 1 件、平成30年災 2 件、令和元年災18件、合計48件となっております。

金額で申しますと、3 億1,700万円となっております。

これにつきましては、令和 3 年度中の竣工に向け、工程管理に努めてまいるところでございます。

それでは、7 款土木費について説明をいたします。

158ページをお願いいたします。

7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木管理総務費です。本年度予算額9,668万5,000円です。

財源内訳としまして、国及び県補助金758万6,000円。その他536万1,000円につきましては、道路占用料等を充当しているところがございます。

2 節給料から 4 節共済費は、職員 8 名分の人件費です。

下のページにいきまして、18節負担金補助及び交付金。各種団体への負担金は記載のとおりでございます。下から 2 番目でございます県工事負担金でございますけれども、2,162万円を予定しておるところでございます。本年度は、県道仏原高森線のほか 9 路線の工事が予定されているところがございます。

160ページをお願いいたします。

戸建て住宅耐震改修事業補助金としまして、耐震診断補助 9 万円の 4 件分、36万。耐震改修支援補助100万円の 4 件分400万円。民間危険ブロック塀安全確保支援事業補助金としまして、20万円の 4 件分、80万。土砂災害危険住宅移転補助、1 件300万円です。

2 項道路橋梁費です。

1 目道路橋梁総務費です。本年度予算117万5,000円。全額一般財源です。全て需用費のほうに。10節需用費、103万5,000円です。

2目道路維持費です。本年度予算6,417万1,000円。全額一般財源です。

2節から4節につきましては、会計年度任用職員4名の人件費でございます。

10節需用費です。維持管理に係る消耗品、トンネル照明の電気料、修繕料としまして、1,355万4,000円を計上しているところでございます。

12節委託料。詳細な設計が必要な工事につきまして、委託料として90万円。道路の除草委託料として3,000万円を計上しておるところでございます。

また、本年度、暫定予算でございますので、14節につきましては6月に補正でお願いしたいというふうに考えております。

次に、162ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費です。本年度予算額1,220万円です。特定財源の600万円は、電源立地地域対策交付金です。

14節工事請負費1,200万円は、今馬見原線の工事費です。

4目地方創生道整備推進交付金事業です。本年度予算額2億9,027万5,000円です。財源は国庫補助金1億4,000万円、一般財源1,027万5,000円です。

11節役務費45万円は、長谷埋立線の登記手数料です。

12節委託料90万円は、須原橋上部工の詳細設計に必要な資材単価の調査を委託する部分でございます。

14節工事請負費2億8,090万円は、長谷埋立線、原尾野貸上線、須原橋を含む須原開田線の工事費でございます。

16節公有財産購入費168万8,000円は、長谷埋立線の用地費です。

21節補償補填及び賠償金553万1,000円は、長谷埋立線の流木補償及び電柱移転、また、須原橋架け替えに伴います水道管移設に伴う補償費でございます。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費です。本年度予算額1億3,558万5,000円です。財源は国庫補助金9,440万7,000円。

1節から4節までは、会計年度任用職員1名の8か月分と職員の人件費になります。

164ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料91万3,000円は、公用車及びパソコンのリース料、図面作成ソフトの使用料でございます。

14節工事請負費1億3,031万6,000円。上鶴線及び水ノ田尾下鶴線の工事費でございます。

次に、165ページ、7目です。社会資本整備総合交付金事業です。本年度予算額9,122万円。財源としまして、国県支出金5,046万円。

14節工事請負費8,790万円です。瀬戸福良線、長谷花立線、白小野鶴越線の工事費になります。

8節自然災害防止事業は、14節工事請負費の増目です。

12目道路メンテナンス事業費です。国の事業名変更に伴い、新たに目を設けるものです。本年度予算額5,955万円。財源は国庫補助金3,493万円です。

12節委託料4,456万円の内訳でございます。橋梁点検73橋分で2,310万円。トンネル3か所分の

点検料で855万円。下鶴橋ほか3橋の補修設計委託料としまして1,300万円を計上しておるところでございます。

166ページをお願いいたします。

14節工事請負費です。1,490万円。上鶴2号橋の補修工事費です。

6項特定防衛施設周辺整備調整交付金については、廃目でございます。

次に、7款3項河川管理費です。1目河川管理費、本年度予算376万5,000円。全額県からの委託金です。

18節負担金補助及び交付金365万円につきましては、県管理河川の護岸除草助成金でございます。令和2年度におきましては、15河川、29地区が実施をされております。

4項住宅費、1目公有住宅管理費です。管理戸数350戸でございます。本年度予算1億1,846万6,000円。財源としまして、国庫補助金3,203万5,000円。その他財源2,541万円につきましては、住宅使用料のうち、公営住宅債で借りました起債償還分を差し引いて充当をしております。

2節から4節は職員2名分の人件費でございます。

10節需用費776万8,000円。住宅の光熱水費及び修繕料でございます。

12節委託料867万2,000円。令和4年度に水洗化を予定しております滝上及び元柏団地の合併浄化槽配管設置等の測量設計委託として200万円を予定しております。

なお、滝上4戸、元柏は4戸でございます。

168ページをお願いいたします。

施設管理費135万5,000円は、住宅敷地の法面除草委託料でございます。その他、浄化槽等の管理委託料です。

13節使用料及び賃借料3万円。橋一般住宅の土地借上料です。

14節工事請負費6,831万円。南田住宅5戸、小原住宅4戸の解体費1,230万円。今団地3棟の外壁及び屋根の改修工事2,601万円。牧野団地12戸分の風呂、トイレ及び浄化槽設置工事としまして3,000万円、それぞれ計上しているところでございます。

15節原材料費12万円です。矢部高校林業科の実習事業として、原にあります団地の6戸分について靴箱を作成されるということでございますので、その材料費として計上しているところでございます。

2目小集落住宅管理費です。管理戸数は30戸です。本年度予算79万8,000円。その他の財源50万円は、家賃収入を充当しております。前年度比396万5,000円と減額となっておりますけれども、これは、昨年、住宅に面したのり面の吹きつけ工事を実施したためでございます。

10節需用費77万3,000円。住宅街等の電気料及び修繕料でございます。

9目木造仮設住宅移築建設事業です。本年度予算額1億6,225万2,000円です。財源は、県支出金6,750万円。その他の財源4,370万5,000円は、復興基金を充当です。

12節委託料280万円は、小原地区、大川町団地、南田団地、それぞれ、建設する14戸分の移転工事の管理委託料でございます。

14節工事請負費1億5,680万5,000円。御船町の仮設住宅を小原地区に5戸、南田地区に6戸移

築するための工事費でございます。

18節負担金164万7,000円です。御船町に建設されました仮設住宅の民地の土地につきまして、解体が終わるまでは山都町が借地料を支払う必要がございます。なお、借地契約につきましては、御船町と地権者のほうで継続されておりましたので、御船町のほうに負担金として支出するものがございます。月額18万3,000円。12月までの9月分を予定しております。

21節補償補填及び賠償金100万円。大川団地3戸、南田団地6戸、それぞれ移築工事に伴う引っ越し費用の補償でございます。

170ページをお願いいたします。

8目社会資本総合整備交付金事業につきましては、事業の目が変わりましたので廃目をするものがございます。

6項高速道路対策費、1目高速道路対策事業費です。本年度予算額2,005万3,000円、全て一般財源です。

2節から4節は職員2名の人件費でございます。それぞれ旅費等につきましては、期成会等の要望活動に伴う費用でございます。

なお、10節需用費の20万円のうち、食料費12万円につきましては、地方大会参加者の昼食代として計上しておるところでございます。

以上が7款土木費の予算でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 7款土木費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 住宅費についてお伺いします。

169ページ。まずは小集落住宅の管理費というところがございますが、本当に全体に老朽化が激しいというふうに思っていますが、今後の方向性についてお伺いをしたいと思います。

それから、木造仮設住宅の移築事業なんですが、今のところ三つの団地に進められていますが、今後もこういう事業は継続的に県のほうとの連携といたしますか、我が家の近くにありますが井無田住宅も古いものが建て壊されて空き地が増えておりますけれども、引き換えて今、空き家が非常に少なくなっている。空き家バンクのほうも手詰まりだというふうなところもあるので、こういったものを若者向けであったりとか短期滞在者、あるいは定住を目指した住宅として、また受け入れるというふうな考えはあるのかどうかというところをお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。

まず、小集落住宅でございますけれども、現在管理しております戸数は30戸ということで、先ほど申し上げましたとおりでございます。これまで、それぞれ入居者のほうからの要望に対しましては、修繕料のほうで順次対応しておるところでございます。

また、一般住宅としての貸出し等も以前話がございましたけれども、それにつきましては、人権センター等とまだ協議中でございますので、今のところは現状のまま修繕等をやっていくとい

うことでございます。

また、二つ目の御質問がありました木造仮設住宅でございますが、今回は、美里町からの住宅と御船町からの住宅をそれぞれ移築をしております。これにつきましては、近隣の町村だったということで移築をしておりますけれども、今後、例えば、県南のほうで今、仮設住宅建っておりますけれども、一応うちのほうで試算しましたところ、距離が遠いものですから、逆に運搬するのに費用がかかるということで、ちょっと無理があるんじゃないかということでございます。今のところは今回の美里と御船町の移築で一応終了というような考えでおります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 前回の補正でできました道路維持の町道維持管理基金というのの支出は全然予算に上がっておりませんが、どうしてでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 先般、調整交付金の基金ということで、町道管理に関する維持管理に関する基金ということで基金条例が制定されております。

これにつきましては、今回当初予算ではなくて、6月の補正でそれを含めて現在の予算との充当とかやりくりとかをやっていききたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

8款、消防費について説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、171ページをお願いします。

8款消防費を説明します。この款は、消防組合や消防団に関するもの、防災、減災に必要な施設整備や活動に関する予算を計上しております。

まず、1目常備消防費です。ここには、上益城消防組合の負担金として2億4,331万1,000円を計上しております。87名の職員、19台の車両、3施設の維持管理費を構成団体であります御船町、嘉島町、甲佐町、山都町で負担しているものでございます。

2目非常備消防費です。これは、非常勤の消防団員の報酬や活動に関する経費を計上しております。5,285万5,000円です。約700万円程減額しておりますが、昨年3月の条例定数の削減で負担金が約300万円程の減額と、消防団運営補助金は6月補正計上でございますので、当初予算では減額というところでございます。

1節報酬につきましては、消防団員の見込み数を574名として、1,369万4,000円を計上しております。

2節から4節までは、職員1名分の人件費を計上しているところでございます。

17節の備品購入費は、消防ホース50本の購入を予定しており、県補助金が交付されるものでございます。23万5,000円交付されるものでございます。

3目の消防施設です。ここには、消防団車両、消防施設の設置や維持管理に関する経費1,960万2,000円を計上しております。減額の主なものにつきましては、防火水槽、耐震性貯水槽2基分の工事費の減でございます。現在の装備としましては、車両としましてタンク車1台、ポンプ車2台、積載車49台、小型ポンプ29台を所有しております。

10節需用費は、防火水槽、消防車両、ポンプ倉庫等の補修、修繕料ということで、予算枠でございます。

17節の備品購入費は、小型動力ポンプ3台と消防ポンプ積載車2台分を計上しているというところでございます。

次の4目災害対策費でございます。ここでは、防災減災対策、予防対策に関する経費を計上しております。844万1,000円で、県の復興基金52万7,000円と、町の復興基金218万1,000円を活用するものでございます。

10節は備蓄品として非常食1,500食分、水1,000リットル分の購入費114万8,000円予定しておりますが、令和2年度におきまして新型コロナウイルス感染症対策におきまして、備蓄品、防災倉庫ですとか、段ボールベッド、避難所用のパーテーション、テントなど、備品あるいは消耗品等、約3,700万円程の予算を配置しまして整備を行っているところでございます。

11節です。全国町村災害対策費用保険掛金でございます。65万5,000円でございます。災害の恐れや、発生時における避難所経費、あるいは飲料水の供給、消防団の出動といった部分に対する保険料でございますが、令和2年度におきましては、6月、7月、9月に避難準備情報を発令し、あるいは避難勧告も発令しておりますが、それに伴いまして保険料が約140万円受けております。

12節の委託料では、旧御岳小学校を備蓄倉庫として管理するための経費等、あるいは、システムの利用料というものでございます。

14節工事請負費では、いわゆるJ-A-L-E-R-Tシステム設置工事費290万4,000円を計上しております。

18節の補助金では、防災ヘリ運営負担金、海難救助ボランティア支援の青い羽根負担金、自主防災組織育成助成金や防災リーダー養成研修5名分を計上しております。令和元年度末までに、防災士取得をされた方は累計で9名でございます。2年度中に7名の方が受講中でございます。

以上で8款の説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 8款消防費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 学校教育課では、令和3年度も小中学校としっかり連携を取りながら、また、保護者や地域の皆様の御協力をいただきながら、児童生徒の健全な育成を図ってまいりたいと思います。

令和3年度の山都町内小中学校の状況は、小学校が6校で児童数532人、中学校が3校で生徒数295人、合計の児童生徒数は827人の予定です。複式学級は、中島小学校と潤徳小学校に編成されます。新学習指導要領に沿って、一人一人の児童生徒の学力向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

それでは、項目ごとに順を追って御説明いたします。

176ページを御覧ください。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会開催に係る予算です。月に1回以上の委員会のほか、学校訪問や研修会、学校規模適正化に係る会議など、教育委員4人の年報酬、費用弁償などを177ページにかけて計上しております。

学校規模適正化については、令和2年度中に学校規模適正化検討委員会から教育委員会に提出いただく予定の報告書を踏まえて、教育委員会で、適正化基本方針を策定する計画です。子供たちの望ましい教育環境の実現に向け、方策を示していきたいと思います。

2目事務局費の2節と3節は、特別職と学校教育課職員6人の人件費です。

178ページにまたがりませんが、4節は特別職と学校教育課職員、教育委員会の会計年度任用職員の共済費です。

179ページをお願いいたします。

20節貸付金の奨学資金貸付金276万円については、令和3年度新規貸付を高校生2人、大学生4人で見込み、継続貸付の大学生4人と合わせて算出しております。貸付月額は高校生1万5,000円、大学生2万5,000円です。

3目教育振興費は、学校運営に係る費用を計上しております。

1節から4節までは会計年度任用職員の人件費で、教育委員会事務補助一人、学校図書司書2人、教育支援センター支援員6人、学校教育指導員一人分を組んでおります。

7節には、参加費や会議謝金等を計上しております。

180ページの8節旅費の費用弁償29万5,000円は、学校司書や教育支援センター支援員等の費用弁償及び各種委員会の委員費用弁償でございます。令和2年度に、児童生徒一人1台のタブレットの設置と学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事が完了しました。今後はさらにICT機器の活用の推進を図りたいと思います。そのための予算を、11節、12節、13節で計上しております。

11節役務費に遠隔授業用通信回線費269万1,000円を計上しています。新型コロナウイルス感染症等に伴う臨時休校時にオンライン授業を実施する際に、光回線の環境がない家庭へモバイルルーターを貸し出し、ネット環境を可能にするための通信回線費用です。

12節委託料に、ICT教育支援業務委託料714万7,000円を計上しております。令和2年度からICT支援員が各戸を巡回しておりますが、令和3年度は予算を増額して支援の充実を図ります。

また、181ページの13節にフィルタリングソフト使用料として89万6,000円を計上しております。児童生徒がタブレットを学校内外でインターネットに接続する際に、有害なサイトへの接続を遮断するソフトウェアの使用料でございます。

次に、18節に上益城郡学力向上研究指定事業助成金10万円を計上しております。令和3年度に矢部中校区の1中学校3小学校が上益城郡教育委員会連絡協議会の指定を受けて、学力向上に向けて研究実践を展開するための補助です。歳入として、上益城郡教育委員会連絡協議会から10万円の助成をいただく予定です。

次に、4目教育施設管理費です。学校教育課で現在管理している廃校舎は、中島東部小、中島南部小、大野小、菅尾小です。この廃校4校と教職員住宅の維持管理費を10節から次のページの12節まで計上しております。なお、教職員住宅の入居予定戸数は10戸で、歳入の住宅使用料は180万円を組んでおります。

14節工事請負費に、矢部中学校周辺防犯灯設置工事116万5,000円を計上しております。矢部中学校正門側周辺での高速道路関連工事の進捗と連動しながら、通学路沿いに防犯灯を整備するものです。

183ページ、5目スクールバス運行費の12節委託料424万4,000円については、臨時運行に係るバス代を計上しております。

次の6目学校同和教育費は、学校同和教育推進のための予算であり、町、学校、就学前同和教育研究大会や事業研究会の講師及び協力者等の謝金、記録集の印刷製本費、地域改善対策進学助成金などを計上しております。

次の7目外国青年招致事業費は、外国語教諭補助、いわゆるALTの配置のための経費で、1節報酬から184ページの18節まで組んでおります。令和3年度のALTは、令和2年度と同数の3人を計画しております。

次に、2項小学校費です。

1目学校管理費は、小学校6校の管理費です。

185ページの10節需用費のうち、修繕料680万円の内容は、中島小、潤徳小、清和小のプールろ過機修繕などの予定です。ほかにも、各校の優先順位を勘案しながら修繕に対応してまいります。

11節役務費として、学校内のインターネット学習の利便性向上のために、インターネット回線使用料89万8,000円を計上しております。

186ページです。

12節委託料に、小学校校舎改修工事設計委託料151万7,000円を計上しております。建築から46年が経過している清和小学校が対象です。安全対策工事のための設計委託を行うものです。

187ページです。

13節使用料及び賃借料のうち、警備機器リース料として63万4,000円を新規で計上しております。防犯システムを全6小学校に設置するための経費です。

14節工事請負費の小学校校舎改修工事1,100万円の内容は、蘇陽南小学校玄関屋根改修工事などを予定しております。

17節備品購入費のうち、理科備品購入費は、文科省の理科教育設備費等補助金を受けて、例年、輪番により実施しております。本年度は90万円の事業費で、中島小、潤徳小、清和小の3校にて実施するものです。補助率は2分の1で、国庫補助金は45万円です。その他、教育備品購入費等を組んでおりますが、各校で優先順位の高いものを購入していきたいと考えております。

18節負担金補助及び交付金の中で、保護者負担軽減費85万7,000円は、見学旅行の施設入場料や学習で用いるワークブック代など、本来保護者に御負担いただく学級費の中で、児童1人当たり1,500円を町が補助するものです。

続いて、2目の小学校の学校振興費です。

1節報酬から次の188ページの4節共済費までは、小学校運営に係る会計年度任用職員の人件費で、一般事務補助一人、教諭補助13人分を含んでおります。児童の実態や学級運営等を考慮して、一般事務補助、教員補助とも令和2年度と同数としております。

10節需用費10万4,000円と、17節備品購入費45万6,000円では、特別支援学級の学習に必要な消耗品や備品購入費を計上しております。

189ページです。

19節扶助費の就学援助費530万円の中に、準要保護世帯の令和4年度新入生の新入学学用品費を新規で計上し、入学前支給を行う計画です。

3目は給食管理費です。

2節給料から4節共済費までは、給食調理師9人及び会計年度任用職員の給食調理士補助8人分の人件費を計上しています。

190ページをお願いいたします。

17節給食備品購入費99万7,000円については、矢部小学校給食室の二槽、シンク設置などを予定しております。

次に、191ページの3項中学校費です。

1目学校管理費は、中学校3校の管理費です。

10節需用費のうち、修繕料350万円の内容は、清和中、蘇陽中のプールろ過機修繕などを予定しております。その他、各校の優先順位を勘案しながら修繕に対応してまいります。

11節役務費として、学校内のインターネット学習の利便性向上のために、インターネット回線使用料44万9,000円を計上しております。

192ページの12節委託料は、学校管理上必要な設備の点検や清掃の委託料を計上しております。

193ページをお願いいたします。

12節委託料に、中学校校舎改修工事設計委託料198万9,000円を計上しております。建築から47年が経過している清和中学校が対象です。危険度が高いと判断し、安全対策工事のための設計委託を行うものです。

13節使用料及び賃借料のうち、警備機器リース料として31万7,000円を計上しております。防犯システムを3中学校で設置するための経費でございます。

14節工事費の中学校校舎改修工事309万6,000円の内容は、蘇陽中学校校舎内手すりの設置工事

などを予定しております。

17節備品購入費のうち、理科備品購入費は、小学校と同様で、文科省の補助金を受けて輪番により実施しております。本年度は30万円の事業費で矢部中にて実施します。補助率は2分の1で、国補助が15万円でございます。その他、教育備品購入費を組んでおります。各校で優先順位の高いものを購入していきたいと考えております。

194ページです。

一番上の保護者軽減負担金46万1,000円は、小学校と同じ趣旨で、学習で用いるワークブックなど、学級費の中で生徒1人当たり1,500円を町が補助するものでございます。

次に、2目は中学校の学校振興費です。

1節から4節までは、中学校運営に係る会計年度任用職員の人件費で、教諭補助6人、一般事務補助一人分を組んでおります。児童の実態や学級運営等を考慮して、一般事務補助、教諭補助とも令和2年度と同数としております。

10節需用費10万1,000円と、次ページの17節備品購入費19万8,000円は、特別支援学級の学習に必要な消耗品や備品購入費を計上しております。

19節扶助費の就学援助費544万9,000円の中に、準要保護世帯の令和4年度新入生の新入学学用品費を新規で計上し、入学前支給を行う計画です。

3目は給食管理費です。2節給料から196ページ4節共済費までは、給食調理師5人及び会計年度任用職員の給食調理師補助5人分の人件費を計上しております。

17節給食備品購入費374万円については、矢部中給食室の食器乾燥機設置などを計画しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、9款教育費の4項社会教育費と5項保健体育費の予算について御説明いたします。

生涯学習課では、町民一人一人が生涯にわたりあらゆる場面で学びながら、心の豊かさや生きがいを持って人生を送ることができるための事業を実施しております。当初予算では、社会教育費1億6,797万3,000円、保健体育費1億7,020万5,000円を計上しております。

それでは、項目ごとに御説明いたします。

まず、社会教育費からです。197ページをお願いします。

1目社会教育総務費、予算額7,915万5,000円。前年比が1,573万7,000円上がっておりますが、これは主に体育施設整備推進室、係が増えたことに伴いまして、人件費が上がっておるものです。

1節報酬は、社会教育委員8名及び学校審議会委員8名の報酬です。

2節から4節は、一般職10名の人件費です。

7節報償費の成人式記念品は、記念写真代です。

続きまして、198ページ。

2目公民館費です。予算額1,385万1,000円。特定財源に29万とありますのは、公民館使用料です。公民館活動を行うための経費を計上しております。

1節報酬は、公民館運営審議会委員8名及び会計年度任用職員4名の報酬です。

3節、4節は、その人件費です。

7節報酬費で、来年度からいきいき大学と女性学級が一緒になり、山都いきいき学級として活動を行われる際、講師の謝金です。

200ページ。

12節委託料で、IT講習会業務委託料はパソコン教室で、矢部地区は中央公民館、清和蘇陽地区は清和山村基幹集落センターの2会場で、平日夜と土日昼のコースに分けて行う予定です。

3目中央公民館管理費です。予算額540万8,000円。特定財源32万9,000円は公民館使用料です。主に、施設管理に必要な経常経費を計上しております。

続きまして202ページ。

4目同和教育費です。予算額197万6,000円。7節報償費120万円は人権を考える町民の集い講師、高齢者学級での人権教育時講師、このほか、日本語教室や子供会学習講師等謝金でございます。

続きまして203ページ。

5目文化財保護費です。予算額399万1,000円。

1節報酬。文化財保護委員9名の報酬です。

7節報償費。専門委員指導謝金は、歴史的建造物等専門員の指導謝金。また、講座等指導者謝金は清和文楽講座専門員指導員の謝金です。

204ページ。

18節負担金補助及び交付金です。文化財保護保存整備事業補助金124万2,000円は、清和文楽人形芝居保存事業に係る補助金です。主体は清和人形芝居保存会です。この事業は二つ事業がございまして、一つの事業は人形等の用具調査、人形衣装軽量化等に伴う事業費で、町の補助金25%の24万7,000円を補助する予定です。これに、県が直接補助を行う49万4,000円。これは県が直接補助を行っております。

それとまた事業費で、九州人形フェスティバルが今年、清和文楽館を会場に、12団体、予定ですけど、が来てフェスティバルを行う予定です。これに伴う補助金を65万3,000円見ております。このほか、唐傘松葉剤注入等の補助金で34万2,000円を見込んでおります。

続きまして205ページ。

6目文化財保存活用事業費です。予算額1,262万1,000円です。特定財源は730万6,000円のうち、文化的景観事業推進事業補助が198万8,000円。それと天然記念物緊急調査事業費の補助が531万8,000円を計上しております。その他100万円は、ふるさと応援基金からです。

12節委託料では、通潤橋周辺遊歩道整備測量設計で、通潤橋駐車場から二の丸橋を渡りまして、岩尾城の二の丸公園までの既設の遊歩道を改修するための実施測量及び布田神社から御小屋までの区間を改修するための測量設計を計上しております。

また、天然記念物分布調査委託は273万2,000円は、ゴイシツバメシジミの生息調査を予定するものです。

また、84万9,000円は、シシンラン人工繁殖施行業務委託ということで、ゴイシツバメの餌であるシシンランをプランターで増殖していくものです。

続きまして、8目清和地区館費です。予算額769万6,000円。特定財源57万2,000円は、公民館使用料です。

1節から4節までは、会計年度任用職員2名の人件費です。

ほか、清和山村基幹集落センターの施設管理費及び和光教室に係る経費を計上しております。207ページ。

10節需用費の集落センター修繕は、玄関前の土間塗膜シートの浮き剥がれを修繕するものです。208ページ。

17節備品購入費は和室8畳間のエアコンを購入するものです。

9目蘇陽地区館費。予算額883万1,000円。財源16万5,000円は施設使用料です。

1節から4節までは、会計年度任用職員2名の人件費です。

このほか、馬見原公民館、二瀬本コミュニティーセンター、菅尾コミュニティーセンター施設管理費及びそよ風学級への支出を計上しております。

209ページ。

10項10目図書館費です。予算額2,178万5,000円。特定財源3万3,000円は施設使用料です。

1節から4節までは図書館協議会の委員報酬及び図書館長を含む会計年度任用職員3名の人件費です。このほか、図書館本館の施設管理費及び図書館イベント経費を計上しております。

特に13節使用料及び賃借料で、蔵書検索サービスシステム15万9,000円は、令和2年度におきまして図書館専用のホームページを立ち上げ、あわせて、インターネットで蔵書の閲覧ができるシステムを現在構築しております。この検索エンジンの年間使用料でございます。

11目矢部高応援事業費です。まず、来年度の矢部高校の入学者数ですけど、3月16日合格者発表がありまして、42名の合格発表があったところです。うち、既に2名が辞退しているということで現在40名だそうです。2次募集を行っており、まだ40名が確定ではございません。予算額604万1,000円。特定財源400万円は、ふるさと応援基金です。

18節進学者助成金597万9,000円。1年生の入学者支度金は一人4万円。2年生3年生の教科書購入費助成として行っております。それとまた、下宿助成金は一人1万円。バス通学助成金は一人1万2,000円となっております。

続きまして、12目地域学校共同活動推進費。特定財源175万5,000円は国県補助です。地域学校共同活動推進員配置事業に伴う経費をのせております。趣旨は、地域と学校が連携して子供の成長を支え、地域を創生する活動を推進する事業でございます。

12節委託料172万8,000円は、地域未来塾委託料。町内3中学校の3年生を対象としまして、夏休み期間を利用して行う学習塾でございます。

続きまして213ページ。

13目通潤橋保存活用事業費。予算額359万1,000円です。令和3年度は特に通潤橋の総合調査報告書作成費を計上しております。これは熊本地震による災害復旧が完了したため、災害復旧工事等で新たに判明しました様々な見地を取りまとめて、報告書を作成するものでございます。

214ページ。

7節報償費の原稿執筆謝金45万円は、この報告書をまとめるに当たりまして、建造物的価値、農業土木的価値についても記載が必要でありますので、専門家による原稿を依頼するための予算でございます。

10節印刷製本費208万2,000円は、報告書の印刷製本費でございます。

続きまして215ページです。

9款5項保健体育費です。

1目保健体育総務費。予算額278万2,000円です。

1節報酬92万円は、23名のスポーツ推進員報酬。その他、スポーツイベント関係の経費を計上しております。

2目体育施設費。予算額1,126万8,000円。特定財源の134万円は、施設の使用料を充てております。矢部地区体育館、体育施設の維持管理費及び修繕料等でございます。

続きまして217ページ。

3目清和地区体育施設費です。予算額398万4,000円。清和地区体育館施設の維持管理費及び修繕料です。特定財源17万1,000円は使用料です。

218ページ。

4目蘇陽地区体育施設費。予算額404万9,000円。特定財源の223万1,000円は使用料です。蘇陽地区体育施設の維持管理費及び修繕料等でございます。

5目中央グラウンド周辺整備事業費。予算額1億4,812万2,000円です。特定財源としましては、国の支出金、社公金、防災安全交付金ということで2,009万8,000円を見込んでおります。その他、地方債としまして、過疎債の5,270万。それと、スポーツ振興助成金4,400万3,000円と、森林環境整備基金繰入金2,767万5,000円、合わせまして、その他の7,167万8,000円となっております。

12節委託料でございます。下段のほうから木材調達委託料2,667万5,000円。これは総合体育館建設に伴いますアリーナ天井部及び内装材に使用する木材を事前に調達するためのものです。現在、計画では、町有林を利用して、伐採、集積、運搬、加工までの委託料でございます。上段の木材調達管理委託料100万円は、この木材調達につきましては、体育館建設に使用する木材を町有林木材を使用したいと考えておりますので、その調達やJAS規格等の確認や仕上げ等を行う必要がございます。木材業や製材業に精通する方に木材コーディネーターとして委託するコンサル料でございます。このようなやり方は、他の自治体の大型建築建設の際に採用されておりました。1例を申しますと、木材県総合防災航空センター及び天草市庁の建設にも役立っております。

その他、14節です。工事請負費1億2,000万円。運動公園内北側のグラウンドゴルフ場としても利用できる芝生広場の整備費ですが、基盤となっている盛土造成、暗渠排水、天然張り芝を計画しております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 9款教育費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 184ページ。ALTについてちょっと質問しますが、ALTが今3人、いらっしゃるという話でしたけども、ALTあたりを増やすことに国とか県からの補助とか交付金とか、そういったのがあるかないか。もしあるとすれば、まだ増やすことができるのかどうか。例えば、各学校に一人ずつとか、そういうことができるのかどうかをお伺いしたい。

それと、202ページの同和教育費の報償費。これはいろんな報償費という話が出て説明されましたけども、120万円ですから、1人当たり幾らの報償費なのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） ALTについてお答えします。明確な補助金という形ではございません。JETを通じたものについて交付税措置があるとは聞いておりますが、補助金としてはございません。今後、適切に必要な数のALTを配置していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。報償費120万円ということで、1人当たり幾らかという御質問ですけど、内訳をまず説明させていただきたいと思っております。

小学部144回、中学部96回、高校部96回、成人学級36回。これは年間ですね。日本語教室36回、計408回行われており、1人当たり1回2,000円の報酬を支払っております。合計が81万6,000円です。

そのほかは人権を考える町民の集いが講師謝金が15万円と、高齢者学級は2回の高齢者学級30万円という内訳になっております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 順番に、ALTですけれども、交付税か何かがあるということなんです。だから、例えば今3人ですけれども、5人にしたら5人分の交付税が入ってくるということで、その分は町の持ち出しをしなくても増やせるという話ということですね。

それと、今の同和教育の授業の講師ですけれども、一人1,500円ぐらいの講師さんということですか。どういう講師かなって思うんですけども。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 交付税の措置というものは、それぞれ算定基準に応じて数字を上げますが、ですから、増えた分また町の持ち出しもちろん増えるというところでございます。ですから、具体的に、例えば3名で10万円来るとか、5名で50万円来るとかという具体的な数字で示されているものではございませんので、補助金の扱いとは異なる状況でございます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。その前に1,500円というのはどういう計算ですか。2,000円です。2時間程度1回につきやっておられますので、時給で1,000円。

生涯学習課から、学校教育課から各小中学校の先生に推進教員を依頼して、その人が出向いていただいて、基礎学習であったり、開放学習であったりしていただいている講師となっております。人権センターです。学校の先生が主です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 関連で、年間に400回ですか。ちょっと驚いているんですけども、そのような時間を割いているというのは、もう少し聞きたいんですけども、400というのはちょっと異常じゃないんですか。そこのところもう少し、どういう形でされているのかをお聞きします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。年間408回の件でございますが、多いではないかということですが、あくまでこれは計画でございます。小学部、月の12回、12か月分の144回。中学部が月の8回の12か月の96回。高校部が月の8回の12か月分の96回。成人学級が月3回の12か月の36回。日本語教室が月3回の12か月の36回。合わせまして408回という、あくまで予算上の積算上の計画でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 先ほどの話であれば、1回に2時間です。週にそのようにされて、子供は勉強する時間はあるのかなと思いますけど。私から見れば異常です。そこまでしなければならぬというのは、何か町が間違ってるって思いますよ。少し考えられた方がいいと思いますけど。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。この取組は平成20年にあらゆる差別をなくし人権を大切にす条例が町で制定されました。これに基づきまして、平成23年の3月に山都町人権教育啓発基本計画について、同和問題についての正しい理解と認識を深めるための取組として、今やっているところでございます。

議員御指摘の、回数が多いのではないかとこのところでございますが、この件につきましては、内容を精査しながら検討をしてはまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） そのことについてです。これは同和関係ばかりじゃないということですよ。人権教育いろんなを含めてしよるということですね。これは同和教育だけをするということになると、そのほかの人権教育もしていかなんわけですよ。いろんな人権教育。特に子供たちにはいろんな人権教育をしていかなんとですけども、それは別にするとすると、すごいことになってしまう。だからそこはやっぱり考えないかんですよ。ここまでする必要があるかというのは考えてほしいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今やっている内容について御説明いたします。解放子供会学習というのがありますけども、これは小中高校部を設けまして、開放学習であった

り基礎学習に取り組んでおります。

学習内容、目的等につきましては、主旨を踏まえた柔軟かつ効果的な学習ができるよう行っているところでございます。

通常の勉強、学力向上のための勉強もありますし、人権教育のための学習もございます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の件ですけれども、お話を聞いていると、私たち自身の学習も足りてないのではないかなというふうに思います。委員会としてもぜひ、同和教育というのは部落問題学習だけではないと私は認識しているんですね。4番議員が言われるように、いろんなあらゆる差別をなくすという点で、もちろん、障害者問題とか女性問題とか、いろんな差別をなくすために、発展問題としていろんなことに取り組むのが同和教育だと私は思っておりますが、委員会としてはどんな御見解でしょうか。

それと、やはりこれだけ疑問が出るということは説明不足が確かにあると思いますので、議員を含めた勉強会をしていくというようなお考えはないでしょうか。二つお願いします。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 今御質問いただきました件、あるいはこれまでの協議の経緯について、私なりの見解を通してお返事をさせていただければと思います。

まず一つは回数等のお話でございましたけども、先ほどありましたように、総数での計画を立てるものでございますので、当然該当の小学部会や中学部会、高校部会の子供たちを無理やり連れてきて、学習の機会を百四十何回するというものではありません。もちろん、夕方から夜にかけての指導に当たるような先生に当たる皆さんが、子供たちと協議をして、子供たちが学びたいということを基にして設定して、必要な学習、それは先ほどありますように、基礎学習に当たるもの、それから、開放の力をつける。そして、将来にわたって差別をはねのけていくような、そのための正しい知識を持って、あるいは正しい発言ができるような子供たちを育てていく。そういうための学習会というのがあっていると思います。

指導に当たっていただきますのは、昼間は学校の先生でありましたり、あるいは、もう既に御退職になられました指導の先生等に夜に当たっていただくということになるかと思えます。

また、対象は地区の子供だけではなくて、一緒に学びたいという子供たちがそこに参加して一緒に学ぼうということで学習しているケースもございます。今年度とかコロナ禍での学習形態はなかなかいろいろ制限があっておりますので、ちょっと具体的な活動の様子は私も十分に把握しておりませんが、私が校長としておりましたときの対象のところは、そういった学びたい子供たちを対象に御指導いただいたと思っております。

それから、金額の面では先ほどありましたように、解放学習会の人権センターで行う集会のほかにも、一般の社会人の皆様の人権の集いでありましたり、人権旬間にちなんだようなときに、一般の皆様、あるいは地域代表の皆様のような大人の皆様の対象にした啓発の機会を設けております。そのときの経費もこの中に入っておるところでございます。

確か、清和での開催のときには、議員の皆様及び町民皆様の研修の機会ということで、重ねて実施した例もあるんじゃないかなと思うところがございます。

この事業の大切さということは、先ほど基本認識はということでございますけれども、同和教育を山都町の大きな推進の一つとしてやっておりますし、部落問題をはじめ、差別解消に向かうような取組というのはさらに進める必要があると、そのための事業であると考えております。国、県等におきましても、改めて平成28年ですか、部落差別の解消に関する法律とか条例等を制定して、まだまだ解決すべき課題であるという認識を広く県民、国民の皆様に周知してやっていくという方向もございます。

そういった中で、言うなら住民のまとまりであります町におきましても、そのときに必要な人権課題に対する啓発の機会、あるいは学習の機会を大いに提供していく。そして、多くの皆様のニーズに応えるというか、そういう研修の機会を企画していくというために必要な予算だと考えておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 今回の予算に関しはしないけんいかなものかと思いましたが、なかなかこういう機会しか言うことがございませんので言わせていただきますと、天然記念物の小峰菩提樹の件なんですけども、この前折れたということで伐採の予算が上がってありました。私も切られたということで現場に見に行きましたら、枝からじゃなくて元から切ってたわけなんです。これを樹木屋あたりに相談したならば、もう切ったがよかろうという話で切られたという話を聞きましたが、その点あたりは専門員さんもおられると思うんで、そこらあたりも立会いもされずに、何というですかね、切った後のその下にある墓石あたりにも障害がっておりますし、まずそこあたりをですね。伐採するにあたってに関してもですよ、誰か教育委員会あたりからも立ち会うようなことができなかったのか。

私が切った後を見ると、決してまだ残しておいて枝ばかりでよかったような気がいたしました。これは私の感じですけど。樹木医さんが何人で見られたか知らんけど、そこらあたりは何人かの人に見せて、これは枝ばかりで切ったがよかろうという意見はなかったかということも思いましたものですから。せつかくの、これ見てみたら、江戸時代の天明年間に伊勢神宮から倉岡さんという人が行って、苗木を持ってきて植えた菩提樹だそうです、これは。あそこに書いてございました。この重要なことを、簡単にそこら辺で切ってですよ。後で私もこれは何年たつとるか、切った口を見て年輪あたりが分かるなら数えてみようと思って楽しみにしとったら、もう塗ってあるけん分からんとですよ。正直言うて。切ったあとを。

そこら辺をもうちょっと、文化財とか、そういう格好のものが今からもいろんところにあるかと思えますけど、そこ辺りは何かされるときは必ず教育委員会か専門員あたりの方に立会いもさせてそういうことをしてもらいたいというふうに思いますが、今回の件に関してはどう思われますかね。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回、補正をいただいて菩提樹の伐採をしたところですが、この伐採にいきますまでには、樹木医と十分相談して、また、地元の依頼者とも調整した上で伐採したところでございます。

本来、折れた木だけ伐採すればいいかなというふうには思ったんですけど、中を見ますと、腐朽菌が入っていたということで、これはいずれにせよ、またこちらにも倒れることが予想されたので、今回倒れたのは2回目だそうで、以前もまた補助金でやったということですけど、もう3回はちょっとなかなか厳しいのかなと。

菩提樹が3本ありますが、そのうちの1本なんですよね。あと2本は残るということで、また倒れて墓に迷惑かけるより、この際切らせていただくということを了承の上でやっております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 分かりました。枝はきれいに処理してあったけんよかったと思う。大元の切った木はあそこにはなかったけんあれはどうされたんかなと思って。搬出してからどっかに置いてあるんかなって。そこら辺はどうですかね。その辺の材は見らんかったけんですね。枝はみんなきれいに寄せてあったんですけど、大本の切ったあれが全然なかったけん、そこらあたりはどうされたかなと思ひまして。その辺をお願いします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。搬出先については、申し訳ありません、ちょっと聞いておりません。どのように処分されたのか、処分先をまた調べまして御報告させていただきます。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 重なるかもしれませんが、小峰菩提樹の今回の伐採という点では、窓口になりましたのは学芸員でございますけれども、もちろん持ち主であります方、たくさんいらっしゃいますけど、その方の代表の方としっかり親身になった相談をして、そして、できるだけ残すことも大いに考えながら検討をしたところでございます。

折々には私も報告を受けてありましたけれども、そして実際に現地に行って、文化財保護員さん方とも立会いの下で現状を見て、伐採やむなしという判断。そして、今後切った木がどこに行ったかはあれでしたけど、せっかくの木は何かいろいろな仏具とか、いろいろなのに大変使いいいとか貴重な木であるというような見解もいただいていたところでございます。ですから、前に倒れたのはそこら辺に腐れてありましたけれども、できれば今回の切った分は何か大切な使い方もあるんじゃないかという樹木医さんのアドバイス等もいただいていたところでございます。

何せ元教育長さんをされたとか、いろいろな歴代のお名前等や功績が書いてあるような大切なお墓の上に倒れておりましたものですから、さっきも言いますように持ち主さんの代表の方としっかりお話をして、できるだけ早く何とか改善を図りたいという、そういう思いでさせていただきます。

そのままにして、反対側のほうの東のほうに出ている枝でも残したらと私も意見は申し上げましたけれども、バランスの悪さとか、あるいはそういったことを勘案すると、やっぱりやむなしというようなことで、現場でも、あるいはその事前事後の検討もして、今の現状としてさせていただきますので、基本的に文化財としての大切さというのは認識した上で対応させていただいておりますので、今回は御了解いただければと思うところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほどの、私たちも含めた同和教育研修についてどうお考えかというのを答えていただけていませんので、それを一つと、あと3点お願いします。

180ページに、10万円でフッ化物洗口事業薬剤費というのが計上されています。コロナ感染拡大防止のために、本年度はほとんどされてないというふうに聞いています。やはり今後もうがいの飛沫よっての感染予防のためにも、するべきではないんじゃないかなというふうに思っておりますが、なぜ計上されているのかということ。よければ、フッ化物洗口については、保護者の希望を取ってやるわけですから、歯医者さんにきちんと行って、歯医者さんで希望される場所ではできるようなクーポン券といいますか、希望者が歯医者さんでできるような方向にはならないのだろうかと思います。そのほうが歯医者さんは専門的にしていただきますので、安全ではないかなという思いでおります。

それから、これはお礼なんですけど、189ページと195ページで、就学援助費の入学準備費を今まで6月に支給されてた分を、たしか去年もお願い申し上げたと思うんですが、入学準備品だから6月に来ても困りますと。早めに支給ができるようにとお願いしたことを実現してくださって大変ありがとうございます。保護者さんも喜ばれると思います。

それと、205ページのシシランの人工繁殖についてのことですけれども、確かゴイシツバメシジミの保護については3年間でされるかなと。間違っていたらすみません。今回が3年目かな。本当にゴイシツバメシジミを守るためにいろいろ御苦労されていることは重々承知なんですけれども、プランターでできるのかなと。すごいうっそうとした自然林の中でしか育たないシシランだというふうにも聞いていますので、それをどうにかしてやろうと言われるのは分かるんですけれども、見通しはあるのかなということをお尋ねしたいです。

それと、最後にすみませんが、改正バリアフリー法というのが今年の4月に施行されるというふうに聞いています。それは、これから5年間、入学予定の子供たちも含めて、車椅子使用だったりということで、学校にエレベーター設置が必要な子が入学してきたら、それを入学するかどうかというのを5年間で調べて、そういう子に対しては準備としてエレベーター設置を5年間でやりなさいという法律ができたというふうに聞いています。

国のこれまでの国庫支出というのは3分の1だったのを2分の1に上げて支援するというふうに聞いていますので、だから今回出てないのは当たり前なんですけども、これから5年間でいろんな将来の入学予定児も含めて、現在の障害を持っている子供たちの状況も調べていただいて、国の方針に沿って受入れがきちんとした学校設備になりますようお願いしたいと思いますが、

そのことについて御存じであったのならば、方針がありましたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。私から2点ですね。

まず、議員の皆様を含めた同和教育の勉強会の開催ですけど、よろしければ議員の皆さんの同意を得ながらやっていきたいというふうに考えております。

それと、205ページのシシンランの増殖、大丈夫かというところでございますけど、見通しとしては、現在、九州大学の教授、詳しい方がおられるんですけど、この方がシシンラン増殖マニュアルを完成させたような感じで、その方に今、やってもらっておるところでございます。それを枝分かれというか、そういうふうに、また最近技術で増やしていけたらなというところで思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） まず、フッ化物についてお答え申し上げます。なぜ予算で計上したのかという御質問だったと思います。やはり一定の効果が認められるので計上しました。子供たちの虫歯予防に一定の効果があるので計上しております。もちろん御指摘のように、コロナ感染予防については重々徹底してから行いたいと思います。

令和3年度は、役場の関係部局や学校と協議し、また、先ほど歯科医のほうにもという御指摘ありましたが、この中には学校歯科医にも入っていただいて、相談しながら、コロナ感染症が落ち着き、また安全に実施できる運営体制が整った後に実施をしていきたいと思います。もちろん、保護者の同意を得た児童生徒を対象に行っていきたいと考えております。

次に、バリアフリー化についての御質問いただいたところでございます。実は今度の予算でも、先々を踏まえてそうした対応が必要な子供さんがいらっしゃいますので、エレベーターを設置するのは非常に予算的にもかかりますので、もっと簡易にできる自動昇降機を、人権センターに設置してあるような自動昇降機を小学校1校に設置を計画しております。

補助については、今後研究をして、また新たに設置が必要なところについてはそういった補助も、適用になるかどうかを研究しながら実施をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） すみません。先ほど私がフッ化物洗口で歯科医と言ったのは、歯医者さんに行って、保護者さんが子供を連れて病院でフッ化物の塗布などをするような形に変えるのはどうですかという意味でしたし、それから、有効だとおっしゃいますけれども、平成31年度の虫歯保有数は、フッ化物洗口した子は0.31本、しなかった子は0.67本と、以前お尋ねしたときにお答えになりました。ほとんど変わらない数ですね。これが有効とは言えないと私は思います。

今現在、1年間やってないですよ、フッ化物洗口。だから、やってなかったときにこれがほんと跳ね上がっているのかどうかとか、そのデータもちゃんと取っていただいて、報告いただいて、また検討していただきたいと思います。

それから、バリアフリー化については、ぜひ目の前にいる子供たちが安全に友達と一緒に勉強できるような形で、自動昇降機ということを考えていらっしゃるのには本当にありがたいと思いますが、自動昇降機も危ないんですよ。だから、危険性を伴いますので、一足飛びにエレベーターとはならないというのも分かりますけれども、それは学校の新築とか統合とかいろいろなものと絡まってくるので非常に難しいところではあると思いますが、そういう法律ができて、国のほうも2分の1の補助をあげると言っていますので、これに県が加勢してもらえるような形で進んでいけばいいなとも私も思っています。本当にまだ始まったばかりですので、しっかり検討していただいて、学校教育設備の充実に図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 時間もおしてまいりましたが、すみません。

まず、学校教育関係で、179ページの学校図書司書2名分。以前、一番最初的时候は3名いらして、それから減数になり、本日なくなっていないから本当にありがたいなと思うんですけども、この二人の方が随分やっぱり御苦労で広域なところを移動していらっしゃると思います。それで、現場の先生方がどういうふうに思っているかじゃないけど、教育課としてはこれで足りているか、また補充しなければいけないかというお考えをお伺いしたいところと、それからその次の180ページからの子供たちのICT教育が始まるということで、ICT教育支援員の方がかなり増額になっているということで、これは人員が増えたのか、内容が変わったのかということをお知らせください。

それとフィルタリングですけど、その後181。これも非常に大事なことなんですけど、たまたま昨日、私、熊本の孫と話すことがあって、タブレットをどういうふうにして使っているのって言って画図小学校なんですけど、本当毎日持ち帰って宿題等々に活用していると。動画を先生に送ったりなんかしながらやっているということでした。

そして、熊本市においては教育センターでしたか、全部子供たちの使用歴というものをきちんと把握していますよね。で、何とかちゃんねって、ちょっとユーチューブ見すぎらしたけんお手紙が来たよとか、中には何か中古車検索とかそういうサイトにつながっているような子供さんののもあって、親は使わないでくださいというような忠告が走ったりとか、何かそういった具体的なことを昨日聞いてびっくりしたんですが、我が町としてはそういったところの動画の使用、今すぐすぐはまだおうちに持って帰るということではないですよ。学校で使うことが基本ですので、将来的にわたってそういう管理も必要ではないかというふうなことを考えております。

すみません。長くなりますが、生涯学習課のほうも1回に質問したいと思います。

まず、公民館のところの、これはページということではありませんが、公民館施設予約をコロナ

対応でシステム化するというようなことだったというふうに思うんですが、その進捗状況を新年度からそれは使えるようになるのかというところをお伺いします。

それから、図書館費のところ、211ページになりますかね。その前のところで、いろんな図書館事業、イベント事業ですね。その中で、例年絵本カーニバルいただいて、今年度が開催ができなかったから減額というか、なくなっているのか。今後6月、これから今年やるかどうかということは決められると思うので、それから予算立てがなされるのか。そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

それから、清和分館のスロープ改修なんですけれども、これはどういうふうな工事になるのか、およそ分かっているんじゃないかな。あれ、私がまだあそこに勤めてたときに、スロープに階段だったのをスロープにされたんですよ。そのスロープが非常にずさんな工事というか、もう工事をしてすぐからめくれ上がっていたんですね。それで度々申し上げていたけどなかなか改修が進まなかったんだが、今回こういう予算が出ているということで、どういうふうな工事をされるのか。お分かりでしたら教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず、司書の2名体制についてお答えします。現在、矢部地区に一人と、清和蘇陽地区で一人で司書が巡回をしております。学校の図書担当の先生と連携しながら子供たちの読書環境の整備をしているところでございます。

今のところ、この二人で連携しながら、学校とも連携しながら実施をしておりますので、もう少しこのままの体制で様子を見守り、学校の図書環境の整備を進めたいと考えております。

2点目のICT支援員の増について、回数を増やしたいと思います。今のところは月に各校2回ですが、これを4回。2倍に増やしたいと思います。4回巡回をしていただきたいと思います。

三つ目のフィルタリングについては、御指摘のとおりだと思います。現在、タブレットの利用の規約の中にも利用の方法とかも盛り込んでおりますので、学校にも保護者にも児童生徒はもちろんです。保護者にもその利用については周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。3点ほど質問があったかと思います。

1点目が施設予約システムの進捗状況でございますけど、今年度3月31日までの工期ということで、現在システムを構築、まだしておるところでございます。先日、ちょっと中身を見たんですけど、ある程度のところまでは出来上がっているところでございます。3月いっぱいまでかかりそうなので、工期もありますからですね。4月は今のところ試験運用で、周知期間も含めて4月1か月を周知期間とさせていただき、まず、不具合等も確認しながら、1か月間はちょっと様子を見る期間としてさせていただきたいと思います。

それとまた、絵本カーニバルについては、6月の肉付け予算で考えていきたいと思っております。

それとまた、3番目の清和集落センターの玄関の工事の内容でございますけど、今、浮き上がって、私もつまずきそうな感じだったんですけど、高圧洗浄しまして、まず剥ぎ取って、ノンス

リップ仕上げで、塗装で仕上げたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） もうこれで終わらしましょうね。図書購入費ですよ。私はずっと見てきております。毎年600万円ですね。私になったときからですから、何千万円かつぎ込んどると思うわけですよ。今非常に、こういう感じでインターネットとか、また、タブレットとか、導入しますけれども、その辺りですね、これは予算に関してではないんですが、どうか生涯学習課のほうで、今、図書館の講読たいな。この辺りのところを調べて、みんなに、議員さんに公表していただきたい。今、何万冊かあると思いますよ。どういうふうな、本当に利用されているのか。学校図書、あるいは図書館ね。その兼ね合いのところの公表をお願いしたいというふうに思います。これで終わります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

10款災害復旧費について説明を求めます。

農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） それでは、災害復旧費予算について説明いたします。

219ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費です。

1目現年度農業施設災害復旧費です。14万1,000円を計上しております。

8節の旅費と10節の需用費、消耗品を計上しております。

2目過年度農業施設災害復旧費、1億297万1,000円を計上しております。

220ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料に、主な使用として公用車2台分のリース料を計上しております。

14節工事請負費1億円です。内訳としまして、平成29年災の19件分に5,000万円。こちらは、事故繰越予算の契約解除に伴う再契約分の予算としております。平成28年災の変更対応分に5,000万円。主に変更に対応する仮設工の分に対応する分として計上しております。

15節原材料費。工事材料費として120万円を計上しております。

3目現年度林業施設災害復旧費です。30万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料に重機借り上げ料として計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、2項公共土木施設災害復旧費について説明いたします。

1目現年度公共土木施設災害復旧費。本年度予算額300万6,000円。全額一般財源でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、崩土除去に係る重機借り上げを予定しております。

2目過年度公共土木施設災害復旧費です。本年度予算額6億3,209万2,000円。財源は、国庫負担金4億2,099万6,000円です。

1節報酬53万6,000円は、会計年度職員報酬1名分の4か月分です。

次のページをお願いします。

13節使用料及び賃借料250万円につきましては、工事に伴う作業道路の保護等に係る重機借上料及び敷鉄板の使用料でございます。

14節工事請負費6億2,500万円。令和2年災86件分を予定しております。

15節原材料費250万円。生コン及び路肩保護用の大型土嚢等でございます。

21節補償補填及び賠償金70万円。流木補償及び電柱移転に伴う補償費でございます。なお、令和2年災につきましては、先週12日の閣議におきまして激甚指定がされております。通常は66.7%の負担でございましたけれども、上乘せかさ上げということで、82.4%というふうに決定しておりますので、今後予算のほうに反映していきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 10款災害復旧について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入については、一括して説明を求めます。総務課長、荒木敏久君。

○議長（工藤文範君） それでは、223ページの11款公債費について説明をいたします。地方債の償還、いわゆる返済にかかる経費でございます。元金が8億8,712万4,000円。利子が3,251万2,000円でございます。

令和3年度にかかります元金の対象件数としましては、138件でございます。元金の部分の特定財源で3,282万6,000円を計上しておりますが、主なものは、町営住宅使用料と社会福祉法人からの財源というものでございます。

続きまして、12款の諸支出金でございます。基金積立金として利子分を1,000円を存目として計上しているところでございますが、次のページの9目につきましては、学校施設整備基金でございますが、これは旧白糸第1小学校、旧白糸第3小学校分の使用料ということで積み立てるというものでございます。

11目のふるさと応援基金は、寄付金から諸経費を差し引いた分を積み立てるということでございます。

17目の森林環境整備基金は、森林環境譲与税を積み立てるものでございます。

続きまして、225ページ。

予備費3,000万円ということで、前年同額で計上しております。

続く226ページでございます。

継続費に関するものでございます。

2款総務費は、防災行政無線デジタル化工事。

7款土木費は、町道水ノ田尾下鶴線、上鶴線道路改良工事2件でございます。

続いて、227ページでございます。

地方債の現在高の見込額に関する調書でございます。

表中、横欄3番目に、前年度末、現在高、見込額とあるのは、令和2年度末になります。現時点では88億4,171万1,000円でございます。

その右にあります当該年度中増減見込み、これは令和3年度における増減見込みでございます。よって、右端の欄が令和3年度末の現在高見込みというところで、87億9,148万7,000円と予定しているところでございます。

次の228ページから229ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。複数年にわたる契約等に基づきまして、将来にわたる地方公共団体の債務の負担を表すものでございます。

令和3年度の当初予算時点では、合計欄の中ほどにあります7億9,028万8,000円が将来にわたる負担総額ということになるものでございます。

続きまして、230ページから236ページでございますが、特別職や一般職の給与の明細書として掲載しているものでございます。230ページから234ページまでは給与費の明細書、それから、235ページから236ページは款項別の給与明細書となっております。

最後のページ237ページをお願いします。

ここには、地方消費税交付金で充たられます社会保障施策に要する経費というものでございます。

令和2年度にかかります地方消費税交付金、いわゆる社会保障財源分の金額は1億5,818万2,000円。これに対しまして、本町の社会保障施策に要する経費は、合計で39億3,865万8,000円となります。これから特定財源を除きました一般財源の一部に地方消費税交付金が充てられるという構成になっているものでございます。

続きまして、歳入に移りますので、9ページをお願いします。

歳出の説明の段階で、特定財源やそれぞれの款で財源を説明したものにつきましては省略をさせていただきます。また、説明した以外で主なものについてのみ説明をさせていただきます。

11ページから14ページの12款につきましては、地方譲与税、それから交付金でございますので、この部分につきましても省略をさせていただきますが、14ページの12款地方交付税でございます。前年と同様に、普通交付税見込額を50億円、特別交付税3億円を見込みまして、合わせまして、53億円というところで計上しているというところでございます。

続きまして、国費や県費に係るものがございまして、31ページの18款財産収入をお願いします。家屋貸付収入につきましては、旧白1小、旧白3小、あるいは蘇陽支所の一部を貸し付けている分でございます。土地貸付収入につきましては、米生の阿蘇森林組合の加工所、それから井無田の太陽光分等々でございます。

続きまして、19款をお願いします。ふるさと寄付金として1億円を計上しているというところ

でございます。

20款の繰入金でございます。財政調整基金からの繰入金を2,973万1,000円計上しています。以下、それぞれの特定目的基金から金額の繰入れ、つまり、取崩しを行いまして、それぞれの経費に充てていくというものでございます。

それから、34ページをお願いします。

21款の繰越金です。ここには、令和2年度の繰越金を1億円と見込みまして、令和3年度に予算化したというものでございます。

次に、38ページをお願いします。

23款の町債になります。

目としましては、経費別に、総務債、土木債等々がございしますが、総務債の説明欄に臨時財政対策債という起債の名称がございします。具体的に事業名がついてございませませんが、これにつきましては地方公共団体の財源不足を行うための特例として発行される地方債ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは戻っていただきまして、6ページをお願いします。

地方債のページでございます。

歳出で事業ごとに充当いたしました起債を、今度は起債の目的ごとに区分、計上したものでございます。総額で8億3,690万円を今回は計上したところでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計予算。

令和3年度山都町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ118億4,500万と定める。

2項、歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の最高額は20億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月11日提出、山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 以上で11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入について

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） すみません。骨格予算ということで今度肉付されると言われましたが、まだ見えてない歳入歳出があるわけですか。金額としては。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 見えてないと申しますか、一つは各種団体への補助金がございますが、それはほとんど単独事業ということですので、その分がまだ見えてないというところがございます。

それから、町単独で行います、一例で申しますと道路改良事業等につきましても、財源的にはほとんど一般財源でございますので、一般財源の分が見えてないという理解でよろしいかなというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 参考まで教えていただきたいと思います。6ページの地方債につきまして、公営住宅から臨時財政対策債までありますけれども、分かれば利率を教えていただければ助かるんですけど。利率だけ。

○議長（工藤文範君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） 利率につきましては、これから実際の借入れの際に交渉することになります。ただ、現在ですと0.1%とかそういった率ですので、現在は借り入れるには非常に有利な時期であるというのは間違いないと思います。

具体的には交渉して決まるということになってきますし、政府の金融機関のそれぞれの政府系ですと、その決め方によって決まるということになっています。

なお、上限はここに書いてあるとおりですが、5.0%以内と書いてありますのは、大体こういう感じで返していくというようなことです。

ちなみに、それぞれの起債の交付税措置ですけれども、下からいきますと臨時財政対策債については、返す際に、その返した額が100%交付税措置がされます。

災害復旧事業債も、ほぼ100%と言っていいかと思います。95から100とかというレベルです。

過疎対策事業債につきましては、70%が交付税で返ってきます。

辺地対策事業債については、80%が返ってきます。

緊急防災減災事業債については、おおむね50%ぐらいというふうに考えていただいて結構かと思えます。

あと70%の場合もありますので、ちょっとこれはそれぞれ違います。公営住宅建設事業債については、これちょっと私は直接担当したことがありませんので、交付税措置は基本的にはないと思いますけれども、家賃で返すのが原則の起債ですので、ないと思いますが、そういったことで交付税が措置されます。

今回、借りることになっている起債については、非常に財政的な負担が少ない。非常に有効な

といたしますか、そういった地方債を借りる予定であるということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 非常に有利な起債を借りておられますので、財政係には感謝申し上げます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和3年度山都町一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

散会 午後5時30分

3 月 24 日（水曜日）

令和3年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年3月11日午前10時0分招集
2. 令和3年3月24日午前10時0分開議
3. 令和3年3月24日午後0時35分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第14日）（第6号）
 - 日程第1 行政報告
 - 日程第2 議案第29号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第3 議案第30号 令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算について
 - 日程第4 議案第31号 令和3年度山都町介護保険特別会計予算について
 - 日程第5 議案第32号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計予算について
 - 日程第6 議案第33号 令和3年度山都町簡易水道特別会計予算について
 - 日程第7 議案第34号 令和3年度山都町水道事業会計予算について
 - 日程第8 議案第35号 令和3年度山都町病院事業会計予算について
 - 日程第9 議案第38号 町有財産の無償貸付について
 - 日程第10 議案第39号 町有の組合委託林立木の処分について
 - 日程第11 議案第42号 財産の取得について
 - 日程第12 議案第40号 緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について
 - 日程第13 同意第1号 山都町監査委員の選任について同意を求める件
 - 日程第14 同意第2号 山都町教育長の任命について同意を求める件
 - 日程第15 同意第3号 山都町教育委員の任命について同意を求める件
 - 日程第16 議員派遣の件
 - 日程第17 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	3番 中村 五彦	4番 矢仁田 秀典
5番 興梠 誠	6番 藤川 多美	7番 甲斐 重昭
8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加	10番 藤原 秀幸
11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治	13番 藤澤 和生
14番 工藤 文範		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

2番 西田 由未子

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第1、行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。それでは、行政報告を行います。お手元に行政報告、右上のほうに山の都創造課資料という資料があると思います。

有限会社そよ風遊学協会の破産手続廃止について報告させていただきます。昨年12月3日の定例会で行政報告をさせていただいておりますけれども、先週の3月17日の債権者集会をもって破産手続が終了し、翌18日に熊本地方裁判所裁判官より、破産者の清算が終了する前に、破産手続を終了させる破産手続廃止決定がなされたところです。破産法第217条第1項に基づくものです。

内容については、破産者、有限会社そよ風遊学協会。

主文。本件破産手続を廃止する。

理由。破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに、不足すると認める。

期日。令和3年3月18日です。

破産手続を廃止するとは、破産者の清算が終了する前に破産手続の費用を支弁できず、債権の配当ができない場合に破産手続廃止決定となり、全ての債権まで弁済した場合は破産手続終結決定となります。今回の場合は一般債権まで配当が回りませんでしたので、破産手続廃止決定とな

ります。収入確定額ですが、837万9,280円です。歳出確定額も同額になりますが、まず財団債権に弁済し、次に優先的破産債権の順で弁済されます。

本件の場合、事務費、破産管財人報酬に弁済された後、公租である国税、地方税に充当し、公課である社会保険料や年金保険料に充当されました。その金額が②の610万7,247円となり、③を差し引いた227万2,033円が労働者健康安全機構と元従業員の労働債権に8対2の割合で案分して弁済されています。金額については、御覧のとおりです。

最後に、米印で記載しておりますとおり、取引先の買掛金や町の貸付金などの一般債権5,736万5,096円と、労働債権の一部137万170円は費用を支弁することができませんでしたので、債権は消滅することになります。

今後、官報へ公告がされ、裁判所が職権で破産廃止決定の登記を行います。これによって、会社の法人格が完全に消滅することになります。

裏面は、12月3日のときにもお渡ししておりますが、弁済配当の流れを記載したものです。後ほど御覧ください。⑧の雇用関係の請求権のところまでしか配当が済んでないということでございます。

以上で、有限会社そよ風遊学協会の清算状況について、報告をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） これで行政報告が終わりました。

日程第2 議案第29号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第29号「令和3年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） おはようございます。それでは、議案第29号、令和3年度山都町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

国民健康保険事業におきましては、平成30年度の都道府県単位化により、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、県と市町村が一体となって運営しています。それにより、市町村は県が県全体の医療費推計から、市町村ごとに所得水準、医療費水準により推計した納付金を県に納付し、県は保険給付費に必要な額を全額市町村に交付するという仕組みになりました。令和3年1月末現在の国保の被保険者数は4,609人で、世帯数は2,734世帯、前年同月比で115名の減、30世帯の減となっています。被保険者数は山都町全体の32%、世帯数では42%を占めています。

国保財政運営の安定化からも、医療費の適正化や生活習慣病の発症、重症化予防、糖尿病の重症化予防のため、特定健診受診率の向上に取り組み、被保険者自身が自らの健康状態を把握して、生活習慣を見直してもらうためのサポートを保健指導や栄養指導により、引き続き行ってまいります。

それでは、歳出のほうから主なものについて御説明いたします。

13ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の本年度予算額795万2,000円でございます。前年度と比較しますと、15万5,000円の減になっています。11節役務費は、郵便料が155万1,000円。主に保険証等の年度切替えによるものです。12節委託料で、一番下に記載してあります税制改正に伴うシステム改修委託料が138万6,000円でございます。この改修は、個人所得課税の見直しに伴う国保システム改修2件分でございます。こちらは国庫補助10分の10です。

次のページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金で、オンライン資格確認等の実施に伴う市町村運営負担金が10万円です。財源内訳の特定財源の656万6,000円は、一般会計から職員給与費等としての繰入金となります。

2目連合会負担金が、本年度予算額111万4,000円でございます。前年度と比較しますと、1,047万6,000円の減でございます。主な要因は、昨年度において標準システム導入に係る初期費用負担金を計上していたためでございます。標準システム導入に当たっては、熊本県が熊本県クラウドの構築を進められており、本町でも令和2年度の当初予算で計上していたところ、ベンダーの事業により開始時期が調整されたため、12月補正で減額したところですが、今年度の計上につきましては、今般、政府がデジタル改革関連法案を国会に提出し、その中で地方公共団体情報システムの標準化を推進することとされたため、熊本県ではこのような国の動向を踏まえ、今後の熊本県クラウドについては検討する必要があるとの見解が示されたところであり、本町でも検討中でございます。

15ページをお願いします。

3項1目運営協議会費が29万3,000円でございます。こちらは委員12名で、年2回の運営協議会と年1回の研修会分の報酬、費用弁償を計上しています。財源は職員給与費として、一般会計からの繰入金でございます。

2款1項療養諸費でございます。

17ページ、一番上をお願いします。

全体で、15億7,486万2,000円でございます。前年度と比較しますと、1億374万6,000円の増額となっています。

15ページにお戻りをお願いします。

1目一般被保険者療養給付費が、本年度予算額15億6,121万2,000円で、前年度と比較しますと、1億350万4,000円の増額となっています。療養給付費につきましては、県の推計方法に準じて算出しております。

具体的には、70歳未満と70歳以上の負担区分別に、被保険者1人当たり診療費、被保険者数推計、給付率推計をそれぞれ掛けて算出しております。

被保険者数は年々減少していますが、70から74歳の増加により、給付費負担増となり、全体額及び1人当たり給付費は共に増加を見込んでいます。

2目退職被保険者等療養給付費が本年度予算額1,000円で、前年度と比較しますと9,000円の減

でございます。退職被保険者は、現時点で0人です。退職被保険者につきましては、退職者医療制度の経過措置終了で、令和2年度以降は原則0人ですが、早期退職により、令和3年度も一部で退職被保険者が現存する場合がありますとのことで、転入に備え、減額して計上しているものです。

16ページをお願いします。

3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者療養費においても同様の方法で算出しております。療養諸費全体のうち、5目、6目の審査支払手数料を除き、財源は全額県から療養給付費等交付金の普通交付金として交付されます。

17ページをお願いします。

2項高額療養費は、合計で2億6,306万5,000円でございます。こちらも同様の算出でございます。こちらの財源も、全額県から保険給付費等交付金の普通交付金として交付されます。

18ページをお願いします。

4項1目出産育児一時金が、本年度予算額840万円でございます。前年度と同様、20件を見込んでいます。財源は、一般会計からの繰入金で3分の2でございます。

19ページをお願いします。

5項1目葬祭費が70万円です。前年度と同様、35件を見込んでいます。

6項1目傷病手当金が84万6,000円です。こちらは、新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金でございます。令和2年度においては、今現在実績はございませんけれども、10人分の20日間で計上しています。

3款国民健康保険事業費納付金です。こちらは、県が県全体の医療費総額を推計し、その見込額から前期高齢者交付金や療養給付費等負担金の公費等を引いて、市町村ごとに所得水準や年齢調整後の医療費水準に応じて納付金額を算定するものです。

20ページをお願いします。

1項医療給付費分が一般・退職合計で、本年度予算額4億7,037万2,000円となり、前年度と比較しますと、2,886万3,000円の減となっています。2項後期高齢者支援金等分が一般と退職合計で1億3,388万9,000円となり、前年度と比較しますと、915万7,000円の減となっています。

3項介護納付金分が5,528万8,000円で、前年度と比較しますと321万5,000円の増となっています。

3款の財源内訳は、特定財源として県特別交付金が6,859万6,000円、一般会計からの保険基盤安定繰入金が1億2,701万3,000円でございます。

21ページから22ページをお願いします。

6款1項1目保健衛生普及費が合計で、本年度予算額431万6,000円でございます。前年度と比較しますと、28万4,000円の増です。主に人件費の増、13節使用料及び賃借料の保健事業ツールの増によるものです。これは、保健指導実践ツール及びデータヘルス支援ツールの2ツール分でございます。具体的には、個人台帳作成や評価・分析を行うものでございます。1節から4節までは、会計年度任用職員として、一般事務1名分の人件費でございます。こちらにつきましては、国補助対象の保健事業として、特定健診未受診者への勧奨通知や健診結果入力、台帳管理を行う

ものです。財源内訳は、特定財源として県支出金のうち国特別調整交付金分が233万7,000円でございます。

23ページをお願いします。

2項1目特定健康診査等事業費が、本年度予算額2,253万7,000円で、前年度と比較しますと、30万円の増となっています。要因は、12節委託料において新たに計上しております特定健康診査等委託料30万円です。こちらは、尿タンパク量検査、微量アルブミン尿検査を町独自で行うものです。微量アルブミン尿検査は、糖尿病性腎症の早期発見のための検査です。

上段の特定健康診査等委託料には、40歳から74歳までの国保被保険者の特定健診等委託料のほか、眼底検査、特定保健指導委託料等を計上しています。こちらは県補助が3分の2で、特定財源に776万円を計上しています。

7款基金積立金、9款諸支出金の1目から6目までについては、御覧のとおりでございます。

25ページをお願いします。

3項1目直営診療施設勘定繰出金が72万円です。こちらはそよう病院分の保健事業分として繰り出すものです。財源は県支出金です。

14款予備費は調整です。

続きまして、歳入を御説明いたします。

6ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございます。

7ページをお願いします。

一般被保険者分と退職被保険者分と合計で4億4,045万3,000円で、前年度と比較しますと、6,255万7,000円の減額となります。こちらにつきましては、税務住民課に令和2年分の所得を見込んでいただき、令和2年度と同じ税率で算定しております。現年度分収納率は96%で、滞納繰越分を15%で見込んでいます。

8ページをお願いします。

4款1項1目保険給付費等交付金が19億1,419万4,000円でございます。1節普通交付金は歳出の項で説明しましたとおり、国保連合会の審査手数料、出産育児一時金、葬祭費を除く、保険給付費に対して全額交付されるものです。歳出で保険給付費が増額になると、こちらの交付金も関連して増額となります。2節特別交付金は、御覧の四つの項目について、それぞれ交付があります。

7款1項1目一般繰入金が、本年度予算額1億7,283万2,000円でございます。前年度と比較しますと、541万1,000円の減でございます。主な要因は、1節及び2節の保険基盤安定繰入金で、約230万円の減、5節の国保基盤安定化事業繰入金で約310万円減額していることです。1節の保険基盤安定繰入金につきましては、県補助が4分の3、2節につきましては、国補助が2分の1、県補助4分の1でございます。

10ページをお願いします。

8款繰越金が4,000万円を計上しています。

9款諸収入につきましては、11ページまで御覧のとおりでございます。いずれも前年並みの予算を計上しています。

12ページをお願いします。

3款国庫支出金は廃款でございます。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和3年度山都町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億7,306万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 16ページです。一般被保険者審査支払手数料で、あはき療養費審査手数料4万7,000円、昨年度までは組んでありませんでした。あんま、はり・きゅう療養費の審査支払手数料だと思いますが、これまでに不正受給とかあったりして審査が必要になったことなのか、そして、この審査はどちらに委託されるのか、お願いします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） あはき手数料はこれまで組んでございませんでしたけれども、審査はございました、今まで。今回、別途、別枠で計上するという形になったものでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） もう1点。

○健康ほけん課長（河野君代君） 委託先ですか。委託先は国保連合会になります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「令和3年度山都町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第30号 令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第30号「令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第30号、令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

令和3年1月末の山都町の被保険者数は3,940名で、前年同月と比べますと127名の減少です。山都町全人口に占める割合は28%です。保険料率については、法の定めにより2年ごとに見直すこととされ、熊本県内均一です。昨年度見直され、令和3年度は令和2年度と同じ保険料率となります。また、令和元年度から段階的に実施されてきた軽減特例の見直しについては、令和3年度は3年目で、最終年度になります。

それでは、歳出から主なものについて御説明いたします。

予算書8ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の本年度予算額が269万6,000円でございます。財源は、特定財源として一般会計からの事務費繰入れです。前年度と比べますと6,000円の増でございます。10節需用費の印刷製本費40万9,000円は、納付書や各通知書用、簡易書留用封筒の印刷費でございます。11節役務費の郵便料213万4,000円は、納付書や保険証、決定通知書、督促等にかかる郵便料でございます。2項1目徴収費が1万8,000円でございます。保険料口座振替手数料でございます。こちらの財源も、特定財源として一般会計からの事務費繰入れでございます。

9ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度予算額2億6,292万6,000円、前年度と比較しますと119万9,000円の増になっています。内訳は、被保険者保険料負担金が1億6,363万4,000円、保険基盤安定負担金が9,929万2,000円でございます。

増加の要因は、均等割軽減特例の見直しにより、被保険者保険料負担金が約120万円の増となったものでございます。こちらの財源は、被保険者からの保険料が1億6,363万4,000円、一般会計からの保険基盤安定繰入れが9,929万2,000円です。保険基盤安定繰入金につきましては、県補助が4分の3でございます。

4款1項1目保険料還付金が50万円、こちらは死亡等に伴う保険料の還付になります。前年度実績を参考に計上しております。予備費は調整です。

それでは、歳入を御説明いたします。

5ページをお願いします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料でございます。1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料、合計で 1 億 6,363 万 4,000 円です。算定につきましては、熊本県後期高齢者広域連合によるものです。前年度と比較しますと、120 万 9,000 円の増です。要因は、歳出の項で説明したとおりでございます。

4 款 1 項一般会計繰入金でございます。1 目事務費繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、次ページになります、合計で 1 億 200 万 6,000 円です。こちらにつきましては歳出の項で御説明しましたので、割愛させていただきます。

6 ページの一番下をお願いします。

6 款 2 項 1 目保険料還付金が 50 万円でございます。過年度分の過誤納保険料分として、後期高齢者医療広域連合に請求し、受け入れるものでございます。歳出の項の保険料還付金に関連するものです。

表紙の次のページをお願いします。

令和 3 年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 3 年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 6,619 万 8,000 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 万円と定める。

令和 3 年 3 月 11 日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第 30 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号「令和 3 年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 31 号 令和 3 年度山都町介護保険特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第 4、議案第 31 号「令和 3 年度山都町介護保険特別会計予算につ

いて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、議案第31号、令和3年度山都町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

初めに、3月1日現在の要支援・要介護認定者数につきまして、御報告いたします。要支援1の方が122名、要支援2の方187名、要介護1の方265名、要介護2の方397名、要介護3の方232名、要介護4の方211名、要介護5の方142名で、合計1,556名の方がいらっしゃいます。

また、65歳以上の方は7,010名、高齢化率約5割でございます。健康で生き生きとした高齢者が暮らす山都町を目指し、介護予防をはじめ、介護度が進行しないよう、また住み慣れた地域や家庭で暮らせる在宅生活の支援などの事業に取り組んでまいります。

各種事業を歳出予算として大きく分けますと、介護サービス、介護予防サービス、地域支援事業の三つとなります。

それでは、歳出から主なものにつきまして、御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費433万2,000円につきましては、介護保険制度の円滑な運営のために必要な経費を計上しております。会計年度任用職員一般事務1名分の人件費を計上しております。

15ページをお願いします。

3項1目認定調査等費2,173万9,000円につきましては、介護認定に必要な基礎資料を取得するための認定調査や主治医意見書作成の経費などがございます。認定調査を行う会計年度任用職員4名分の人件費を計上しております。

ここで1点修正がございます。4節共済費133万6,000円の説明の欄におきまして、非常勤職員社会保険料としておりますが、正しくは会計年度任用職員社会保険料でございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

続きまして、16ページをお願いします。

11節役務費のうち、主治医意見書作成手数料697万4,000円については、1人当たり3,300円から5,500円の手数料で、約1,600人分でございます。

2目認定審査会共同設置負担金568万1,000円は、介護の必要性とその程度を公平公正に審査、判定している上益城広域連合への負担金です。

次に、17ページ、2款保険給付費でございます。1項介護サービス等諸費の1目から9目まで、介護サービスの利用に応じた保険給付に係る負担金を計上しております。こちらは要介護1から要介護5までの方が対象となる経費です。合計24億5,694万8,000円、前年より4,204万5,000円増となっております。前年の実績と今年度見込み量により算出しております。

次に、19ページ、2項介護予防サービス等諸費でございます。

1目から9目まで、介護予防サービスの利用に応じた保険給付に係る負担金等を計上しております。こちらは、要支援1、要支援2の方が対象となる経費です。1項と同様の算出方法による

ものです。

次に、20ページ。

3項その他諸費につきましては、国保連合会に委託し、保険給付に関する書類審査業務を行うものです。その審査支払手数料で241万8,000円を計上しております。

4項1目高額介護サービス費7,560万円につきましては、介護サービスを利用された際の自己負担額について、利用者の経済的な負担を軽減するもので、一定金額を超えた場合に、その金額について、生保世帯、また課税世帯等区分に応じて負担をするものです。

5項1目高額医療合算介護サービス費840万円につきましては、今の説明に加えまして、医療保険を加えたところでの自己負担額の合算額が著しく高額になった場合の負担額の一部を負担するものです。

7項特定入所者介護サービス等費につきましては、生保世帯などの所得の少ない方に対して、ショートステイなどを含む介護保険施設の利用料のうち、居住費と食費の軽減措置に係る経費を負担するものです。

1目特定入所者介護サービス費は、要介護の方、3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援の方が対象です。

次に、22ページをお願いします。

5款地域支援事業費でございます。1項1目サービス事業費18節につきましては、要支援1、要支援2、事業対象者の方に係る経費です。通所デイやホームヘルパーなど、サービス利用分が6,245万8,000円、介護予防支援事業費負担金1,008万7,000円については、ケアプラン作成経費などを国保連合会に支払うものです。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,663万5,000円につきましては、利用者の状況に合った適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジメントを行うものです。12節委託料のうち、介護支援専門員人材派遣委託料1,332万6,000円については、まちづくりやべから派遣していただく3名分を計上しております。ケアプラン委託料103万5,000円については、予防プランの作成業務の一部を居宅介護支援事業所に委託しているものです。17節備品購入費98万4,000円につきましては、地域包括支援センターのシステムサーバー専用機器の更新を行うものです。

次に、2項一般介護予防事業費でございます。こちらは、65歳以上の全ての方が対象となります。

24ページをお願いいたします。

12節委託料119万7,000円については、介護予防教室や介護予防サポーター、フォロー講座などを実施するため、専門業者へ委託するものです。18節のうち、幸齢者ハピネスポイント補助金として150万円を計上しております。本年度の申請者は、3月23日現在で995名となりました。先日申し上げましたが、多くの方に取り組んでいただけるように、いろいろな御意見を踏まえ、手続などの改善を検討しているところでございます。

また、30地区福祉会へ一律5万円計150万円を昨年助成しておりました予算は、後ほど説明いたします任意事業での生活支援体制整備事業委託料のほうに加えまして、予算を計上しております。

す。

次に、3項包括的支援事業・任意事業費です。こちらは地域包括支援センターの運営や任意事業、生活支援体制の整備事業等に係る予算です。

2目権利擁護事業費27万円については、高齢者の方の心身や財産などの権利を守る事業の経費です。12節委託料2万円は、県で組織されている高齢者虐待対応専門職チーム、これは県で組織されているものですが、事案が発生した場合に備えて委託を行うものです。

26ページをお願いします。

4目任意事業費でございます。7節報償費のうち、介護相談員派遣事業謝金79万2,000円につきましては、11名分を計上しております。12節委託料におきまして、食の宅配サービス委託料は、現在、社協とJAに委託しております。緊急通報装置設置委託料は月額2,618円、203人分を計上しております。生活支援体制整備事業委託料につきましては、社協へ委託しまして、地域の見守り体制再構築に向け、老人クラブ連合会、シルバーヘルパー、30地区福祉会、民生委員、ボランティア協力校などの活動支援と連携強化を図ります。先ほど申しましたように、前年度より169万円増額しております。

30地区福祉会の取り組み、いわゆる地域サロンについてですが、3年度は仕組みを変更しまして、社協から福祉会へ助成する形にしたいということで計画しております。社協に現在、地域サロンや通いの場などへの支援やコーディネートをしていただいておりますが、これまで以上に力を入れていただくこととしております。福祉会への助成金の交付方法については、一律幾らということではなく、均等割、人数割を予定しております。

次に、6目認知症施策総合推進事業費でございます。7節報償費14万2,000円については、認知症初期集中支援チーム員である医師1名と介護福祉士1名の2名分です。今回の職員と合わせて、5名程度でチームをつくって対応していくという形にしております。

続きまして、歳入です。

6ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料です。1節特別徴収保険料は年金からの天引き分となります。2節は普通徴収保険料でございます。

7ページの3款国庫支出金から4款支払基金交付金、5款県支出金につきましては、介護給付費、各事業等に係る収入でございます。

10ページ、7款繰入金におきましては、4目低所得者保険料軽減繰入金について、消費税増税による低所得者層への負担軽減分に対して、国からの措置がありますので、一般会計で受け入れまして、繰入金として計上しております。

11ページの2項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金を660万円繰り入れております。繰入れ後の基金残高は4,278万8,000円となります。

次に、表紙に戻っていただきまして、2枚目をお願いします。

令和3年度山都町介護保険特別会計予算。

令和3年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億3,110万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 本当に介護保険、大変な事業だと思って、常からおっしゃっていますように、予防の部分が本当に大事なことだというふうに思っています。

そこで、24ページなんですけど、介護予防教室の委託料が出ております。この介護予防教室は、今まででもやられてきたことですが、継続して、その委託先がどこであるかということと、どのような回数で、どのような会場でというふうなことを見込まれているのか、計画がありましたら教えてください。

それから、26ページの下の委託料のところにはなりますが、この委託先はそれぞれ分かっていますが、やっぱりいいなと思ったのは、先ほど、社協との連携を深めていらっしゃるというところで、やはり福祉のことを、支えることを考えて、本当に社協ともっと目に見えるタイアップがないものかというふうに思っていたんですが、こういうふうに形が随分見えてきたなというふうに思っています。

そこで、この社協との連携を、定期的にその会議を開催されているのか。この金額そのものではございませんが、その裏側にある仕組みと申しますか、どのように社協と連携をされているのか。会議の回数とかですね、というようなところについてお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。

まず、介護予防教室についてでございます。こちらこれまで参加している方は、自分で意識していらっしゃるのでもいいのですけれども、このような会議に参加されない方、新規の方を開拓したいということで、矢部、清和、蘇陽地区3か所を拠点に、1か所、毎月1回、1年を通してしたいと計画しております。委託先は専門業者でございます。初回はお二人、その後は一人ずつおいでになりまして、加齢に伴う運動機能の低下や認知症の予防を目的に、いろんな取組をしていただくことにしております。

それから、社協さんのことにつきましてですけれども、生活支援体制整備事業ということにおきまして、2年度は、民生委員さん、地区福祉会、福祉課、老人クラブ、シルバーヘルパーさん、いろんな機関の方が一堂に会して集まるという会議を年に3回ほど開催しております。

それから、民生委員さんにつきましても自主的に研修をされていて、それも社協さんが間に入って、共にいろんなこと、地域福祉、共生社会を目指して研修をなさっておられます。

それから、矢部高校についてもボランティア校ということで、地域の方との交流会をしたり、料理教室をしたり、障害のある方の服の企画をしたりと、いろんなことをなさっておられます。

それから、30地区福祉会についても、地元に入られまして、コロナ禍ではありますが、できる限りの支援をされて、それから福祉会には年度当初と終わりのほうと集まっていたきまして、1年間の方針決めとか、また締めの方では、1年間の報告ということで、情報の共有、情報の発信を双方にされていていらっしゃいます。

これを踏まえまして、3年度はより深く進めていきたいということで、町の福祉課、社会福祉協議会、いろんなところと連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今の生活支援体制整備事業委託料の中の、これまで、2年度までは、30地区福祉会助成金ということで組んであった分なんですけど、先ほど言われた、一律幾らじゃなくて均等割、人数割というのは、この部分に対しての説明だったのでしょうか。ちょっと聞き漏らしましたので。もしそうだったら、例えば人数割は参加された、結局実績に応じたのかというところ辺のこの人数割の御説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） これまで30地区福祉会に一律5万円を助成しておりました分は、この生活支援体制整備事業の中に含まれて、このたび予算を計上しております。先ほどの均等割、人数割の件ですけれども、すいません、何とおっしゃいましたですかね。

（自席より発言する者あり）

今から詳細を詰めてまいります。まだ均等割合から、人数割合から、実績に応じてということまで、まだ深く協議が進んでおりません。これからでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「令和3年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第32号「令和3年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第32号について御説明いたします。

議案第32号、令和3年度山都町国民宿舎特別会計予算。

まず、歳出のほうから御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款国民宿舎事業費用1項営業費用1目宿舎経営費、本年度予算額503万6,000円を計上しております。前年比262万5,000円の減額です。内訳として需用費、修繕料445万8,000円、備品購入費52万8,000円、熊本県温泉協会会費5万円を計上しております。需用費、修繕料につきましては、いずれも老朽化による修繕になりますが、通潤山荘の2階から4階のバルコニーの防水修繕、客室、カーペットの張り替え工事、機械室、電動弁取替え工事、大浴場、換気扇修繕、合併浄化槽、フロアポンプの更新などがございます。

備品購入につきましては、厨房用のホットワゴンの購入です。

2款基金積立金につきましては、基金利子の積立として1,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

3款公債費1項公債費1目元金、2目利子を合わせまして、3,468万5,000円を計上しております。起債償還金の元金と利子になります。

9ページを御覧ください。

まず、観光施設等事業債の現在高の見込みに関する調書をつけております。平成14年に通潤山荘が改築された際、10億2,880万円を借り入れて、償還を行っているものです。一番右の当該年度末現在高見込額の欄ですが、令和3年度末の起債残高はゼロとなります。先ほど説明しました公債費の償還で、終了ということになります。

ただし、本年度、12室の客室改修工事を行っておりますけれども、その改修工事に係る一般補助施設整備等事業債を新たに借り入れておりますので、その償還が令和5年9月より始まります。次に、歳入です。

5ページをお開きください。

1款財産収入1項財産運用収入1目基金利子として、1,000円を計上しております。

2款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金として、1,000円を計上しております。

同じく2款繰入金2項一般会計繰入金2目一般会計繰入金として、3,971万8,000円を計上しております。一般会計予算の6款商工費4目観光施設費で御説明しました28節繰出金を繰り入れるものです。

3款繰越金1項繰越金1目繰越金として、1,000円を計上しております。

6 ページに移りまして、4 款寄付金 1 項寄付金 1 目寄付金として、1,000円を計上しております。

5 款諸収入 1 項町預金利子 1 目町預金利子として、1,000円を計上しております。

表紙の次のページを御覧ください。

令和 3 年度山都町国民宿舎特別会計予算。

令和 3 年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,972万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

令和 3 年 3 月 11 日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「令和 3 年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 議案第33号 令和 3 年度山都町簡易水道特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第 6、議案第33号「令和 3 年度山都町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第33号、令和 3 年度山都町簡易水道特別会計予算について説明申し上げます。

本会計につきましては、簡易水道事業と飲料水供給施設及び小規模水道施設に係る予算となります。現在、簡易水道事業が1地区、飲料水供給施設が2地区、小規模水道施設が6地区となっております。

それでは、歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費です。247万5,000円を計上しております。特定財源につきましては、その他の内訳は水道工事負担金と水道料金及び償還金でございます。8節旅費につきましては、飲料水供給施設等管理者会議を年1回開催する予定でございます。10節と12節につきましては、施設の維持管理に係る経費でございます。18節と26節につきましては、説明のとおりでございます。

続きまして、2目簡易水道整備事業費です。429万8,000円を計上しております。特定財源につきましては、国県支出金は特定防衛施設周辺整備調整交付金です。

8節から次のページ13節までは説明のとおりでございます。14節工事請負費につきましては、調整交付金事業により進めている下鶴地区の水道管更新工事で、延長283メートルを計画しております。15節原材料費につきましては、工事に伴う仮設配管布設に係る材料費でございます。

3款1項1目予備費を10万円計上しております。

続きまして、歳入を説明いたします。

5ページを御覧ください。

1款1項1目簡易水道負担金につきましては、説明のとおりでございます。

2款1項1目使用料で、1節現年度分につきましては説明のとおりでございます。3節簡易水道償還金につきましては、菅田地区分の償還金でございます。

3款1項1目簡易水道国庫支出金につきましては、下鶴地区水道管更新工事に係る補助金でございます。

次のページで、4款1項1目繰入金につきましては、一般会計からの繰入金です。

5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目を御覧ください。

令和3年度山都町簡易水道特別会計予算。

令和3年度山都町の簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ687万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和3年3月11日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第33号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「令和3年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 令和3年度山都町水道事業会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第34号「令和3年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第34号、令和3年度山都町水道事業会計予算について説明申し上げます。

令和2年4月1日より、新たな山都町水道事業がスタートいたしました。厳しさを増す経営状況の中で山積みする各種課題に対応し、安定的な水道事業を持続させるために、新たに山都町水道ビジョンを策定し、今後10年間における水道事業の方向性と具体的な取組並びに経営戦略を設定いたしました。あわせて、ビジョンに基づく具体的施策を実現するため、水道施設等更新計画を策定し、3年度より計画的に事業を進めてまいります。

それでは、収益的収入及び支出から説明いたします。

15ページを御覧ください。

収入です。

1款1項営業収益です。1億7,337万8,000円を計上しております。1目給水収益につきましては、水道料金で元年度実績の98%を計上しております。

2目受託工事収益につきましては、須原橋橋梁架け替え工事に伴う受託工事に係る収益でございます。

次のページを御覧ください。

2項営業外収益です。2億8,875万4,000円を計上しております。4目長期前受金戻入につきましては、減価償却の補助金分を収益化するものでございます。

6目他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金で、旧簡易水道の起債償還金及び人件費5名分でございます。

収益的収入の合計は4億6,213万5,000円となります。

次のページを御覧ください。

支出です。

1款1項営業費用です。3億2,679万1,000円を計上しております。1目原水及び浄水費につき

ましては、原水の水質検査や浄水施設に関する管理委託料、薬品代、電気料など施設維持に必要な費用を計上しております。

20ページを御覧ください。

2目配水及び給水費につきまして、主なもので7節委託料については、検針員9名分の委託や施設の水質調査等管理委託、固定資産台帳の修正やシステムの更新、補修及び漏水調査委託に係る経費を計上しております。

次のページで、10節修繕費につきましては、漏水等修繕及び配水池修繕に係る経費を計上しております。

3目受託工事費につきましては、橋梁架け替え時移設材料代や、須原橋架け替え工事に伴う水道管移設工事費を計上しております。

4目総経費です。1節から3節、及び、次のページの6節、7節につきましては、職員6名分及び会計年度任用職員2名分の人件費を計上しております。5節報酬は、審議会委員10名分を計上しており、4回の開催を予定しております。15節委託料のうち、公営企業会計に関する指導・助言委託につきましては、予算、決算、経理業務の運用等に関して指導・助言をお願いしております。

次のページを御覧ください。

5目から7目につきましては、説明のとおりでございます。

2項営業外費用です。3,193万2,000円を計上しております。1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還に係る利息分を計上しております。

3項特別損失につきましては、前年度より438万7,000円の減となっております。これは簡易水道特別会計から賞与等を支出していた職員分の引当金相当額の減によるものでございます。

次のページを御覧ください。

4項予備費として、400万円を計上しております。

収益的支出の合計は、3億6,272万4,000円となります。

次に、資本的収入及び支出を説明いたします。

29ページをお願いいたします。

収入です。

1款1項1目企業債につきましては、水道施設更新整備に係る起債を借り入れる予定でございます。

2項1目出資金につきましては、災害復旧事業に係る交付税措置分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次のページを御覧ください。

4項4目国庫県補助金につきましては、施設等更新整備に係る補助金を計上しております。

資本的収入の合計は3,570万9,000円となります。

次に支出です。

1款1項1目原水施設改良費のうち、3節工事請負費は水源地等のポンプの取替え工事を予定

しております。

2目配水施設改良費のうち、次のページで、6節委託料につきましては、水道施設等の更新に伴う詳細設計業務委託を計上しております。10節工事請負費につきましては、漏水等における工事対応分を計上しております。

3目固定資産購入費のうち、1節固定資産購入費につきましては、量水器及び水道機材等の購入と災害等による断水に伴う対応で、給水支援活動を円滑に進めるため、給水車の購入を予定しております。

2項2目企業債償還金につきましては、水道事業及び旧簡易水道事業分の起債償還金の元金分を計上しております。

3項予備費として400万円を計上しております。

資本的支出の合計は2億5,418万8,000円となります。

34ページから最後のページまでは、令和3年度の予定貸借対照表、令和2年度予定損益計算書と予定貸借対照表、予算書に関する注記を記載しております。

次に、14ページを御覧ください。

企業債明細書でございます。表のとおり見込額を掲載しております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和3年度山都町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和3年度山都町の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1号給水戸数、4,900戸。

2号年間給水量、108万1,130立方メートル。

3号1日平均給水量、2,962立方メートル。

4号主要な建設改良事業、水道施設等更新設計業務委託3,900万円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、4億6,213万5,000円。第1項営業収益、1億7,387万8,000円。

第2項営業外収益、2億8,875万4,000円。

第3項特別利益、3,000円。

支出。

第1款水道事業費用、3億6,272万4,000円。第1項営業費用、3億2,679万1,000円。

第2項営業外費用、3,193万2,000円。

第3項特別損失、1,000円。

第4項予備費、400万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,847万9,000円は、当該年度損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

収入。

第1款資本的収入、3,570万9,000円。第1項企業債、2,030万円。

第2項出資金、251万2,000円。

第3項負担金、49万6,000円。

第4項国庫県補助金、1,240万円。

第5項固定資産売却代金、1,000円。

支出。

第1款資本的支出、2億5,418万8,000円。

第1項建設改良費、7,387万6,000円。

第2項企業債償還金、1億7,631万2,000円。

第3項予備費、400万円。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。水道施設等更新整備、限度額2,030万円。

起債の方法。証書借入、利率5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法。借入先の融資条件による。ただし、企業財政、その他の都合により、繰上償還、または低利に借り換えることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号職員給与費、5,516万2,000円。

他会計からの補助金。

第8条、水道事業に助成するため、山都町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億1,875万6,000円である。

棚卸資産購入限度額。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、270万円と定める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 企業債の限度額が2,030万円。この限度額というのは、毎年、1年1年がこれだけ借りていいですよということですかね。それで、今年はこの限度額いっぱいいっぱい借りて、工事をされるということなんですが、その布設替え、おおよそ何メートルぐらい、どこの地区をとというのは、今年度どこを計画されているのかをお尋ねします。

それから、車を購入されていました、給水車購入費なんですが、これの財源を教えてください。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。まず、借入金の事業の詳細ですけれども、今、更新計画のほうをつくっておまして、その中で重要なところというところでやっていきたいと考えておりますけれども、すいません、今ちょっと資料がありませんので、後で御報告したいと思います。

それと、給水車につきましての財源につきましては、一般財源と申しますか、それで今一応考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「令和3年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 令和3年度山都町病院事業会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第35号「令和3年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） それでは、議案第35号、令和3年度山都町病院事業会計予算について御説明いたします。

病院事業におきましては、今年度、令和2年4月に、12年の長きにわたり病院長として貢献された水本誠一先生が名誉病院長の称号を授与され、現在も引き続き、本院への指導や診療支援をいただいております。また、4月より熊本大学病院脳神経内科より山下太郎新病院長が就任されました。

両病院長の下、職員一丸となり、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の対応を行っております。医療現場の緊張はただならぬものですが、職務遂行に努め、町民の皆様に安心・安全の医療を提供しております。

18ページをお開きください。

令和3年度病院事業会計予算説明書、収益的収入及び支出。主なものについて御説明いたします。詳細については、附記を御覧ください。

収入。1款1項1目入院収益4億7,806万2,000円。2目外来収益3億6,925万9,000円。3目繰入金6,224万1,000円。

2項2目補助金1,649万円。3目繰入金1億5,438万1,000円。6目訪問看護ステーション収益1,875万3,000円。

次のページをお願いします。

支出。1款1項1目給与費6億9,004万3,000円。職員68名、非常勤34名、会計年度任用職員9名、111名で計上しております。

常勤医師は自治医科大学出身の医師2名が、熊本県の御配慮により継続勤務となり、常勤医師は4名を維持できました。

また、熊本県と熊本大学病院との調整により、整形外科につきましては、個人の整形外科医等を含めまして週3回、循環器内科は週2回、代謝内科は週1回の専門医師が維持できます。眼科、歯科なども、熊本大学病院からは引き続きの派遣をお願いし、延べ15名の非常勤医師を確保できました。

次のページをお願いします。

1款1項2目材料費1億3,824万3,000円。1節の薬品費でございますが、ジェネリック医薬品につきましては、令和2年度は採用薬品数の約65%程度となる見込みです。これからも患者様の理解を得ながら、使用拡大を図りたいと考えております。

3目経費1億9,308万9,000円。11節の委託費は、医療機械器具の保守点検、検査や、窓口維持業務、研修医の人件費を計上しております。研修医は地域医療での総合診療を学ぶためとして、熊本赤十字病院、熊本市市民病院、熊本地域医療センター、国立病院機構熊本医療センター、くまもと森都病院から7名、7か月を迎える予定です。

次のページをお願いします。

1款2項1目支払利息1,202万6,000円。

4目訪問看護ステーション運営費2,917万2,000円。職員4名とその運営費となります。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。収入。1款2項1目補助金29万7,000円。僻地医療拠点病院運営事業の補助金となります。

2項1目繰入金2,737万8,000円。

次のページをお願いします。

支出。1款2項1目企業債償還金5,252万9,000円。

3項1目機械器具購入費596万6,000円です。1節機械購入費です。4件の購入予定です。1、中型全自動散薬分包機更新となります。薬剤科で薬を薬袋に袋詰めする装置となります。2、自動体外式除細動器、AEです。僻地医療拠点病院の運営事業の全額補助対象です。外来診療所用です。3、電子カルテ専用端末、医事係パソコンとなります。4、小型個人用逆浸透精製水製造装置、透析科、移動式の透析装置となります。感染対策対応のために購入いたします。

以上のほか、8ページからキャッシュ・フロー計算書、9ページから16ページが職員給与明細書。17ページ、企業債明細書。24ページ、令和2年度予定損益計算書。26ページ、令和2年度予定貸借対照表。

28ページ、令和3年度予定貸借対照表をつけておりますので、後で御覧いただきたいと思いません。

それでは、1ページをお開きください。

令和3年度山都町病院事業会計予算。

総則。第1条、令和3年度山都町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1号病床数、一般病床、57床。2号患者数、年間患者数、6万2,494人。1日平均患者数、233.1人。入院患者、年間患者数、1万7,155人。1日平均患者数、47人。外来患者、年間患者数、4万5,339人。1日平均患者数、186.1人。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入。第1款病院事業収益11億4,991万3,000円。第1項医業収益9億2,988万4,000円。第2項医業外収益2億2,002万8,000円。第3項特別利益1,000円。支出。第1款病院事業費用11億4,991万3,000円。第1項医業費用11億267万4,000円。第2項医業外費用4,423万9,000円。第3項特別損失200万円。第4項予備費100万円。

次をお願いします。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的収入額に対し不足とする額3,082万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする）。

収入。第1款資本的収入2,767万6,000円。第1項企業債1,000円。第2項補助金29万7,000円。第3項繰入金2,737万8,000円。

支出。第1款資本的支出5,849万7,000円。第1項建設改良費1,000円。第2項企業債償還金5,252万9,000円。第3項機械器具購入費596万6,000円。第4項自動車購入費1,000円。

次のページをお願いします。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は8,000万円と定める。

議会の議決を得なければ流用できない経費。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号職員給与費7億1,463万5,000円。2号交際費35万円。

他会計からの繰入金。第7条、病院事業費として一般会計より繰入金を受ける金額は2億4,400万円である。

棚卸資産の購入限度額。第8条、棚卸資産の購入限度額は1億8,000万円と定める。

令和3年3月11日提出、山都町病院事業、山都町長。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） お疲れさまです。毎度聞いているような気もするんですけども、訪問看護ステーションのことについてお伺いをしたいと思います。

予算書のほうでは18ページになりますけれども、今年減額の見込みであると。以前から訪問看護の重要性を私たちも言っていて、3人じゃきつからうけん、もうちょっと増員しませんかというお話の中で、今4名の方が勤務していらっしゃるというふうな計算になっておりますが、事業としてはちょっと縮小するような感じがしますね。

コロナ禍で、なかなかこの訪問看護とか、介護される方もそうですけれども、非常に困難な1年間であったのではないかというふうに思っていますが、この減額の理由ですかね、そこら辺の背景を教えてくださいのと、それから、23ページの機器購入額のところの電子カルテ、専用端末なんですけど、今、本当これがあることで、非常に、私たち患者側からしても、スムーズな医療体制になっているんじゃないかというふうに思っているんですけど、私は母を大学病院に連れて行きますと、必ず地元の病院と電子カルテの共有をしませんかというふうなポスターが張ってあるわけなんですけど、そこら辺の共有の仕方というか、実際のところ、これがスムーズに機能しているのか。そよう病院ではどういうふうに大きな、大きなというか総合病院、市内あたりのそよういったところとの連携はどういうふうになっているのかということをお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。

訪問看護につきましては、今年度、24時間体制を一応取っておりますが、重症者が、重症者といったら言葉があれですけども、重い病気の患者さんが特にいらっしゃらなかったから、時間外とか、交通費とか、旅費とかが軽減されたということです。今現在、訪問看護の対象者ですけども、40名を対応しております。男性17名、女性23名です。割合は、五ヶ瀬が10%の4名、矢部地区が28%の11名、清和地区が20%の8名、蘇陽地区が42%の17名を対応しております。

先ほどの大きな病院との情報交換ということなんですけど、熊本メディカルネットワークという組織というか、取り込みの中に加入すれば、お互いのといいますか、患者さんの許可が得られれば、大学病院のほうに情報を提供できるようになっておりますので、患者様との承諾を得なければならないので、今そういうことも含めまして、一般っていいですか、患者様にこういう連携ができますので、ぜひネットワークに参加されませんかということで、募集を行っているところ

でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私ごとですけれども、そよう病院には、心のよりどころとして非常にいつもお世話になっておりますけれども、昨年、やっぱりコロナの影響だろうと思いますけれども、いつもに比べたら患者さんの数がものすごく少なかったんですね。この予算を見ますと、収益も低めにしてあるというところと、それに対して費用はそこまで減ってない。この辺も、コロナ関係があるんじゃないかと思うんですよ。その辺がどうなのか。

それと、コロナ関係で、医療消耗品とか、白衣とか、そういった系統が従来よりも大分増えとるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の差額っていいですか、その辺を教えていただきたいです。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。

24時間、病院はいつでも救急患者、受入体制を行っていかねばならないために、経費のほうは患者様がいらっしゃらなくても、いらっしゃっても、経費の分を計上していかなければなりませんので、収支均衡予算でさせていただいております。

あと、コロナ関係で、材料費がやはり御指摘のように上がりまして、診療材料費が170万円ほど計上していきまして、また、コロナ関係の検査試薬の高騰などによりまして、医療消耗品が1,000万円ほど余分に上げております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第35号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「令和3年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第38号 町有財産の無償貸付について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第38号「町有財産の無償貸付について」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第38号、町有財産の無償貸付について。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

令和3年3月11日提出、山都町長。

- 1、物件の所在。所在、山都町小峰字引地1385番地（旧小峰小学校）。地目、学校用地。面積、1万6,388平方メートル。
- 2、貸付対象物件。旧校舎（鉄筋コンクリート造1,650平方メートル）。
- 3、使用目的。障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスを行う施設として。
- 4、貸付料。無償。
- 5、貸付期間。令和3年4月1日から令和6年3月31日まで3年間です。
- 6、貸付の相手方。住所、山都町神ノ前224番地15。氏名、社会福祉法人御陽会明星学園、理事長、竹本典雅。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

本施設は、障害者福祉サービス施設として、障害をお持ちの方の住まいの場の提供と利用者の社会参加を支援する施設として、平成19年から活動されており、生活能力を身につけるための男性専用グループホームとして利用されているところでございます。利用状況としましては、16名の方が入居されているところでございます。

次のページに平面図がございます。

斜線で囲みました部分を貸し付けるものでございます。令和3年度からの更新を行うものでございますが、今回が3回目の契約更新となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 今、総務課長の説明でよう分かったんですけども、以前、これ、給食棟は地域の方が借られとったと思うんですけども、もう今は全然借られてないから白になっとっただろうと思いますけども、そのときの状況はやっぱり無償だったのかな。私どんが考えるのは、無償ならば有償もあり得るですよ。だけん、そのすみ分け。言わば、簡単に言うと、営利目的ならば有償ですよとか。こういうような社会福祉関係ならば無償と。そういうふうな考え方で普通はいいのかなと。どうですかね、その辺は。そういう考え方を持って、私は思っと思ったんですけど、またほかにもいろいろなあれがあるならば違うと思いますけども、その辺をちょっと説明していただくならと思いますけども。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。

申し訳ございません。給食棟の状況につきましては手元に資料がございませんで、後ほど回答

させていただきたいというふうに思います。

今回の無償条件の部分につきましては、もともと地域再生計画の中で、民間事業に対しまして、公共施設を貸し付けるというところで、理由としましては、地域の活性化や雇用創出に取り組むことですか、あるいは、もともと利用団体に無償で貸し付けることが地域再生計画になるということで、有償で貸し付けている部分もあると思います。民間の企業の方、営利の関係がありますが。ですから、この明星学園さんの場合には、平成19年度の貸付当初からも地域再生計画の方針に基づいて、施設の活用を行っているので、無償で貸し付けるというところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ちょっと教えてください。これは3年ごとの契約というふうに、何か決まりがあるのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 申し訳ございません。期間の定めがあるかどうかにつきましては、また後ほどしますが、従前から3年更新を行っているような状況でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ここが9年ですか、借りておられるということで、明星学園というのは大抵の方は御存じだと思うんですけども、こういうところが長く借りられるということになると、町のほうとしては、そのまま買い取ってもらうか何かしてもらったほうが、維持管理費は要らんとするということからすると、そっちのほうがいいんじゃないかと思うんですけども、多分向こう側からしなはんなら、買い取ってまではせんばいという話が出てくるかもしれませんけども、できたらそういった方面に進めていったほうが、町としては助かるんじゃないかと思はうんですけども、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、議員から御指摘ありましたとおり、町としましては、そういった買い取るということもありますけども、やはり希望される団体の事情等もありますので、一応交渉はしている例もございますが、結果としては貸借ということになっている状況です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 面積が1万6,388平米、それで建物だけは1,650平米、これを貸付対象物件としていますが、じゃあこの差の部分はどうなりますか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 学校用地としましてはグラウンド等も含めたところかなというふうに思いますので、その差と申しますのは、特に。財産として町が管理しているというふうな状況になります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「町有財産の無償貸付について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 町有の組合委託林立木の処分について

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第39号「町有の組合委託林立木の処分について」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

蘇陽支所長、飯星和浩君。

○蘇陽支所長（飯星和浩君） それでは、議案第39号について御説明いたします。

議案第39号、町有の組合委託林立木の処分について。

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

令和3年3月11日提出、山都町長。

- 1、物件の所在。所在地、山都町今字京塚590番1。面積1.2ヘクタール。
- 2、処分対象物件、立木495本。
- 3、分収金の額。売上価格（木材販売代金から係る経費を差し引いて得られた額）の7割。
- 4、造林契約の相手方。大迫部落造林組合、代表者、甲斐猛虎。

提案理由です。旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例第4条の規定に基づき、議会の議決を得るという必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

当該組合委託林につきましては、大迫部落を相手方として、昭和33年に立木処分代金の10分の7を造林組合側に交付する造林契約を締結し、植林、下刈り等の保育管理を行ってまいりました。

しかしながら、組合員の減少、それから高齢化により維持管理が困難になったことから、今回全伐の申請があったものでございます。

2枚目をお開きください。

処分対象物件の総括表でございます。樹種は杉、ヒノキ、松、その他広葉樹、数量にして495本です。これにつきましては、県森連に委託して毎木調査を行っております。

今後全伐を行い、木材販売代金から伐採経費、それから市場等の経費、市場等の経費、毎木調査委託料を差し引いた額の7割を組合に交付し、造林契約を解除します。

それから3枚目については、委託林の位置図でございます。表裏があります。

それから4枚目の表は、委託林の現況写真でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 分収林の伐採ということはよく理解できましたけれども、伐採の後の処分、処理、今後の経営についてはどのように考えているのか。また、地元と話し合っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 蘇陽支所長、飯星和浩君。

○蘇陽支所長（飯星和浩君） 伐採、全伐ということでございますから、特に部落の要望というのはございません。交渉したわけではございませんが、全伐で土地を荒らすことはできませんので、町としましては、水源涵養とか土砂防災・防止の観点から、荒廃しないように、植林といいますか、広葉樹等を植林することで、広く管理をするということに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） これは伐採届出を出した後、森林組合で植林が実施して、まず5年間は、森林組合のほうで下刈り等も行うようになっておりますので、分収林がそのような場合が適用できるのか、ぜひ調査してもらいながら、荒れることのないように、処理を今後検討していただきたいと切にお願いしておきます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） ちょっと関連したようなことですが、以前、蘇陽地区のほうで、やっぱ分収契約をされたところで、現在高の杉の販売金額と、それから経費を差し引いた金額で、その7対3なら7対3の割合で、町に山自体を立木のまま買い取ってもらうというようなことを2件ほど出たかというような記憶をいたしておりますが、蘇陽支所のほうに申請があったと思いますが、その比較ですね。例えば、その大迫部落の方が立木全部は処分したほうがいいのか、町に今の木材価格の見積りと経費を引いた残りで計算したほうがいいのか。そのところの検討はされたかということですね。もしも町が管理していかなんということになれば、その地区の取り分が一緒であれば、私はそういった形のほうが町の管理も要らんし、山の管理費も要らんし、そちらのほうがちょっと、ベストとは言いませんが、いいんじゃないかなというような気もするわけですよね。そのようなことをされたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 蘇陽支所長、飯星和浩君。

○蘇陽支所長（飯星和浩君） 処分の仕方ということですかね。前回までも、全部売り上げ、売買価格からいろんな事務経費等を引いた、経費を差し引いた額の割合7対3で処分するというので今回も計上させていただいております。特に比較といいますか、その処分の方法については、もう従前どおりということと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今、質問とちょっと違うような答えだったと思いますけれども。

もちろん、例えばこの分収契約の中で、条例の中でも、管理組合のほうが全伐をするというような意向が強ければ、そっちを優先せやんかもしれんですけれども、私が言うのは、支所長は御存じだと思いますが、以前あったわけですね。その経費の要った分を引いて、残りは7対3の、7割方を今の大迫部落の方に町からやることによって、分収契約を解除する、そして町のものになると。木が立ったような状況ならば、植林する必要もないし、町の経費としてはいいんじゃないかということだと思います。部落の人の意向ももちろん、造林組合の人の意向もありますので、なかなか難しいかと思いますが、そここのところの検討はされたかどうかというようなことでございます。

○議長（工藤文範君） 蘇陽支所長、飯星和浩君。

○蘇陽支所長（飯星和浩君） 分かりました。議員おっしゃるとおり、今までと違いますか、処分しなくて、保安林とかの関係で、権利だけを買って、そのままにしたという経緯は数件あったかと思います。

ただ、今回は、大迫部落からの全伐申請ちゅうのが上がったということで、こちらが動いたということでございますので、今回については処分というか、立木を処分して、その割合で組合に交付するという形を取らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第39号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「町有の組合委託林立木の処分について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第42号 財産の取得について

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第42号「財産の取得について」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第42号について説明します。

議案第42号、財産の取得について。

財産を次のとおり取得することとする。

令和3年3月24日提出、山都町長。

1、財産の表示です。番号、大字、字名、地番、登記地目、取得面積の順で読み上げます。面積については、地籍調査後の面積になります。

- 1、城平、字、原、618番1、田、3,304平方メートル。
- 2、城平、字、原、660番、田、976平方メートル。
- 3、城平、字、原、661番1、田、316平方メートル。
- 4、城平、字、原、665番、666番合併、田、1,470平方メートル。
- 5、城平、字、原、669番、田、936平方メートル。

合計の7,002平方メートルになります。

2番、取得目的。道の駅整備事業用地としての取得でございます。

3、取得代金。6,923万800円です。

4、相手方。住所、熊本市中央区水前寺6丁目18番1。氏名、熊本県です。

提案理由です。本件財産を取得するには、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき定める議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

1件5,000平米を超える土地の取得については、議会の議決を経る必要がありますので、今回提案をさせていただいたものです。

次のページをお開きください。

資料1になりますが、土地売買契約書になります。山都町が施行する道の駅整備事業のために必要な土地の売買について、売主たる土地の所有者熊本県（以下「甲」という）と買主山都町（以下「乙」という）とは、次のとおり契約を締結する。

以下、契約の内容ですけれども、右側の第12条の下のほうからですが、この契約は山都町議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議決を得られないときは無効となり、買主は一切の責任を負わないものとする。

この契約の証として契約書2通を作成して、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年3月18日、甲、熊本県、代表者、熊本県知事、蒲島郁夫。乙、山都町、代表者、山都町長、梅田穰です。

土地の表示については、先ほど申し上げましたけれども、土地の単価と金額を掲載しておりますので、御確認ください。

次のページ、資料2については、位置図になります。

最後の、次のページ、資料3は今回取得をします土地周辺の地籍修正図でございます。緑に着色をしているところが今回取得する土地になります。東側の黄色に着色をしている部分はえびすぱーなの敷地になります。それと、茶色、真ん中の茶色に着色をしたところが国道218号線、その北側の赤い部分が九州中央自動車道矢部インターチェンジの出口付近になります。

熊本県との交渉については、教育庁施設課を窓口交渉を重ねてきました。令和2年度に不動産鑑定業務を委託し、鑑定結果について、町の公有財産評価委員会で審議、価格の決定を行った

ところでは。

評価の方法については、取引事例比較法により算定しております。取引事例比較法は、対象不動産と条件が近い取引事例を収集した中から適切な事例を選択し、取引価格の事例から必要に応じて、対象不動産の事情補正や時点修正を行い、地域的要因及び個別的要因の比較を行って、求められた価格を比較考慮して、対象不動産の価格を求める方法でございます。

地域の設定につきましては、この図面で行きますと、緑の618の1については、郊外路線商業地域ということで評価をしております。それ以外の土地については、現況田んぼとなっておりますけれども、宅地見込み地として評価をしているところでございます。

以上で説明のほうを終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） このカラー刷りの、すいません、中央の620番の持ち主さんはどなたでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） すいません、今回は熊本県の土地だけを緑に表示をしております。真ん中のこの620というのは、近隣の部落の共有地になります。それと、個人の所有の土地が658の1になります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第40号「緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第40号について御説明いたします。

議案第40号、緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和3年3月11日提出、山都町長。

施設の名称。緑仙峡フィッシングパーク。指定管理者。住所、山都町緑川2012番地11。名称及び代表者。緑仙峡開発振興会、会長、春木孝光。指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由です。山都町緑仙峡フィッシングパーク条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

指定管理者候補者の選定結果について記載をしております。

1、募集及び選定の経過です。

当初、緑仙峡フィッシングパーク及び清流館について、10月1日から10月30日までを応募期間として定め、募集を行いましたけれども、応募がございませんでした。その後、緑仙峡開発振興会から、地域の高齢化が進み、清流館の食事の世話ができる人がいないと、緑仙峡フィッシングパークのみであれば、指定管理を受けたいというふうな申出があったところがございます。

再公募することは決めておりましたが、12月24日から1月29日まで、緑仙峡フィッシングパークと清流館を分けて再公募を行ったところ、緑仙峡フィッシングパークについて、緑仙峡開発振興会より応募があったところがございます。清流館については、応募がございませんでした。

2月19日に第7回の選定委員会を開催し、応募者のプレゼンテーション、ヒアリングを実施しております。

2、指定管理候補者及び選定理由です。指定管理候補者については、山都町緑川の緑仙峡開発振興会です。

1番の選定理由です。当該団体は、これまで管理をしてきた経験を有していること。それと、地域への思い、特に緑仙峡フィッシングパークを活用して地域を活性化したいとの思いが強いところが評価をされました。施設への来客を図ることはもとより、若い人たちがここに目を向けることで、地域を存続させる役割も担っているということです。

(2)の提案概要については、年間の委託料の提案価格については、年間256万8,000円、基準価格と同額でございます。

事業計画につきましても、もみじまつりの開催、九州脊梁トレイルランへの協力、登山者へのインストラクター紹介などこれまでの事業に加え、新たに五右衛門風呂の整備や軽食の提供、記念植樹の実施、SNSによる情報発信を行うというものでございます。近年、冬場のキャンプの需要が出てきたので、そういったものも取り込みたいという御提案でございました。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 今、課長が言われましたように、この清流館ですよ。今まで緑仙峡管理委託料ということで、450万円ですか、そこら辺出よったんですが、今度やっぱり分けてされとるんですけど、今後、清流館のとは公募されるのか、その辺が分からんし、もし公募されんで、このままなら、非常に荒れていくのはもったいなかような気がするんですよ。どうにかあそこば活用するようなあれはないかと思ってですね。

もちろん、人も減って、管理もなかなか難しかし、食事提供もでけんということが、お断りのあれだったというふうには聞いておりますけども、私も何回ともなくあそこには行つとるけどですね、非常にもったいなかですよ、そこら辺が。

誰かそういう、し手があればいいんですけど、公募しても、恐らくなかなか難しいんじゃないかなろうかと思うとは、あそこあたり管理あたりもちょっと。今度、指定管理に取られた方々をお願いしてでも、月に何回か掃除とか窓開けとか、そこら辺もしていただかには、そのまま密封状態で使わんということなれば、これまた荒れて、何て言うんですか、閉めたままならですね、いろいろ障害が出てきて、使えんごとなつとやなからうかという思いがあるものですから。

その辺はどうお考えですかね。お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今お尋ねのありました清流館につきましては、まだ正式に決まったわけでもないんですが、まず外部から、ちょっと借りてみたいとかいう話もちょうと現在来ているところではございます。ただ、まだその指定管理者として募集をするというところまでは行ってないという状況もございます。

それと、清流館は地元で月に1回程度、健康体操をやる場所として今まで使われてたということもありまして、4月以降、町のほうで管理者が決まるまでは直接管理をしていく必要があるかなというふうに思いますし、できるだけ指定管理者となられる方がいらっしゃいましたら、そちらのほうと共有させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） もし公募でも、誰かするってがあったなら、私は思うんですけども、単純計算すると、これ200万円ぐらいでしょうね、残りが。前の指定管理料からマイナスするんですよ。200万円ぐらいじゃあ、ちょっと難しいんじゃないかなろうかと思うんで、その辺のほうもちょっと検討されて、金額でも上げて、する人がおるならば、緑川のフィッシングパークあたりと一緒にコラボして、ある程度のことはできやせんかというふうに思いますけど、その辺も考えてみてください。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 私も13番議員と同じく、清流館のことを心配しておりますが、この下の提案、受けられた方々の提案事項の中に、九州脊梁トレイルランへの協力であるとか、登山者

へのインストラクター紹介、それからSNS等による情報発信というふうに、そもそも受けられないよおっしゃった理由に、もみじ祭もそうなんですけど、やはり地域がすごく今人数が減少してらして、しかも高齢化が進んでいるというところだと思うんですね。

そういう中で、本当に清流館の維持管理がどういうふうに、トレイルランのとき、あそこをメイン会場にして使いますよね。それから、そういう参加者の方々の宿泊の世話であるとか、そういったこともやるわけで、本当におっしゃるように、きちんと維持管理をしていかなければ、そのときだけ使うというのは非常に難しいんじゃないかというふうに思いました。

それから、今、九州脊梁のほうも非常に、ECO九州さんあたりが情報発信をきれいにしていらっしゃるので、登山者のニーズが非常に高まっている中で、やはりあそこを宿泊拠点として、連泊をして、いろんなところに入っていくというプランは非常にメリットが大きいものだというふうに思っていますので、そこら辺の、だから、この提案理由のところ、高齢化だからと言われる割には非常に頑張ったことを書いていらっしゃって、Facebook等々での発信なんかもですよ、現状、私が存じ上げている方々の中では、多分そういったことをしていらっしゃらないんだろうなと。青葉の瀬なんかについては、管理人の家族の方が情報発信、いろんなことをFacebook等々でしていらっしゃるので、お客さんが上がっているというふうにも思うんですが、そこら辺、どのぐらいの、例えば今、清流館では地域おこし協力隊みたいな方が一時期いらっしゃったというふうに思うんですけども、まずどういうふうな目算で、こういう提案をされたのか、ちょっと背景を伺いたいと思いますが。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、清流館については、食事の提供を毎朝しない、宿泊があったときにしないといけないということで、それを担っておられた御婦人の方がもうちょっとできない、食事の世話もできないということで、清流館のほうがちよっと指定管理のほうは受け入れないという話が発端だったように思います。食事の世話等が要らないキャンプ場、フィッシングパークのほうだけだったら、管理を受けられますというお話でございました。

先ほど議員からもありましたとおり、九州脊梁トレイルランですとか、登山者の宿泊拠点としての機能というのも当然果たしている場所でございます。そういう場所でもありますけれども、Facebookの発信というのは地元の振興会のほうから出たことでございます。なかなかその情報の発信というのができてないというところで、この選定委員会するときにも、もう少しフィッシングパークの情報発信を積極的にやったらどうかという、委員からの御指摘が提案者のほうにもあったところでございます。

そういったところを踏まえて、今後、情報発信について積極的に行うというような、今後行っていくというご提案であったというふうに思います。なかなかこの情報発信ができていないというところがございますけれども、今後取り組んでいくということで、御提案がありました。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 分かりました。この審査会というか、指定管理者の業者を決めるときに、点数等々つけられたと思うんですが、そういったののポイントがどこにあったのかなというふうには、ちょっと資料不足じゃないかというふうに思っています。

それから、やはり清流館については、先ほど申しあげましたように、町がもうちょっと肝をいれてでも、その問合せがあっているというふうなこともおっしゃったけれども、やっぱりあそこの財産を、山に入る方々のそういう拠点として活用される方向も十分検討していただきたいなど。指定業者がおらんけんといって、野放しにというか、手放してしまうというふうには非常にもったいない。やっぱり、今はどうしても、ホテルとは言えない、本当に研修施設なので、教室をちょっと改造したぐらいで、おしゃれなどはちょっと言えないかもしれないけれども、やはり清潔感を保って、そういった方々に廉価で開放すれば必ず、そしてその地元の民間の登山業者の方々とも連携をすれば、きっといいものになるんじゃないかなというふうに思っていますので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今ありました清流館のところなんですけど、ここにも書いてありますよ、九州脊梁トレイルランへの協力なんですけど、あそこはいつもそのときは前泊をされて、前泊のときは多いんですね。参加者の皆さんが、前夜祭みたいにして、にぎわっておられました。

今後、協力はする、けども、そこの管理はしませんということは、しないということは、町が切り離れたということですので、先ほどから各議員が御心配のように、どのようにされるのか。今後、先ほど課長は、清流館はほかの方がちょっと相談して手を挙げられていると。じゃあ、その方が何かほかの行事に、ほかのことに事業に使われるのならば、もう今度、トレイルランのときの来られたお客さんはどこに泊めるのかとか、誰がお世話するのかってなりますが、そこらはどうのように検討して分離してされたのですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 清流館については、簡易の宿泊施設ということで、前のほうにもグラウンドがございますので、その利用目的は崩さないところでの御提案でございましたので、そこの御提案があったところが借りていただければ、そういったトレイルランとかいろんなイベントのときにも使用が可能ではないかというふうには考えております。ほかの利用目的に使うということはちょっと想定しておりませんで、今までのような宿泊施設ということでの利用を現在想定しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） でしたら、食事の提供だけをやめて、そこも管理を一緒にして、指定管理で出したらよかったんじゃないかなあと思いますが、そこは考えられなかったんですか。検討されなかったんですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 食事の提供、朝の御飯の提供までというふうなことで、指定管理のほうも考えておりました。食事の提供なしで、ただ素泊まりのということだと思えますけれども、それも含めて、今後考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第40号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 同意第1号 山都町監査委員の選任について同意を求める件

○議長（工藤文範君） 日程第13、同意第1号「山都町監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

監査委員志賀美枝子君の退出を求めます。

〔監査委員志賀美枝子君 退出〕

○議長（工藤文範君） 提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第1号、山都町監査委員の選任について同意を求める件。

次の者を山都町監査委員に選任したいので、同意を求める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

同意を求める者。住所。山都町金内201番地。氏名、志賀美枝子。生年月日、昭和23年1月1日、73歳。

提案理由。監査委員を選任するには、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これがこの同意を提出する理由です。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号「山都町監査委員の選任について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 全員起立です。

したがって、同意第1号「山都町監査委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

〔監査委員志賀美枝子君 入室〕

日程第14 同意第2号 山都町教育長の任命について同意を求める件

○議長（工藤文範君） 日程第14、同意第2号「山都町教育長の任命について同意を求める件」を議題とします。

教育長井手文雄君の退出を求めます。

〔教育長井手文雄君 退出〕

○議長（工藤文範君） 提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第2号、山都町教育長の任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育長に任命したいので、同意を求める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

同意を求める者。

山都町浜町48番地プレジール201。井手文雄。生年月日、昭和32年8月5日生まれ、満63歳。

提案理由。教育長を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これがこの同意を提出する理由です。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 同意第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号「山都町教育長の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 全員起立です。

したがって、同意第2号「山都町教育長の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。しばらくお待ちください。

〔教育長井手文雄君 入室〕

日程第15 同意第3号 山都町教育委員の任命について同意を求める件

○議長（工藤文範君） 日程第15、同意第3号「山都町教育委員の任命について同意を求める

件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第3号、山都町教育委員の任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので、同意を求める。

令和3年3月11日提出、山都町長。

同意を求める者。山都町浜町93番地。坂梨理恵子。昭和36年7月30日生まれ、満59歳。

提案理由。教育委員を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが同意を提出する理由です。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 同意第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、3件目の人事についてなんですけれども、いずれの方も継続という事で、何ら、私は人柄に対して何も言うものではないんです。ただ、幾ら続投だからといって、やっぱちょっと町長の提案理由が薄く過ぎないかなというふうな。なぜこの方に頼むのかなというところを本当はお聞かせいただきたかった。今さらいいです。

この教育委員に関しても、今回続投です。坂梨さんの人柄そのものは本当に私はよく知っていますし、一生懸命これに取り組んでいらっしゃることも存じ上げています。ただ、教育委員については、前回の委員の選任のときにも、せっかくシステムをつくったのに、やっぱり続投されていくという。4人が上手にというか、やっぱりそこで固定されるものではなく、任期が上手に代わっていく。やっぱり4人いらっしゃる中で、1人ずつが代わっていくということで、次につながっていくというシステムがやっときれいにでき上がったところなので、今回多分私が思うに、この間も質問させていただきましたが、学校規模適正委員会の報告が上がって、これからまた来年度、教育委員会ですそれをまたつなげていく、議論をしていかなくちゃいけないというところで、交代はあまり得策ではないのかというふうなことを思われたんじゃないかなというふうに想像はしております。けれども、せっかくのシステムのことについては、どのようにお考えかというところだけを1点お伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） もう今、吉川議員から言われたとおりだというふうに思っております。やはり早い時期の適正委員会が、まだ報告書は私のところに上がっておりませんが、また継続性も大事にしたいなという思いがあって、人物的には今ありましたように、私も十分承知をしておる方でございますので、そのような思いの中で提案をしたところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから同意第3号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 全員起立です。

したがって、同意第3号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第16 議員派遣の件

○議長（工藤文範君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第17 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第17、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第1回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時35分

令和3年3月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第36号	工事請負契約の締結について	3月11日	原案可決
議案第37号	工事請負変更契約の締結について	3月11日	原案可決
議案第41号	物品売買契約の締結について	3月11日	原案可決
議案第5号	山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月11日	原案可決
議案第6号	山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3月11日	原案可決
議案第7号	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	3月11日	原案可決
議案第8号	山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	3月11日	原案可決
議案第9号	山都町行政区設置条例の一部改正について	3月11日	原案可決
議案第10号	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	3月11日	原案可決
議案第11号	山都町道路占用料徴収条例の一部改正について	3月11日	原案可決
議案第12号	山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	3月11日	原案可決
議案第13号	山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	3月11日	原案可決
議案第14号	山都町営住宅を山都町復興一般住宅に建替える場合等の入居の特例に関する条例の制定について	3月11日	原案可決
議案第15号	山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第16号	山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第17号	山都町井無田高原キャンプ場条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第18号	山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第19号	山都町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について	3月17日	原案可決
議案第20号	山都町町道維持管理基金条例の制定について	3月17日	原案可決
議案第21号	山都町介護保険条例の一部改正について	3月17日	原案可決
議案第22号	山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	3月17日	原案可決
発委第1号	山都町議会委員会条例の一部改正について	3月18日	原案可決
発委第2号	山都町議会広報の発行に関する規則の一部改正について	3月18日	原案可決
発委第3号	山都町議会会議規則の一部改正について	3月18日	原案可決

発委第4号	山都町議会タブレット端末運用に関する規則の制定について	3月18日	原案可決
議案第23号	令和2年度山都町一般会計補正予算(第12号)について	3月18日	原案可決
議案第24号	令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	3月18日	原案可決
議案第25号	令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	3月18日	原案可決
議案第26号	令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について	3月18日	原案可決
議案第27号	令和2年度山都町病院事業会計補正予算(第2号)について	3月18日	原案可決
	山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙	3月18日	原案可決
議案第28号	令和3年度山都町一般会計予算について	3月19日	原案可決
議案第29号	令和3年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月24日	原案可決
議案第30号	令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
議案第31号	令和3年度山都町介護保険特別会計予算について	3月24日	原案可決
議案第32号	令和3年度山都町国民宿舎特別会計予算について	3月24日	原案可決
議案第33号	令和3年度山都町簡易水道特別会計予算について	3月24日	原案可決
議案第34号	令和3年度山都町水道事業会計予算について	3月24日	原案可決
議案第35号	令和3年度山都町病院事業会計予算について	3月24日	原案可決
議案第38号	町有財産の無償貸付について	3月24日	原案可決
議案第39号	町有の組合委託林立木の処分について	3月24日	原案可決
議案第42号	財産の取得について	3月24日	原案可決
議案第40号	緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について	3月24日	原案可決
同意第1号	山都町監査委員の選任について同意を求める件	3月24日	原案同意
同意第2号	山都町教育長の任命について同意を求める件	3月24日	原案同意
同意第3号	山都町教育委員の任命について同意を求める件	3月24日	原案同意
	議員派遣の件	3月24日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	3月24日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
